契約概要／注意喚起情報

ご契約のしおり・約款

TOKIO MARINE NICHIDO

2010.3改定

長割り終身

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険

5年ごと利差配当付
終身保険

今もあんしん　ずーっとあんしん

東京海上日動あんしん生命

■この冊子には、ご契約にともなう大切なことがらを記載しております。

ご一読され、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。
お申し込みいただきましたら、後ほどお届けする保険証券とともに保存され、ご活用ください。

どんなことが書いてあるのかな？

■内容は次の部分に分かれています。

契　約　概　要

ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。

注　意　喚　起　情　報

ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。

『契約概要』『注意喚起情報』につきましては、ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご理解・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

ご　契　約　の　し　お　り

ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

約　　款

「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、『普通保険約款』と『特約条項』があります。

どこを読めばよいのかな？

この冊子には、複数の保険種類や特約を記載しておりますので、ご契約後には、ご契約いただいている主契約や特約を保険証券にてご確認のうえ、この冊子の該当部分をご覧いただきますようお願いいたします。

契 約 概 要

契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

2010.3 改定

長割り終身

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険

この保険の特長と仕組

特長 **この保険は割安な保険料(※)で万一の保障を終身にわたり確保できる商品です。**

※低解約返戻金期間中の解約返戻金は、別途販売しております「5年ごと利差配当付終身保険」の70%となりますので、保険料が割安になっています。

ご契約例 (計算基準日:平成22年3月2日)

ご契約年齢:30歳(男性)
保険金額:1,000万円(※)
保険期間:終身
保険料払込方法:月払(口座振替扱)
保険料払込期間:60歳まで

低解約返戻金期間:ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
低解約返戻金割合:70%
月払保険料(口座振替扱):17,040円
※保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引が適用されます。

＜仕組図＞

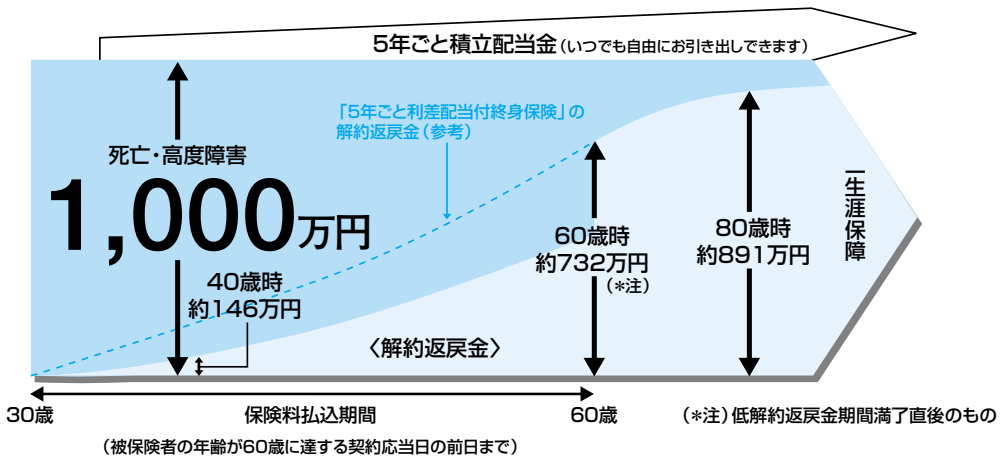

保険金のお支払い

被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に保険金をお支払いいたします。

解約返戻金

解約返戻金の額は、契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数などにより異なります。
ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特に契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。
「低解約返戻金期間」中の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」の70%です。「低解約返戻金期間」満了後の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」と同額です。

契約者配当

契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合にご契約後5年ごとにお支払いします。(これを「5年ごと利差配当」といいます。)
ご契約が継続している場合は、契約者配当金を当社所定の利率(この利率は経済情勢により変動することがあります。)で積み立てていきます。(これを「5年ごと積立配当金」といいます。)
5年ごと積立配当金は、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

(注)契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績によって変動(増減)し、お支払いできないこともあります。

特約について

この保険に付加できる主な特約は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

特約名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金
平準定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
逓減定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
家計保障定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
災害割増特約	不慮の事故(※2)や所定の感染症で死亡・所定の高度障害状態	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
傷害特約（本人型）	不慮の事故(※2)や所定の感染症で死亡	災害死亡保険金
	不慮の事故(※2)で所定の身体障害状態	障害給付金
災害入院特約（本人型）(※1)	不慮の事故(※2)で5日以上継続した所定の入院	入院給付金【入院給付金日額×（入院日数－4日）】
疾病入院特約（本人型）(※1)	病気で5日以上継続した所定の入院	入院給付金【入院給付金日額×（入院日数－4日）】
	病気または不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害で所定の手術	手術給付金【入院給付金日額×（40・20・10倍）】
リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるとき(※3)	特定状態保険金
指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

（※1）1入院の支払限度日数の型は「120日型」「360日型」「730日型」から選択できます。通算の支払限度日数はいずれの型も730日となります。
（※2）不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定のお支払事由に該当した場合にお支払いの対象となります。
（※3）日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が行います。ただし、主契約または所定の特約が更新される場合を除き、主契約または所定の特約の保険期間の満了前1年以内は特定状態保険金の請求はできません。また、特定状態保険金のご請求額は、主契約と所定の特約の保険金額以内かつ被保険者お1人について3,000万円以内（他の保険契約と合算します。）となります。

ご検討に際してご留意いただきたい点

●主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消の場合・不法取得目的によるご契約の無効の場合等、保険金・給付金等をお支払いできない場合がございます。なお、所定の高度障害状態に該当し主契約の高度障害保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金・給付金等のお支払いはありません。
●上記の特約につきましては、契約者配当金はありません。
●付加できる特約につきましては、上記の特約以外に「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」などがございます。詳細は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
●実際のご契約内容（保険金額・保険料など）につきましては、申込書の該当箇所をご参照ください。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口について

当社の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等につきましては、当社総合カスタマーセンターへご連絡ください。
なお、ご契約お申し込みの手続きに関しましては、当社の代理店・取扱者までご相談をお願いいたします。

総合カスタマーセンター　0120-016-234
受付時間　平日 9：00～19：00、土曜 9：00～17：00
（日・祝日・年末年始を除きます。）

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。（**ホームページアドレス；http://www.seiho.or.jp/**）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京都中央区銀座5-3-16〒104-0061
URL:http://www.tmn-anshin.co.jp/

＜生命保険についてのご相談・お問い合わせは＞
総合カスタマーセンター
0120-016-234
受付時間 平日 9:00～19:00
土曜 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます。）

TOKIO MARINE NICHIDO

募資 '09-KF04-020

契　約　概　要

契約概要は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

5年ごと利差配当付 終身保険

2010.3 改定

この保険の特長と仕組

特長　**この保険は万一の保障を終身にわたり確保できる商品です。**

ご契約例（計算基準日：平成22年3月2日）

ご契約年齢：30歳（男性）
保険金額：1,000万円(※)
保険期間：終身
保険料払込期間：60歳まで

保険料払込方法：月払（口座振替扱）
月払保険料（口座振替扱）：20,350円
※保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引が適用されます。

＜仕組図＞

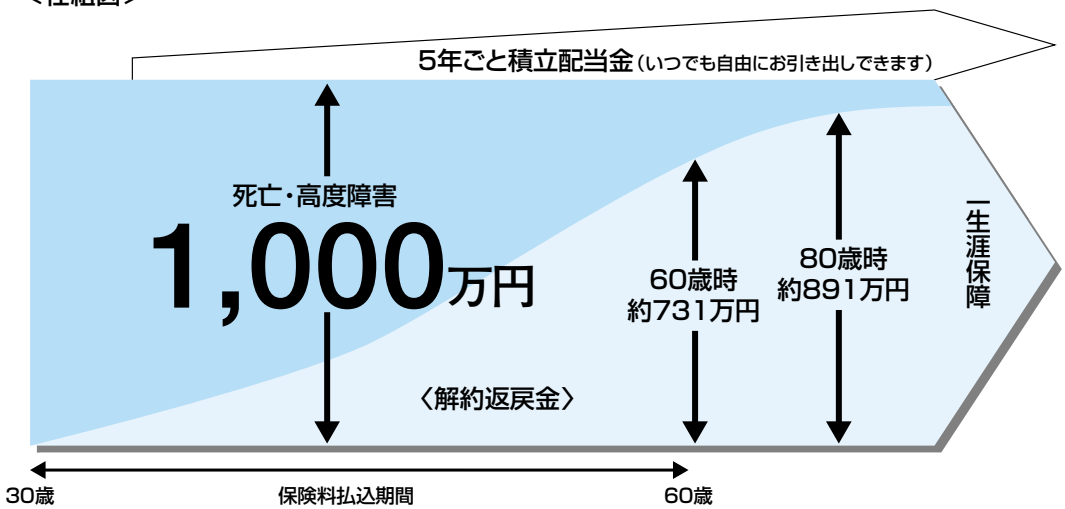

保険金のお支払い

被保険者が死亡または所定の高度障害状態になられた場合に保険金をお支払いいたします。

解約返戻金

解約返戻金の額は、契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数などにより異なります。
ご契約を途中でおやめになると解約返戻金は多くの場合、お払込保険料の合計額より少ない金額になり、特に契約後短期間で解約された場合はほとんどありません。

契約者配当

契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合にご契約後5年ごとにお支払いします。（これを「5年ごと利差配当」といいます。）
ご契約が継続している場合は、契約者配当金を当社所定の利率（この利率は経済情勢により変動することがあります。）で積み立てていきます。（これを「5年ごと積立配当金」といいます。）
5年ごと積立配当金は、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

（注）契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また、運用実績によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

特約について

この保険に付加できる主な特約は以下のとおりです。詳細は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

特約名称	お支払事由の概要	お支払いする保険金・給付金
平準定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
逓減定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
家計保障定期保険特約	死亡・所定の高度障害状態	特約死亡保険金・特約高度障害保険金
災害割増特約	不慮の事故(※2)や所定の感染症で死亡・所定の高度障害状態	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
傷害特約（本人型）	不慮の事故(※2)や所定の感染症で死亡	災害死亡保険金
	不慮の事故(※2)で所定の身体障害状態	障害給付金
災害入院特約（本人型）(※1)	不慮の事故(※2)で5日以上継続した所定の入院	入院給付金【入院給付金日額×（入院日数－4日）】
疾病入院特約（本人型）(※1)	病気で5日以上継続した所定の入院	入院給付金【入院給付金日額×（入院日数－4日）】
	病気または不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害で所定の手術	手術給付金【入院給付金日額×（40・20・10倍）】
リビング・ニーズ特約	余命が6か月以内と判断されるとき(※3)	特定状態保険金
指定代理請求特約	被保険者である保険金等の受取人が、病気やケガにより保険金等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の代理請求を行うことができます。	

（※1）1入院の支払限度日数の型は「120日型」「360日型」「730日型」から選択できます。通算の支払限度日数はいずれの型も730日となります。
（※2）不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定のお支払事由に該当した場合にお支払いの対象となります。
（※3）日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が6か月以内であることを意味し、その判断は医師に記入いただいた診断書や請求書類に基づいて当社が行います。ただし、主契約または所定の特約が更新される場合を除き、主契約または所定の特約の保険期間の満了前1年以内は特定状態保険金の請求はできません。また、特定状態保険金のご請求額は、主契約と所定の特約の保険金額以内かつ被保険者お1人について3,000万円以内（他の保険契約と合算します。）となります。

ご検討に際してご留意いただきたい点

- 主契約および特約に関して、免責事由に該当した場合、告知義務違反によるご契約の解除の場合、詐欺による取消の場合・不法取得目的によるご契約の無効の場合等、保険金・給付金等をお支払いできない場合がございます。なお、所定の高度障害状態に該当し主契約の高度障害保険金が支払われた場合は、ご契約は消滅し、以後の保険金・給付金等のお支払いはありません。
- 上記の特約につきましては、契約者配当金はありません。
- 付加できる特約につきましては、上記の特約以外に「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」などがございます。詳細は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。
- 実際のご契約内容（保険金額・保険料など）につきましては、申込書の該当箇所をご参照ください。

生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口について

当社の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等につきましては、当社総合カスタマーセンターへご連絡ください。
なお、ご契約お申し込みの手続きに関しましては、当社の代理店・取扱者までご相談をお願いいたします。

総合カスタマーセンター　0120-016-234

受付時間　平日 9：00～19：00、土曜 9：00～17：00
（日・祝日・年末年始を除きます。）

（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、生命保険に関する様々な相談・照会・苦情をお受けしております。（**ホームページアドレス；http://www.seiho.or.jp/**）
また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っています。

取扱者/代理店

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
東京都中央区銀座5-3-16〒104-0061
URL:http://www.tmn-anshin.co.jp/

＜生命保険についてのご相談・お問い合わせは＞
総合カスタマーセンター
0120-016-234
受付時間 平日 9:00～19:00
土曜 9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます。）

TOKIO MARINE NICHIDO

募資 '09-KF04-019

注意喚起情報

■「注意喚起情報」は、ご契約のお申込みに際して、特にご注意いただきたい事項を記載しております。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。

■「注意喚起情報」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1 お申込みの撤回やご契約の解除（クーリング・オフ）ができます

◆お申込者またはご契約者は、**「ご契約のお申込日」**または**「第１回保険料相当額の領収日」**のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。この場合、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。詳しくは、「ご契約のしおり（ご契約に際して）」**“3. クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）”**をご覧ください。

2 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください

ご契約者や被保険者には、健康状態等について正しく告知をしていただく義務があります。

どうして、告知が必要なのかな？

・生命保険は多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されますと、保険料負担の公平性は保たれません。
・ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間等。以下同じ。）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
・診査を行うご契約の場合（医師扱）には、当社指定の医師が被保険者の過去の傷病歴等についておたずねしますので、その医師に口頭により事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。口頭により告知いただいた内容は、医師により記録されますのでご確認のうえ、自署欄にご署名ください。

ご注意

● 告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます。）・生命保険面接士は告知受領権がなく、生命保険募集人・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

傷病歴等がある方への引受対応（特別条件付引受）について

過去に傷病歴がある場合、どのような取扱いになるのかな？

・当社では、ご契約者間の公平性を保つため、お客様のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行うことがあります。傷病歴等がある場合でも、その内容やご加入される保険種類によってはお引き受けすることがあります。（お引き受けできないことや「保険料の割増」「保険金の削減」「特定部位の不担保」「特定障害不担保」等の特別な条件をつけてお引き受けすることもあります。）

＜傷病歴・通院事実等を告知された場合＞

・所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となる場合があります。
・ご契約の引受けについて、告知の内容や上記の結果等から、以下のいずれかの決定とさせていただきます。

1	2	3
無条件でご契約をお引き受けさせていただきます	特別な条件付（保険料の割増、保険金の削減、特定部位の不担保等）のうえでご契約をお引き受けさせていただきます	今回のご契約はお断りさせていただきます

もし事実を告知されなかったり事実と違うことを告知された場合には、ご契約または特約を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

告知義務違反になると、どうなるの?

・告知いただくことがらは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活または復旧の場合は、復活日または復旧日)から2年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
・責任開始日、復活日または復旧日から2年を経過していても、保険金や給付金の支払事由等が2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
・告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金や給付金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。(ただし、「保険金・給付金等の支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みを免除することがあります。)この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

上記のご契約または特約を解除させていただく場合以外にも、ご契約または特約の締結状況等により、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。

例えば、どんな場合?

・例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消を理由として、保険金・給付金等をお支払いできないことがあります。
・この場合、
　・告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消となることがあります。
　・また、すでにお払い込みいただいた保険料はお返しいたしません。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

どんな点に、気をつければ良いのかな?

・一般の契約と同様に告知義務があります。
・「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は、「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
・また、詐欺による契約の取消の規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約の引受ができなかったり、その告知をされなかったために、上記のとおり解除・取消となることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

ご契約の内容などについて、ご確認させていただく場合があります。

・当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容等について確認させていただく場合があります。

3 保障は告知と第1回保険料相当額のお払込みがともに完了した時から開始します

◆お申し込みいただいたご契約を当社が承諾(お引き受けすることを決定)した場合には、第1回保険料相当額を当社が受け取った時(告知前に受け取ったときは告知の時)から保険契約上の責任を負います。

◆第1回保険料相当額をクレジットカードによりお払い込みされた場合は、当社がクレジットカードの有効性等を確認した時(告知前に確認したときは告知の時)から保険契約上の責任を負います。(クレジットカードによる保険料のお払込みが可能な商品の場合)

◆当社の取扱者／代理店(生命保険募集人)は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

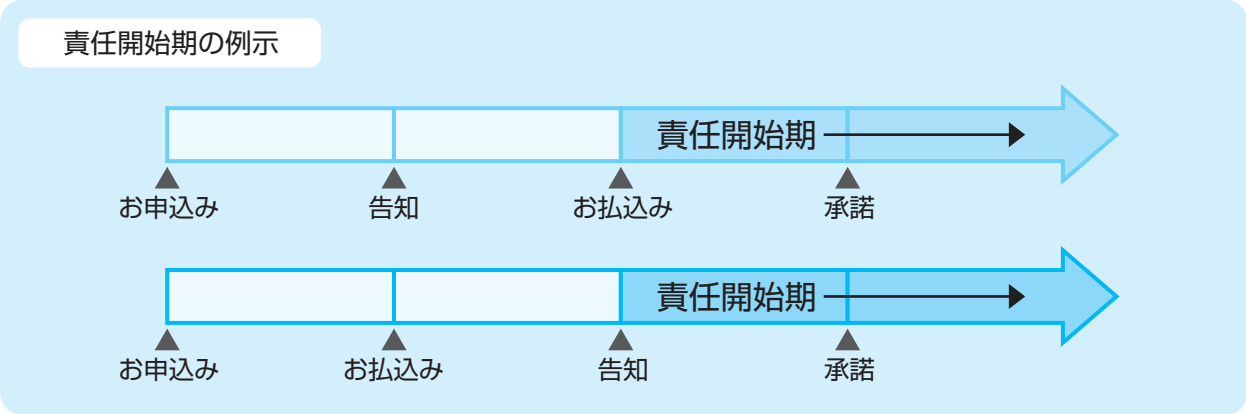

4 保険金・給付金等がお支払いできない場合や、保険料のお払込みの免除がされない場合があります

◆次のような場合には、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除ができません。

- 免責事由に該当した場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または保険金・給付金受取人等が、故意に被保険者を死亡させた場合や故意または重大な過失による支払事由該当の場合など)
- 疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じている場合(約款に特に定めがない限り、原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていた場合には、お支払事由に該当いたしません。)
- ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人の詐欺行為によりご契約が取消となった場合や、保険金・給付金等の不法取得目的があり、ご契約が無効となった場合
- 故意または重大な過失によって告知がなかったり、事実と違うことを告知し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となった場合
- 保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたときなど、重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合

5 保険金・給付金等の請求の際はすみやかに当社にご連絡ください

◆お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますので、ご確認ください。

◆お客様からのご請求に応じて、保険金・給付金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、すみやかに当社の取扱者／代理店または総合カスタマーセンターへご連絡ください。

保険金請求のお問い合わせ先

総合カスタマーセンター

0120-536-338

受付時間　平日　9:00～19:00
土曜　9:00～17:00
（日・祝日・年末年始を除きます。）

◆当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

◆保険金・給付金等のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

◆被保険者が受取人となる保険金・給付金等について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、ご契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した指定代理請求人などがご請求することができます。指定代理請求人または代理請求できる方に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

※詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

6 第2回以後の保険料は、払込期月中に当社へお払い込みください

◆保険料は払込期月（保険料をお払い込みいただく月）内にお払い込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けております。

◆保険料の払込期月と払込猶予期間は次のようになります。

	払込期月	払込猶予期間
月払	月単位の契約応当日の属する月の１日から末日まで	払込期月の翌月の１日から末日まで
年払	年単位の契約応当日の属する月の１日から末日まで	払込期月の翌月の１日から翌々月の月単位の契約応当日まで（ただし、契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ、４月、８月、１月の各末日まで）

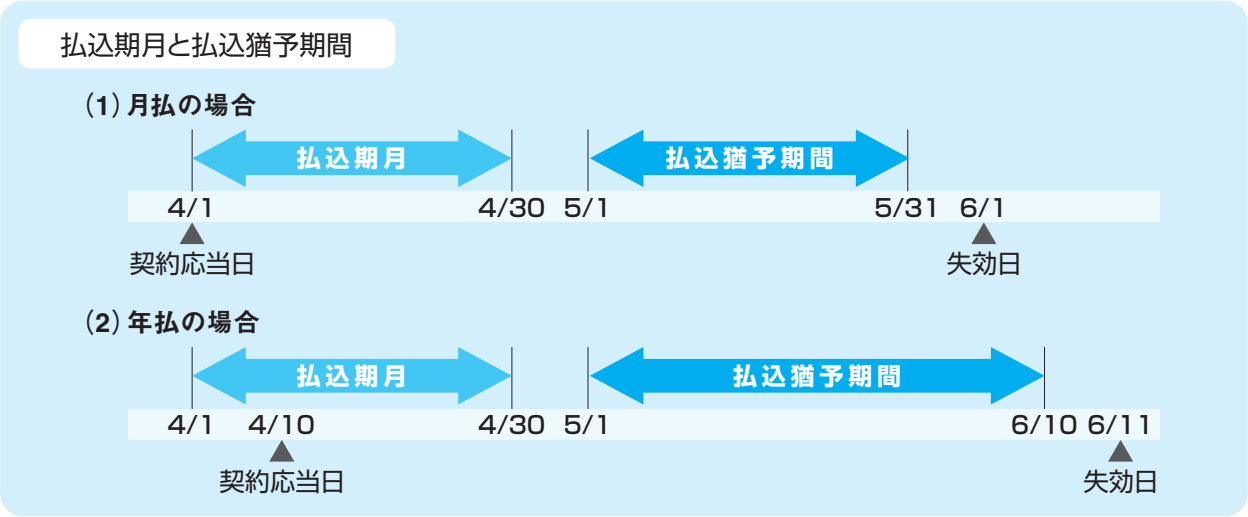

◆払込猶予期間内にお払込みがないと、ご契約は失効(ご契約の効果がなくなり、保障がなくなること)します。ただし、保険料の振替貸付が可能な場合には、保険契約者から特に反対のお申出がない限り当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。立替利息は当社所定の利率で計算します。

◆なお、いったん失効したご契約でも、失効後 3 年以内であれば、ご契約の復活を請求することができます。この場合、告知(ご契約によっては診査)と、失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては復活できない場合があります。

◆ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

7 解約の際にはご注意ください

◆お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金のお支払い、ご契約の締結や維持に必要な経費に充てられます。したがって解約されますと、解約返戻金は多くの場合、保険料払込満了後も含めて払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

◆解約返戻金は、保険の種類・ご契約年齢・性別・経過年月数・保険料払込年月数などによっても異なりますが、特に、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

ご注意

- 長割り終身(5 年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険)には、その期間中の解約返戻金を低く設定している低解約返戻金期間があります。

8 生命保険会社が破綻した場合等には、保険金額・年金額・給付金額等が削減されることがあります

◆保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

◆当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなりますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

9 ご契約の乗換えはお客様にとって不利益になることがあります

◆現在ご契約の保険契約の解約、減額を前提に、新たな保険契約のお申込み（ご契約の乗換え）をご検討される場合には、多くの場合、解約返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。このほかに配当請求権が消滅したり、新たな保険契約が健康状態などによりお引き受けできない等、お客様に不利益となることがあります。

10 生命保険に関するご相談・ご意見・ご要望の窓口は？

◆当社の生命保険のお手続き（ご契約内容の変更等）やご契約に関する照会等につきましては、当社総合カスタマーセンターへご連絡ください。なお、ご契約お申し込みの手続きに関しましては、当社の代理店・取扱者までご相談をお願いいたします。

お問い合わせ先　総合カスタマーセンター　0120-016-234
受付時間　平日　9:00～19:00
土曜　9:00～17:00
（日・祝日・年末年始を除きます。）

◆（社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「地方連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

ホームページアドレス：http://www.seiho.or.jp/
TEL：03-3286-2648（生命保険相談所）

◆また、生命保険相談所が苦情の申出を受けたときから原則として１か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、苦情・紛争処理のための公正な機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

ご契約のしおり・約款

〈ご契約のしおり〉
ご契約についての重要事項、諸手続き、税法上の取扱いなど、ぜひ知っていただきたい事項をわかりやすくご説明しています。

〈約款〉
ご契約についてのとりきめを、くわしく説明しています。ご契約のしおりとあわせてお読みいただき、ご契約内容を正確にご理解いただきますようお願いいたします。

■ 目的別　目次

■ご契約に際して

いつから保障が開始するのか知りたい。

お申込み

保障の責任開始期 …… 18ページ

申込みを撤回したい。

お申込み

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回または契約の解除） … 17ページ

告知義務について知りたい。

お申込み

健康状態・職業などの告知について …… 18ページ

保険用語の意味を知りたい。

保険用語

主な保険用語のご説明 …… 8ページ

■保険の特長やしくみについて

この保険の特長やしくみを知りたい。

特長・しくみ

長割り終身について …… 22ページ
5年ごと利差配当付終身保険について … 24ページ

特約について知りたい。

特長・しくみ

特約について …… 26ページ

■保険料について

保険料の払込方法を変えたい。

保険料

保険料の払込方法（経路）について … 60ページ

保険料払込みの猶予期間について知りたい。
保険料の負担を減らしたい。

保険料

ご契約の効力がなくなる場合（失効）について 62ページ
保険料のお払込みが困難になられたとき 65ページ

■保険金・給付金等のお支払いについて

保険金・給付金等の
請求手続き
について知りたい。

保険金・給付金等

保険金・給付金等の
ご請求手続きの流れ …… ▶ 38 ページ

保険金・給付金等の
代理請求に
ついて知りたい。

保険金・給付金等

保険金・給付金等の
代理請求について …… ▶ 53 ページ

保険金・給付金等が
受け取れないケース
について知りたい。

保険金・給付金等

死亡保険金などを
お支払いできない場合 …… ▶ 41 ページ

受取人を**変更**したい。

保険金・給付金等

死亡保険金受取人の
変更について …… ▶ 56 ページ

■ご契約後について

保険を
解約したい。

ご契約後

解約返戻金について …… ▶ 78 ページ

急にお金が
必要になった。

ご契約後

ご契約者貸付について …… ▶ 82 ページ

生命保険料控除や
保険金などにかかわる
税金について知りたい。

ご契約後

生命保険と税金について … ▶ 83 ページ

■ ご契約のしおり　目次

主な保険用語のご説明

主な保険用語のご説明 …… 8
この保険独自の保険用語のご説明 …… 13

ご契約に際して

1．保険契約の締結と生命保険募集人の権限 …… 16
2．個人情報の取扱いに関するご案内 …… 16
3．クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除） …… 17
4．ご契約のお申込みの際のご注意点 …… 18
5．保険会社の責任開始期 …… 18
6．本人確認 …… 19
7．新たな保険契約への乗換え …… 19

保険の特長としくみ

8．主契約について …… 22
9．付加できる特約について …… 26

保険金・給付金等について

10. 保険金・給付金等の請求の流れと注意点 …… 38
11. 保険金・給付金等のお支払期限について …… 40
12. 保険金・給付金等をお支払いできない場合 …… 41
13. 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例 …… 44
14. 保険金・給付金等の代理請求について …… 53
15. 死亡保険金受取人の変更について …… 56
16. 保険金・給付金等の請求について …… 57

保険料

保険料について

17. 保険料のお払込み……60
18. 保険料をまとめて払い込む方法……61
19. 保険料の払込期月と猶予期間および復活について……62
20. 保険料のお払込みが不要となった場合……64
21. 保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法……65

見直し

保障内容の見直しについて

22. 特約の中途付加と追加契約……70
23. 保障内容変更制度……71
24. 変換制度……74

ご契約後

ご契約後について

25. ご契約の解約と解約返戻金……78
26. 契約者配当金……81
27. 保険契約者に対する貸付け……82
28. 生命保険と税金について……83

お知らせ

その他生命保険に関するお知らせ

29. 保険金額・給付金額等が削減される場合……86
30. 生命保険契約者保護機構……86
31. 契約内容登録制度・契約内容照会制度……88
32. 支払査定時照会制度……89
33. ご契約内容等の取扱い……89

■ 約款　目次

約　款

主契約（普通保険約款）

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険普通保険約款……2
5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款……21

約　款

特約（特約条項）

平準定期保険特約条項……41
逓減定期保険特約条項……51
家計保障定期保険特約条項……62
災害割増特約条項……93
傷害特約条項（本人型）……105
災害入院特約条項（本人型）……121
疾病入院特約条項（本人型）……135
リビング・ニーズ特約条項……151
指定代理請求特約条項……161
5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項……164
保険契約の変換に関する特約条項……168
特別条件付保険特約条項……170
保険料口座振替特約条項……175
団体扱特約条項Ⅰ……177
団体扱特約条項Ⅱ……180
保険料クレジットカード払特約条項……182

ご契約のしおり

主な保険用語のご説明

■主な保険用語のご説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

■この保険独自の保険用語のご説明・・・・・・・・・・・・13

主な保険用語のご説明

※このご説明は、生命保険に関する一般的な用語を掲載しております。
実際のお取扱いは、ご契約いただいた保険種類・ご契約内容によって異なることがあります。

い

一時払（いちじばらい）

ご契約のお申込時に、**保険期間**全体の**保険料**として一時にお払い込みいただく方法のことをいいます。

一括払（いっかつばらい）

月払契約の場合で、当月分以後の**保険料**をまとめてお払い込みいただくことをいいます。

う

受取人（うけとりにん）

保険金・給付金・年金などを受け取れる人のことをいいます。

か

解除（かいじょ）

告知義務違反があった場合などに、**保険期間**の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。

解約（かいやく）

保険期間の途中で、ご契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。解約されますと、以後の保障はなくなります。

解約返戻金（かいやくへんれいきん）

ご契約を**解約**された場合などに、ご契約者にお支払いするお金のことをいいます。
金額は、**主契約・特約**の種類、**契約年齢**、性別、経過年月数、保険料払込月数などによって異なり、多くの場合、お払い込みいただいた**保険料**の合計額よりも少ない金額になります。特に、ご契約後、短期間で解約されますと、解約返戻金は多くの場合まったくないか、あってもごくわずかです。

き

給付金（きゅうふきん）

被保険者が病気やケガにより入院されたとき、身体に障害が生じたとき、死亡されたときなどに、お支払いするお金のことをいいます。

く

クーリング・オフ制度（くーりんぐ・おふせいど）

ご契約に納得がいかない場合、お申込者またはご契約者は、ご契約の申込日または**第１回保険料相当額**の領収日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面によるお申し出により、ご契約のお申込みの撤回またはご契約の解除をすることができます。この取扱いをクーリング・オフといいます。

け

契約応当日（けいやくおうとうび）

ご契約後の**保険期間**中に迎える、毎月または毎年の**契約日**に対応する日のことをいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。

例
契約日が平成22年１月１日の場合
●月単位の契約応当日：
平成22年２月１日以降の毎月１日
●年単位の契約応当日：
平成23年以降毎年の１月１日

契約者配当金（けいやくしゃはいとうきん）

保険種類によっては、**責任準備金**等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後５年ごとにお支払いします。ただし、契約者配当金は、運用実績によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。
※無配当保険の場合は、契約者配当金はありません。

契約内容照会制度（けいやくないようしょうかいせいど）

保険契約等のお引受けの判断または**保険金・給付金**等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社と全国共済農業協同組合連合会が保険契約などに関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約内容登録制度（けいやくないようとうろくせいど）

保険契約等のお引受けの判断または**保険金・給付金**等のお支払いの判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社が保険契約に関する登録事項を共同して利用する制度です。

契約年齢（けいやくねんれい）

被保険者の年齢を**契約日**現在の満年齢で計算します。

例
40歳７か月の被保険者の契約年齢は40歳となります。

契約日（けいやくび）

原則として保障開始の日（**責任開始期**の属する日）をいい、**契約年齢**、**保険期間**などの計算の基準日になります。ただし、保険種類（がん治療支援保険や特定の特約など）や**保険料**の払込方法によっては契約日と保障開始の日が異なる場合があります。

例
月払でかつ口座振替や団体を通じてのお払込み、クレジットカードによるお払込みの場合
契約日は原則として保障開始の日の属する月の翌月１日となります。

減額（げんがく）

保険金額・給付金額等を減らすことをいいます。減額分は**解約**したものとして取り扱います。

こ

更新（こうしん）

保険期間が満了したときに、所定の条件を満たせば健康状態にかかわらず、原則としてそれまでと同一の保障内容での保障を継続できる制度のことをいいます。更新の際は、更新日現在の**保険年齢**・**保険料率**によって**保険料**が再計算されるため、保険料は通常高くなります。ご契約者からお申し出がなければ自動的に更新されます。また、更新後のご契約には更新時の**約款**が適用されます。

高度障害状態（こうどしょうがいじょうたい）

高度障害保険金などのお支払いの対象となる状態のことで、**被保険者**が両眼の視力を全く永久に失った場合など、**約款**に定められた状態をいいます。対象となる高度障害状態は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。

告知義務（こくちぎむ）

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて**告知書**や医師の質問によりおたずねする内容に対して、事実をありのまま正確にもれなくお答えいただく義務のことをいいます。

告知義務違反（こくちぎむいはん）

告知書の質問事項または医師からの質問に対して、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合は、「告知義務違反」としてご契約や**特約**が**解除**されることがあります。

告知書（こくちしょ）

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態・身体の障がい状態・職業などについて、**被保険者**（またはご契約者）自身が記入していただく書面のことをいいます。

し

事業年度（じぎょうねんど）

当社業務の区切りおよび決算のために定めた期間で、毎年４月１日から翌年３月31日までの満１か年のことをいいます。

時効（じこう）

保険金・**給付金**等のご請求には時効があります。保険金・給付金・**解約返戻金**・**保険料払込の免除**などのご請求の権利は、３年を過ぎますとなくなります。

失効（しっこう）

猶予期間内に**保険料**のお払込みがないことなどにより、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると、保障がない状態になり、**保険金**・**給付金**・年金などをお支払いできないことになります。失効したご契約に**解約返戻金**がある場合には、ご契約者は解約返戻金を請求することができます。

指定代理請求人（していだいりせいきゅうにん）

被保険者である**保険金**等の**受取人**が、病気やケガにより保険金・**給付金**等を請求する意思表示ができない等の場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金・給付金等の代理請求を行うことができます。

支払限度（しはらいげんど）

給付金などのお支払いに関する限度のことをいいます。

例 **入院給付金の支払限度**
１回の入院についての支払日数の限度と通算の支払日数の限度があります。

支払査定時照会制度（しはらいさていじしょうかいせいど）

保険金・**給付金**等のお支払いの判断または保険契約などの**解除**、**取消**もしくは**無効**の判断の参考とすることを目的として、各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する事項を共同して利用する制度です。

支払事由（しはらいじゆう）

保険金・**給付金**・年金などが支払われる場合のことをいいます。

例 **被保険者**の死亡、入院、手術　など

主契約（しゅけいやく）

ご契約のベースとなる部分で、**約款**のうち**普通保険約款**に記載されている契約内容のことをいいます。

主約款（しゅやっかん）

主契約の**普通保険約款**のことをいいます。

準用（じゅんよう）

約款の規定の中で、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、必要な変更を加えてあてはめることをいいます。これに対し、「適用」とは、ある事項に関する規定を他の類似の事項に、そのままあてはめることをいいます。

つぎのページへ

診査（しんさ）

医師扱のご契約に申し込まれた場合には、当社の指定する医師により問診・検診をさせていただきます。また、勤務先などの定期健康診断の結果をご利用いただく方法、**生命保険面接士**（生命保険協会の定める資格を有する者）の面接報告による方法などもあります。

す

すえ置支払（すえおきしはらい）

保険金などの受取方法の一つで、お**支払事由**が生じた保険金などを当社にすえ置く制度のことをいいます。すえ置かれた保険金などには、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります）による利息がつけられます。

せ

生命保険募集人（せいめいほけんぼしゅうにん）

生命保険契約の募集を行う人のことをいいます。当社の生命保険募集人（募集代理店の担当者等）は、お客さまと当社の保険契約の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権や告知の受領権はありません。

生命保険面接士（せいめいほけんめんせつし）

生命保険のご契約の際、**告知書**に記載されている事項などを確認する人のことをいいます。生命保険協会が行う資格試験に合格した者が、生命保険面接士として認定されます。

責任開始期（日）（せきにんかいしき・び）

当社がご契約上の保障を開始する時期をいいます。また、その責任開始期の属する日を責任開始日といいます。

責任準備金（せきにんじゅんびきん）

将来の**保険金・給付金**・年金などをお支払いするために、**保険料**の中から積み立てられるものをいいます。

前納（ぜんのう）

将来の**保険料**を２年分以上まとめて払い込むことをいいます。保険料の前納をされる場合、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります）で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。
月払のご契約は年払に変更のうえ、前納のお取扱いができます。

た

第１回保険料相当額（充当金）（だいいっかいほけんりょうそうとうがく（じゅうとうきん））

ご契約のお申込時にお払い込みいただくお金のことをいいます。ご契約が成立した場合には、第１回保険料に充当されます。

代理請求制度（だいりせいきゅうせいど）

被保険者が**保険金・給付金**等を請求できない特別な事情があるときに、所定の代理人がその保険金・給付金等を請求できる制度のことをいいます。

ち

中途付加（ちゅうとふか）

保障内容を見直す制度の一つで、現在のご契約の保障内容や**保険期間**を変えずに、新たな**特約**を付加することをいいます。

つ

積立配当金（つみたてはいとうきん）

積み立てられた配当金のことをいいます。積立配当金は、当社所定の利率（経済情勢などにより変更することがあります）による利息をつけて積み立てます。

と

特則（とくそく）

約款の規定の中で、通常とは異なる特別なお約束をする目的で設定する規定のことをいいます。

特定障害不担保（とくていしょうがいふたんぽ）

特別条件の一つで、特定障害（所定の視力障害）に対して、高度障害保険金をお支払いしないことなどをいいます。

特定疾病・部位不担保（とくていしっぺい・ぶいふたんぽ）

特別条件の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、当社が指定した身体部位または特定疾病に対して**給付金**などをお支払いしないことをいいます。

特別条件（とくべつじょうけん）

被保険者の健康状態や過去の病歴などに応じてご契約にお付けする条件のことをいいます。特別条件をお付けしてお引き受けするご契約を特別条件付契約といいます。

特約（とくやく）

主契約の保障内容をさらに充実させるためや、主契約と異なる特別なお約束をする目的で主契約に付加するものです。

特約条項（とくやくじょうこう）

特約の**約款**のことをいいます。なお、**普通保険約款**と特約条項が異なる内容の場合は、特約条項が優先的に適用されます。

取消（とりけし）

ご契約の締結等に際して、詐欺の行為があったと認められた場合等には、ご契約は取消となります。この場合、すでにお払い込みいただいた**保険料**は払い戻しません。

は

払込期月（はらいこみきげつ）

保険料をお払い込みいただく月のことで、払込方法に応じて迎える**契約応当日**の属する月の初日から末日までの期間をいいます。

例 **契約応当日が４月１日の場合**
保険料の払込期月は、４月１日から４月30日までとなります。

払済保険（はらいずみほけん）

保険料のお払込みを中止し、保険料払込済のご契約に変更することをいいます。保険金額は小さくなりますが、ご契約は有効に継続します。なお、元のご契約の**特約**は、一部を除き消滅します。

ひ

被保険者（ひほけんしゃ）

保険（保障）がかけられている人のことで、その人の生死・病気・ケガなどが保険の対象となります。

ふ

普通保険約款（ふつうほけんやっかん）

主契約の**約款**のことをいいます。なお、約款には普通保険約款と**特約条項**があります。

復活（ふっかつ）

失効したご契約を有効な状態に戻すことをいいます。この場合、あらためて告知または**診査**をしていただき、健康状態などによっては復活できないこともあります。

ほ

保険期間（ほけんきかん）

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡や入院などの**支払事由**が発生した場合のみ、**保険金**・**給付金**・年金などのお支払いの対象となります。**保険料払込期間**とは必ずしも一致しません。
ただし、保険種類および保険料の払込方法によっては、保険期間の始期と**責任開始期**が異なる場合があります。

保険金（ほけんきん）

被保険者がお亡くなりになったときや、当社所定の高度障害になられたときに、お支払いするお金のことをいいます。

保険契約者（ほけんけいやくしゃ）

生命保険会社と保険契約を結び、ご契約上の様々な権利（たとえば、契約内容の変更などの請求）と義務（たとえば、**保険料**を払い込む義務）を持つ人のことをいいます。当社では、保険契約を「契約」、保険契約者を「契約者」と言い表します。

保険証券（ほけんしょうけん）

ご契約の保険金額や**保険期間**などの契約内容を具体的に記載したものをいいます。

保険年度（ほけんねんど）

契約日から１年ごとの期間のことをいいます。契約日から最初の満１か年を第１保険年度といい、以下順次、第２保険年度、第３保険年度、…といいます。

保険年齢（ほけんねんれい）

契約年齢に年単位の**契約応当日**ごとに１歳を加えて計算した年齢のことをいいます。

例 **契約日が平成22年１月１日、契約年齢が40歳の場合**
保険年齢は、平成23年１月１日より41歳、平成24年１月１日より42歳、…となります。

保険料（ほけんりょう）

ご契約者から、当社にお払い込みいただくお金のことをいいます。

保険料期間（ほけんりょうきかん）

保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの**契約応当日**から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。

保険料の払込方法（回数）（ほけんりょうのはらいこみほうほう（かいすう））

保険料の払込方法（回数）には、保険種類に応じて、一時払、月払、年払があります。

保険料の払込方法（経路）（ほけんりょうのはらいこみほうほう（けいろ））

保険料の払込方法（経路）には、保険種類に応じて、口座振替によるお払込み、所属する会社などの団体を通じてのお払込み、クレジットカードによるお払込みなどがあります。

保険料の割増（ほけんりょうのわりまし）

特別条件の一つで、**被保険者**の健康状態などが当社の定めた基準に適合しない場合に、その危険の種類および程度に応じて、通常の**保険料**に特別保険料を加算することをいいます。

保険料払込期間（ほけんりょうはらいこみきかん）

保険料をお払い込みいただく期間のことをいいます。**保険期間**とは必ずしも一致しません。

保険料払込みの免除（ほけんりょうはらいこみのめんじょ）

被保険者が不慮の事故により所定の身体障害の状態になられたときなどに、以後の**保険料**のお払込みを免除することをいいます。

つぎのページへ

保険料払込みの免除事由（ほけんりょうはらいこみのめんじょじゆう）

➡ **保険料**のお払込みが免除される場合のことをいいます。

例　**被保険者**の不慮の事故による所定の身体障害の状態　など

保険料払込みの猶予期間（ほけんりょうはらいこみのゆうよきかん）

➡ **保険料**のお払込みには猶予期間があります。**保険料の払込方法**（**回数**）に応じて、つぎのとおりです。

第 2 回目以降の保険料払込みの猶予期間
●月払の場合：**払込期月**の翌月初日から末日まで
●年払の場合：払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の**契約応当日**まで

保険料率（ほけんりょうりつ）

➡ **保険料**を計算する際に用いるもので、基準となる保険金額や給付金日額などに対する保険料のことをいいます。

み　未経過保険料（みけいかほけんりょう）

➡ 年払の保険契約で、払い込まれた**保険料**のうち、その保険料に対する期間中の経過月数（1か月未満の端数切り上げ）により計算した未経過部分の保険料をいいます。

む　無効（むこう）

➡ **保険金**などを不法に取得する目的で加入されたと認められた場合等には、ご契約の当初より、その効力がなくなります。この場合、すでにお払い込みいただいた**保険料**は払い戻しません。

め　免責事由（めんせきじゆう）

➡ 当社は、ご契約成立後、**被保険者**の死亡や入院などの**支払事由**に対して**保険金**・**給付金**・年金などをお支払いする義務がありますが、例外としてその義務を免れる特定の事由のことをいいます。

例　ご契約後 3 年以内の自殺、酒気帯び運転中の事故による入院　など

や　約款（やっかん）

➡「ご契約についてのとりきめ」を記載したもので、**普通保険約款**と**特約条項**があります。

よ　予定利率（よていりりつ）

➡ **保険料**はその算出にあたり、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割り引いていますが、その際に用いる利率のことを予定利率といいます。

この保険独自の保険用語のご説明

か

確定年金（かくていねんきん）

年金の種類の一つで、**被保険者**が年金支払期間中の毎年の年金支払日に生存されているときにお支払いする種類の年金のことをいいます。年金支払期間中に被保険者が死亡された場合には、残余年金支払期間の未払年金の**現価**をお支払いします。

け

契約者貸付制度（けいやくしゃかしつけせいど）

一時的に資金がご入用のときに、**解約返戻金**の一定範囲内でお貸しする制度のことをいいます。お貸しできる金額は、ご契約内容、ご契約年数などにより異なります。特に、ご契約後短期間の場合などは貸し付けできないこともあります。

現価（げんか）

将来の年金を、その年金の残余支払期間に応じて割り引いて計算した現在価値のことをいいます。

こ

高額割引（こうがくわりびき）

当社の所定の条件を満たすご契約については、**保険料**に高額割引が適用されます。

て

低解約返戻金期間（ていかいやくへんれいきんきかん）

主契約が「長割り終身」の場合に、その解約返戻金が「５年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金よりも低くなっている期間のことをいいます。（「長割り終身」に付加する特約の解約返戻金には影響がありません。）

低解約返戻金割合（ていかいやくへんれいきんわりあい）

主契約が「長割り終身」の場合に、低解約返戻金期間中の**主契約**の**解約返戻金**を計算する際に、「５年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金に乗じる割合（70％）のことをいいます。

な

長割り終身（ながわりしゅうしん）

５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険の愛称（ペットネーム）です。

ふ

復旧（ふっきゅう）

払済保険や延長定期保険などに変更されたご契約を変更後３年以内に当社の承諾を得て、元の契約に戻すことをいいます。

ほ

保険料の振替貸付（ほけんりょうのふりかえかしつけ）

保険料のお払い込みがないまま**猶予期間**を過ぎた場合でも、所定の**解約返戻金**（年払の場合の**未経過保険料**を含みます。）があるときはその範囲内で、あらかじめお申し出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替えする制度です。

保証期間付終身年金（ほしょうきかんつきしゅうしんねんきん）

年金の種類の一つで、**被保険者**が毎年の年金支払日に生存されている限りお支払いする年金の種類のことをいいます。保証期間中に被保険者が死亡された場合には、残余保証期間の未払年金の**現価**をお支払いします。

ご契約のしおり

ご契約に際して

1．保険契約の締結と生命保険募集人の権限・・・・・・16

2．個人情報の取扱いに関するご案内・・・・・・・・・・16

3．クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除）・17

4．ご契約のお申込みの際のご注意点・・・・・・・・・・18

5．保険会社の責任開始期・・・・・・・・・・・・・・・18

6．本人確認・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

7．新たな保険契約への乗換え・・・・・・・・・・・・・19

1.保険契約の締結と生命保険募集人の権限

当社の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介をさせていただきます。
生命保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

1 保険契約締結の「媒介」と「代理」について

- 生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行う場合は、保険契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。
- 生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人が保険契約のお申込みに対して承諾すれば保険契約は有効に成立します。

2 生命保険募集人について

- 生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。
- 当社の取扱者／代理店（生命保険募集人）は、お客様と当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがいまして、保険契約は、お客様からの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。（＊）
- 当社の取扱者／代理店である生命保険募集人の身分・権限等に関しまして確認をご要望の場合には、巻末の総合カスタマーセンターまでご連絡ください。

（＊）

当社の承諾が必要なご契約内容変更等のお手続きの例
（各保険種類ごとに異なります。）

・保険契約の復活
・特約の中途付加　など

それぞれのお手続きの内容について、詳しくは「ご契約のしおり」をご覧ください。

2.個人情報の取扱いに関するご案内

当社および東京海上グループ各社（※）は、本契約に関する個人情報（過去に取得したものを含みます。）を、保険引受けの判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から④の利用・提供を行うことがあります。
なお、当社にご提供いただく保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用は、保険業法施行規則の規定どおり、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定して利用いたします。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店、保険仲立人、医療機関、面接士、保険金・給付金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等を含みます。）に対して個人情報を提供すること

②本契約に関して取得する情報は、契約締結、契約内容変更、保険金・給付金支払い等の可否を判断するうえでの参考とするため、個人情報を他の生命保険会社、東京海上グループ内の他の保険会社、社団法人生命保険協会等と共同して利用すること

③本契約に関して取得する情報は、当社と東京海上グループ各社との間または当社と当社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、個人情報を共同して利用すること

④再保険会社における保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金支払い等に利用するため、対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の個人情報の他、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報および健康状態に関する情報など当該業務に必要な個人情報を記録媒体等に安全管理措置を講じて再保険会社に提供すること

東京海上グループ各社の範囲および提携先企業等の一覧、東京海上グループ内における個人情報利用の管理責任者、各種商品やサービスの一覧、当社（および東京海上グループ各社）における個人情報の取扱いについては、当社ホームページ（http://www.tmn-anshin.co.jp/）をご覧ください。
なお、個人情報の取扱いについての照会や開示・訂正・削除等に関するご請求は下記照会先までご連絡ください。
※「東京海上グループ」とは、「東京海上ホールディングス株式会社」傘下の当社、東京海上日動火災保険株式会社、日新火災海上保険株式会社、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社などや、前記各社の子会社等を含みます。

＜照会先＞東京海上日動あんしん生命保険株式会社
総合カスタマーセンター
0120-016-234
受付時間　平日 9:00～19:00
土曜 9:00～17:00
（日・祝日・年末年始を除きます。）

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
個人データ管理責任者

3.クーリング・オフ制度(お申込みの撤回またはご契約の解除)

お申込者またはご契約者(以下「お申込者等」といいます。)は、ご契約のお申込日または第1回保険料相当額の領収日(※)のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申込みの撤回等」といいます。)をすることができます。

(※)第1回保険料相当額のお払込方法に応じ、以下のようになります。

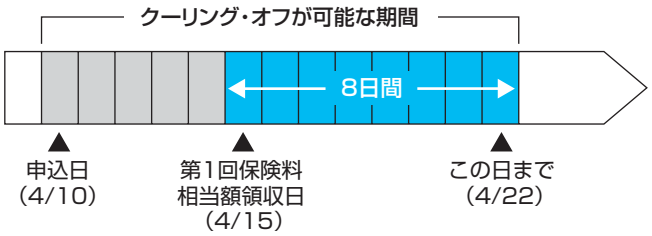

第1回保険料相当額のお払込方法	第1回保険料相当額の領収日
①当社の取扱者／代理店への払込み	当社の取扱者／代理店が受け取った日
②金融機関からの直接振込	当社指定の口座に着金した日
③口座振替による払込み	口座振替日
④クレジットカードによる払込み	当社がクレジットカードの有効性等を確認した日

1 お申出方法

- お申込みの撤回等は、**書面の発信時(郵便の消印日付)**に効力を生じます。必ず**郵便にて**右記住所宛お申し出ください。

〒163-0515　東京都新宿区西新宿1-26-2　新宿野村ビル
東京海上日動あんしん生命保険(株)　クーリング・オフ担当　宛

- 郵送する書面には以下の項目をご記入ください(ご自身の個人情報保護の観点から、なるべく封書にてお申し出ください)。なお、保険証券がお手元に到着している場合には、書面とともに封書にてご送付ください。

ご記入例

東京海上日動あんしん生命保険株式会社　行

①私は下記契約の申込みの撤回を行います。
②申込人(契約者)…安心 太郎(アンシン　タロウ)(印)
③住所……東京都××区○○○
④電話番号……03-****-****
⑤証券番号……××××××××××
⑥取扱者／代理店…△△保険サービス
⑦保険料……□□□□円
⑧返金先口座……○○銀行××支店　普通○○○○○○
口座名義人　アンシン　タロウ

お申込人(契約者)ご自身がご署名ください。また申込書と同一の印鑑をご捺印ください。

⑦と⑧はすでに保険料をお払い込みいただいた場合のみ、ご記入ください。また**ご契約者本人名義の口座に限ります**。

2 お申込みの撤回等をすることができない場合

(1)当社が指定した医師の診査が終了した場合
(2)債務履行の担保のための保険契約である場合
(3)既契約の内容変更(特約の中途付加など)の場合
(4)法人をご契約者とする保険契約である場合

3 その他

- お申込みの撤回等があった場合は、当社は、お申込者等にお払い込みいただいた金額を全額返還します。
  ※第1回保険料相当額のクレジットカードによるお払込みを選択されたご契約では、カード会社からお客様に請求がなされた場合のみ、保険料を返還します。
- 当社は、お申込者等に対し、お申込みの撤回等に関して損害賠償または違約金その他の金銭の支払いを請求しません。
- お申込みの撤回等の書面の発信時に保険金または給付金のお支払事由が生じている場合には、お申込みの撤回等の効力は生じません。ただし、お申込みの撤回等の書面の発信時に、お申込者等が保険金または給付金のお支払事由が生じていることを知っている場合を除きます。
- 万一お申込みの撤回等と行き違いに保険証券が到着いたしましたら、支社・本店あてご連絡願います。

4.ご契約のお申込みの際のご注意点

申込書・告知書は、ご自身で正確にご記入ください。また保険料等領収証は必ずお受け取りください。

1 申込書・告知書のご記入について

- ご契約の申込書・告知書は、ご契約者および被保険者ご自身で記入してください。記入内容を十分お確かめのうえ、署名、捺印をお願いします。

2 健康状態・職業等の告知義務

- 過去の傷病歴（傷病名・治療期間等。）、現在の健康状態、身体の障がい状態、職業等について「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 注意喚起情報「2. 最近の健康状態・職業等についてありのままを告知してください」をご参照ください。

3 保険料等領収証について

- 第1回保険料に相当する額を当社の取扱者／代理店（生命保険募集人）にお払い込みいただく際には、引き換えに必ず当社所定の「保険料等領収証」をお受け取りください。
- なお、保険種類によっては、保険料のお払込みについて、ご契約者からの当社の指定する口座へのお振込みに限らせていただいております。

（注）口座振替、クレジットカードなどでお払込みの場合、または金融機関から直接お振り込みいただいた場合は、当社からは領収証は発行いたしません。

4 保険証券の確認について

- ご契約をお引き受けしますと、当社は保険証券をご契約者にお送りします。お申込内容と相違がないかをよくお確かめください。
- 万が一、相違する点がございましたら、お手数ですが当社の支社または本店へご連絡ください。

5 ご契約の確認について

- 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約のお申込み後または保険金・給付金等のご請求および保険料のお払込免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容についてご確認させていただく場合があります。

5.保険会社の責任開始期

お申し込みいただいたご契約を当社が承諾（お引き受けすることを決定）した場合には、第１回保険料相当額を当社が受け取った時（告知前に受け取ったときは告知の時）から保険契約上の責任を負います。

- 責任開始期（ご契約の保障が開始される時期）は第１回保険料相当額のお払込方法に応じ以下のようになります。ただし、告知前に第１回保険料相当額を受け取った（着金した）場合等は告知の時からとなります。

第１回保険料相当額のお払込方法	責任開始期
①当社の取扱者／代理店への払込み	当社の取扱者／代理店が受け取った時
②金融機関からの直接振込	当社指定の口座に着金した時
③口座振替による払込み	口座振替日
④クレジットカードによる払込み（※）	当社がクレジットカードの有効性等を確認した時

※ご契約のお申込みに際して、クレジットカード払による第１回保険料相当額のお払込みを希望された場合であっても、実際にはクレジットカードによらず第１回保険料相当額をお払い込みいただいたときは、この場合には該当しません。なお、第１回保険料相当額のクレジットカードによるお払込みは、当社の定める規定を満たした場合にお取り扱いいたします。

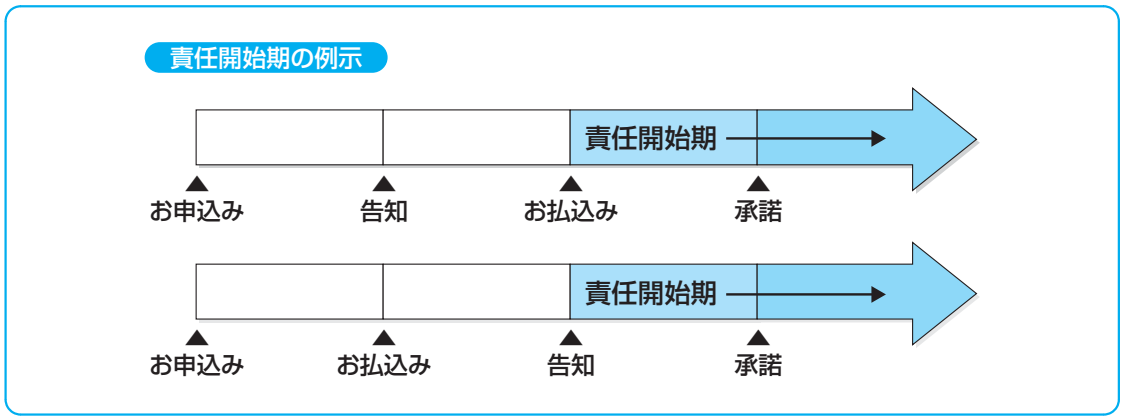

6.本人確認

「犯罪による収益の移転防止に関する法律(犯罪収益移転防止法)」に基づき、お客様が個人の場合は氏名、住居及び生年月日を、法人の場合は名称と本店等の所在地を、所定の方法により確認をさせていただくこと(以下「本人確認」といいます。)があります。

1 確認方法について

- お客様が代理人を利用して取引される場合は、お客様と、実際に取引をなさる代理人双方の本人確認をさせていただくことがあります。
- お客様が法人の場合は、お客様である法人と、実際に取引をなさるご担当者双方の本人確認をさせていただくことがあります。

2 その他

- お客様が、本人確認に際して氏名、住居または生年月日等を偽ることは犯罪収益移転防止法で禁止されており、お客様に隠ぺいの目的があった場合には、50万円以下の罰金が科せられます。
- 金融機関である当社(あんしん生命)は、お客様が本人確認に応じない場合には応じるまでの間、取引に係る義務の履行を拒むことができることとなっており、お客様が本人確認に応じない間、お客様は金融機関である当社(あんしん生命)に契約上の義務の履行を要求できません。

7.新たな保険契約への乗換え

現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込み(ご契約の乗換え)をご検討される方は特に次の点にご注意ください。

1 現在のご契約について解約、減額などをされる場合の不利益事項

- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うこととなる場合があります。

2 新たな保険契約をお申し込みされる場合のご注意事項

- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお断りする場合があります。
- 新たにお申込みの保険契約の保険料については、現在の被保険者の年齢により計算されます。また、保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、現在ご契約の保険契約と異なることがあります。
- 新たにお申込みの保険契約について告知をいただく際、事実を告知されなかったり事実と異なることを告知されると、告知義務違反としてご契約が解除され保険金・給付金等が支払われない場合があります。
- 新たな保険契約の責任開始期から3年以内に被保険者が自殺した場合、責任開始期前の発病などの場合は、保険金・給付金等のお支払いや保険料のお払込みの免除はできません。(約款に特に定めがあるときを除きます。)

ご契約のしおり

保険の特長としくみ

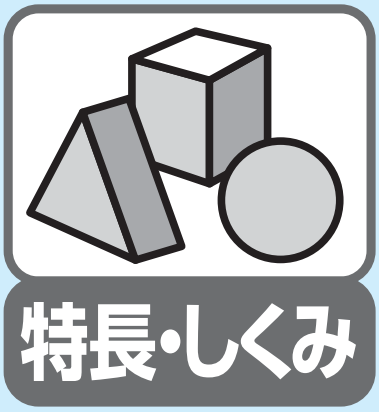

8．主契約について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・22

9．付加できる特約について・・・・・・・・・・・・・・・26

8.主契約について

長割り終身 （5年ごと利差配当付 低解約返戻金型終身保険）	割安な保険料で万一の保障を終身にわたり確保できる保険です。

特長1

死亡と高度障害の保障を確保でき、その保障が一生涯続きます。

特長2

ご契約を長期に継続される方にとって、有利です。

◆保険証券に記載された低解約返戻金期間中の解約返戻金は、「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金に、低解約返戻金割合として70%を乗じた水準となっているため、その分保険料が割安になっています。

◆したがって、ご契約を解約されない場合はもちろん、ご契約を低解約返戻金期間が満了するまで継続した後で解約される場合でも、保険料が割安な分、「5年ごと利差配当付終身保険」よりも有利になります。

特長3

低解約返戻金期間満了後は、解約返戻金を有効にご利用することもできます。

たとえば ⟹ ・年金として受け取ることもできます。

特長4

オリジナルな保険の設計（保険料のお払込期間の選択等）が可能です。

◆保険料払込期間を選択したり、各種特約を付加することによって、あなたのライフプランに合ったオリジナルな保険を設計することができます。

特長5

この保険は有配当商品です。

◆この保険は責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

特長6

高額割引制度があります。

◆この保険の保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引が適用されます。

ご参考

保障内容は、「5年ごと利差配当付終身保険」と全く同じです。

ご注意

保険料を一時払により払い込むことはできません。また、ご契約後に保険料払込期間を変更することはできません。

ご注意

減額等の内容変更により、条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

仕組図

【60歳払込満了の場合】

低解約返戻金期間:ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
低解約返戻金割合:70%

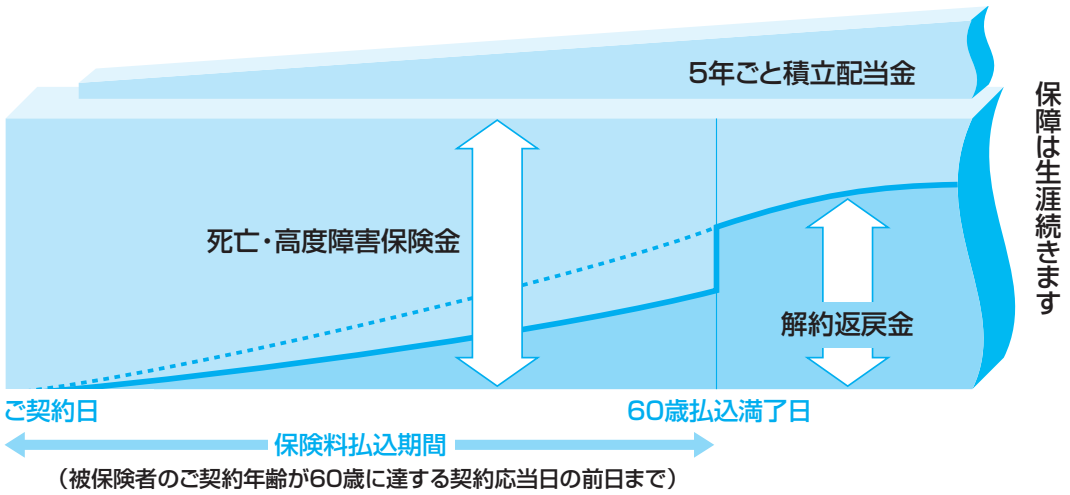

●低解約返戻金期間中の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」の70%です。
●低解約返戻金期間満了後の解約返戻金は「5年ごと利差配当付終身保険」と同額です。
——— この保険の解約返戻金
- - - - 「5年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金（参考）

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になられたとき	被保険者（保険契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

別表参照
所定の高度障害状態については、「普通保険約款別表3　対象となる高度障害状態」をご覧ください。

ご注意

- 高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金をお支払いしません。ただし、死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当社は、その死亡保険金をお支払いしません。
- 被保険者が死亡された場合、主契約および特約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金等をお支払いしますので、保険契約者は被保険者の死亡後に主契約および特約を解約し解約返戻金を請求することはできません。

■保険料の払込免除

- 被保険者が、責任開始期以後に不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、将来の保険料のお払込みは免除となります。

別表参照
不慮の事故については、「普通保険約款別表2　対象となる不慮の事故」を、所定の身体障害の状態については、「普通保険約款別表4　対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

5年ごと利差配当付 終身保険	万一の保障を終身にわたり確保できる保険です。

特長1

死亡と高度障害の保障を確保でき、その保障が一生涯続きます。

ご参考
保障内容は、「長割り終身」と全く同じです。

特長2

解約返戻金を有効にご利用することもできます。

たとえば ⟹ ・年金として受け取ることもできます。

特長3

オリジナルな保険の設計（保険料のお払込期間の選択等）が可能です。

◆保険料払込期間を選択したり、各種特約を付加することによって、あなたのライフプランに合ったオリジナルな保険を設計することができます。
◆ご契約後に保険料払込期間を変更することもできます。

ご参考
保険料一時払のお取扱いもございます。

特長4

この保険は有配当商品です。

◆この保険は責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後5年ごとに契約者配当金をお支払いします。

特長5

高額割引制度があります。

◆この保険の保険金額が1,000万円以上の場合、保険料の高額割引が適用されます。
ただし、保険料の払込方法（回数）が一時払の場合は、高額割引の適用はありません。

ご注意
減額等の内容変更により、条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

仕組図

【60歳払込満了の場合】

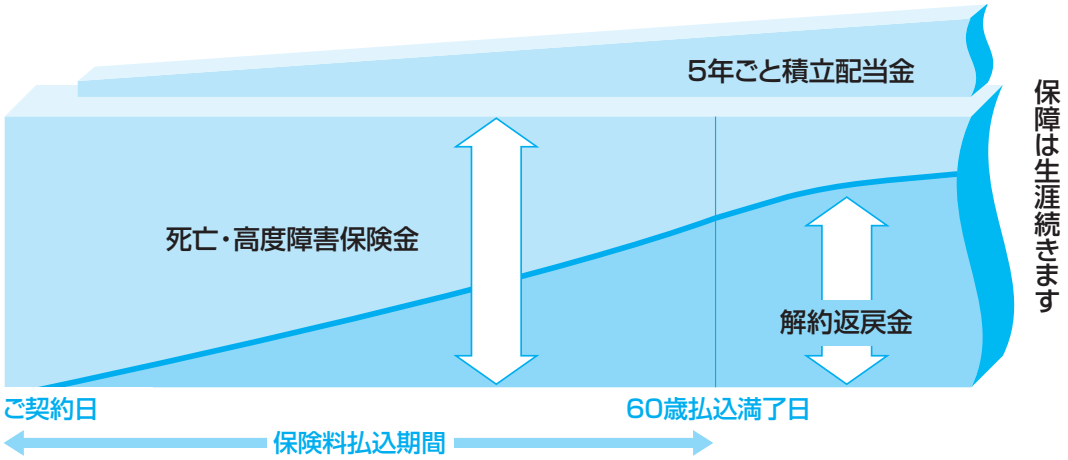

（被保険者のご契約年齢が60歳に達する契約応当日の前日まで）

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
死亡保険金	被保険者が死亡されたとき	死亡保険金受取人
高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で所定の高度障害状態になられたとき	被保険者 （保険契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

別表参照
所定の高度障害状態については、「普通保険約款別表3　対象となる高度障害状態」をご覧ください。

ご注意

- 高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当社は、高度障害保険金をお支払いしません。ただし、死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当社は、その死亡保険金をお支払いしません。
- 被保険者が死亡された場合、主契約および特約は消滅し、死亡保険金受取人に死亡保険金等をお支払いしますので、保険契約者は被保険者の死亡後に主契約および特約を解約し解約返戻金を請求することはできません。

■保険料の払込免除

- 被保険者が、責任開始期以後に不慮の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたときは、将来の保険料のお払込みは免除となります。

別表参照
不慮の事故については、「普通保険約款別表2　対象となる不慮の事故」を、所定の身体障害の状態については、「普通保険約款別表4　対象となる身体障害の状態」をご覧ください。

9.付加できる特約について

ご契約に次のような特約を組み合わせて付加しますと、保障内容がさらに充実します。

目的	特約	参照ページ	
		しおり	約款
さらに保障を充実させるには	①平準定期保険特約	P27	P41
ライフサイクルに合わせた合理的な保障をお考えのときには	②逓減定期保険特約	P28	P51
毎月の収入を確保するには	③家計保障定期保険特約	P29	P62
災害による死亡・高度障害に対する保障を充実させるには	④災害割増特約 ⑤傷害特約（本人型）	P31 P32	P93 P105
病気や災害による入院・手術に備えるために	⑥災害入院特約（本人型） ⑦疾病入院特約（本人型）	P33 P34	P121 P135
保険金を生きているうちに活用したいとお考えのときは	⑧リビング・ニーズ特約	P35	P151

ご注意

- ご加入時や、ご契約後にも特約を付加（中途付加）することができます。ただし、将来事前の予告なく、特約の販売を停止することがあります。この場合、特約の中途付加のお取扱いも停止させていただきます。
- ご契約の種類、内容および申込形態などによっては、お取り扱いできない場合があります。
- 中途付加のお取り扱いに際しては、改めての告知（診査）などの手続きが必要となるとともに、所定の引受条件を満たすことが必要です。
- 更新が可能な特約であっても、更新時に当社がその特約の締結を取り扱っていないときは、当社所定の特約により更新されることがあります。

ご参考

保険金・給付金等をお支払いできない場合については41ページ以降をご覧ください。

① 平準定期保険特約

特長1

一定の期間、死亡・高度障害に対する保障を大型化することができます。

特長2

高額割引制度があります。

◆この特約の保険金額が2,500万円以上の場合、保険料の高額割引が適用されます。

特長3

特約を更新することができます。

◆この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間より短く設定した場合、所定の要件を満たせばこの特約を何度でも更新することができます。
◆更新後のこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢で計算します。
◆この特約の更新が可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。

仕組図

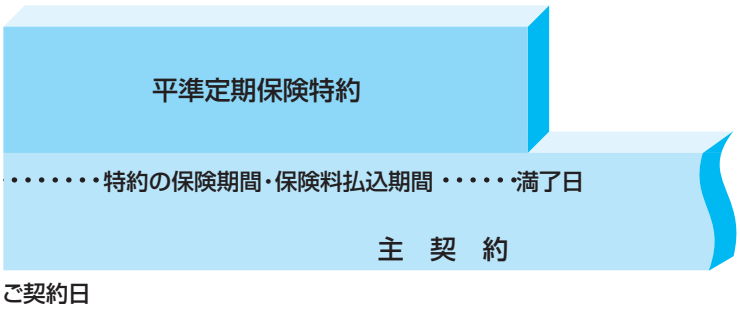

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
特約死亡保険金	被保険者が特約の保険期間中に死亡されたとき	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で特約の保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	主契約の高度障害保険金受取人

ご注意
減額等の内容変更により、条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

ご注意
例えば、更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときには、自動更新の取扱いはいたしません。

別表参照
所定の高度障害状態については、「特約条項別表2 対象となる高度障害状態」をご覧ください。

② 逓減定期保険特約

特長1

この特約の保障額は、毎年一定額ずつ減少していくため、ライフサイクルに合わせて保障を合理的に確保できます。

ニーズに応じて、３種類の型から選択できます。

型	最終保険年度における保障額
20%型	第一保険年度の保障額の20%
40%型	第一保険年度の保障額の40%
60%型	第一保険年度の保障額の60%

特長2

高額割引制度があります。

◆この特約の第一保険年度の保険金額が右記の場合、保険料の高額割引が適用されます。
ただし、保険料の払込方法（回数）が一時払の場合は、高額割引の適用はありません。

型	第一保険年度保険金額
20%型	4,000万円以上
40%型	3,500万円以上
60%型	3,000万円以上

特長3

特約を更新することができます。

◆この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間より短く設定した場合、所定の要件を満たせばこの特約を何度でも更新することができます。
◆更新後のこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢で計算します。
◆この特約の更新が可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。

仕組図【特約の型が60%型の場合】

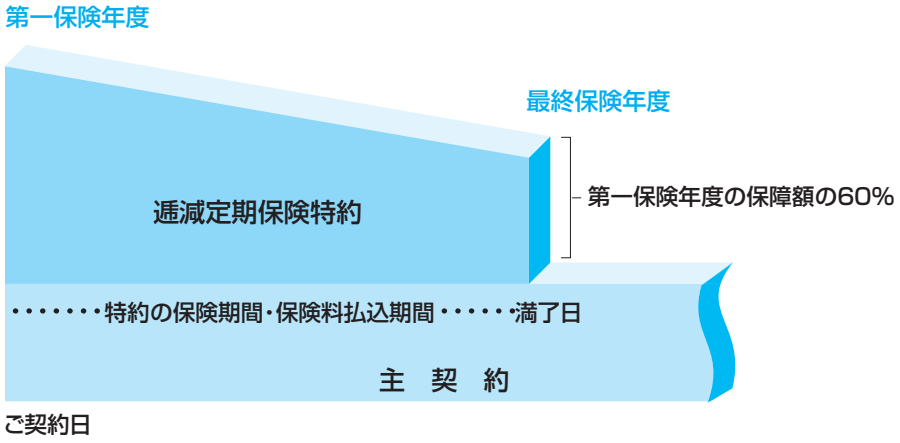

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
特約死亡保険金	被保険者が特約の保険期間中に死亡されたとき	主契約の死亡保険金受取人
特約高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で特約の保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	主契約の高度障害保険金受取人

ご参考

「逓減定期保険特約」と同様に、保険金額が保険期間の経過とともに逓減し、保険金の受取方法を選択できる商品として「家計保障定期保険」または「家計保障定期保険特約」があります。
ただし、「逓減定期保険特約」と「家計保障定期保険」または「家計保障定期保険特約」では、保険金受取時の税務取扱が異なる場合がありますので、ご注意ください。

ご注意

減額等の内容変更により、条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

ご注意

例えば、更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときには、自動更新の取扱いはいたしません。

ご注意

特約の型が20%型および40%型の場合は、平準定期保険特約として更新します。

別表参照

所定の高度障害状態については、「特約条項別表２対象となる高度障害状態」をご覧ください。

③ 家計保障定期保険特約

特長1

万一の場合に、毎月所定の金額を受け取ることができます。

◆この特約の保険期間中に死亡・高度障害になられた場合、特約保険金の月払給付により、家計保障期間満了日まで毎月所定の給付金をお支払いします。
◆毎月お支払いする金額は、ニーズに応じて、毎月一定の金額をお支払する定額型と、年々お支払額が増加する逓増型のいずれかの型を選択できます。

特長2

毎月のお支払を保証する期間として「最低支払保証期間」があります。

◆死亡・高度障害となられた時から家計保障期間満了日までの期間が、「最低支払保証期間」に満たない場合は、家計保障期間満了日にかかわらず、「最低支払保証期間」にわたって毎月所定の給付金をお支払いします。
◆「最低支払保証期間」は、1年、2年、5年、10年のうちから選択できます。

特長3

特約保険金の受取方法を選択できます。

◆特約保険金の受取人は、保険金請求時にお申し出いただくことにより、特約保険金の月払給付（給付金の毎月支払）に代えて、特約保険金の一時支払またはすえ置支払を選択することができます。
◆特約保険金の一時支払を選択された場合にお支払いする金額は、その時点での特約保険金額となります。特約保険金額は、家計保障期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない期間中を除き、保険期間の経過とともに逓減します。

特長4

高額割引制度があります。

◆この特約の契約日の特約保険金額が2,500万円以上の場合、保険料の高額割引が適用されます。
ただし、保険料の払込方法（回数）が一時払の場合は、高額割引の適用はありません。

ご注意
この特約を更新することはできません。

ご参考
「家計保障定期保険特約」と同様に、保険金額が保険期間の経過とともに逓減し、保険金の受取方法を選択できる特約として「逓減定期保険特約」があります。
ただし、「家計保障定期保険特約」と「逓減定期保険特約」では、保険金受取時の税務取扱が異なる場合がありますので、ご注意ください。

ご参考
毎月お支払いする金額（給付金月額）については、特約条項末尾の「〈参考〉特約保険金額・給付金月額の計算方法」をご覧ください。

ご参考
特約保険金額については、特約条項末尾の「〈参考〉特約保険金額・給付金月額の計算方法」をご覧ください。

ご注意
減額等の内容変更により、条件を満たさなくなった場合は、高額割引が適用されなくなります。

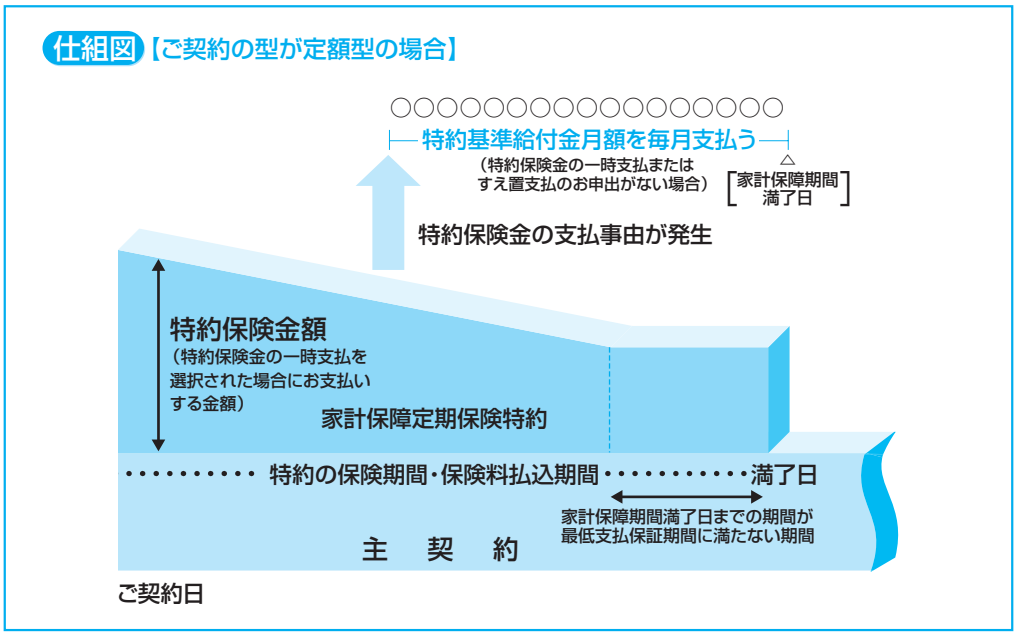

ご注意

- この特約の保険期間満了日と家計保障期間満了日は同一です。
- 保険期間とは被保険者が死亡・高度障害となられた場合に保障される期間をいい、家計保障期間とは特約保険金の月払給付（給付金の毎月支払）を行う場合に給付金をお支払いする期間をいいます。

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
特約死亡保険金	被保険者が特約の保険期間中に死亡されたとき	主契約の 死亡保険金受取人
特約高度障害 保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた傷害または疾病が原因で特約の保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	主契約の 高度障害保険金受取人

- 特約保険金のお支払事由が生じた時以後、特約保険金の受取人から特約保険金の一時支払またはすえ置支払を選択する旨のお申出がない場合は、特約保険金の月払給付（給付金の毎月支払）を行います。

別表参照
所定の高度障害状態については、「特約条項別表２ 対象となる高度障害状態」をご覧ください。

④ 災害割増特約

災害による死亡および高度障害の場合の保障を確保できます。

◆災害で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡・高度障害になられたとき、または感染症で死亡・高度障害になられたときに、この特約の災害死亡・高度障害保険金をお支払いします。

特約を更新することができます。

◆この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間以下で設定した場合、所定の要件を満たせばこの特約を何度でも更新することができます。
◆この特約の更新が可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
災害死亡保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故または感染症（※）が原因で特約の保険期間中に死亡されたとき	主契約の死亡保険金受取人
災害高度障害保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故または感染症（※）が原因で特約の保険期間中に所定の高度障害状態になられたとき	被保険者（保険契約者が法人で、かつ主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

※「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1．コレラ	A00
2．腸チフス	A01.0
3．パラチフスA	A01.1
4．細菌性赤痢	A03
5．腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6．ペスト	A20
7．ジフテリア	A36
8．急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
9．ラッサ熱	A96.2
10．クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
11．マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
12．エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
13．痘瘡	B03
14．重症急性呼吸器症候群[SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

ご注意
例えば、更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときには、自動更新の取扱いはいたしません。

ご参考
「不慮の事故による死亡」または「不慮の事故による所定の高度障害状態」とは、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その日を含めて180日以内に、かつこの特約の保険期間中に死亡または所定の高度障害状態になることをいいます。

別表参照
不慮の事故については、「特約条項別表２　対象となる不慮の事故」をご覧ください。

別表参照
所定の高度障害状態については、「特約条項別表３　対象となる高度障害状態」をご覧ください。

⑤ 傷害特約（本人型）

災害による死亡および身体障害の場合の保障を確保できます。

◆災害で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡されたとき、または感染症で死亡されたときに災害死亡保険金を、災害で事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたときに障害給付金をお支払いします。

特約を更新することができます。

◆この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間以下で設定した場合、所定の要件を満たせばこの特約を何度でも更新することができます。
◆この特約の更新が可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。

ご注意
例えば、更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときには、自動更新の取扱いはいたしません。

■保険金等のお支払い

お支払いする保険金等	保険金等のお支払事由	お受け取りになる人
災害死亡保険金	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故または感染症（※）が原因で特約の保険期間中に死亡されたとき	主契約の死亡保険金受取人
障害給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故が原因で特約の保険期間中に所定の身体障害状態になられたとき	被保険者（保険契約者が法人で、かつ主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

ご参考
「不慮の事故による死亡」または「不慮の事故による所定の身体障害状態」とは、この特約の責任開始期以後に発生した不慮の事故を直接の原因として、その日を含めて180日以内に、かつこの特約の保険期間中に死亡または所定の身体障害状態になることをいいます。

※「感染症」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1．コレラ	A00
2．腸チフス	A01.0
3．パラチフスA	A01.1
4．細菌性赤痢	A03
5．腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
6．ペスト	A20
7．ジフテリア	A36
8．急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
9．ラッサ熱	A96.2
10．クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
11．マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
12．エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
13．痘瘡	B03
14．重症急性呼吸器症候群[SARS]（ただし、病原体がコロナウイルス属ＳＡＲＳコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

別表参照
不慮の事故については、「特約条項別表２　対象となる不慮の事故」をご覧ください。

別表参照
所定の身体障害状態については、「特約条項別表３　給付割合表」をご覧ください。

⑥ 災害入院特約（本人型）

特長1

ケガによる入院の場合の保障を確保できます。

◆ケガで事故の日からその日を含めて180日以内に５日以上継続して入院したとき、５日目からの入院について入院給付金をお支払いします。

特長2

１入院の支払限度に応じて、型を選択することができます。

◆この特約の締結の際、右記のいずれかの型を選択することができます。

型	１入院の支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

特長3

特約を更新することができます。

◆この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間以下で設定した場合、所定の要件を満たせばこの特約を何度でも更新することができます。
◆この特約の更新が可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。

■給付金のお支払い

お支払いする給付金	給付金のお支払事由	お受け取りになる人
入院給付金	被保険者が責任開始期以後に生じた不慮の事故による傷害により、その事故の日からその日を含めて180日以内、かつ特約の保険期間中に５日以上継続して入院されたとき	被保険者 （保険契約者が法人で、かつ主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

● お支払いする入院給付金は以下のようになります。

入院給付金＝入院給付金日額×（入院日数－４日）

ご注意
責任開始期以後に発生した災害による入院が対象です。入院開始日以後４日間はお支払いの対象とはなりません。

ご注意
いずれの型も通算の支払限度は同一で支払日数を通算して730日とします。

ご参考
主契約の保険期間が終身の場合、この特約の保険期間を終身に変更する取扱いもございます。

ご注意
例えば、更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときには、自動更新の取扱いはいたしません。

別表参照
不慮の事故については、「特約条項別表２　対象となる不慮の事故」をご覧ください。

⑦ 疾病入院特約（本人型）

病気による入院の場合の保障を確保できます。

◆病気で５日以上継続して入院したとき、５日目からの入院について入院給付金をお支払いします。

所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて「手術給付金」をお支払いします。

◆手術給付金は、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍、20倍または40倍をお支払いします。

１入院の支払限度に応じて、型を選択することができます。

◆この特約の締結の際、右記のいずれかの型を選択することができます。

型	１入院の支払限度日数
120日型	120日
360日型	360日
730日型	730日

特約を更新することができます。

◆この特約の保険期間を主契約の保険料払込期間以下で設定した場合、所定の要件を満たせばこの特約を何度でも更新することができます。
◆更新後のこの特約の保険料は、更新時の被保険者の年齢で計算します。
◆この特約の更新が可能なご契約につきましては、事前に当社よりご連絡いたします。

■給付金のお支払い

お支払いする給付金	給付金のお支払事由	お受け取りになる人
入院給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病により、特約の保険期間中に５日以上継続して入院されたとき	被保険者 （保険契約者が法人で、かつ主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）
手術給付金	被保険者が責任開始期以後に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害により、特約の保険期間中に所定の手術を受けられたとき	

● お支払いする入院給付金は以下のようになります。

入院給付金＝入院給付金日額×（入院日数－４日）

● 疾病による入院には、「特約条項別表３　異常分娩」に定める異常分娩による入院、不慮の事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始された入院および不慮の事故以外の外因による入院を含みます。
● 同時に２種類以上の手術を受けたときには、最も給付倍率の高いいずれか１種類の手術についてのみ手術給付金が支払われます。

ご注意
責任開始期以後に発病した病気による入院が対象です。入院開始日以後４日間はお支払いの対象とはなりません。

ご参考
いずれの型も通算の支払限度は同一で、支払日数を通算して730日とします。

ご参考
主契約の保険期間が終身の場合、この特約の保険期間を終身に変更する取扱いもございます。

ご注意
例えば、更新時の被保険者の年齢が90歳以上のときには、自動更新の取扱いはいたしません。

ご注意
「骨折の手術に伴う抜釘術」「切傷による皮膚の縫合」「レーシック等の屈折矯正手術」など手術給付金の支払対象とならない手術もありますのでご注意ください。

別表参照
所定の手術と給付倍率については、「特約条項別表２　対象となる手術および給付倍率表」をご覧ください。

⑧ リビング・ニーズ特約

被保険者の余命が6か月以内と判断される場合に、特定状態保険金をお支払いします。

◆病気によると災害によるとを問わず、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合には、ご希望により将来の死亡保険金のお支払いに代えて、特定状態保険金をお支払いしますので、被保険者がご自身のために、生きているうちに保険金を活用することができます。

必要な金額のみ指定することにより、遺族保障を継続できます。

◆特定状態保険金のご請求額（指定保険金額）として、主契約の保険金額以内で、かつ被保険者お1人について3,000万円以内で必要額をご指定いただけます。

◆保険金額の一部をご指定されたときは、指定された金額を減額した残額について、保険契約が継続しますので、ご自身で使われる金額とご遺族のために残される金額を選択できます。

ご注意

上記のご請求額の指定に際して、特約における保険金額については、以下の点にご注意ください。

逓減定期保険特約：ご請求日の6か月後の特約保険金額とします。

家計保障定期保険特約：ご請求日の特約保険金額とご請求日の6か月後の特約保険金額のいずれか小さい額とします。

災害割増特約、傷害特約：災害死亡保険金額はこの保険金額に含まれません。

※ご請求日とは、特定状態保険金の請求に必要な書類が、当社に到着した日のことをいいます。

■保険金の請求

(1)保険金額の全部を請求した場合 ↓ 請求日にさかのぼって保険契約は消滅します。	
(2)保険金額の一部を請求した場合 ↓ 指定された金額分だけ請求日にさかのぼって消滅したものとみなします。	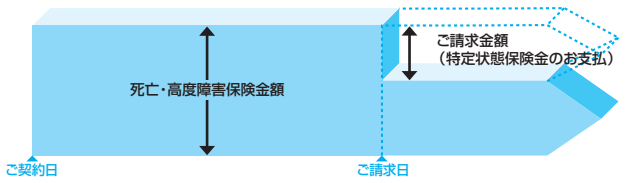

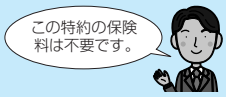

ご注意

この場合の主契約には、平準定期保険特約、逓減定期保険特約、家計保障定期保険特約が付加されているときは、それらの特約を含みます。

ご注意

限度額（3,000万円以内）は、他の保険契約と合算します。

ご注意

左記(1)の場合、主契約に付加されている特約もすべて消滅します。ただし、消滅時に入院中の場合には、消滅後の入院についても給付金をお支払いできることがあります。

ご注意

左記(2)の場合、特定状態保険金のお支払後も、主契約に付加されているその他の特約は、そのまま継続し、継続する部分の保険料は、お払込みが必要です。

なお、消滅部分については、解約返戻金はお支払いしません。

■保険金のお支払い

お支払いする保険金	保険金のお支払事由	お受け取りになる人
特定状態保険金	被保険者の余命が６か月以内と判断されるとき	被保険者 （保険契約者が法人で、かつ主契約の死亡保険金受取人が保険契約者である場合は、保険契約者）

■特定状態保険金のお支払い

- 特定状態保険金のお支払いは、１契約について１回とし、お支払いした後は、この特約は消滅します。（消滅後に、さらにこの特約を中途付加することはできません。）
- 特定状態保険金のお支払いの際は、特定状態保険金の受取人が指定した指定保険金額から、６か月分の利息と保険料相当額を差し引いてお支払いします。

お支払金額 ＝ 特定状態保険金の受取人が指定した金額（ご請求額） － （指定保険金額に対応する６か月分の利息 ＋ 指定保険金額に対応する６か月分の保険料相当額）

- 対象となる特約が付加されていて、その特約が更新される場合を除き、その特約の保険期間の満了前１年以内に、この特約の保険金を請求されても、その特約の保険金額は、特定状態保険金支払の対象とはしません。

■指定代理請求制度について

- 特定状態保険金は、受取人である被保険者からご請求いただきますが、被保険者が特定状態保険金のご請求をできない特別な事情がある場合には、あらかじめご指定のある指定代理請求人が、被保険者の代理人としてご請求いただくことができます。
- リビング・ニーズ特約において指定代理請求人を指定する場合、指定代理請求特約を必ず付加していただきます。

ご注意

- 特定状態保険金の受取人が法人の場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。
- 特定状態保険金を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して特定状態保険金の請求を受けてもお支払いいたしません。
- この特約の保険金請求後の被保険者（または保険契約者）からの照会について、当社は直接の回答をせず、指定代理請求人に連絡をとらせていただくことがあります。

ご注意

「余命６か月以内」は、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が６か月以内であることを意味します。
「余命６か月以内」の判断は、医師に記入いただいた診断書や請求書類等にもとづいて当社が行います。

ご参考

対象となる特約とは、平準定期保険特約、逓減定期保険特約、家計保障定期保険特約のことをいいます。

ご参考

詳しくは、「14.保険金・給付金等の代理請求について」をご覧ください。

ご契約のしおり

保険金・給付金等について

10. 保険金・給付金等の請求の流れと注意点・・・・・・38

11. 保険金・給付金等のお支払期限について・・・・・・40

12. 保険金・給付金等をお支払いできない場合・・・・・41

13. 保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例・44

14. 保険金・給付金等の代理請求について・・・・・・・53

15. 死亡保険金受取人の変更について・・・・・・・・・56

16. 保険金・給付金等の請求について・・・・・・・・・57

10.保険金・給付金等の請求の流れと注意点

被保険者が、お亡くなりになったときや入院をされたときなどは、すみやかにご連絡ください。

ご請求手続きの流れ

お客様

STEP1 ご連絡

下記の3つから連絡方法をお選びいただき、ご請求の内容をお伝えください。

ご請求の内容とは被保険者のお名前・身体の状態・証券番号などです。

東京海上日動あんしん生命

STEP2 ご案内

お手続きの詳しいご案内と必要な書類をお送りします。

診断書・戸籍書類など、ご請求に必要な書類にかかる費用はお客様のご負担になります。

STEP3 ご提出

必要書類をご記入いただき書類の不足がないかご確認の上、ご提出ください。

必要書類（請求書・診断書など）は当社で受付後、内容を確認させていただきます。

STEP4 お支払

保険金・給付金等をお支払いします。「お支払のご案内」をお送りしますのでご確認ください。

保険金・給付金等は、原則としてご指定いただいた口座へお支払いいたします。

STEP1「ご連絡方法」

■インターネットで
当社ホームページから下記の順序でお進みください。

ご契約者様 → 保険金・給付金のご請求手続きの流れ → インターネットでのご連絡

当社ホームページ
http://www.tmn-anshin.co.jp/

■総合カスタマーセンターへ
お電話ください。
<総合カスタマーセンター>
0120-536-338
[受付時間] 平日9:00～19:00
土曜9:00～17:00（日・祝日・年末年始を除きます。）

■担当の代理店もしくは**ライフパートナー**へ
ご連絡ください。

ご注意
保険金・給付金等のご請求は、3年間をすぎると、ご請求の権利がなくなりますので、ご注意ください。

ご注意
保険料の払込免除の請求についても左記の「ご請求手続きの流れ」と同様となります。

ご注意
ご提出いただきました書類を拝見した結果、ご加入前の健康状態、治療の経過・内容などについて、詳細な事実確認をさせていただくこと、当社が指定した医師による被保険者の診断を求めることがあります。
ご契約の約款に沿って判断のうえ、または事実確認の結果、ご要望に沿えずお支払いできない場合もあります。

ご連絡をいただく前に

● ご契約の内容によって、他の保険金・給付金等をご請求いただける可能性がありますので、以下の点もご確認ください。

複数のご契約に加入されている場合

被保険者が複数のご契約に加入されている場合

ご請求対象となるご契約が他にないかご確認ください。

死亡によるご請求の場合

お亡くなりになる前に

入　院

手　術

をしたとき

死亡保険金だけでなく入院・手術給付金のお支払いの対象となる可能性があります。

以下の特約またはご契約に加入されていないかご確認ください。

疾病入院特約　医療保険　など

入院や手術によるご請求の場合

不慮の事故により所定の障害状態になったとき

不慮の事故により障害状態になったとき

片眼が見えなくなった　両耳が聞こえなくなった

手足または指を切断した　半身が完全に麻痺してしまった

など

保険料払込免除の対象となる可能性があります。

傷害特約にご加入の場合、障害給付金のお支払いの対象となる可能性があります。

11.保険金・給付金等のお支払期限について

保険金・給付金等のご請求があった場合、当社は、請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に保険金・給付金等をお支払いします。ただし、保険金・給付金等をお支払いするための確認・照会・調査が必要な場合は、以下のとおりとします。

	保険金・給付金等をお支払いするための確認等が必要な場合	お支払期限
①	保険金･給付金等をお支払いするために確認が必要な次の場合 ・保険金・給付金等のお支払事由発生の有無の確認が必要な場合 ・保険金・給付金等の免責事由に該当する可能性がある場合 ・告知義務違反に該当する可能性がある場合 ・重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求に必要な書類が当社に到着した日からその日を含めて60日以内にお支払いします。
②	上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合	請求に必要な書類が当社に到着した日からその日を含めて下記日数以内にお支払いします。
	・医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会が必要な場合	90日
	・弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合	90日
	・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定が必要な場合	120日
	・ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人を被疑者または被害者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等で明らかである場合における、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会が必要な場合	180日
	・日本国外における調査が必要な場合	180日
	・災害救助法が適用された地域における調査が必要な場合	90日

※保険金・給付金等をお支払いするための上記①②の確認等に際し、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、または確認等に応じなかったときは、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金・給付金等をお支払いしません。

ご注意

請求に必要な書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

12.保険金・給付金等をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金・給付金等のお支払事由が生じても、保険金・給付金等のお支払いはいたしません。また、保険料のお払込免除事由が生じても保険料のお払込みを免除いたしません。

■免責事由に該当した場合

主契約・特約	保険金・給付金等	免責事由（保険金・給付金等をお支払いできない場合・保険料のお払込みを免除できない場合）
長割り終身（5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険） 5年ごと利差配当付終身保険	死亡保険金	・責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ・保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ・戦争その他の変乱
	高度障害保険金	・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争その他の変乱
	保険料払込免除	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 ・戦争その他の変乱
リビング・ニーズ特約	特定状態保険金	・保険契約者または被保険者の故意 ・指定代理請求人の故意 ・戦争その他の変乱
平準定期保険特約 逓減定期保険特約 家計保障定期保険特約	特約死亡保険金	・この特約の責任開始日からその日を含めて3年以内の被保険者の自殺 ・保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 ・戦争その他の変乱
	特約高度障害保険金	・保険契約者または被保険者の故意 ・戦争その他の変乱
災害割増特約	災害死亡保険金	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ・被保険者の犯罪行為 ・被保険者の精神障害を原因とする事故 ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ・地震、噴火または津波 ・戦争その他の変乱 ・災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失（災害死亡保険金の場合） ・被保険者の薬物依存（疾病入院特約における入院給付金・手術給付金の場合）
	災害高度障害保険金	
傷害特約（本人型）	災害死亡保険金	
	障害給付金	
災害入院特約（本人型）	入院給付金	
疾病入院特約（本人型）	入院給付金	
	手術給付金	

ご注意

自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合がありますので、当社へお問い合わせください。

ご参考

戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により免責事由に該当した場合であっても該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金・給付金等の全額もしくは一部をお支払いし、または保険料のお払込みを免除します。

■免責事由以外の場合

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
責任開始期前に生じた疾病や不慮の事故等の場合	次の保険金・給付金等のお支払いの原因となる疾病や不慮の事故等が責任開始期前に生じていたとき（下記【ご注意】に記載している場合等、約款に特に定めのある場合を除きます。） 高度障害保険金、入院給付金、手術給付金　など 【ご注意】 ●次の①～③のいずれかに該当する場合には、責任開始期以後の原因による疾病等とみなして、保険金・給付金等のお支払いに関する規定を適用します。 ①　告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合 ②　責任開始期前の疾病等について、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合 ③　責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合 ア．責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。 イ．責任開始期前に、被保険者が健康診断による異常の指摘を受けたことがない。 ●責任開始日からその日を含めて２年経過後における入院給付金・手術給付金（疾病入院特約）のお支払いにあたっては、責任開始期以後の原因による疾病等とみなして、給付金のお支払いに関する規定を適用します。
詐欺による取消	ご契約の締結、復活、復旧またはご契約内容の変更（以下「ご契約の締結等」といいます。）に際して、ご契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人による詐欺行為があったことにより、ご契約等が取り消されたとき ⚠この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。
不法取得目的による無効	ご契約の締結等の状況、ご契約成立後の保険金・給付金等のご請求の状況などから判断して、ご契約者が次のいずれかの目的をもってご契約の締結等を行い、ご契約が無効とされたとき ①不法に保険金・給付金等を取得する目的があったとき ②第三者に不法に保険金・給付金等を取得させる目的があったとき ⚠この場合、お払い込みいただいた保険料は払い戻しいたしません。

⚠ ご注意

知っていた場合には、責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当社が事実の一部を知らなかった場合は含みません。

⚠ ご注意

健康診断とは、定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。

⚠ ご注意

保険金・給付金等には保険料の払込免除を含みます。

	保険金・給付金等をお支払いできない場合
重大事由による解除	次のような事由に該当し、ご契約が解除されたとき ①保険契約者、被保険者（死亡保険金の場合を除きます。）または保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を詐取する目的で事故を起こしたとき（未遂を含みます。） ②保険金・給付金等の請求に関して、保険金・給付金等の受取人に詐欺行為があったとき（未遂を含みます。） ③他の保険契約との重複によって保険金額・給付金額等の合計が著しく過大で、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがあるとき ④次のア．またはイ．に該当する等により、当社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする①②③と同等の重大な事由があるとき ア．ご契約に付加されている特約または他のご契約が重大事由により解除されたこと イ．保険契約者、被保険者または保険金・給付金等の受取人が、他の保険会社等との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき
告知義務違反による解除	故意または重大な過失によって、告知がなかったり、事実と違うことを告知されたことにより、ご契約が解除されたとき 【ご注意】 告知にあたり、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社はご契約または特約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社はご契約または特約を解除することができます。
ご契約の失効	・保険料のお払込みがなかったため、ご契約が失効（効力を失うこと）したとき ・契約者貸付の元利合計金額（※）が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えたにもかかわらず、ご返済がなかったため、ご契約が失効したとき ※保険料の振替貸付があるときは、その元利金と合算します。

ご注意
保険金・給付金等には保険料の払込免除を含みます。

ご注意
左記に定める事由が生じた後に、保険金・給付金等のお支払事由または保険料のお払込みの免除事由が生じていたときは、当社は保険金・給付金等のお支払いまたは保険料のお払込みの免除を行いません。すでに保険金・給付金等をお支払いしていたときでも、その返還を請求することができ、また、すでに保険料のお払込みを免除していたときでもその保険料のお払込みを求めることができます。

ご注意
告知義務違反によってご契約が解除されたときであっても、保険金・給付金等のお支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらない場合には、保険金・給付金等のお支払いをいたします。

13.保険金・給付金等のお支払いについての具体的事例

保険金・給付金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合をわかりやすくご説明するため、代表的な事例をご参考としてあげたものです。実際のご契約での取扱いに関しては、ご契約（特約）内容・約款を必ずご確認ください。
また、記載以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

事例01 責任開始期前の発病について → 45
事例02 死亡保険金の免責事由について → 46
事例03 告知義務違反による契約解除について → 47
事例04 病気により約款所定の高度障害状態になられたとき → 48
事例05 不慮の事故により約款所定の身体障害状態になられたとき① → 48
事例06 災害死亡保険金の免責事由について → 49
事例07 不慮の事故により死亡されたとき → 49
事例08 不慮の事故により約款所定の身体障害状態になられたとき② → 50
事例09 不慮の事故により入院されたとき → 50
事例10 病気やケガで約款所定の手術をされたとき → 51
事例11 余命6か月と診断されたとき → 51
事例12 病気により入院されたとき → 52

事例01 責任開始期前の発病について

対象となる保険金・給付金などの種類 | 疾病入院特約（本人型）の入院給付金など

責任開始期以後に発病した「椎間板ヘルニア」により入院された場合。

責任開始期前に発病し、以前より治療をうけていた「椎間板ヘルニア」により、ご契約加入後に入院された場合。

解説

入院給付金等各種給付金は、ご契約（特約）の責任開始期以後に発病した疾病を原因とする場合にお支払いします。責任開始期前に発病した疾病を原因とする場合には、お支払いできません。
ただし、次の①～③のいずれかに該当するときは、責任開始期以後に発病した疾病とみなして、給付金をお支払いする場合があります。
①告知等により当社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合
②責任開始期前の疾病等について、生命保険募集人が、告知をすることを妨げた場合、または告知しないことや事実でないことを告げることを勧めた場合
③責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
ア．責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない
イ．責任開始期前に、被保険者が健康診断による異常の指摘を受けたことがない

また、入院給付金等給付金の種類によっては、責任開始期からその日を含めて２年経過後は、責任開始期前の疾病を原因とする入院等についても給付金をお支払いする場合があります。

ご注意

責任開始期前の発病の取扱いについては、あわせて、「12. 保険金・給付金等をお支払いできない場合・■免責事由以外の場合」をご覧ください。

事例02 死亡保険金の免責事由について

対象となる保険金・給付金などの種類	死亡保険金など

ご契約加入から５年経過後、被保険者が自殺された場合。

ご契約加入から５年経過後、ご契約が失効。その後すぐに復活をして６か月後に、被保険者が自殺された場合。

解説

死亡保険金等について約款でお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には死亡保険金等はお支払いできません。
ご契約（特約）の責任開始期の属する日（※１）からその日を含めて３年以内の自殺については、死亡保険金等はお支払いできません。
また、保険契約者または死亡保険金受取人の故意や、戦争その他の変乱（※２）の場合もお支払いできません。

（※１）復活の取扱いが行われた後は最後の復活の際の責任開始期とし、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分については、最後の復旧の際の責任開始期となります。また、特約中途付加をした場合はその特約については中途付加の際の責任開始期となります。
（※２）戦争その他の変乱の場合は、該当する被保険者数の増加が主契約・特約の計算基礎に及ぼす影響が少ない場合には、その程度に応じ、保険金等の全額もしくは一部をお支払いします。

事例03 告知義務違反による契約解除について

対象となる保険金・給付金などの種類	死亡保険金など

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」と全く因果関係のない「胃がん」で亡くなられた場合。

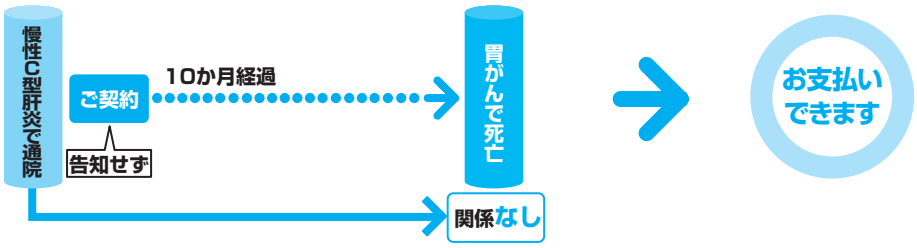

ご契約加入前の「慢性C型肝炎」での通院について告知書で正しく告知せずに加入し、ご加入10か月後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝がん」で亡くなられた場合。

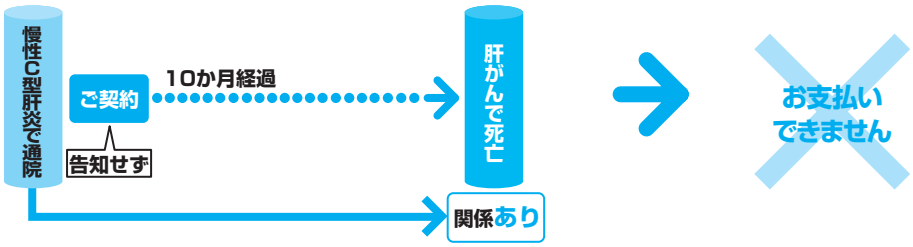

解説

ご契約（特約）にご加入いただく際には、その時の被保険者の健康状態について正確に告知いただく必要があり、故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり事実と異なる内容を告知された場合には、このご契約（特約）は解除となり、保険金等はお支払いできません。ただし、告知義務違反の対象となった事実とご請求原因との間に全く因果関係が認められない場合には、保険金等をお支払いします。
お支払いできる事例は告知しなかった事実と全く因果関係のない疾病で亡くなられたため死亡保険金等をお支払いしますが、お支払いできない事例では告知しなかった事実を原因とする疾病により亡くなられたためお支払いできません。

事例04 病気により約款所定の高度障害状態になられたとき

対象となる保険金・給付金などの種類	高度障害保険金

ご契約加入後に発症した「くも膜下出血」によって寝たきりの状態となり、食事の摂取、排泄や排泄の後始末、衣服の着脱、起居、歩行、入浴のすべてが、自力では全く不可能で、常に他人の介護を要する状態に該当し、かつ回復の見込みがない場合。

→ お支払いできます

「脳梗塞」の後遺症として左半身の麻痺が生じ、入浴や排泄の後始末、歩行については、いずれも常に他人の介護を要する状態ではあるものの、右半身はほぼ正常に動かすことができ、食事の摂取や衣服の着脱、起居は自力で行える場合。

→ お支払いできません

解説

高度障害保険金は、約款所定の高度障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。
お支払できない事例のように食事の摂取や衣服の着脱、起居が自力で行える等、約款所定の高度障害状態に該当しない場合にはお支払いできません。
なお、高度障害保険金のお支払いの対象となる高度障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例05 不慮の事故により約款所定の身体障害状態になられたとき①

対象となる保険金・給付金などの種類	保険料の払込免除

自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力を永久に失った場合。

→ 保険料のお払込みを免除できます

自動車運転中に生じた事故によるケガで、右眼の視力が悪くなったが回復の見込みがある場合。

→ 保険料のお払込みを免除できません

解説

保険料払込免除は、約款所定の身体障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときに対象となります。
保険料のお払込みを免除できない事例のように回復の見込みがある場合は約款所定の身体障害状態に該当しないため、保険料のお払込みは免除できません。
なお、保険料の払込免除の対象となる身体障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例06 災害死亡保険金の免責事由について

対象となる保険金・給付金などの種類 | 災害割増特約・傷害特約(本人型)の災害死亡保険金

・被保険者の不注意
被保険者が居眠り運転をして路肩に衝突し、亡くなられた場合。

・軽度の酒酔い状態での事故
酒に酔っていたが、横断歩道を通常に歩行していて、走行してきた車にはねられ亡くなられた場合。

→ お支払いできます

・被保険者の重大な過失
高速道路を逆走して対向車と衝突し、亡くなられた場合。

・泥酔状態を原因とする事故
泥酔して道路上で寝込んでいたところ車にはねられて亡くなられた場合。

→ お支払いできません

解説

災害死亡保険金について、約款でお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には災害死亡保険金はお支払いできません。
お支払いできない事例はこの免責事由に該当するため、災害死亡保険金はお支払いできません。

＜約款で定めたお支払いできない場合（免責事由）の例＞
・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
・災害死亡保険金受取人の故意または重大な過失
・被保険者の泥酔の状態を原因とする場合
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

事例07 不慮の事故により死亡されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類 | 災害割増特約・傷害特約(本人型)の災害死亡保険金

階段で足をすべらせて転落し、頭を強打した際の「急性硬膜下血腫」により亡くなられた場合。

→ お支払いできます

「脳梗塞」の後遺症のため、もともと食物を飲み込むことが困難となっている方が、食物を喉に詰まらせて、亡くなられた場合。

→ お支払いできません

解説

「対象となる不慮の事故」とは、急激かつ偶発的な外来の事故で、かつ約款所定の分類項目に該当する事故を言います。
お支払いできない事例のように、窒息の原因が疾病の場合、約款所定の分類項目から除外されている事故にあたるため、災害死亡保険金はお支払いできません。

事例08 不慮の事故により約款所定の身体障害状態になられたとき②

対象となる保険金・給付金などの種類	傷害特約（本人型）の障害給付金

ご契約加入後に発生した交通事故により、左手のすべての指を中手指節関節から切断し失ってしまった場合。 → お支払いできます

ご契約加入後に発生した交通事故により、左手の指を骨折したが、手術等の治療によって回復した場合。 → お支払いできません

解説

障害給付金は、不慮の事故によって約款所定の身体障害状態に該当し、かつ回復の見込みがないときにお支払いします。
お支払いできない事例は、約款所定の身体障害状態に該当しませんので、障害給付金はお支払いできません。
なお、障害給付金のお支払いの対象となる身体障害状態は、身体障害者福祉法等に定める障害状態等とは異なります。

事例09 不慮の事故により入院されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類	災害入院特約（本人型）の入院給付金

自動車運転中に生じた事故によるケガで入院された場合。 → お支払いできます

法令に定める酒気帯び運転中に生じた事故によるケガで入院された場合。 → お支払いできません

解説

災害入院給付金について、約款でお支払いできない場合（免責事由）を定めており、そのいずれかに該当する場合には災害入院給付金はお支払いできません。一般的には以下の例が免責事由に該当します。
お支払いできない事例はこの免責事由に該当するため、災害入院給付金はお支払いできません。

＜約款で定めたお支払いできない場合（免責事由）の例＞
・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
・被保険者の泥酔の状態を原因とする場合
・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

事例10 病気やケガで約款所定の手術をされたとき

対象となる保険金・給付金などの種類	疾病入院特約（本人型）の手術給付金

急性虫垂炎のため虫垂を摘出する手術（虫垂切除術）を受けた場合。 → お支払いできます

慢性扁桃炎のため扁桃を摘出する手術（扁桃摘出術）を受けた場合。 → お支払いできません

解説

手術給付金は、お支払対象となる手術の種類を約款別表の「対象となる手術および給付倍率表」で定めています。
お支払いできない場合の事例の「扁桃摘出術」は「対象となる手術および給付倍率表」に定める手術に該当するものがないため、手術給付金はお支払いできません。

＜手術給付金をお支払いできない手術の代表例＞
・骨折の手術に伴う抜釘術
・手指や足指の骨・関節・筋・腱・靱帯に対する手術（手指や足指の切断に対する再接合術を除きます。）
・切傷による皮膚の縫合
・皮膚良性腫瘍（脂肪腫など）摘出術
・レーシック等の屈折矯正手術
＊お支払いの対象となる手術については、約款別表の「対象となる手術および給付倍率表」をご確認ください。

事例11 余命6か月と診断されたとき

対象となる保険金・給付金などの種類	リビング・ニーズ特約の特定状態保険金

病気により、被保険者の余命が6か月であると医師に診断された場合。 → お支払いできます

病気により、被保険者の余命はあと1年から2年程度と医師に診断された場合。 → お支払いできません

解説

リビング・ニーズ特約による特定状態保険金は、医師により被保険者の余命が6か月以内であると診断された場合にお支払いします。
お支払いできない事例では余命6か月以内と診断されていないため、特定状態保険金はお支払いできません。

事例12　病気により入院されたとき(入院5日目から支払われ、1回の入院に対して限度日数が120日の契約)

対象となる保険金・給付金などの種類	疾病入院特約（本人型）の入院給付金

「脳梗塞」で130日間入院され、退院から200日後に再び同じ「脳梗塞」で90日間入院された場合。

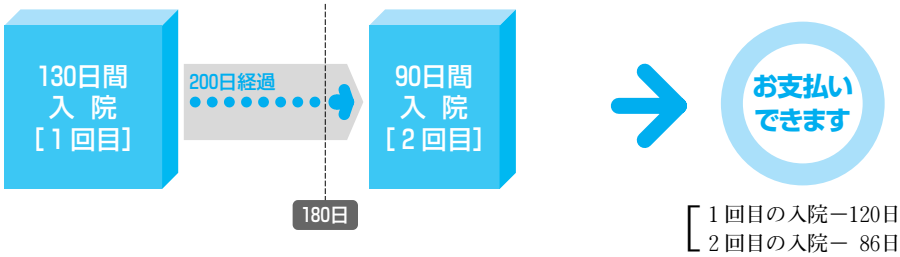

[1回目の入院ー120日
2回目の入院ー 86日]

「脳梗塞」で130日間入院され、退院から100日後に再び同じ「脳梗塞」で90日間入院された場合。

[1回目の入院ー120日
2回目の入院ーお支払いできません]

解説

入院給付金は、約款により1回の入院に対して支払われる限度日数が定められているため、その日数を超過した入院期間については給付金をお支払いできません。なお、いったん退院し、退院の翌日から180日以内に同一の疾病の治療を目的として再び入院された場合は1回の入院とみなし、1回目の入院と入院日数を通算します。
お支払いできる事例では、1回目の入院は120日分（支払限度日数まで）、2回目の入院は86日分（入院日数90日ー4日）をお支払いします。お支払いできない事例では、1回目の入院は支払日数限度の120日分お支払いしますが、2回目の入院は退院日の翌日から180日以内に再び同じ疾病で入院しているため1回の入院とみなし、1回目の入院と合わせた支払日数が支払限度日数の120日を超過するためお支払いできません。

ご注意

病名が異なっている場合でも医学上重要な関係があると認められる疾病は「同一の疾病」として取り扱います。

14.保険金・給付金等の代理請求について

あらかじめ指定した代理人により保険金・給付金等を請求することができます。

■指定代理請求特約

- 被保険者である保険金・給付金等の受取人が、保険金・給付金等を請求できないつぎのいずれかの事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が受取人の代理人として、保険金・給付金等を請求することができます。

・傷害または疾病により、保険金・給付金等を請求する意思表示ができない場合
・傷病名の告知を受けていない場合
・その他これに準じた状態である場合

■指定代理請求人

指定代理請求人は、請求する時に指定すれば、良いのかな？

- 指定代理請求人は、被保険者の同意を得て、保険契約者にあらかじめ指定いただいた１名の方であることが必要です。

誰でも、良いのかしら？

- 保険金・給付金等の請求時において、つぎのいずれかに該当することが必要です。
  - ・被保険者の戸籍上の配偶者
  - ・被保険者の直系血族
  - ・被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

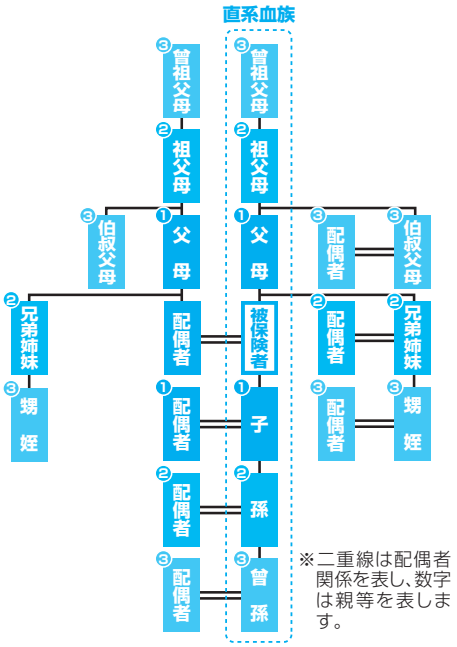

- 保険契約者は被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。
- 指定代理請求人が不要となった場合は、指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。（この特約のみの解約はお取り扱いできません。）
- 告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者等の通知先に住所不明により通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

ご注意

- 保険金･給付金等の受取人が法人の場合や被保険者と同一人でない場合には、指定代理請求人による代理請求はできません。
- 保険金･給付金等を指定代理請求人に支払った場合には、その後重複して保険金･給付金等の請求を受けてもお支払いいたしません。

■指定代理請求特約の対象となる保険金・給付金等

どんな保険金などが請求できるのかな？

- 指定代理請求人は、つぎの保険金・給付金等のうち、ご契約内容に該当するものを請求することができます。ただし、被保険者と保険金・給付金等の受取人が同一人の場合に限ります。

・高度障害保険金	・特定疾病保険金	・障害給付金	・特定状態保険金
・満期保険金	・年金	・祝金	・介護給付金（介護保険金）
・特約生存給付金	・健康祝金	・生存祝金	・長期継続特約給付金
・５年ごと利差配当付こども保険の災害死亡保険金、死亡給付金			・保険料の払込免除

ご注意

- 指定代理請求特約を付加した場合、対象となる保険金・給付金等のそれぞれの約款に規定されている代理請求に関する規定は適用しません。（対象となる保険金・給付金等の代理請求人は指定代理請求特約の指定代理請求人となります。）
- 故意に保険金・給付金等の支払事由を生じさせた者、または故意に保険金・給付金等の受取人を保険金・給付金等の請求の意思表示をできない状態にさせた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

■入院給付金等の代理請求等

- 入院給付金および手術給付金については、それぞれの特約条項に基づき代理請求を行うことができます。
- 給付金受取人が被保険者となっているご契約で、その被保険者が給付金を請求できないつぎのいずれかの事情があるときは、請求することができます。

・傷害または疾病により、給付金等を請求する意思表示ができない場合
・傷病名の告知を受けていない場合
・その他これに準じた状態である場合

- 被保険者に代わって請求できる方は、次のいずれかの方です。

（１）被保険者の戸籍上の配偶者
（２）（１）の配偶者がいない場合には、被保険者と生計を一にする親族

- また、給付金受取人が被保険者となっているご契約で、給付金の支払事由が発生した後に被保険者が死亡した場合には、被保険者の法定相続人のうち次のお１人の方を代表者とします。この場合、その代表者は被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

（１）被保険者の戸籍上の配偶者
（２）（１）の配偶者がいない場合には、法定相続人の協議により定めた者

■保険金・給付金等の代理請求をされる場合のご注意

代理請求をされる場合、次の点についてあらかじめご了承ください。

- 代理請求により保険金・給付金等をお支払いした場合、被保険者にはその旨をご連絡いたしませんが、保険金・給付金等のお支払い後に、被保険者（または保険契約者）から契約内容についてご照会があったときは、保険金・給付金等をお支払いした旨、回答せざるをえないことがあります。
- このため、被保険者（または保険契約者）に傷病名等を察知される可能性があります。
- 保険金・給付金等の請求があったことを、被保険者（または保険契約者）が知る可能性がある具体的事例は次のようなものです。

  ・被保険者が当社に契約内容を照会された場合
  ・銀行口座の通帳等で保険料のお払込みがなくなった、またはお払込額が減少したことを知る場合

- 指定代理請求人からの請求後の被保険者（または保険契約者）からの照会について、当社は直接の回答をせず指定代理請求人に連絡をとらせていただくことがありますので、ご了承ください。

15.死亡保険金受取人の変更について

■死亡保険金受取人の変更

ご契約者は、被保険者がお亡くなりになるまでは、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。

- 死亡保険金受取人を変更される場合には、当社へご連絡ください。
- ご契約者は死亡保険金のお支払事由が発生するまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。（被保険者の同意が必要となります。）
  この場合、ご契約者が亡くなられた後、ご契約者の相続人から当社へご通知ください。

ご注意

当社が通知を受ける前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当社は死亡保険金をお支払いしません。

■死亡保険金受取人が死亡した場合

死亡保険金受取人がお亡くなりになった際には、すみやかに当社にご連絡ください。新しい死亡保険金受取人に変更するお手続きをしていただきます。

- ご契約者は、被保険者の同意を得て、死亡保険金受取人を変更することができます。
- 万一、死亡保険金受取人の変更手続きをされない間に、死亡保険金のお支払事由が発生した場合は、つぎのようなお取扱いとなります。

【死亡保険金受取人の変更をされる前に、被保険者が死亡された場合の例】

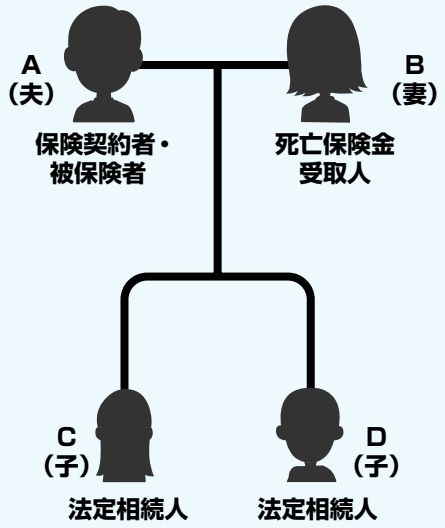

保険契約者・被保険者　Aさん
死亡保険金受取人　Bさん

Aさんより先にBさんが死亡し、その後死亡保険金受取人の変更手続きをされない間にAさんが死亡（死亡保険金のお支払事由が発生）した場合

↓

Bさんの法定相続人で、Aさんの死亡時に生存しているCさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

※死亡保険金受取人となった人が２人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。

（注）保険事故の発生形態によって種々の場合が生じることがありますので、支社または本店にご連絡ください。

16.保険金・給付金等の請求について

■保険金・給付金等の請求書類

● 保険金・給付金・契約者貸付等の諸手続きに必要な書類は、普通保険約款および特約条項の別表をご参照ください。

５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険普通保険約款	別表１
５年ごと利差配当付終身保険普通保険約款	別表１
平準定期保険特約条項	別表１
逓減定期保険特約条項	別表１
家計保障定期保険特約条項	別表１
災害割増特約条項	別表１
傷害特約条項（本人型）	別表１
災害入院特約条項（本人型）	別表１
疾病入院特約条項（本人型）	別表１
５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項	別表１
リビング・ニーズ特約条項	別表１
指定代理請求特約条項	別表１

ご注意

● 保険金･給付金･解約返戻金･保険料払込みの免除等を請求する権利は、３年間請求がない場合には消滅しますのでご注意ください。

● 法人等（個人事業主を含みます。以下同じ。）を保険契約者および死亡保険金受取人とし、その法人等から給与の支払を受ける人を被保険者とする保険契約の場合、保険契約者である法人等が当該保険契約の保険金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うときは、死亡･高度障害保険金の請求の際、つぎの書類の提出も必要です。

(1)被保険者もしくは死亡退職金等の受給者の請求内容確認書または被保険者もしくは死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類

(2)保険契約者である法人等が受給者本人であることを確認した書類

■保険金･給付金等の支払場所

● 保険金・給付金等は、当社の本店でお支払いします。

■保険金･給付金等の請求に関して訴訟となった場合

● 保険金・給付金等の請求に関する訴訟については、当社の本店所在地または受取人の住所地と同一の都道府県内にある支社（同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社）の所在地を管轄する地方裁判所を、合意による管轄裁判所とします。

ご契約のしおり

保険料について

17．保険料のお払込み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・60

18．保険料をまとめて払い込む方法・・・・・・・・・・・61

19．保険料の払込期月と猶予期間および復活について・・62

20．保険料のお払込みが不要となった場合・・・・・・・64

21．保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法・65

17.保険料のお払込み

■保険料の払込方法（経路）

● 保険料の払込方法（経路）には次の方法があります。

口座振替扱

・当社が提携している金融機関等で、ご契約者の定めた預金口座から、自動的に保険料が当社に振り込まれます。

送金扱

・当社所定の事務手続により、払込期月中に最寄りの金融機関より当社指定の銀行にお払い込みください。
・その際の受領証は、保険料領収証のかわりとなりますので、大切に保存しておいてください。

団体扱

・団体扱契約の場合、勤務先などの団体を経由して、お払い込みください。
・この場合は、まとめて一枚の領収証を団体代表者にお渡しし、個々のご契約者にはお渡ししません。

クレジットカード払扱

・ご契約者名義のクレジットカードにより、自動的に保険料が当社に払い込まれます。
・クレジットカードは、当社指定のクレジットカードに限ります。
・クレジットカードの有効性等が確認できなかった場合、ご契約者にその旨を通知しますので、保険料の払込方法（経路）の変更を行ってください。
・ご契約内容の変更等により、クレジットカードによる保険料のお払込みをお取扱いできなくなることがあります。この場合、保険料の払込方法（経路）の変更を行ってください。

■保険料の払込方法（経路）の変更

● 次の場合には、当社の営業社員・代理店、支社または本店までお申し出ください。

- 払込方法の変更を希望する場合
- 指定口座の変更を希望する場合
- 勤務先団体からの脱退　など

● お払込方法の変更についてお申出があった場合、当社は所定の事務手続を経て、新たなお払込方法に変更させていただきます。
● この場合、新たなお払込方法に変更されるまでの間の保険料は、お手数でも当社の本店または当社の指定した場所にお払い込みください。

ご注意
各々の保険料の払込方法（経路）には、当社の定める取扱条件があります。

ご注意
「口座振替扱」および「クレジットカード払扱」の場合、払い込まれた保険料について、保険料領収証は発行しません。

お願い
「送金扱」で、万一払込期月中にお払込みのご案内が届かなかった場合などは、お手数でも支社または本店までご連絡ください。

ご注意
新たなお払込方法に変更するには、当社の定める取扱条件を満たした場合に限ります。

18.保険料をまとめて払い込む方法

ボーナス、預貯金、退職金などの余裕資金を活用して、保険料をまとめて払い込むことができます。

■保険料の一括払・前納

①保険料の一括払（月払契約の場合）

- 当月以降の月払保険料をまとめて（3～12か月分）お払い込みいただく一括払のお取扱いがあります。この場合には、当社所定の割引率で保険料を割引いたします。
- この一括払保険料は、払込時期が到来するまで預り金として当社に積み立てられ、払込時期が到来するごとに保険料に充当されます。
- 保険期間中にご契約が消滅（解約・死亡など）した場合には、まだ払込時期が到来していない一括払保険料は返還されます。

②保険料の前納（年払契約の場合）

- 将来の年払保険料を2年以上当社所定の期間分をまとめて前納するお取扱いがあります。この場合には、当社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金をお払い込みいただきます。
- この保険料前納金は、当社所定の利率で積み立てておき、年単位の契約応当日ごとに年払保険料のお払込みにあてられます。
- 前納期間が満了した場合、または保険料のお払込みを必要としなくなった場合に、保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。
- 月払のご契約は、年払に変更のうえ、前納のお取扱いができます。

ご注意

- 保険料の一括払または前納がされた期間につきましては、保険金額・給付金額等の減額など、契約内容の変更が制限されることがありますので、一括払または前納をご利用の際には、あらかじめご了承ください。

ご注意

当社所定の割引率・利率は、経済情勢により変更することがあります。

19.保険料の払込期月と猶予期間および復活について

ご契約を有効に継続させるためには、払込方法（回数）に応じた期日までに継続的に保険料を払い込む必要があります。また、払込期月内にお払込みがない場合でも、以下の猶予期間があります。

	払込期月（保険料を払い込むべき月）	払込猶予期間
月　払	月単位の契約応当日の属する月の１日から末日まで	払込期月の翌月の１日から末日まで
年　払	年単位の契約応当日の属する月の１日から末日まで	払込期月の翌月の１日から翌々月の月単位の契約応当日まで（ただし、契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ、４月、８月、１月の各末日まで）

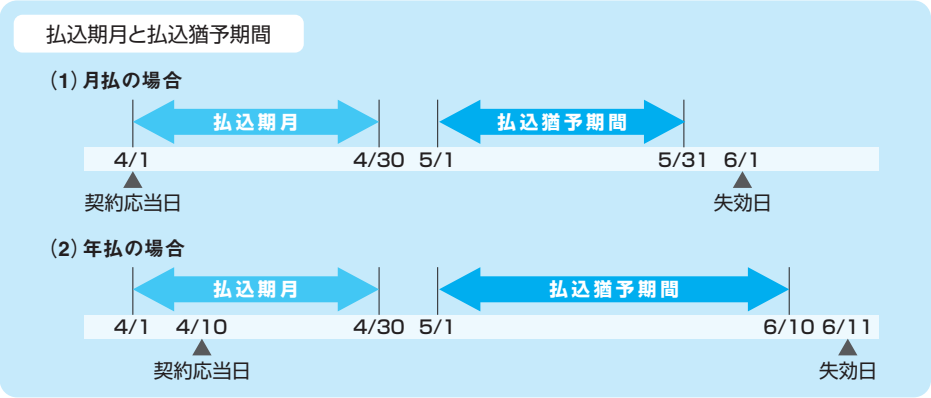

■払込猶予期間満了の場合の取扱い

- 払込猶予期間内に保険料の払込みがない場合、ご契約は払込猶予期間満了の日の翌日に失効（ご契約の効果がなくなり、保障がなくなること）します。
- ただし、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、保険契約者から特に反対の申出がない限り、当社が自動的に保険料をお立て替えし、ご契約を有効に継続させます。

■効力を失ったご契約の復活

- 保険契約が失効した場合でも、３年以内なら、復活の請求ができます。

必要なお手続き

- 改めて、告知または診査をしていただきます。健康状態などによっては復活できない場合があります。
- ご契約の復活を当社が承諾した場合には、告知または診査と当社所定の金額のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

責任開始期

- 復活のお取扱いが行われた後の契約の責任開始期は、最後の復活の際の責任開始期とします。

ご注意

保険料をお立て替えした際には、立替利息が発生し、当社所定の利率で計算します。

■保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合

● 保険料は毎払込期月の契約応当日から、次の払込期月の契約応当日の前日までの期間（保険料期間）に充当され、払込期月中の契約応当日に払い込まれるものとして計算されています。

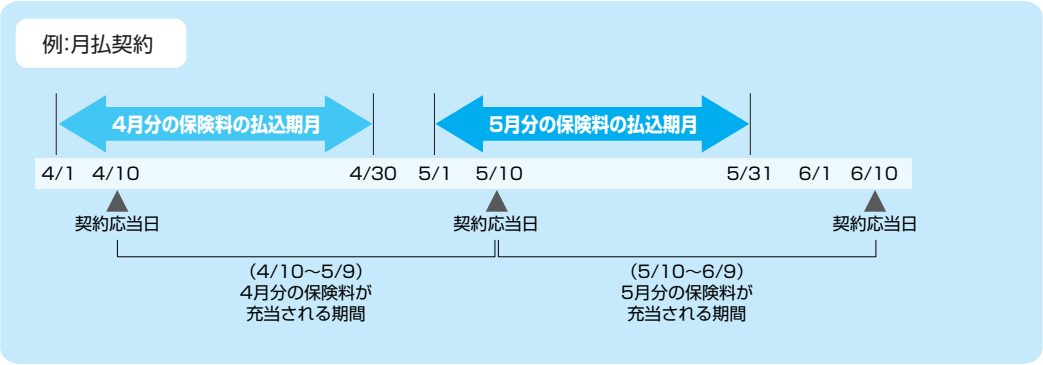

● 保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した日を含む保険料期間に充当されるべき保険料が払い込まれていない場合は、次のようなお取扱いとなります。

① 保険金・給付金等を支払うとき・・・・・・・未払込保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
② 保険料払込みの免除のとき・・・・・未払込保険料をお払い込みいただきます。

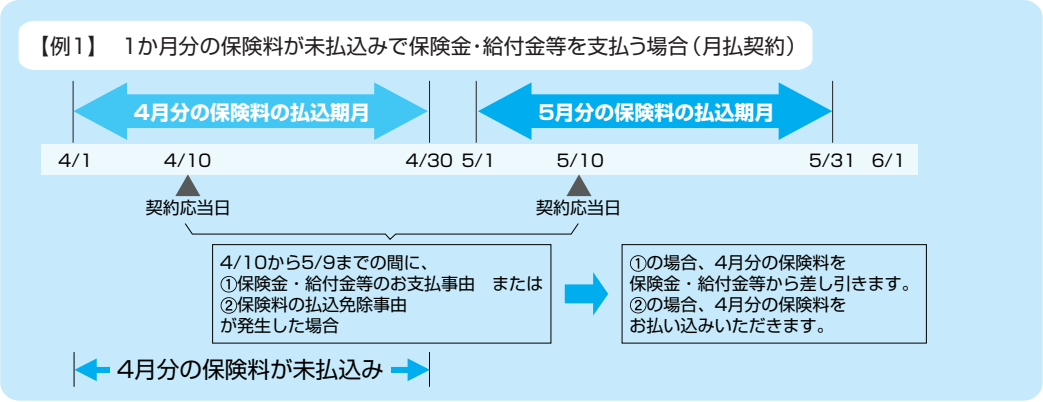

● 月払契約で猶予期間中の契約応当日以後に保険金・給付金等のお支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合は、次のようなお取扱いとなります。

① 保険金・給付金等を支払うとき・・・・・２か月分の保険料を保険金・給付金等から差し引きます。
② 保険料払込みの免除のとき・・・・・２か月分の保険料をお払い込みいただきます。

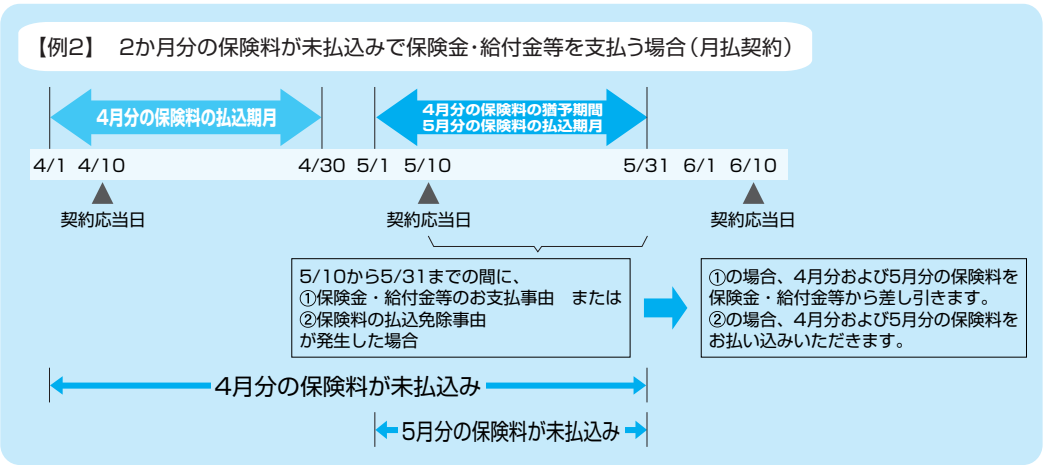

ご注意
保険金・給付金等が未払込保険料に不足する場合は、未払込保険料をお払い込みいただきます。

ご注意
保険金・給付金等が２か月分の保険料に不足する場合は、２か月分の保険料をお払い込みいただきます。

20.保険料のお払込みが不要となった場合

保険料のお払込方法（回数）が年払のご契約の場合、保険料のお払込みが不要となったときは、次のようなお取扱いとなります。

- 保険料をお払い込みいただいた後に、ご契約の消滅等により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の額（未経過保険料）をお支払いします。（詐欺による契約取消や不法取得目的による無効の場合等、約款・特約条項に定める場合を除きます。）

＜お支払いする額（未経過保険料）＞

すでに払い込まれた保険料のうち、保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数（端日数切捨て）に対応する保険料相当額

【年払契約】
＜ご契約例＞
契約応当日：１月１日
月単位の契約応当日：毎月１日

１月27日に年払保険料を払い込んだ後、５月25日に契約を解約した場合
⇒保険料のお払込みを必要としなくなったのは契約を解約した５月25日であり、その翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は６月１日となります。したがって、６月１日から12月31日までの７か月分に対応する保険料相当額をお支払いします。

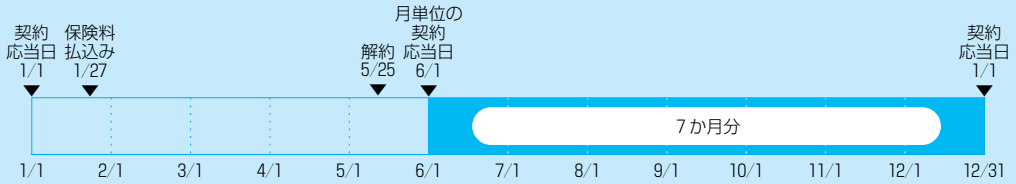

ご注意
お払込方法（回数）が月払または一時払のご契約には、左記取扱いはありません。

ご注意
ご契約の消滅等には、ご契約または付加されている特約の消滅、減額および保険料払込みの免除等を含みます。

ご注意
保険料の一部のお払込みを必要としなくなった場合は、そのお払込みを必要としなくなった部分に限ります。

21.保険料のお払込みが困難になられた場合の継続方法

保険料のお払込みが困難になられたときでも、できるだけご契約が有効に継続されるように次のようなお取扱いをしております。

このようなとき	このような方法で
一時的に保険料の都合がつかないとき	保険料の振替貸付 ・自動的に当社で保険料をお立て替え(振替貸付)します。 ・貸付できる金額は、解約返戻金等の所定の返戻すべき金額の範囲内です。 ・お立て替えする場合には、口座振替扱契約や団体扱契約などの場合でも、普通保険料率による保険料を基準としてお立て替えします。 ・立替利息は、当社所定の利率で計算します。 ・この利率は、毎年２回、１月および７月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。 ・この場合、変更後の利率の適用は次のとおりとします。 ①新たにお立替を行うとき １月見直しの場合は４月１日から、７月見直しの場合は10月１日から変更後の利率を適用します。 ②すでにお立替を行っているとき １月見直しの場合は４月１日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から、７月見直しの場合は10月１日以降、直後に到来する利息繰入日の翌日から変更後の利息を適用します。 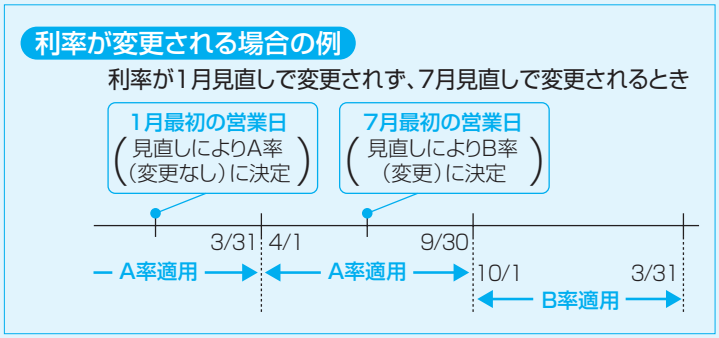
保険料の負担を軽くしたいとき	保険金額の減額 ・保険金額を減らすことにより、払込保険料が少なくなります。 ・同時に各種特約も減額されることがあります。 ・減額後の保険金額は、10万円単位とし、100万円未満となる場合は、お取り扱いできません。 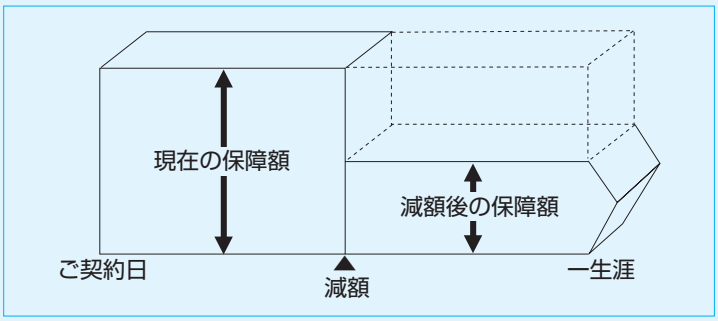

ご参考
当社所定の利率は年８％を超えることはありません。

ご注意
左記の立替利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。

ご注意
保険金・給付金等をお受取の場合、立替金は差し引き精算されます。

ご注意

ご契約が長割り終身の場合

- 保険証券に記載された低解約返戻金期間中の保険料のお立替（振替貸付）については、解約返戻金の水準が低いことに応じてお立て替えできる金額が少なくなります。
- 保険証券に記載された低解約返戻金期間中に保険金額を減額されますと、お受け取りになる解約返戻金は、「５年ごと利差配当付終身保険」の減額部分の解約返戻金に低解約返戻金割合として70％を乗じた水準となります。

このようなとき	このような方法で
途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき （ケース①）	払済保険へ変更 ・変更時の解約返戻金等を一時払の保険料として充当し、保険料払込済の５年ごと利差配当付終身保険に変更します。 ・払済後の保険金額は、小さくなりますが、保障は生涯続きます。 ・各種特約は、消滅します。（リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約は継続します。） ・払済保険金額が当社の定める限度を下回る場合は、お取り扱いできません。 ・払済保険への変更後３年以内であれば、当社の承諾を得て、元の契約に戻す（復旧）ことができます。ただし、この場合、当社所定の金額のお払込みが必要です。 ・復旧のお取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期は、最後の復旧の際の責任開始期とします。 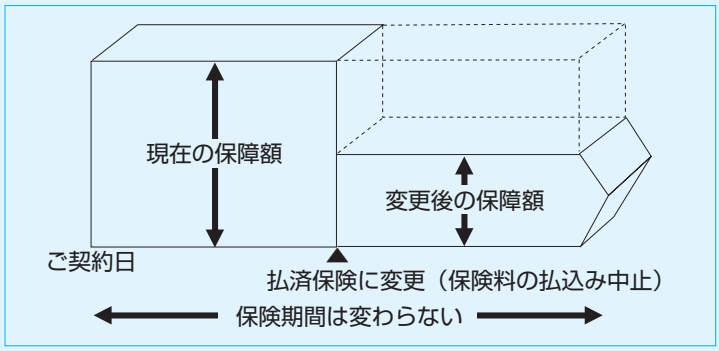
途中から保険料を払い込まずにご契約を有効に続けたいとき （ケース②）	延長定期保険へ変更 ・変更時の解約返戻金等を一時払の保険料として充当し、一定期間の死亡・高度障害を保障する定期保険に変更します。 ・死亡・高度障害保険金は、変更前のご契約と同額とします。 ・変更時の解約返戻金の額より、延長定期保険期間を定めます。 ・この延長定期保険期間が変更前の保険料払込期間満了日を超える場合は、変更前の保険料払込期間満了日を限度とします。超える場合には、満了時に生存保険金を受け取れる場合もあります。 ・各種特約は、消滅します。（指定代理請求特約は継続します。） ・延長保険期間が１年未満となるものや、変更時の被保険者の年齢がすでに80歳に到達している場合は、お取り扱いできません。 ・延長定期保険への変更後３年以内であれば、当社の承諾を得て、元の契約に戻す（復旧）ことができます。ただし、この場合、当社所定の金額のお払込みが必要です。 ・復旧のお取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期は、最後の復旧の際の責任開始期とします。 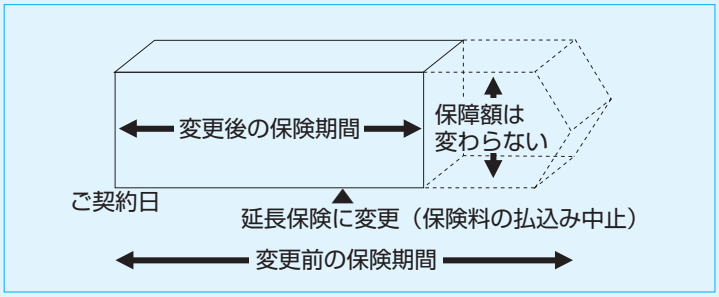

ご注意

ご契約が長割り終身の場合

● 保険証券に記載された低解約返戻金期間中にご契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の原資となる解約返戻金は、「５年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金に低解約返戻金割合70％を乗じた水準となりますので、それに応じて変更後の延長定期保険の保険期間は短くなり、払済保険の保険金額は少なくなります。

ご注意

主契約の保険料払込期間が80歳を超える場合、被保険者の年齢が80歳となる契約応当日の前日までとします。

ご契約のしおり

保障内容の見直しについて

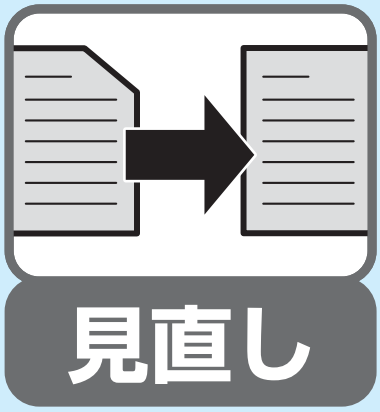

22．特約の中途付加と追加契約・・・・・・・・・・・・・・70
23．保障内容変更制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
24．変換制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74

22.特約の中途付加と追加契約

現在のご契約の保障内容を見直したいときには、次のような方法がご利用いただけます。

ご利用いただく方法	特約の中途付加	追加契約
特長	●現在のご契約の保障内容や保険期間は変えずに、死亡保障額等を増やすことができます。	●現在のご契約はそのまま継続し、そのご契約とは異なる内容で保障を充実することができます。
しくみ	●現在の当社のご契約に平準定期保険特約等を新たに付加して保障額を大きくする方法です。	●現在のご契約に追加して、別の新しい保険にご契約いただく方法です。 ●ご契約は２件になります。
図解	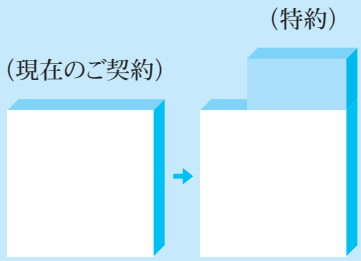	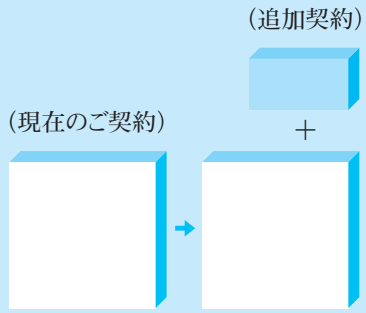
現在のご契約	●継続します。	●継続します。
保険料	●中途付加日の保険年齢、保険料率により中途付加する特約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料に加えてお払い込みいただきます。	●新しい保険のご契約時の契約年齢、保険料率により新しい保険の保険料を計算し、現在のご契約の保険料とあわせてお払い込みいただきます。
	●保障内容見直し後の保険料は、どの方法を利用するかによって異なります。詳しくは、担当の営業社員・代理店か、支社または本店までおたずねください。	

ご注意

●いずれの方法をご利用いただく場合も、あらためて被保険者の同意および診査（または告知）が必要になります。健康状態によっては、ご利用いただけない場合があります。
●将来事前の予告なく、特約の販売を停止することがあります。この場合、特約の中途付加のお取扱いも停止させていただきます。

23.保障内容変更制度

保障ニーズの変化に合わせ、すでに締結されているご契約について、所定の要件を満たしていれば保険料払込満了後に特約を付加することにより、主契約の一部または全部の保障に代えて、年金支払に変更することができます。

■保障内容変更制度について

- 「5年ごと利差配当付年金支払移行特約」を付加することにより、主契約の全部または一部を年金支払に移行することができます。
- ご契約者のニーズの変化に合わせて、年金支払および死亡・高度障害に対する保障を自由に組み合わせることができます。

イメージ図

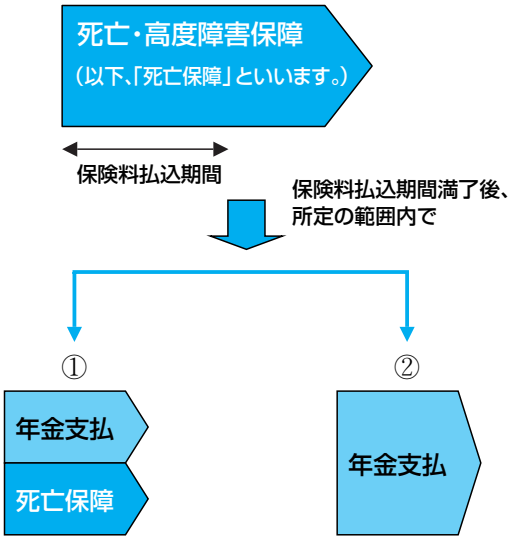

■5年ごと利差配当付年金支払移行特約の特長

- 保険料の払込みが終了している場合、被保険者の同意を得て将来の死亡・高度障害の保障を年金支払に移行することができます。
- 移行時の主契約の責任準備金等をもとに基本年金額を計算しますので、新たに保険料を払い込む必要はありません。
- 移行できる時期は主契約により異なり、下表の条件にすべて該当している場合であり、かつ年単位の契約応当日にお取扱いします。

主契約	条件
長割り終身	・契約日から10年経過以後であること ・保険証券に記載された低解約返戻金期間満了日の翌日以後である年単位の契約応当日
5年ごと利差配当付終身保険	（1）保険料の払込方法（回数）が月払・年払の場合 ・契約日から10年経過以後である年単位の契約応当日 ・保険料払込期間満了日の翌日以後であること （2）保険料の払込方法（回数）が一時払の場合 ・契約日から5年経過以後である年単位の契約応当日

ご注意
ご契約内容によっては、一部お取り扱いできない場合があります。

ご参考
当社所定の範囲内であれば、一時金を払い込むことにより年金額を増やすこともできます。

ご注意
払済保険に変更後の主契約を移行する場合は、「契約日から10年経過以後」であることが条件となります。

ご注意
保険料の払込期間が、終身の場合は、移行できません。

● 年金の種類は以下の２種類から選択できます。

年金の種類	年金の概要	年金の型
確定年金	年金支払期間中、被保険者が生存されている限り、毎年年金をお支払いします。	・定額型
保証期間付終身年金	被保険者が生存されている限り、毎年終身にわたり年金をお支払いします。	・定額型 ・逓増型

● 年金支払開始日以降に被保険者が死亡された場合

年金の種類	お支払いする未払年金
確定年金	年金支払期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡された場合は、未払年金の現価をお支払いします。
保証期間付終身年金	保証期間中の最後の年金支払日前に被保険者が死亡された場合は、残余保証期間中の未払年金の現価をお支払いします。

● 年金支払に移行した場合でも、将来の年金受取にかえて、その年金の現価を一括して受け取ることができます。

年金の種類	一括して受け取れる未払年金
確定年金	未払年金
保証期間付終身年金	保証期間中の未払年金

ご注意

● 次の場合は、年金支払に移行することはできません。

・ご契約が延長定期保険に変更されているとき
・被保険者の年齢が当社所定の範囲外のとき

● 年金支払開始日以後は、以下のお取扱いはいたしません。

・年金支払移行部分の解約　・年金支払移行部分の契約者貸付
・基本年金額の減額　・年金の種類、保証期間および年金支払期間の変更

ご 注 意

定額型…毎年の年金額は基本年金額と同額です。
逓増型…第１回の年金額を基本年金額と同額とし、第２回以後の年金額は前回の年金額に基本年金額の５％相当額を加算した金額です。

ご 注 意

年金支払に移行できる被保険者の年齢は以下のとおりです。
確定年金…10～90歳
保証期間付終身年金…40～90歳

■年金支払に移行した場合の各種特約のお取扱い

● 年金支払に移行する場合、付加されている各種特約は、次のようになります。

特約	①主契約の一部を年金に移行した場合	②主契約の全部を年金に移行した場合
・平準定期保険特約 ・逓減定期保険特約 ・家計保障定期保険特約 ・災害割増特約	年金支払に移行しない部分の主契約の保険金額に対する特約の保険金額が当社所定の範囲を超えるときは、減額または解約されたものとします。	年金支払開始日の前日に消滅したものとして取扱います。
・傷害特約（本人型） ・災害入院特約(本人型) ・疾病入院特約(本人型)	変更はありません。	年金の種類が確定年金の場合で、特約の保険期間が年金支払に移行後の主契約の保険期間の満了日（最後の年金支払日の次の契約応当日の前日）を超える場合は、主契約の保険期間の満了日まで保険期間を短縮します。
・リビング・ニーズ特約	変更はありません。	年金支払開始日の前日に消滅したものとして取扱います。

ご注意

年金の種類が終身年金の場合は、変更はありません。

24.変換制度

すでにご契約され有効に継続している保険契約を他の保険契約（以下「変換後契約」といいます。）に変換できます。

しくみ

【定期保険を5年ごと利差配当付終身保険に変換する場合】

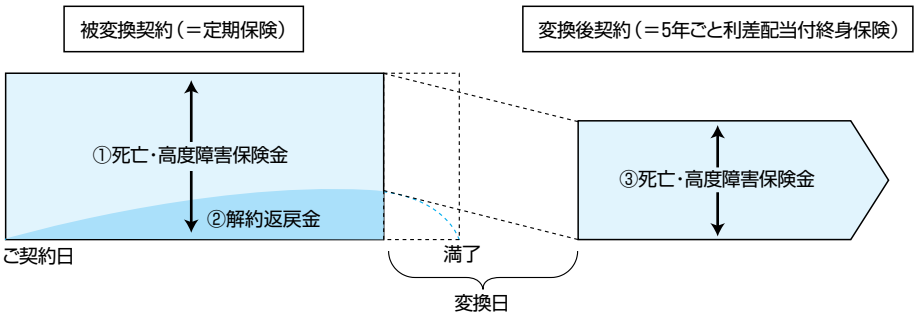

変換後契約の保険金額の限度（③）＝ 被変換契約の換算保険金額（①）－ 被変換契約の解約返戻金額（②）

■対象となる保険種類

【被変換契約】

主契約	・定期保険 ・逓増定期保険 ・低解約返戻金型逓増定期保険 ・家計保障定期保険
特約	・平準定期保険特約 ・逓減定期保険特約 ・家計保障定期保険特約 ・逓増定期保険特約 ・収入保障特約 ・生存給付金付定期保険特約

変換

変換後契約に「保険契約の変換に関する特約」が付加されます。

【変換後契約】

主契約	・５年ごと利差配当付終身保険 ・長割り終身 ・５年ごと利差配当付養老保険 ・養老保険
特約（※）	・平準定期保険特約 ・逓減定期保険特約 ・家計保障定期保険特約

※これらの特約が被変換契約（主契約）に付加されており、被変換契約（主契約）の全部が変換により消滅する場合に限り、その特約を変換後契約に付加できます。

■変換できる主なパターン

主契約の全てを変更する場合	主契約の一部を変更する場合	特約の全部を変更する場合	特約の一部を変更する場合
（現在のご契約） 主契約 ↓ （新しいご契約） 主契約	（現在のご契約） 主契約 ↓ （新しいご契約） 主契約 ＋ 主契約 （現在のご契約）	（現在のご契約） 特約 主契約 ↓ （新しいご契約） 主契約 ＋ 主契約 （現在のご契約）	（現在のご契約） 特約 主契約 ↓ （新しいご契約） 主契約 ＋ 特約 主契約 （現在のご契約）

ご参考

変換の対象となる保険契約には、保険契約に付加されている特約を含み、その一部が変換される場合には、その一部を指します。以下「被変換契約」といいます。

ご注意

変換時に締結を取り扱っていない主契約・特約には変換できません。

ご参考

定期保険は低解約返戻金特則が付加されている場合（長割り定期）を含みます。

■変換後契約の保険金額の限度

変換後契約の保険金額は次の額が限度となります。

変換後契約の保険金額の限度 ＝ 変換日における被変換契約の換算保険金額 － 変換日における被変換契約の解約返戻金額

- 変換日とは変換後契約の責任開始期（第１回保険料相当額を受け取った時）の属する日をいいます。
- 変換日における被変換契約の換算保険金額は、被変換契約の保険種類または特約に応じて、被変換契約の保険金額を次に定められた金額に換算し、それぞれの金額を合計した額とします。

被変換契約	変換日における被変換契約の換算保険金額
定期保険 逓増定期保険 低解約返戻金型逓増定期保険 平準定期保険特約 逓増定期保険特約 生存給付金付定期保険特約	変換日における保険金額または特約保険金額
家計保障定期保険 逓減定期保険特約 家計保障定期保険特約 収入保障特約	変換日における保険金額または特約保険金額の８割

■変換後契約の取扱い

- 変換制度をご利用の場合、被保険者の同意が必要ですが、診査（または告知）は必要ありません。
- 被保険者が変換後契約の責任開始期の属する日から起算して３年以内に自殺した場合でも、変換後契約については、これを変換後契約の死亡保険金についての免責事由とはしません。ただし、変換後契約において、すでに復活または復旧が行われている場合にはこの取扱いは行いません。
- 被保険者が変換後契約の責任開始期以後に、所定の高度障害状態に該当した場合で、被変換契約に含まれる主契約または特約（以下「被変換契約の保険契約等」といいます。）の全部について、その責任開始期（被変換契約の保険契約等の最後の復活または復旧の際の責任開始期）以後、変換後契約の責任開始期前に、その高度障害状態の原因となる傷害または疾病が生じていたときは、変換後契約については、その傷害または疾病は変換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなします。ただし、変換後契約において、すでに復活または復旧が行われている場合にはこの取扱いは行いません。
- 変換後契約の保険料のお払込みが免除となるのは、変換後契約の責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態になられたときに限ります。

ご注意

この場合の「解約返戻金額」は、保険料の振替貸付および契約者貸付の元利金を差し引く前の金額とし、健康診断キャッシュバック特約の解約返戻金額を含みます。

■変換制度をご利用できない場合

次の場合は変換制度をご利用できません。

- 被変換契約の保険料のお払込みが免除されているとき。
- 被変換契約を含む保険契約に特別条件付保険特約が付加されているとき。(ただし、保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定部位不担保法が適用されている場合で、削減期間、不担保期間を経過した後はこの限りではありません。)
- 被変換契約の契約日、最後の復活日、復旧日または特約の中途付加日のうちいずれか遅い日からその日を含めて変換日までの期間が3年未満のとき。(ただし、自殺免責期間が2年の被変換契約の場合は2年未満となります。)
- 変換日からその日を含めて被変換契約の保険期間の満了日(被変換契約に含まれる主契約または特約の保険期間の満了日が異なる場合には、先に到来する満了日)までの期間が2年未満のとき。(ただし、更新が可能な主契約または特約は保険期間の満了日まで変換することができます。)
- 定期保険、逓増定期保険および低解約返戻金型逓増定期保険を保険期間が終身となる払済保険へ変更したとき。

■変換制度ご利用の際の留意事項

- 変換により、保険金額、保険料、保険料払込期間など、ご契約内容は全く新しく切り替わります。
- 変換後契約の契約年齢、払込期間などは、変換時の新契約取扱規定の範囲でお取り扱いします。
- 変換後契約の保険料は変換時の年齢、保険料率により計算します。
- 保険料の基礎となる、予定利率、予定死亡率などは被変換契約と変換後契約とでは異なることがあります。
- 変換できる保険金額は、通常、被変換契約の保険金額を下回ります。
- 変換後契約から被変換契約への復旧はできません。
- 被変換契約に付加されていた特定疾病保障定期保険特約、災害割増特約、傷害特約、配偶者定期保険特約、こども定期保険特約、災害入院特約、疾病入院特約などの特約が、変換により、消滅し、または減額されることがあります。
- 変換後契約を再度変換することはできません。
- 変換後契約には保障内容を充実させる特約(リビング・ニーズ特約、指定代理請求特約は除きます。)を中途付加することはできません。

ご注意

このほかにも変換後契約が所定の基準を満たさないときなど変換制度をご利用できない場合があります。
逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険を被変換契約とする場合、変換日における同一被保険者に係る他の保険契約(ご契約者が異なる契約を含みます。)の内容によっては、変換制度がご利用できないもしくは変換後契約の保険金額の限度額が低く抑えられることがあります。

ご契約のしおり

ご契約後について

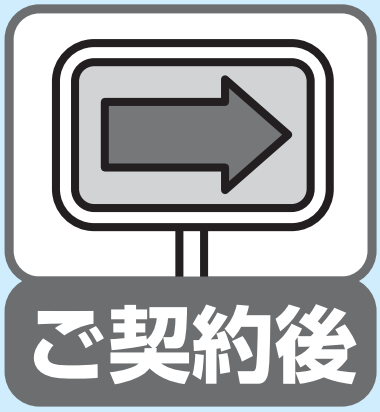

25．ご契約の解約と解約返戻金・・・・・・・・・・・・・・78

26．契約者配当金・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・81

27．保険契約者に対する貸付け・・・・・・・・・・・・・・82

28．生命保険と税金について・・・・・・・・・・・・・・・83

25.ご契約の解約と解約返戻金

ご契約を解約された場合、解約された時点でご契約は消滅し、以降の保障はなくなります。ご契約いただいた生命保険は、ご家族の生活保障、資金づくり等に役立つ大切な財産ですから、ぜひご継続ください。

解約と解約返戻金

・生命保険では払い込まれる保険料は、預貯金のようにそのまま積み立てられているわけではありません。ご契約時には、その一部が販売、診査、証券作成などの経費にあてられます。ご契約中は、保険金の支払および生命保険の運営に必要な経費にあてられます。
・これらを除いた残りを基準として定めた金額が解約の際に返戻されるため、ご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。
・主契約を解約されますと、主契約に付加された各種特約も同時に解約となります。各種特約の返戻金は、特約の種類、経過年月数などによって異なりますが、多くの場合、まったくないか、あってもごくわずかです。
・解約返戻金は、ご契約年齢、性別、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数などによって異なります。

ご参考
解約返戻金額は、保険証券に例示しています。

解約返戻金の請求

・やむをえずご契約を解約される場合には、解約返戻金をご請求ください。所定の解約返戻金をご契約者にお支払いします。

ご注意
解約返戻金は、その請求に必要な書類が当社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当社の本店でお支払いします。

失効の場合の解約返戻金

・効力のなくなったご契約についても、解約返戻金をお支払いできる場合があります。

[解約返戻金と払込保険料累計額との関係]

ご契約例

- 30歳契約
- 男性
- 60歳払込満了
- 死亡保険金1,000万円

〔「長割り終身」の場合〕
- 低解約返戻金期間:ご契約日から保険料払込期間が満了する日の24時まで
- 低解約返戻金割合:70%

	「長割り終身」		5年ごと利差配当付終身保険	
月払保険料(口座振替扱)	17,040円		20,350円	
仕組図	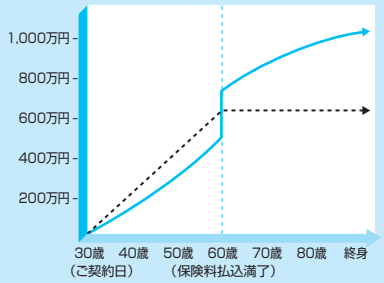		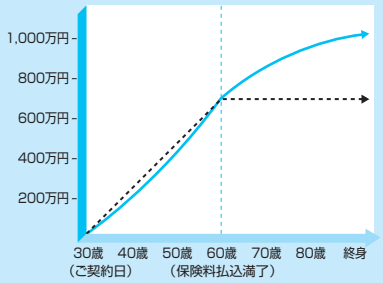	
経過年数	解約返戻金	払込保険料累計額	解約返戻金	払込保険料累計額
5年	650,000円	1,022,400円	928,000円	1,221,000円
10年	1,462,000円	2,044,800円	2,089,000円	2,442,000円
20年	3,158,000円	4,089,600円	4,511,000円	4,884,000円
30年	5,122,000円(※)	6,134,400円	7,317,000円	7,326,000円
40年	8,159,000円	6,134,400円	8,159,000円	7,326,000円

※低解約返戻金期間満了直後の解約返戻金は、7,324,000円

---------→ 払込保険料累計額
———→ 解約返戻金

低解約返戻金期間について（長割り終身の場合）

● 長割り終身の場合、低解約返戻金期間中は、解約返戻金が低く設定されています。解約返戻金の水準および低解約返戻金期間の適用については次のようになります。

1．解約返戻金の水準

解約する時期	解約返戻金の水準
低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間中	「５年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準です。
低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間満了後	「５年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金と同額です。

ご注意

● 低解約返戻金期間中は、解約返戻金が低く設定されていることに応じて、以下の金額も低くなります。
・払済保険の保険金額　・契約者貸付の金額　・保険料の振替貸付金額

2．低解約返戻金期間の適用について

● 以下に記載する事項に関する解約返戻金を計算する場合、それぞれ以下に記載する日（基準となる日）が保険証券に記載された低解約返戻金期間に属するときに、解約返戻金が「５年ごと利差配当付終身保険」の解約返戻金に低解約返戻金割合として70%を乗じた水準となります。

項目	基準となる日
・ご契約の解約 ・保険金額の減額 ・延長定期保険への変更 ・払済保険への変更 ・契約者貸付	請求に必要な書類が当社の本店に到着した日
・ご契約の失効 ・保険料の振替貸付	保険料の払込猶予期間満了の日の翌日
・告知義務違反または重大事由による解除	解除の通知が、ご契約者に到着した日

ご参考

基準となる日の詳細については、「５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険　普通保険約款第25条（解約返戻金）(3)」をご覧ください。

ご注意

ご契約者またはご契約者のご住所が不明の場合等には、被保険者または保険金の受取人となります。

■被保険者によるご契約者への解約の請求について

- 被保険者とご契約者が異なるご契約の場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。
  この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。
  ①ご契約者または保険金・給付金等の受取人が当社に保険給付を行わせることを目的として保険金・給付金等のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
  ②保険金・給付金等の受取人が当該保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行った、または行おうとした場合
  ③上記①②の他、被保険者のご契約者または保険金・給付金等の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
  ④ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者がご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合

■差押債権者、破産管財人等による解約について

- ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した時から１か月を経過した日に効力を生じます。

■保険金・給付金等の受取人によるご契約の存続について

- 債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす保険金・給付金等の受取人はご契約を存続させることができます。
  ①ご契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
  ②ご契約者でないこと

- 保険金・給付金等の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から１か月を経過する日までの間に、以下のすべての手続きを行う必要があります。
  ①ご契約者の同意を得ること
  ②解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
  ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること（当社への通知についても期間内に行うこと）

26.契約者配当金

契約者配当金は、責任準備金等の運用益が当社の予定した運用益を超えた場合に、ご契約後５年ごとにお支払いします。

■契約者配当金の支払時期

● ５年ごとの契約者配当金のお支払前に、以下の事由に該当した場合にも契約者配当金をお支払いします。

- 契約日から１年以上経過後、保険金等のお支払等によってご契約が消滅した場合
- 契約日から２年以上経過後、ご契約を解約または減額された場合

ご注意 契約者配当金は、今後のお支払いをお約束するものではなく、また運用実績によって変動（増減）し、お支払いできないこともあります。

■契約者配当金のお支払方法

● ご契約が継続している場合は、契約者配当金を当社所定の利率で積み立てていきます。
● これを「５年ごと積立配当金」といい、ご請求によりいつでも引き出すことができます。

■契約者配当金の対象

● 付加された特約については、契約者配当金はありません。
（５年ごと利差配当付年金支払移行特約は除きます。）

■特別配当について

● ご契約から長期間継続したご契約については、特別配当をお支払いすることがありますが、現時点では確定しておりません。

ご参考
これを「５年ごと利差配当」といいます。

ご注意
解約もしくは減額の場合にお支払いする契約者配当金は、保険金のお支払等によって消滅する場合に比べ少なくなります。

ご注意
当社所定の利率は、経済情勢により変更することがあります。

27.保険契約者に対する貸付け

途中でお金がご入用のときは、一時的に必要な資金をご契約者にお貸し付けする制度があります。

取扱の範囲	・貸付金額の上限は、次のとおりとします。 保険料払込中……解約返戻金額の９割 保険料払込済……解約返戻金額の８割 ・貸付金額の下限は、次のとおりとします。 初回貸付時　５万円 貸　増　時　１万円
貸付金の利息	・当社所定の利率により、年複利で計算し、１年未満の期間は、日割計算とします。 ・この利率は、毎年２回、１月および７月の最初の営業日に見直しを行い、直前の利率変更後の金融情勢の変化、その他相当の事由がある場合にその利率を変更することがあります。 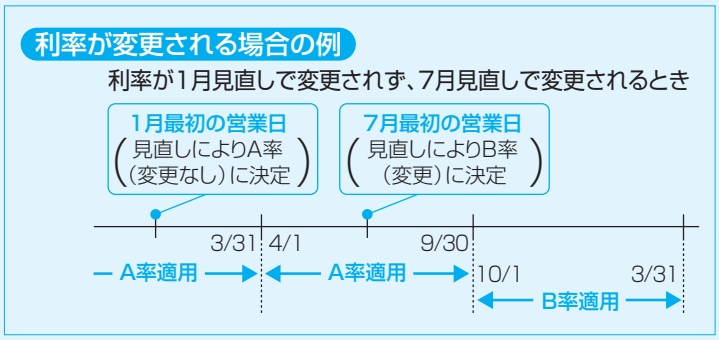 ・なお、すでに契約者貸付を行っている契約についても、利率が変更された場合には、変更後の利率を適用します。（適用方法の詳細は、契約者貸付に関する約定によります。）
留意点	・貸付金には利息がつき、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。 ・契約者貸付の貸付金の元利合計金額（保険料の振替貸付があるときは、その元利金と合算します。）が解約返戻金と未経過保険料の合計額を超えた場合、ご返済がなければご契約は失効します。 ・当社所定の条件を満たしていない場合、ご契約者に対する貸付のお取扱いはいたしません。 ・初回貸付の場合、収入印紙代が必要です。

ご注意　**ご契約が長割り終身の場合**

● 保険証券に記載された低解約返戻金期間中については、解約返戻金の水準が低いことに応じて貸付金額が少なくなります。

ご注意

すでにこの貸付があるときまたは保険料の振替貸付があるときは、左記金額からそれらの元利金を差し引いた金額を貸付金額の上限とします。
また、保険料払込中のご契約の場合は、１か月分の保険料を差し引くことがあります。

ご注意

左記の貸付利率の取扱いについては、金融情勢の変化およびその他相当の事由がある場合には、変更することがあります。

28.生命保険と税金について

■生命保険料控除

１年間の正味払込保険料の一定額がその年の所得税と住民税の対象となる所得から控除され、その分に応じて税金がお安くなります。

① 生命保険料控除の取扱い

対象となる契約	納税する人が保険料を支払い、保険金受取人が「本人」あるいは「配偶者またはその他の親族」である契約
対象となる保険料	１月から12月までにお払込みいただいた保険料の合計額から、その年に支払われた配当金（その年に新たに積み立てられた配当金を含みます。）を差し引いた額

ご注意
- 年末調整または確定申告のときに、お忘れなくご申告ください。
- 年間正味払込保険料の金額が一契約につき9,000円を超えるものは、生命保険料控除証明書の提出が必要です。

② 所得税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
25,000円以下のとき	全　　額
25,000円を超え50,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×$\frac{1}{2}$)＋12,500円
50,000円を超え100,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×$\frac{1}{4}$)＋25,000円
100,000円を超えるとき	一律　50,000円

③ 住民税の生命保険料控除額

年間正味払込保険料	総所得金額から控除される金額
15,000円以下のとき	全　　額
15,000円を超え40,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×$\frac{1}{2}$)＋7,500円
40,000円を超え70,000円以下のとき	(年間正味払込保険料×$\frac{1}{4}$)＋17,500円
70,000円を超えるとき	一律　35,000円

ご注意
左記内容は、平成21年12月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

■保険金・給付金等の税法上のお取扱い

保険金・給付金等をお受け取りになる際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金がかかるもの、非課税となるものがあります。課税される税金は、ご契約者・被保険者・受取人の関係で決まります。

① 死亡保険金等お受取時の課税の取扱い

（1）死亡保険金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	所得税（一時所得）
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税

（2）年金をお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類
	ご契約者	被保険者	受取人	
ご契約者と受取人が同一人	本人	本人	本人	所得税（雑所得）（※）

（3）家計保障定期保険特約の死亡保険金を月払給付でお受け取りになる場合

ご契約形態	ご契約例			課税の種類	
	ご契約者	被保険者	受取人	死亡時	月払給付の受取時
ご契約者と被保険者が同一人	本人	本人	配偶者	相続税	所得税（雑所得）（※）
ご契約者と受取人が同一人	本人	配偶者	本人	―	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	本人	配偶者	子	贈与税	

※ 課税所得が25万円以上の場合には、この課税所得に対して、10%の所得税が源泉徴収されます。

② 保険金・給付金等の非課税扱

- ご契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が被保険者の法定相続人の場合、死亡保険金（契約が２件以上の場合は合計します。）は「500万円×法定相続人の数」を限度として非課税扱になります。（相続税法第12条）
- 相続を放棄した者等が受け取る死亡保険金は、非課税の適用を受けることができません。ただし、「500万円×法定相続人の数」を計算する際の「法定相続人の数」には、相続を放棄した者等を含めます。
- 高度障害保険金、リビング・ニーズ特約の特定状態保険金、各種特約の入院給付金・手術給付金などは、受取人が以下のいずれかに該当する場合、全額非課税扱となります。

- 被保険者　● 被保険者の配偶者もしくは直系血族　● 生計を一にするその他の親族

ご注意

左記内容は、平成21年12月現在の税制に基づくもので、今後税務の取扱いが変わる場合もあります。

ご注意

死亡保険金の月払給付の場合、死亡時の課税対象額は、相続税法上の年金受給権評価額となります。

ご契約のしおり

その他生命保険に関するお知らせ

29．保険金額・給付金額等が削減される場合・・・・・・86

30．生命保険契約者保護機構・・・・・・・・・・・・・・86

31．契約内容登録制度・契約内容照会制度・・・・・・・88

32．支払査定時照会制度・・・・・・・・・・・・・・・・89

33．ご契約内容等の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・89

29.保険金額・給付金額等が削減される場合

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

- 生命保険契約者保護機構の会員である保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- 詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

30.生命保険契約者保護機構

当社は「生命保険契約者保護機構」(以下「保護機構」といいます。)に加入しております。

保護機構って、どんな団体?

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。

生命保険会社が破綻したら、現在加入している保険は、どうなるのかしら?

- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定(※1)に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約(※2)を除き、責任準備金等(※3)の90%とすることが、保険業法等で定められています(保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。(※4))。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度(保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度)が設けられる可能性もあります。

※1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証(最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等)のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です(実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります)。

※2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率(注1)を超えていた契約を指します(注2)。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

高予定利率契約の補償率=90%−{(過去5年間における各年の予定利率−基準利率)の総和÷2}

(注1)基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。

(注2)一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

※3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

※4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

仕　組　み　の　概　略　図

●救済保険会社が現れた場合

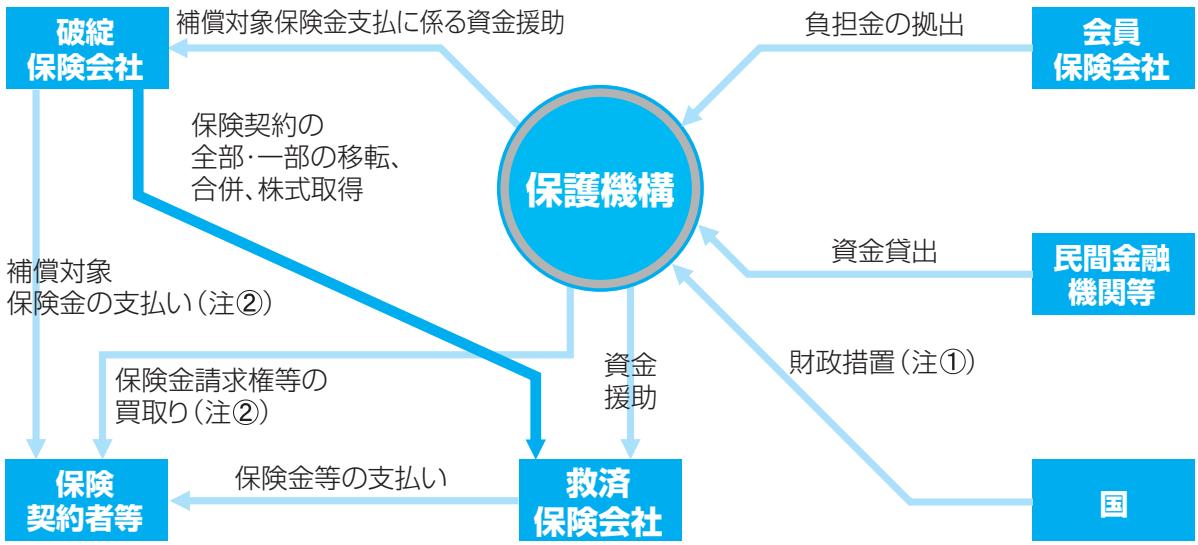

●救済保険会社が現れない場合

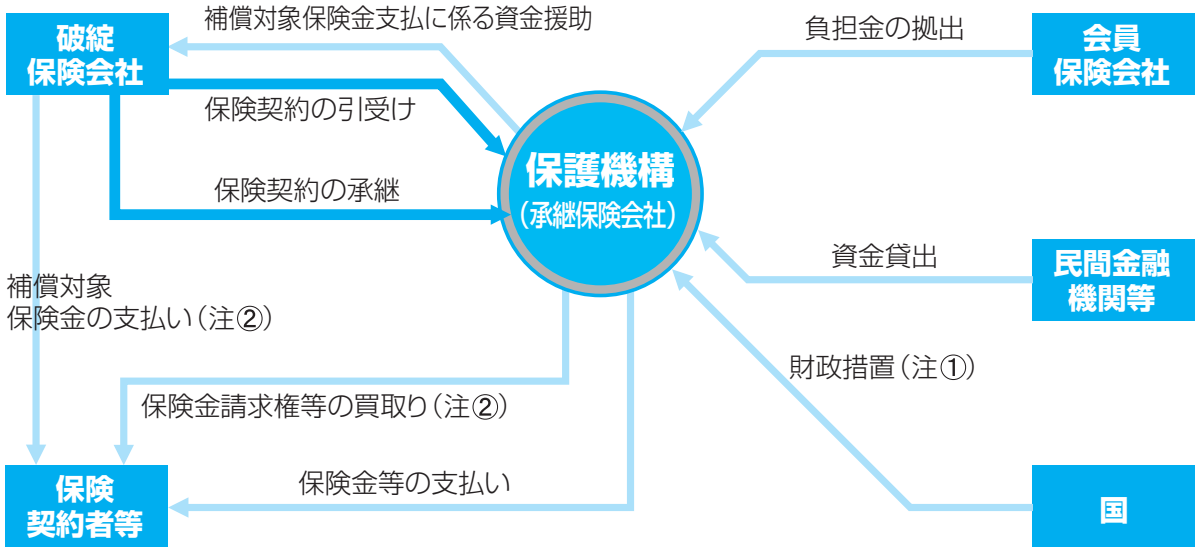

（注①）上記の「財政措置」は、平成24年（2012年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

（注②）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、※2に記載の率となります。）

◇補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。

＊生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構　TEL(03)3286-2820
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス　http://www.seihohogo.jp/

31.契約内容登録制度・契約内容照会制度

あなたのご契約内容が登録されることがあります。

- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加(以下「保険契約等」といいます。)のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等(以下「保険金等」といいます。)のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引き受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
  なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日(以下「契約日等」といいます。)から5年間(被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間)です。
  各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
  また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、総合カスタマーセンターにお問い合わせください。

【登録事項】

(1)保険契約者および被保険者の氏名、生年月日、性別ならびに住所(市・区・郡までとします。)
(2)死亡保険金額および災害死亡保険金額
(3)入院給付金の種類および日額
(4)契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
(5)取扱会社名
その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ(http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

32.支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、あなたのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

- 当社は、社団法人生命保険協会、社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等(以下「保険契約等」といいます。)の解除、取消もしくは無効の判断(以下「お支払等の判断」といいます。)の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する下記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金(以下「保険金等」といいます。)のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会をなし、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること(以下「相互照会」といいます。)があります。相互照会される情報は下記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。
- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して相互照会事項記載の情報が取り扱われている場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、総合カスタマーセンターにお問い合わせください。

【相互照会事項】

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

(1)被保険者の氏名、生年月日、性別、住所(市・区・郡までとします。)

(2)保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故(左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとします。)

(3)保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

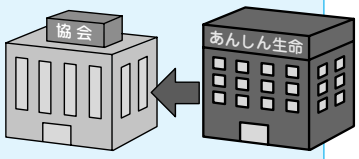

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、社団法人生命保険協会ホームページ(http://www.seiho.or.jp/)の「加盟会社」をご参照ください。

33.ご契約内容等の取扱い

当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書に記載の情報等を開示することがあります。また東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社の保有する被保険者が加入している保険契約の情報等の提供を受けて、これを利用することがあります。

- 当社は、東京海上ホールディングス株式会社傘下の保険会社に、申込書、告知書、異動請求書、保険金請求書、その他の書類に記載の情報および保険事故の状況等の事実関係に関する情報を開示することがあります。
- また、当社は、業務又は事務の一部を東京海上ホールディングス株式会社傘下以外の保険会社に委託して行うことがあります。
- したがいまして、申込書、告知書、異動請求書、保険金請求書、その他の書類に記載の情報および保険事故の状況等の事実関係に関する情報を業務の代理又は事務の代行を遂行する上で必要な範囲で、当該保険会社が知ることがあります。

約款

５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険普通保険約款・・・・・・・・・・・2
５年ごと利差配当付終身保険普通保険約款・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
平準定期保険特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
逓減定期保険特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・51
家計保障定期保険特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
災害割増特約条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93
傷害特約条項（本人型）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・105
災害入院特約条項（本人型）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・121
疾病入院特約条項（本人型）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・135
リビング・ニーズ特約条項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・151
指定代理請求特約条項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・161
５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項　・・・・・・・・・・・・・・・・・164
保険契約の変換に関する特約条項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・168
特別条件付保険特約条項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・170
保険料口座振替特約条項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
団体扱特約条項Ⅰ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
団体扱特約条項Ⅱ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・180
保険料クレジットカード払特約条項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・182

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険普通保険約款　目次

1．用語の意義
第１条　用語の意義

2．保険金の支払
第２条　保険金の支払
第３条　保険金の支払に関する補則
第４条　保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い
第５条　保険金支払方法の選択
第６条　保険金の請求、支払時期および支払場所

3．保険料払込みの免除
第７条　保険料払込みの免除
第８条　保険料払込免除の請求

4．当会社の責任開始期
第９条　当会社の責任開始期

5．保険料の払込み
第10条　保険料の払込み
第11条　保険料の払込方法（経路）
第12条　年払保険料または半年払保険料の前納
第13条　月払保険料の一括払

6．保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効
第14条　猶予期間および保険契約の失効

7．保険料の振替貸付
第15条　保険料の振替貸付
第16条　保険料の振替貸付の取消

8．保険契約の復活
第17条　保険契約の復活

9．詐欺による取消等
第18条　詐欺による取消
第19条　不法取得目的による無効

10．告知義務および保険契約の解除
第20条　告知義務
第21条　告知義務違反による解除
第22条　保険契約を解除できない場合
第23条　重大事由による解除

11．解約および解約返戻金
第24条　解約
第25条　解約返戻金
第26条　保険金等の受取人による保険契約の存続

12．契約内容の変更
第27条　保険金額の減額
第28条　延長定期保険への変更および復旧
第29条　払済保険への変更および復旧

13．契約者貸付
第30条　契約者貸付

14．保険金の受取人
第31条　保険金の受取人の代表者
第32条　死亡保険金受取人の変更
第33条　遺言による死亡保険金受取人の変更
第34条　死亡保険金受取人の死亡

15．保険契約者
第35条　保険契約者の代表者
第36条　保険契約者の変更
第37条　保険契約者の住所の変更

16．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い
第38条　年齢の計算
第39条　契約年齢および性別の誤りの取扱い

17．契約者配当準備金の積立、契約者配当金の割当および支払
第40条　契約者配当準備金の積立
第41条　契約者配当金の割当
第42条　契約者配当金の支払

18．時効
第43条　時効

19．被保険者の業務、転居および旅行
第44条　被保険者の業務、転居および旅行

20．管轄裁判所
第45条　管轄裁判所

21．契約内容の登録
第46条　契約内容の登録

5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険普通保険約款

（平成22年3月2日改定）

（この保険の概要）

（1）この保険は被保険者の一生涯にわたって、万一の場合の保障を確保する保険であって、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額および高度障害保険金額は同額です。

	内容
死亡保険金	被保険者が死亡したときに支払います。
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態になったときに支払います。
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときに、その後の保険料の払込みを免除します。

（2）この保険は、一定期間解約返戻金の水準を低く設定し、それを保険料に反映することにより、保険契約者が保険契約を長期に継続することを支援するものです。

（3）この保険は、責任準備金等の運用益が当会社の予定した運用益を超えた場合、契約日から5年ごとの応当日が到来したときまたは契約が一定期間継続した後消滅したときに、その超えた部分の運用益に基づき契約者配当金の支払を行います。

1．用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

	用語	用語の意義
ケ	契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日をいうものとします。
ケ	契約者貸付	解約返戻金の一定割合の範囲内で保険契約者が金銭の貸し付けを受ける制度をいいます。
ケ	契約日	契約年齢、保険期間等の計算の基準日をいいます。
コ	告知	保険契約者および被保険者が、契約の申込をされるとき等に、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等、当会社がたずねる支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要なことがらについて当会社に知らせることをいいます。
シ	失効	保険契約の効力が失われることをいいます。失効日以降は、保障がなくなります。
シ	支払事由	保険金を支払うことになる事象をいいます。
セ	責任開始期	保険契約の締結、復活または復旧に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。
セ	責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。
ハ	払込期月	第2回目以降の各回の保険料を払い込んでいただく期間として、保険料の払込方法（回数）に応じて定められている期間（契約応当日の属する月の初日から末日まで）をいいます。
ヒ	被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。
フ	復活	失効した契約の効力を元に戻すことをいいます。
フ	復旧	保険料の払込みを中止して、保険期間または保険金額の変更等をした保険契約（延長定期保険または払済保険が該当します。）を元の契約内容に戻すことをいいます。
ホ	保険料の振替貸付	保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合に、解約返戻金および未経過保険料の合計額の範囲内で自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて、保険契約を有効に継続させる制度をいいます。
ホ	保険料払込みの免除事由	保険料の払込みを免除することになる事象をいいます。
メ	免責事由	支払事由に該当しても保険金をお支払いしないことになる事象をいいます。
ユ	猶予期間	払込期月内に保険料が払い込まれなかった場合に、払込期月が終了してから保険契約を失効させるまでに一定期間の猶予を設けていますが、この期間をいいます。

2．保険金の支払

第２条（保険金の支払）

この保険契約において支払う保険金は、次のとおりです。

①　死亡保険金

支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．責任開始日からその日を含めて３年以内の自殺 イ．保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ウ．戦争その他の変乱

②　高度障害保険金

支払額	保険金額
受取人	被保険者（※１）
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表３）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（※２）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表３）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意 イ．戦争その他の変乱

（※１）高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（※２）責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

第３条（保険金の支払に関する補則）

（1）被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

（2）当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなします。

（3）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本（3）において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用します。

①　この保険契約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）

②　この保険契約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注１）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

③　責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア．責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ．責任開始期前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。

（4）高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当会社は、高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その死亡保険金を支払いません。

（5）保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（注２）が保険契約者（その法人）である場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約者（その法人）を高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（6）保険金を支払うときに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当会社は保険金からそれらの元利金を差し引きます。

（注１）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

（注２）死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第４条（保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）

（1）死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

（2）被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表３）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額

を削減して支払います。

(3) 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。

① 責任開始日からその日を含めて 3 年以内に被保険者が自殺したとき。

② 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。

③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

(4) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、本条 (1) および (3) の規定にかかわらず、当会社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

第 5 条（保険金支払方法の選択）

保険契約者（注）は、保険金の一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

（注）保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人とします。

第 6 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

(1) 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

(2) 保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表 1 ）を提出して、その保険金を請求してください。

(3) 本条 (2) の請求を受けた場合、保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（以下本条において「請求完了日」といいます。）の翌営業日からその日を含めて 5 営業日以内に、当会社の本店で支払います。

(4) 保険金を支払うために確認が必要な下表の①～④に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ①～④に定める事項の確認（当会社の指定した医師による被保険者の診断を含みます。）を行います。この場合には、本条 (3) の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて60日を経過する日とします。

	確認等が必要な場合	確認事項
①	保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または第 2 条（保険金の支払）②に定める高度障害状態（別表 3 ）に該当する事実の有無
②	保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前②および③に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

(5) 本条 (4) の確認をするため、下表の①～⑥に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条 (3) および (4) の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表①～⑥に定める日数（①～⑥のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

	特別な照会や調査	日数
①	本条 (4) ①～④に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
②	本条 (4) ①～④に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	90日
③	本条 (4) ①、②または④に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
④	本条 (4) ①、②または④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者または被害者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条(4)①、②または④に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
⑤	本条 (4) ①～④に定める事項についての日本国外における調査	180日
⑥	本条 (4) ①～④に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	90日

(6) 保険金を支払うべき期限について、本条 (4) または (5) に定める期限を適用する場合には、当会社はその旨を保険金の受取人に通知します。

(7) 本条 (4) および (5) に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。

(8) 下表の「要件」を全て満たす保険金の請求については、下表の「請求書類」を本条 (2) に定める書類に追加して提

出する必要があります。

要件	①　団体（※１）を保険契約者および死亡保険金受取人としている保険契約であること。 ②　その団体（※１）から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約であること。 ③　保険契約者である団体（※１）がその保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下本条において「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うこと。
請求書類	次のア．またはイ．のいずれかおよびウ．の書類を提出（※２）する必要があります。 ア．被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書 イ．被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類 ウ．受給者本人であることを、保険契約者である団体（※１）が確認した書類

（※１）官公庁、会社、組合、工場その他の団体をいい、団体の代表者を含みます。
（※２）被保険者または死亡退職金等の受給者が２人以上であるときは､そのうち１人からの提出で足りるものとします。

３．保険料払込みの免除

第７条（保険料払込みの免除）

（1）下表のとおり、当会社は、次に到来する第10条（保険料の払込み）（2）の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害（※１）を直接の原因として､その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４）に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害（※２）を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態（別表４）に該当したときを含みます。
保険料払込みの免除事由に該当しても、保険料の払込みを免除しない場合	次のいずれかによって上記の保険料払込みの免除事由に該当したとき。 ①　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②　被保険者の犯罪行為 ③　被保険者の精神障害を原因とする事故 ④　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦　地震、噴火または津波 ⑧　戦争その他の変乱

（※１）責任開始期前に発生した不慮の事故（別表２）による傷害の取扱いについては、第３条（保険金の支払に関する補則）（3）の規定を準用します。
（※２）責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害に限ります。

（2）保険料の払込みが免除された場合には、以後第10条（保険料の払込み）に定める払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

（3）保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料払込みの免除事由の発生時以後、次の①～③の取扱いに関する規定は適用しません。
①　第27条（保険金額の減額）
②　第28条（延長定期保険への変更および復旧）
③　第29条（払済保険への変更および復旧）

（4）被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、身体障害の状態（別表４）に該当した場合でも、これらの事由により保険料払込みの免除事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込みを免除します。

第８条（保険料払込免除の請求）

（1）保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者はすみやかに当会社に通知してください。
（2）保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
（3）保険料払込みの免除の請求については、第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）（3）～（7）の規定を準用します。

４．当会社の責任開始期

第９条（当会社の責任開始期）

（1）当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
②	第１回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第１回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

（2）本条（1）により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
（3）保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
（4）当会社が保険契約またはこれに付加する特約（注１）の申込を承諾した場合（注２）には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項（注３）を記載した保険証券を交付します。
① 当会社名
② 保険契約者の氏名または名称
③ 被保険者の氏名
④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
⑤ 保険期間
⑥ 保険金額
⑦ 保険料およびその払込方法（回数）
⑧ 付加された特約（注１）の名称
⑨ 契約日
⑩ 保険証券を作成した年月日

（注１）当会社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。
（注２）保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。
（注３）この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。

５．保険料の払込み

第10条（保険料の払込み）
（1）第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回下表の「払込期月」に定める期間内に払い込んでください。

	保険料の払込方法 （回数）	払込期月
①	月払（年12回払）	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
②	半年払（年２回払）	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
③	年払（年１回払）	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

（2）本条（1）で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの保険料期間（注１）に対応する保険料とします。
（3）当会社は、年払または半年払の保険契約が保険料払込期間中に消滅した場合またはその保険契約の保険料の払込みが免除された場合で、かつ、払い込まれた保険料のうち保険料期間（注１）中の経過月数により計算した未経過部分の保険料（注２）（以下、「未経過保険料」といいます。）があるときは、これを保険契約者（注３）に支払います。ただし、次の①～③の場合は、未経過保険料の支払いはありません。
① 保険料の払込みが免除された保険契約が消滅したとき。
② 保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないとき。
③ 保険契約が、詐欺により取り消されたとき、または不法取得目的による無効とされたとき。
（4）本条（1）の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込みを必要としなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（注３）に払い戻します。
（5）本条（1）の保険料が払い込まれないまま、本条（1）の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときには、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
（6）本条（1）の保険料が払い込まれないまま、本条（1）の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第14条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込みの免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。
（7）本条（6）の場合、未払込保険料の払込みについては第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
（8）保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
（9）月払の保険契約が保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱いの範囲外となったときは、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

（注１）契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。
（注２）経過月数は、１か月未満の端数を切り上げて計算します。また、年払または半年払以外の保険契約には未経過保険料はありません。
（注３）保険金を支払うときは保険金の受取人とします。

第11条（保険料の払込方法（経路））

（1）保険契約者は、次の①～④のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

① 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

② 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

③ 所属団体を通じ払い込む方法（注）

④ 当会社の指定するクレジットカードにより払い込む方法

（2）本条（1）①～④のいずれかの方法によってもその払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。

（3）保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、本条（1）①～④の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

（4）保険料の払込方法（経路）が本条（1）①、③または④の場合において、その保険契約が、付加された保険料の払込方法（経路）に関する特約の特約条項に定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、本条（3）の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

（注）所属団体と当会社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限ります。

第12条（年払保険料または半年払保険料の前納）

（1）保険契約者は、当会社の定める払込期間の範囲内で、当会社の定める方法により、将来の2年分以上の年払保険料または半年払保険料を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

（2）本条（1）の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込みに充当します。

（3）前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。

（4）保険料の払込みを必要としなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

第13条（月払保険料の一括払）

（1）月払契約の場合には、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

（2）保険料の払込みを必要としなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

（注）3か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

6．保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

（1）第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払（年2回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払（年1回払）	

（2）猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

（3）猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当会社は未払込保険料を保険金から差し引きます。

（4）猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

7．保険料の振替貸付

第15条（保険料の振替貸付）

（1）保険料の払込みがないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から特に反対の申出がないかぎり、当会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を有効に継続させます。

（2）保険料の振替貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金および未経過保険料の合計額（注）を超えない間、行われるものとします。

（3）保険料の振替貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。

（4）保険料の振替貸付金の利息は、下表に定める「上限利率」以下で当会社が定める利率で計算し、「元金繰り入れ日」ごとに元金に繰り入れます。

	保険料の払込方法（回数）	上限利率	元金繰り入れ日
①	月払（年12回払）	月８／12%	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日
②	半年払（年２回払）	半年４％	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日の属する月の末日
③	年払（年１回払）	年８％	

（注）その保険料の払込みがあったものとして計算し、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

第16条（保険料の振替貸付の取消）

保険料の振替貸付が行われた場合でも、下表の「取消期限」に定める日までに、保険契約者から保険契約の解約または延長定期保険もしくは払済保険への変更の請求（注）があったときは、当会社は、保険料の振替貸付を行わなかったものとします。

	保険料の払込方法（回数）	取消期限
①	月払（年12回払）	猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
②	半年払（年２回払）	猶予期間満了の日の属する月の３か月後の月の末日
③	年払（年１回払）	

（注）第26条（保険金等の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による解約の効力発生を含みます。

８．保険契約の復活

第17条（保険契約の復活）

（1）保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて３年以内は、当会社の承諾を得て、保険契約の復活をすることができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活はできません。

（2）保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

（3）保険契約の復活をするときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞保険料（注）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

（4）第９条（当会社の責任開始期）（1）の規定は、本条の場合に準用します。

（注）第30条（契約者貸付）（6）の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。

９．詐欺による取消等

第18条（詐欺による取消）

保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人による詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第19条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更をしたときは、保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とし、当会社は既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

10．告知義務および保険契約の解除

第20条（告知義務）

保険契約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを必要とします。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条（告知義務違反による解除）

（1）保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約（注）を解除することができます。

（2）当会社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約（注）を解除することができます。この場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険金は支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。

② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

（3）本条（2）の規定にかかわらず、被保険者の死亡、高度障害状態（別表３）、身体障害の状態（別表４）が解除の原

因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込みを免除します。
(4) 本条の規定によって保険契約（注）を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
(5) 本条の規定によって保険契約（注）を解除したときは、当会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注) 復旧の場合には、復旧部分をいいます。

第22条（保険契約を解除できない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
① 保険契約の締結、復活または復旧の際、当会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
② 保険媒介者（注）が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
③ 保険媒介者（注）が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
④ 当会社が前条の規定による解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて1か月を経過したとき。
⑤ 保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じることなく、責任開始日からその日を含めて2年を経過したとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料払込みの免除が行われない場合を除きます。）。
(2) 本条（1）②または③の場合には、②または③に規定する保険媒介者（注）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の告知の際に事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

(注) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

第23条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。
① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（注）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
② 保険契約者または被保険者が、この保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
③ 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
④ この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる死亡保険金（注）の保険金額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑥ 次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
ア．この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき。
イ．保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。
(2) 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による保険金および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。
① 保険金は支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。
(3) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。
(4) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注) 本条（1）①および⑤においては、保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。

11. 解約および解約返戻金

第24条（解約）

保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第25条（解約返戻金）

(1) 解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込中以外の

保険契約についてはその経過年月数により、当会社の定める計算方法に従い計算します。
(2) 本条（1）の規定にかかわらず、低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間における解約返戻金は、本条（1）の規定により計算した額に、低解約返戻金割合として保険証券に記載の1よりも小さい割合を乗じて計算します。
(3) 下表に定める事項に関する解約返戻金の計算をする場合、下表に定める「判定基準日」が、低解約返戻金期間として保険証券に記載の期間に属するときに、本条（2）の規定を適用します。

	事項	判定基準日
①	第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定による保険契約の失効	猶予期間満了の日の翌日
②	第15条（保険料の振替貸付）の規定による保険料の振替貸付	
③	第21条（告知義務違反による解除）の規定による告知義務違反による解除	保険契約を解除する旨の通知が保険契約者（※）に到達した日
④	第23条（重大事由による解除）の規定による重大事由による解除	
⑤	第24条（解約）の規定による解約	当会社所定の書類（別表1）が当会社の本店に到着した日
⑥	第26条（保険金等の受取人による保険契約の存続）の規定による債権者等の解約	解約の効力が生じた日
⑦	第27条（保険金額の減額）の規定による保険金額の減額	当会社所定の書類（別表1）が当会社の本店に到着した日
⑧	第28条（延長定期保険への変更および復旧）の規定による延長定期保険への変更	
⑨	第29条（払済保険への変更および復旧）の規定による払済保険への変更	
⑩	第30条（契約者貸付）の規定による契約者貸付	

（※）保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人とします。
(4) 本条（1）～（3）の規定を適用して元の保険契約を延長定期保険または払済保険に変更した場合、変更後の延長定期保険または払済保険の解約返戻金の計算については、本条（2）および（3）の規定を適用しません。
(5) 解約返戻金額は、保険証券に例示します。
(6) 保険契約者は、解約返戻金を請求するときは、当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
(7) 解約返戻金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本店で支払います。

第26条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

(1) 債権者等（注1）による保険契約（付加された特約を含みます。以下本条において同じ。）の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から1か月を経過した日に効力を生じます。
(2) 本条（1）の解約が通知された場合でも、通知の時において次の①および②を満たす保険金等（注2）の受取人が、保険契約者の同意を得て、本条（1）の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等（注1）に支払うべき金額を債権者等（注1）に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、本条（1）の解約はその効力を生じません。
① 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。
② 保険契約者でないこと。
(3) 本条（2）の規定により、本条（1）の効力を生じさせないこととするときは、保険金等（注2）の受取人は当会社所定の書類（別表1）を提出してください。
(4) 本条（1）の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでまたは本条（2）の規定により効力が生じなくなるまでに、次の①～③のいずれかを満たす保険金等（注2）の支払事由が生じ、当会社が保険金等（注2）を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、本条（2）の金額を債権者等（注1）に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等（注1）に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等（注2）の受取人に支払います。
① 被保険者の死亡を支払事由とする保険金等（注2）であること。ただし、死亡の原因を一定の傷害や疾病に限定している保険金等（注2）は除きます。
② その支払により、この保険契約が消滅する保険金等（注2）であること。
③ その支払により、解約の効力が生じたときに当会社が債権者等（注1）に支払うべき金額が減少することとなる保険金等（注2）であること。
(5) 本条（1）～（4）の規定は、保険法施行日（平成22年4月1日）以後に到達した債権者等（注1）による解約の通知に対し効力を生じます。

（注1）保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
（注2）名称がいかなる場合であっても、この保険契約において、被保険者の生存、死亡、傷害または疾病に関し、一定の事由が生じたことを条件として保険給付することを定めた金銭をいいます。ただし、本条（2）および（3）においては、被保険者の生存を支払事由とする金銭を除きます。

12. 契約内容の変更

第27条（保険金額の減額）

（1）保険契約者は、当会社の定める単位にて、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は当会社の定める金額以上であることを必要とします。
（2）保険金額の減額を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（3）保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
（4）保険金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

第28条（延長定期保険への変更および復旧）

（1）保険料払込期間中は、保険契約者は、当会社の承諾を得て、次回以後の保険料払込みを中止し、解約返戻金および未経過保険料（注１）を充当して延長定期保険に変更することができます。この場合、その保険金額は、元の保険契約の保険金額（注２）と同額とします。
（2）延長定期保険の保険期間は元の保険契約の保険料払込期間満了の日（注３）を限度とします。この場合、解約返戻金および未経過保険料（注１）の残高があれば、これを充当して満了時に生存保険金を支払う生存保険を付加します。
（3）延長定期保険に変更した後は、次のとおり保険金を支払います。
① 第２条（保険金の支払）の規定にかかわらず、支払う保険金は次のとおりです。
ア．死亡保険金

支払額	本条（1）の規定による保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が延長定期保険の保険期間中に死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 （ア）責任開始日からその日を含めて３年以内の自殺 （イ）保険契約者または死亡保険金受取人の故意 （ウ）戦争その他の変乱

イ．高度障害保険金

支払額	本条（1）の規定による保険金額
受取人	被保険者（※１）
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として延長定期保険の保険期間中に高度障害状態（別表３）に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（※２）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表３）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 （ア）保険契約者または被保険者の故意 （イ）戦争その他の変乱

（※１）高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
（※２）責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

ウ．生存保険金

支払額	生存保険金の額
受取人	保険契約者（※）
支払事由	本条(2)の規定により生存保険が付加された場合で、被保険者が延長定期保険の保険期間の満了時に生存しているとき。

（※）生存保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

② 次のア．～ウ．の全てに該当する場合には、延長定期保険の保険期間の満了時に高度障害状態（別表３）に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。
ア．被保険者が延長定期保険の保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表３）に該当したこと。
イ．延長定期保険の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、または回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。
ウ．延長定期保険の保険期間の満了後に、その回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表３）に該当したこと。
③ 前②の規定により高度障害保険金を支払う場合において、既に前①ウ．に規定する生存保険金を支払っていたときは、高度障害保険金から既に支払った生存保険金を差し引いて支払います。
（4）第２条（保険金の支払）、第３条（保険金の支払に関する補則）、第４条（保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）、第５条（保険金支払方法の選択）および第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定は、本条（3）の場合に準用します。
（5）延長定期保険に変更した後は、契約者貸付は行いません。
（6）延長定期保険の保険期間が１年未満となるときは、延長定期保険への変更は取り扱いません。
（7）延長定期保険に変更後３年以内は、保険契約者は、当会社の承諾を得て、元の保険契約に復旧することができます。

この場合には、当会社所定の金額を払い込んでください。
(8) 延長定期保険への変更または復旧を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
(9) 本条（7）の復旧をする場合、第９条（当会社の責任開始期）（1）の規定は、本条の復旧部分に準用します。

(注１) 当会社の定める特約が付加されている場合にはその解約返戻金および未経過保険料を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。
(注２) 当会社の定める特約が付加されている場合にはその保険金額を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、元の保険契約の保険金額からそれらの元利金を差し引いた金額とします。
(注３) 元の保険契約の保険料払込期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるとき、または元の保険契約の保険料払込期間が終身のときは、80歳となる契約応当日の前日とします。

第29条（払済保険への変更および復旧）

(1) 保険料払込期間中は、保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、次回以後の保険料払込みを中止し、次の①および②に定める内容の保険料払込済の保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。この場合、払済保険は、当会社所定の書類（別表１）を当会社が受け付けた日（以下「払済保険への変更日」とします。）から効力を生じるものとします。
① 保険期間は終身とします。
② 保険金額は、払済保険への変更日の解約返戻金および未経過保険料（注１）を充当して計算します。ただし、このとき計算した保険金額が元の保険契約の保険金額（注２）を超えるときは、元の保険契約の保険金額（注２）と同額とし、解約返戻金および未経過保険料（注１）の残額を保険契約者に支払います。
(2) 払済保険に変更した後の保険金の支払については、この約款に定めるところによります。
(3) 本条（1）②に定める払済保険の保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、払済保険への変更は取り扱いません。
(4) 払済保険に変更後３年以内は、保険契約者は、当会社の承諾を得て、元の保険契約に復旧することができます。この場合には、当会社所定の金額を払い込んでください。
(5) 払済保険への変更または復旧を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
(6) 本条（4）の復旧をする場合、第９条（当会社の責任開始期）（1）の規定は、本条の復旧部分に準用します。

(注１) 当会社の定める特約が付加されている場合にはその解約返戻金および未経過保険料を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。
(注２) 当会社の定める特約が付加されている場合にはその保険金額を含みます。

13. 契約者貸付

第30条（契約者貸付）

(1) 保険契約者は、解約返戻金額の９割（注）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
(2) 契約者貸付を受けるときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
(3) 契約者貸付金の利息は、当会社所定の利率で計算します。
(4) 保険契約が消滅した場合に、契約者貸付または保険料の振替貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
(5) 各月毎に当会社の定める計算日において、当会社の定める判定基準日時点の契約者貸付および保険料の振替貸付の元利金が、同時点の解約返戻金および未経過保険料の合計額を超える場合には、当会社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当会社の指定した期日までに、当会社所定の金額を払い込んでください。
(6) 本条（5）の払込みがなかったときは、保険契約は当会社の指定した期日の翌日から効力を失います。
(7) 保険契約者は、いつでも契約者貸付金および保険料の振替貸付の元利金の全部、または当会社所定の金額の範囲内でその一部を返済することができます。

(注) 保険料払込済の保険契約については８割とし、また、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

14. 保険金の受取人

第31条（保険金の受取人の代表者）

(1) 保険金の受取人が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
(2) 本条（1）の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当会社が保険金の受取人の１人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第32条（死亡保険金受取人の変更）

(1) 保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
(2) 本条（1）の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

（3）死亡保険金受取人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

第33条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

（1）前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
（2）本条（1）の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
（3）本条（1）および（2）による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
（4）遺言による死亡保険金受取人の変更をするときは、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

第34条（死亡保険金受取人の死亡）

（1）死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
（2）本条（1）の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条（1）の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
（3）本条（1）および（2）により死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

15. 保険契約者

第35条（保険契約者の代表者）

（1）保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
（2）本条（1）の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
（3）保険契約者が２人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第36条（保険契約者の変更）

（1）保険契約者またはその承継人は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます
（2）本条（1）の承継により、保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（3）本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第37条（保険契約者の住所の変更）

（1）保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
（2）本条（1）の通知がなく、保険契約者の住所を当会社が確認できなかった場合、当会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第38条（年齢の計算）

（1）被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
（2）保険契約締結後の被保険者の年齢は、本条（1）の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

第39条（契約年齢および性別の誤りの取扱い）

（1）保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
① 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
② 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
（2）保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。

17. 契約者配当準備金の積立、契約者配当金の割当および支払

第40条（契約者配当準備金の積立）

当会社は、保険期間の初日の属する事業年度末において責任準備金および運用利率に基づく運用益が当会社の予定した利率（注）に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、当会社の定める方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末においてその事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と当会社の予定した利率（注）に基づく運用益との差額のうち当会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

（注）保険料、保険金額等を算出する際に用いた利率をいいます。

第41条（契約者配当金の割当）

（1）当会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の保険契約に対して、当会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、次の④の規定に該当する保険契約については、次の③の規定に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とし、次の②の規定に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。

① 次の事業年度中に契約日の5年ごとの応当日が到来する保険契約。ただし、契約日の5年ごとの応当日が到来する前に保険金額の減額が行われる保険契約の減額部分を除きます。

② 次の事業年度中に契約日から2年を超えて継続した後、保険金額の減額が行われる保険契約。ただし、前①に該当する保険契約で契約日の5年ごとの応当日が到来した後に保険金額の減額が行われる保険契約を除きます。

③ 次の事業年度中に契約日から1年を超えて継続した後、保険金もしくは責任準備金の支払または保険期間の満了により消滅する保険契約。ただし、前①に該当する保険契約および前②に該当する保険契約の減額部分を除きます。

④ 次の事業年度中に契約日から2年を超えて継続した後、解約または解除により消滅する保険契約。ただし、前①に該当する保険契約および前②に該当する保険契約の減額部分を除きます。

（2）本条（1）のほか、契約日から当会社所定の年数を経過し、かつ、当会社所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第42条（契約者配当金の支払）

（1）当会社は、前条（1）①の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき当会社の定める方法により計算した金額を、次の事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合にかぎり、次の方法で支払います。

① 次の事業年度の年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておいて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。

② 前①の規定によって支払う契約者配当金は、保険金を支払うときは保険金とともにその保険金の受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

（2）当会社は、前条（1）②の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき当会社の定める方法により計算した金額を、当会社の定める方法により、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておいて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは保険金とともにその保険金の受取人に支払います。

（3）当会社は、前条（1）③および④の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき当会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは保険金とともにその保険金の受取人に支払います。

（4）当会社は、本条（1）～（3）のほか、本条（1）に該当した保険契約がその直後の事業年度末までに減額されたときまたは消滅したときに、当会社の定める方法により、契約者配当金を支払います。

（5）前条（2）の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める方法により支払います。

（6）契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

18. 時効

第43条（時効）

保険金、解約返戻金、契約者配当金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込みの免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第44条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、次の①～③の事由が生じた場合であっても、当会社は、保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。

① 被保険者が従事する業務を変更した場合

② 被保険者が転居した場合

③ 被保険者が旅行した場合

20. 管轄裁判所

第45条（管轄裁判所）

（1）この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当会社の本店または保険金の受取人（注1）の住所地と同一の都道府県内にある支社（注2）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

（2）この保険契約における保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、本条（1）の規定を準用します。

（注1）保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。

（注2）同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

21. 契約内容の登録

第46条（契約内容の登録）

（1）当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。

① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

② 死亡保険金の金額

③ 契約日（注１）

④ 当会社名

（2）本条（1）の登録の期間は、契約日（注１）から５年（注２）以内とします。

（3）協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、保険契約（注３）の申込（注４）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（注３）が更新されるときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

（4）各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に保険契約（注３）の申込（注４）があった場合、本条（3）によって連絡された内容を保険契約（注３）の承諾（注５）の判断の参考とすることができるものとします。

（5）各生命保険会社等は、契約日（注６）から５年（注２）以内に保険契約（注３）について死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

（6）各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注５）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

（7）協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

（8）保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

（9）本条（3）～（5）および（注２）～（注６）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

（注１）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には最後の復活または復旧の日とします。

（注２）契約日（注１）において被保険者が15歳未満の場合は、「５年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。

（注３）死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。

（注４）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。

（注５）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

（注６）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取り扱いが行われた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行われた場合には最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

別表１　請求書類

（1）保険金、保険料払込免除の請求書類

	項目	提出書類
1	死亡保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。） （3）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）死亡保険金受取人の戸籍謄（抄）本 （5）死亡保険金受取人の印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券
2	高度障害保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）高度障害保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （5）最終の保険料払込みを証する書類 （6）保険証券
3	保険料払込みの免除	（1）当会社所定の請求書 （2）不慮の事故であることを証する書類 （3）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （4）最終の保険料払込みを証する書類 （5）保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

（2）その他の請求書類

	項目	提出書類
1	保険契約の復活	（1）当会社所定の復活請求書 （2）被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約返戻金	（1）当会社所定の解約返戻金請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）最終の保険料払込みを証する書類 （4）保険証券
3	契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・延長定期保険への変更および復旧 ・払済保険への変更および復旧	（1）当会社所定の保険契約内容変更請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）最終の保険料払込みを証する書類 （4）保険証券 （5）被保険者についての当会社所定の告知書（復旧の場合）
4	契約者貸付	（1）当会社所定の請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）最終の保険料払込みを証する書類 （4）保険証券
5	死亡保険金受取人の変更（遺言による変更を含みます。）	（1）当会社所定の名義変更請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書（遺言による変更の場合は、遺言書（写）） （3）保険証券
6	保険契約者の変更	（1）当会社所定の名義変更請求書 （2）変更前の保険契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
7	積み立てた契約者配当金の支払	（1）当会社所定の支払請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
8	保険金等の受取人による保険契約の存続の通知	（1）当会社所定の請求書 （2）保険契約者および請求者である保険金等の受取人の印鑑証明書 （3）債権者等に支払うべき金額の支払いを証する書類
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、１の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。		

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
１.鉄道事故	Ｅ800～Ｅ807
２.自動車交通事故	Ｅ810～Ｅ819
３.自動車非交通事故	Ｅ820～Ｅ825
４.その他の道路交通機関事故	Ｅ826～Ｅ829
５.水上交通機関事故	Ｅ830～Ｅ838
６.航空機および宇宙交通機関事故	Ｅ840～Ｅ845
７.他に分類されない交通機関事故	Ｅ846～Ｅ848
８.医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ850～Ｅ858
９.その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒　（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	Ｅ860～Ｅ869
10.外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ870～Ｅ876
11.患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ878～Ｅ879
12.不慮の墜落	Ｅ880～Ｅ888
13.火災および火焔による不慮の事故	Ｅ890～Ｅ899
14.自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（Ｅ900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（Ｅ902）」、「旅行および身体動揺（Ｅ903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（Ｅ904）中の飢餓、渇」は除外します。	Ｅ900～Ｅ909
15.溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（Ｅ911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（Ｅ912）」は除外します。	Ｅ910～Ｅ915
16.その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（Ｅ927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（Ｅ928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	Ｅ916～Ｅ928
17.医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ930～Ｅ949
18.他殺および他人の加害による損傷	Ｅ960～Ｅ969
19.法的介入 ただし、「処刑（Ｅ978）」は除外します。	Ｅ970～Ｅ978
20.戦争行為による損傷	Ｅ990～Ｅ999

別表 3　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	

別表４　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる身体障害状態	備考
1	１眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。 (2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、 １／４（ａ＋２ｂ＋ｃ） の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
3	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ①　頸椎における完全強直の場合 ②　胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合
4	１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの	(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ①　上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ②　上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合 (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ①　関節の完全強直で回復の見込のない場合 ②　人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合
5	１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの	
6	１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
7	10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ①　手指の末節の２分の１以上を失った場合 ②　手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合
8	10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

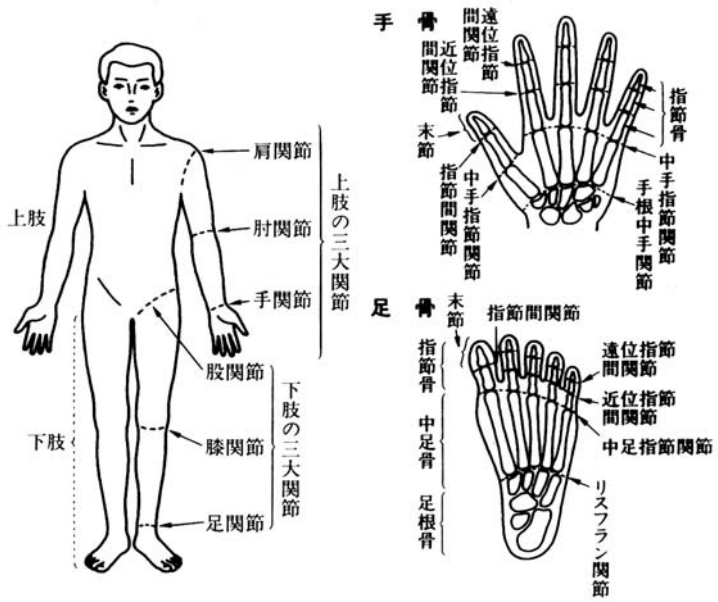

5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款　目次

1．用語の意義
第1条　用語の意義

2．保険金の支払
第2条　保険金の支払
第3条　保険金の支払に関する補則
第4条　保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い
第5条　保険金支払方法の選択
第6条　保険金の請求、支払時期および支払場所

3．保険料払込みの免除
第7条　保険料払込みの免除
第8条　保険料払込免除の請求

4．当会社の責任開始期
第9条　当会社の責任開始期

5．保険料の払込み
第10条　保険料の払込み
第11条　保険料の払込方法（経路）
第12条　年払保険料または半年払保険料の前納
第13条　月払保険料の一括払

6．保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効
第14条　猶予期間および保険契約の失効

7．保険料の振替貸付
第15条　保険料の振替貸付
第16条　保険料の振替貸付の取消

8．保険契約の復活
第17条　保険契約の復活

9．詐欺による取消等
第18条　詐欺による取消
第19条　不法取得目的による無効

10．告知義務および保険契約の解除
第20条　告知義務
第21条　告知義務違反による解除
第22条　保険契約を解除できない場合
第23条　重大事由による解除

11．解約および解約返戻金
第24条　解約
第25条　解約返戻金
第26条　保険金等の受取人による保険契約の存続

12．契約内容の変更
第27条　保険金額の減額
第28条　延長定期保険への変更および復旧
第29条　払済保険への変更および復旧
第30条　保険料払込期間の変更

13．契約者貸付
第31条　契約者貸付

14．保険金の受取人
第32条　保険金の受取人の代表者
第33条　死亡保険金受取人の変更
第34条　遺言による死亡保険金受取人の変更
第35条　死亡保険金受取人の死亡

15．保険契約者
第36条　保険契約者の代表者
第37条　保険契約者の変更
第38条　保険契約者の住所の変更

16．年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い
第39条　年齢の計算
第40条　契約年齢および性別の誤りの取扱い

17．契約者配当準備金の積立、契約者配当金の割当および支払
第41条　契約者配当準備金の積立
第42条　契約者配当金の割当
第43条　契約者配当金の支払

18．時効
第44条　時効

19．被保険者の業務、転居および旅行
第45条　被保険者の業務、転居および旅行

20．管轄裁判所
第46条　管轄裁判所

21．契約内容の登録
第47条　契約内容の登録

5年ごと利差配当付終身保険普通保険約款

（平成22年3月2日改定）

（この保険の概要）

（1）この保険は被保険者の一生涯にわたって、万一の場合の保障を確保する保険であって、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。なお、死亡保険金額および高度障害保険金額は同額です。

	内容
死亡保険金	被保険者が死亡したときに支払います。
高度障害保険金	被保険者が所定の高度障害状態になったときに支払います。
保険料払込みの免除	被保険者が保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときに、その後の保険料の払込みを免除します。

（2）この保険は、責任準備金等の運用益が当会社の予定した運用益を超えた場合、契約日から5年ごとの応当日が到来したときまたは契約が一定期間継続した後消滅したときに、その超えた部分の運用益に基づき契約者配当金の支払を行います。

1．用語の意義

第1条（用語の意義）

この普通保険約款において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

	用語	用語の意義
ケ	契約応当日	毎月、半年ごとまたは毎年の契約日に対応する日をいい、毎月の契約日に対応する日を「月単位の契約応当日」、半年ごとの契約日に対応する日を「半年単位の契約応当日」、毎年の契約日に対応する日を「年単位の契約応当日」といいます。なお、契約日に対応する日のない月の場合には、その月の末日をいうものとします。
ケ	契約者貸付	解約返戻金の一定割合の範囲内で保険契約者が金銭の貸し付けを受ける制度をいいます。
ケ	契約日	契約年齢、保険期間等の計算の基準日をいいます。
コ	告知	保険契約者および被保険者が、契約の申込をされるとき等に、現在の健康状態や職業、過去の傷病歴等、当会社がたずねる支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要なことがらについて当会社に知らせることをいいます。
シ	失効	保険契約の効力が失われることをいいます。失効日以降は、保障がなくなります。
シ	支払事由	保険金を支払うことになる事象をいいます。
セ	責任開始期	保険契約の締結、復活または復旧に際して、当会社の保険契約上の責任が開始される時をいいます。なお、復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。
セ	責任開始日	責任開始期の属する日をいいます。
ハ	払込期月	第2回目以降の各回の保険料を払い込んでいただく期間として、保険料の払込方法（回数）に応じて定められている期間（契約応当日の属する月の初日から末日まで）をいいます。
ヒ	被保険者	保険の対象として、保障されている人をいいます。
フ	復活	失効した契約の効力を元に戻すことをいいます。
フ	復旧	保険料の払込みを中止して、保険期間または保険金額の変更等をした保険契約（延長定期保険または払済保険が該当します。）を元の契約内容に戻すことをいいます。
ホ	保険料の振替貸付	保険料の払込みがないまま猶予期間を過ぎた場合に、解約返戻金および未経過保険料の合計額の範囲内で自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて、保険契約を有効に継続させる制度をいいます。
ホ	保険料払込みの免除事由	保険料の払込みを免除することになる事象をいいます。
メ	免責事由	支払事由に該当しても保険金をお支払いしないことになる事象をいいます。
ユ	猶予期間	払込期月内に保険料が払い込まれなかった場合に、払込期月が終了してから保険契約を失効させるまでに一定期間の猶予を設けていますが、この期間をいいます。

2．保険金の支払

第２条（保険金の支払）

この保険契約において支払う保険金は、次のとおりです。

①　死亡保険金

支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．責任開始日からその日を含めて３年以内の自殺 イ．保険契約者または死亡保険金受取人の故意 ウ．戦争その他の変乱

②　高度障害保険金

支払額	保険金額
受取人	被保険者（※１）
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として高度障害状態（別表３）に該当したとき。この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（※２）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表３）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意 イ．戦争その他の変乱

（※１）高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

（※２）責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

第３条（保険金の支払に関する補則）

（1）被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、死亡保険金を支払います。

（2）当会社が高度障害保険金を支払った場合には、保険契約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなします。

（3）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者が責任開始期前に発病した疾病または被った傷害（以下、本（3）において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この保険契約の責任開始期以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用します。

①　この保険契約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）

②　この保険契約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注１）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

③　責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア．責任開始期前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ．責任開始期前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。

（4）高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当会社は、高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、高度障害保険金を支払った後に死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その死亡保険金を支払いません。

（5）保険契約者が法人で、かつ、死亡保険金受取人（注２）が保険契約者（その法人）である場合には、前条の規定にかかわらず、保険契約者（その法人）を高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（6）保険金を支払うときに保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当会社は保険金からそれらの元利金を差し引きます。

（注１）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

（注２）死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第４条（保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）

（1）死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、死亡保険金の残額を他の死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

（2）被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表３）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、死亡保険金または高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(3) 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、死亡保険金が支払われないときは、当会社は、責任準備金を保険契約者に支払います。
① 責任開始日からその日を含めて3年以内に被保険者が自殺したとき。
② 死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。
③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。
(4) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないときは、本条(1)および(3)の規定にかかわらず、当会社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

第5条（保険金支払方法の選択）

保険契約者（注）は、保険金の一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

（注）保険金の支払事由発生後はその保険金の受取人とします。

第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）

(1) 保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
(2) 保険金の支払事由が生じたときは、その保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表1）を提出して、その保険金を請求してください。
(3) 本条(2)の請求を受けた場合、保険金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（以下本条において「請求完了日」といいます。）の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に、当会社の本店で支払います。
(4) 保険金を支払うために確認が必要な下表の①～④に掲げる場合において、保険契約の締結時から保険金請求時までに当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ①～④に定める事項の確認（当会社の指定した医師による被保険者の診断を含みます。）を行います。この場合には、本条(3)の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めて60日を経過する日とします。

	確認等が必要な場合	確認事項
①	保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	被保険者の死亡または第2条（保険金の支払）②に定める高度障害状態（別表3）に該当する事実の有無
②	保険金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	保険金の支払事由が発生した原因
③	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
④	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	前②および③に定める事項または保険契約者、被保険者もしくは保険金の受取人の保険契約締結の目的もしくは保険金請求の意図に関する保険契約の締結時から保険金請求時までにおける事実

(5) 本条(4)の確認をするため、下表の①～⑥に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、本条(3)および(4)の規定にかかわらず、保険金を支払うべき期限は、請求完了日からその日を含めてそれぞれ下表①～⑥に定める日数（①～⑥のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。

	特別な照会や調査	日数
①	本条(4)①～④に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会	90日
②	本条(4)①～④に定める事項についての弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	90日
③	本条(4)①、②または④に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	120日
④	本条(4)①、②または④に定める事項に関し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人を被疑者または被害者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、本条(4)①、②または④に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
⑤	本条(4)①～④に定める事項についての日本国外における調査	180日
⑥	本条(4)①～④に定める事項についての災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された地域における調査	90日

(6) 保険金を支払うべき期限について、本条(4)または(5)に定める期限を適用する場合には、当会社はその旨を保険金の受取人に通知します。
(7) 本条(4)および(5)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金を支払いません。
(8) 下表の「要件」を全て満たす保険金の請求については、下表の「請求書類」を本条(2)に定める書類に追加して提出する必要があります。

要件	①　団体（※１）を保険契約者および死亡保険金受取人としている保険契約であること。 ②　その団体（※１）から給与の支払を受ける者を被保険者とする保険契約であること。 ③　保険契約者である団体（※１）がその保険契約の保険金の全部またはその相当部分を遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下本条において「死亡退職金等」といいます。）として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払うこと。
請求書類	次のア．またはイ．のいずれかおよびウ．の書類を提出（※２）する必要があります。 ア．被保険者または死亡退職金等の受給者の請求内容確認書 イ．被保険者または死亡退職金等の受給者に死亡退職金等を支払ったことを証する書類 ウ．受給者本人であることを、保険契約者である団体（※１）が確認した書類

（※１）官公庁、会社、組合、工場その他の団体をいい、団体の代表者を含みます。
（※２）被保険者または死亡退職金等の受給者が２人以上であるときは、そのうち１人からの提出で足りるものとします。

３．保険料払込みの免除

第７条（保険料払込みの免除）

（1）下表のとおり、当会社は、次に到来する第10条（保険料の払込み）（2）の保険料期間以降の保険料の払込みを免除します。

保険料払込みの免除事由	被保険者が、責任開始期以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害（※１）を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内の保険料払込期間中に身体障害の状態（別表４）に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に、責任開始期以後の傷害（※２）を原因とする障害状態が新たに加わって、身体障害の状態（別表４）に該当したときを含みます。
保険料払込みの免除事由に該当しても、保険料の払込みを免除しない場合	次のいずれかによって上記の保険料払込みの免除事由に該当したとき。 ①　保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 ②　被保険者の犯罪行為 ③　被保険者の精神障害を原因とする事故 ④　被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑤　被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 ⑥　被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑦　地震、噴火または津波 ⑧　戦争その他の変乱

（※１）責任開始期前に発生した不慮の事故（別表２）による傷害の取扱いについては、第３条（保険金の支払に関する補則）（3）の規定を準用します。
（※２）責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害と因果関係のない傷害に限ります。

（2）保険料の払込みが免除された場合には、以後第10条（保険料の払込み）に定める払込方法（回数）に応じ、それぞれの契約応当日ごとに保険料が払い込まれたものとして取り扱います。

（3）保険料の払込みが免除された保険契約については、保険料払込みの免除事由の発生時以後、次の①～④の取扱いに関する規定は適用しません。
①　第27条（保険金額の減額）
②　第28条（延長定期保険への変更および復旧）
③　第29条（払済保険への変更および復旧）
④　第30条（保険料払込期間の変更）

（4）被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によって、身体障害の状態（別表４）に該当した場合でも、これらの事由により保険料払込みの免除事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、保険料の払込みを免除します。

第８条（保険料払込免除の請求）

（1）保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者または被保険者はすみやかに当会社に通知してください。
（2）保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出して、保険料の払込免除を請求してください。
（3）保険料払込みの免除の請求については、第６条（保険金の請求、支払時期および支払場所）（3）～（7）の規定を準用します。

４．当会社の責任開始期

第９条（当会社の責任開始期）

（1）当会社は、下表の「保険契約上の責任が開始される時（責任開始期）」から保険契約上の責任を負います。

	保険料受領と承諾の時期	保険契約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	保険契約の申込を承諾した後に第１回保険料を受け取った場合	第１回保険料を受け取った時
②	第１回保険料充当金を受け取った後に保険契約の申込を承諾した場合	第１回保険料充当金を受け取った時または被保険者に関する告知の時のいずれか遅い時

（2）本条（1）により当会社の責任が開始される日を契約日とします。
（3）保険料払込期間の計算にあたっては契約日からその日を含めて計算します。
（4）当会社が保険契約またはこれに付加する特約（注１）の申込を承諾した場合（注２）には、保険契約者に対し、この保険契約について次の事項（注３）を記載した保険証券を交付します。
① 当会社名
② 保険契約者の氏名または名称
③ 被保険者の氏名
④ 死亡保険金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
⑤ 保険期間
⑥ 保険金額
⑦ 保険料およびその払込方法（回数）
⑧ 付加された特約（注１）の名称
⑨ 契約日
⑩ 保険証券を作成した年月日

（注１）当会社が保険給付を行い、かつ、保険契約者が特約保険料を支払うことを約定した特約に限ります。
（注２）保険契約の復活を承諾した場合およびこの保険契約に付加された特約のみ更新される場合を除きます。
（注３）この保険契約の普通保険約款またはこの保険契約に付加された特約の特約条項の規定により定められる事項を除きます。

５．保険料の払込み

第10条（保険料の払込み）

（1）第２回以後の保険料は、保険料払込期間中、毎回下表の「払込期月」に定める期間内に払い込んでください。

	保険料の払込方法 （回数）	払込期月
①	月払（年12回払）	月単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
②	半年払（年２回払）	半年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで
③	年払（年１回払）	年単位の契約応当日の属する月の初日から末日まで

（2）本条（1）で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの保険料期間（注１）に対応する保険料とします。
（3）当会社は、年払または半年払の保険契約が保険料払込期間中に消滅した場合またはその保険契約の保険料の払込みが免除された場合で、かつ、払い込まれた保険料のうち保険料期間（注１）中の経過月数により計算した未経過部分の保険料（注２）（以下、「未経過保険料」といいます。）があるときは、これを保険契約者（注３）に支払います。ただし、次の①～③の場合は、未経過保険料の支払いはありません。
① 保険料の払込みが免除された保険契約が消滅したとき。
② 保険契約者が、故意に被保険者を死亡させたことによって、死亡保険金が支払われないとき。
③ 保険契約が、詐欺により取り消されたとき、または不法取得目的による無効とされたとき。
（4）本条（1）の保険料が契約応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したとき、または保険料の払込みを必要としなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（注３）に払い戻します。
（5）本条（1）の保険料が払い込まれないまま、本条（1）の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険金の支払事由が生じたときには、当会社は、未払込保険料を支払うべき保険金から差し引きます。
（6）本条（1）の保険料が払い込まれないまま、本条（1）の契約応当日以後その日の属する月の末日までに保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者は、第14条（猶予期間および保険契約の失効）に定める猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、保険料払込みの免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。
（7）本条（6）の場合、未払込保険料の払込みについては第14条（猶予期間および保険契約の失効）の規定を準用します。
（8）保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法（回数）を変更することができます。
（9）月払の保険契約が保険金額の減額等によって当会社の定める月払取扱いの範囲外となったときは、当会社の定める取扱範囲内で、保険料の払込方法（回数）を年払または半年払に変更します。

（注１）契約応当日から翌契約応当日の前日までの期間をいいます。
（注２）経過月数は、１か月未満の端数を切り上げて計算します。また、年払または半年払以外の保険契約には未経過保険料はありません。
（注３）保険金を支払うときは保険金の受取人とします。

第11条（保険料の払込方法（経路））

（1）保険契約者は、次の①～④のいずれかの保険料の払込方法（経路）を選択することができます。

① 当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法

② 金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法

③ 所属団体を通じ払い込む方法（注）

④ 当会社の指定するクレジットカードにより払い込む方法

（2）本条（1）①～④のいずれかの方法によってもその払込期月分の保険料が払込期月内に払い込まれないときは、その保険料についてのみ、当会社の本店または当会社の指定した場所に持参して払い込むことができます。

（3）保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で、本条（1）①～④の保険料の払込方法（経路）を変更することができます。

（4）保険料の払込方法（経路）が本条（1）①、③または④の場合において、その保険契約が、付加された保険料の払込方法（経路）に関する特約の特約条項に定める取扱条件に該当しなくなったときは、保険契約者は、本条（3）の規定により保険料の払込方法（経路）を他の払込方法（経路）に変更してください。この場合、保険契約者が保険料の払込方法（経路）の変更を行うまでの間の保険料については、当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

（注）所属団体と当会社との間に団体取扱いに関する協定が締結されている場合に限ります。

第12条（年払保険料または半年払保険料の前納）

（1）保険契約者は、当会社の定める払込期間の範囲内で、当会社の定める方法により、将来の2年分以上（注）の年払保険料または半年払保険料を前納することができます。この場合には、当会社所定の利率で割り引いて計算した保険料前納金を払い込んでください。

（2）本条（1）の保険料前納金は、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておき、年単位または半年単位の契約応当日ごとに年払保険料または半年払保険料の払込みに充当します。

（3）前納期間が満了した場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。

（4）保険料の払込みを必要としなくなった場合に保険料前納金の残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

（注） 保険料払込期間が終身の場合には、被保険者の年齢が当会社所定の年齢に達する契約応当日の前日までの期間に払い込むべき保険料を限度とします。

第13条（月払保険料の一括払）

（1）月払契約の場合には、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

（2）保険料の払込みを必要としなくなった場合に、一括払された保険料に残額があるときは、その残額を保険契約者に払い戻します。ただし、保険金を支払うときはその保険金の受取人に払い戻します。

（注） 3か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

6．保険料払込みの猶予期間および保険契約の失効

第14条（猶予期間および保険契約の失効）

（1）第2回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払（年2回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が2月、6月、11月の各末日の場合には、それぞれ4月、8月、1月の各末日まで
③	年払（年1回払）	

（2）猶予期間内に保険料が払い込まれないときは、保険契約は、猶予期間満了の日の翌日から効力を失います。この場合には、保険契約者は解約返戻金を請求することができます。

（3）猶予期間中に保険金の支払事由が生じたときは、当会社は未払込保険料を保険金から差し引きます。

（4）猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

7. 保険料の振替貸付

第15条（保険料の振替貸付）

（1）保険料の払込みがないままで、猶予期間を過ぎた場合でも、この保険契約に解約返戻金があるときは、あらかじめ保険契約者から特に反対の申出がないかぎり、当会社は、自動的に払い込むべき保険料に相当する額を貸し付けて保険料の払込みに充当し、保険契約を有効に継続させます。

（2）保険料の振替貸付は貸し付ける保険料相当額とその利息の合計額が、解約返戻金および未経過保険料の合計額（注）

を超えない間、行われるものとします。
(3) 保険料の振替貸付は、猶予期間満了時に貸し付けたものとします。
(4) 保険料の振替貸付金の利息は、下表に定める「上限利率」以下で当会社が定める利率で計算し、「元金繰り入れ日」ごとに元金に繰り入れます。

	保険料の払込方法（回数）	上限利率	元金繰り入れ日
①	月払（年12回払）	月８／12%	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日
②	半年払（年２回払）	半年４％	次期以後の保険料払込みの猶予期間が満了する日の属する月の末日
③	年払（年１回払）	年８％	

(注) その保険料の払込みがあったものとして計算し、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

第16条（保険料の振替貸付の取消）

保険料の振替貸付が行われた場合でも、下表の「取消期限」に定める日までに、保険契約者から保険契約の解約または延長定期保険もしくは払済保険への変更の請求（注）があったときは、当会社は、保険料の振替貸付を行わなかったものとします。

	保険料の払込方法（回数）	取消期限
①	月払（年12回払）	猶予期間満了の日の属する月の翌月の末日
②	半年払（年２回払）	猶予期間満了の日の属する月の３か月後の月の末日
③	年払（年１回払）	

(注) 第26条（保険金等の受取人による保険契約の存続）に定める債権者等による解約の効力発生を含みます。

８．保険契約の復活

第17条（保険契約の復活）

(1) 保険契約者は、保険契約が効力を失った日からその日を含めて３年以内は、当会社の承諾を得て、保険契約の復活をすることができます。ただし、保険契約者が解約返戻金を請求した後は、保険契約の復活はできません。
(2) 保険契約の復活を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
(3) 保険契約の復活をするときは、保険契約者は、当会社の指定した日までに、延滞保険料（注）を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。
(4) 第９条（当会社の責任開始期）(1) の規定は、本条の場合に準用します。

(注) 第31条（契約者貸付）(6) の規定により保険契約が効力を失った場合には、あわせて払い込むべき金額を含みます。

９．詐欺による取消等

第18条（詐欺による取消）

保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更に際して、保険契約者、被保険者または保険金の受取人による詐欺の行為があったときは、当会社は、保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更を取り消すことができます。この場合、既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

第19条（不法取得目的による無効）

保険契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結、復活、復旧または契約内容の変更をしたときは、保険契約（復旧の場合には、復旧部分）を無効とし、当会社は既に払い込んだ保険料を払い戻しません。

10．告知義務および保険契約の解除

第20条（告知義務）

保険契約の締結、復活または復旧の際、支払事由または保険料払込みの免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち当会社が書面で告知を求めた事項について保険契約者または被保険者は、その書面により告知することを必要とします。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭により告知することを必要とします。

第21条（告知義務違反による解除）

(1) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、前条の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向って保険契約（注）を解除することができます。
(2) 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約（注）を解除することができます。この場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険金は支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

(3) 本条（2）の規定にかかわらず、被保険者の死亡、高度障害状態（別表３）、身体障害の状態（別表４）が解除の原因となった事実によらなかったことを保険契約者、被保険者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払いまたは保険料の払込みを免除します。

(4) 本条の規定によって保険契約（注）を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

(5) 本条の規定によって保険契約（注）を解除したときは、当会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（注）復旧の場合には、復旧部分をいいます。

第22条（保険契約を解除できない場合）

(1) 当会社は、次のいずれかの場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。
① 保険契約の締結、復活または復旧の際、当会社が解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失のため知らなかったとき。
② 保険媒介者（注）が、保険契約者または被保険者が第20条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき。
③ 保険媒介者（注）が、保険契約者または被保険者に対し、第20条（告知義務）の告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき。
④ 当会社が前条の規定による解除の原因があることを知った日の翌日からその日を含めて１か月を経過したとき。
⑤ 保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じることなく、責任開始日からその日を含めて２年を経過したとき（責任開始期前に原因が生じていたことにより、保険金の支払または保険料払込みの免除が行われない場合を除きます。）。

(2) 本条（1）②または③の場合には、②または③に規定する保険媒介者（注）の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者が、第20条（告知義務）の告知の際に事実を告げなかったまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

（注）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

第23条（重大事由による解除）

(1) 当会社は、次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向って保険契約を解除することができます。
① 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金（注）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
② 保険契約者または被保険者が、この保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
③ 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
④ この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる死亡保険金（注）の保険金額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑥ 次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
ア．この保険契約に付加されている特約または他の保険契約が重大事由によって解除されたとき。
イ．保険契約者、被保険者または保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

(2) 当会社は、保険金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による保険金および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。
① 保険金は支払いません。また、既に保険金を支払っていたときは、保険金の返還を請求します。
② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

(3) 本条の規定によって保険契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知します。

(4) 本条の規定によって保険契約を解除したときは、当会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（注）本条（1）①および⑤においては、保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。

11. 解約および解約返戻金

第24条（解約）

保険契約者は、いつでも将来に向って保険契約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第25条（解約返戻金）

（1）解約返戻金は、保険料払込中の保険契約についてはその払込年月数および経過年月数により、保険料払込中以外の保険契約についてはその経過年月数により、当会社の定める計算方法に従い計算します。
（2）解約返戻金額は、保険証券に例示します。
（3）保険契約者は、解約返戻金を請求するときは、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（4）解約返戻金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて５営業日以内に当会社の本店で支払います。

第26条（保険金等の受取人による保険契約の存続）

（1）債権者等（注１）による保険契約（付加された特約を含みます。以下本条において同じ。）の解約は、解約の通知が当会社に到達した時から１か月を経過した日に効力を生じます。
（2）本条（1）の解約が通知された場合でも、通知の時において次の①および②を満たす保険金等（注２）の受取人が、保険契約者の同意を得て、本条（1）の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等（注１）に支払うべき金額を債権者等（注１）に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、本条（1）の解約はその効力を生じません。
　①　保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること。
　②　保険契約者でないこと。
（3）本条（2）の規定により、本条（1）の効力を生じさせないこととするときは、保険金等（注２）の受取人は当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（4）本条（1）の解約の通知が当会社に到達した日以後、その解約の効力が生じるまでまたは本条（2）の規定により効力が生じなくなるまでに、次の①～③のいずれかを満たす保険金等（注２）の支払事由が生じ、当会社が保険金等（注２）を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、本条（2）の金額を債権者等（注１）に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等（注１）に支払った金額を差し引いた残額を、保険金等（注２）の受取人に支払います。
　①　被保険者の死亡を支払事由とする保険金等（注２）であること。ただし、死亡の原因を一定の傷害や疾病に限定している保険金等（注２）は除きます。
　②　その支払により、この保険契約が消滅する保険金等（注２）であること。
　③　その支払により、解約の効力が生じたときに当会社が債権者等（注１）に支払うべき金額が減少することとなる保険金等（注２）であること。
（5）本条（1）～（4）の規定は、保険法施行日（平成22年４月１日）以後に到達した債権者等（注１）による解約の通知に対し効力を生じます。

（注１）保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。
（注２）名称がいかなる場合であっても、この保険契約において、被保険者の生存、死亡、傷害または疾病に関し、一定の事由が生じたことを条件として保険給付することを定めた金銭をいいます。ただし、本条（2）および（3）においては、被保険者の生存を支払事由とする金銭を除きます。

12. 契約内容の変更

第27条（保険金額の減額）

（1）保険契約者は、当会社の定める単位にて、保険金額を減額することができます。ただし、減額後の保険金額は当会社の定める金額以上であることを必要とします。
（2）保険金額の減額を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（3）保険金額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
（4）保険金額を減額した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

第28条（延長定期保険への変更および復旧）

（1）保険料払込期間中は、保険契約者は、当会社の承諾を得て、次回以後の保険料払込みを中止し、解約返戻金および未経過保険料（注１）を充当して延長定期保険に変更することができます。この場合、その保険金額は、元の保険契約の保険金額（注２）と同額とします。
（2）延長定期保険の保険期間は元の保険契約の保険料払込期間満了の日（注３）を限度とします。この場合、解約返戻金および未経過保険料（注１）の残高があれば、これを充当して満了時に生存保険金を支払う生存保険を付加します。
（3）延長定期保険に変更した後は、次のとおり保険金を支払います。
　①第２条（保険金の支払）の規定にかかわらず、支払う保険金は次のとおりです。

ア．死亡保険金

支払額	本条（1）の規定による保険金額
受取人	死亡保険金受取人
支払事由	被保険者が延長定期保険の保険期間中に死亡したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 （ア）責任開始日からその日を含めて 3 年以内の自殺 （イ）保険契約者または死亡保険金受取人の故意 （ウ）戦争その他の変乱

イ．高度障害保険金

支払額	本条（1）の規定による保険金額
受取人	被保険者（※ 1 ）
支払事由	被保険者が責任開始期以後の傷害または疾病を原因として延長定期保険の保険期間中に高度障害状態（別表 3 ）に該当したとき。 この場合、責任開始期前に既に生じていた障害状態に責任開始期以後の傷害または疾病（※ 2 ）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表 3 ）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 （ア）保険契約者または被保険者の故意 （イ）戦争その他の変乱

（※ 1 ）高度障害保険金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。
（※ 2 ）責任開始期前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

ウ．生存保険金

支払額	生存保険金の額
受取人	保険契約者（※）
支払事由	本条（2）の規定により生存保険が付加された場合で、被保険者が延長定期保険の保険期間の満了時に生存しているとき。

（※）生存保険金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

② 次のア．～ウ．の全てに該当する場合には、延長定期保険の保険期間の満了時に高度障害状態（別表 3 ）に該当したものとみなして高度障害保険金を支払います。
ア．被保険者が延長定期保険の保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表 3 ）に該当したこと。
イ．延長定期保険の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、または回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。
ウ．延長定期保険の保険期間の満了後に、その回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表 3 ）に該当したこと。

③ 前②の規定により高度障害保険金を支払う場合において、既に前①ウ．に規定する生存保険金を支払っていたときは、高度障害保険金から既に支払った生存保険金を差し引いて支払います。

(4) 第 2 条（保険金の支払）、第 3 条（保険金の支払に関する補則）、第 4 条（保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）、第 5 条（保険金支払方法の選択）および第 6 条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定は、本条（3）の場合に準用します。
(5) 延長定期保険に変更した後は、契約者貸付は行いません。
(6) 延長定期保険の保険期間が 1 年未満となるときは、延長定期保険への変更は取り扱いません。
(7) 延長定期保険に変更後 3 年以内は、保険契約者は、当会社の承諾を得て、元の保険契約に復旧することができます。この場合には、当会社所定の金額を払い込んでください。
(8) 延長定期保険への変更または復旧を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表 1 ）を提出してください。
(9) 本条（7）の復旧をする場合、第 9 条（当会社の責任開始期）（1）の規定は、本条の復旧部分に準用します。

（注 1 ）当会社の定める特約が付加されている場合にはその解約返戻金および未経過保険料を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。
（注 2 ）当会社の定める特約が付加されている場合にはその保険金額を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、元の保険契約の保険金額からそれらの元利金を差し引いた金額とします。
（注 3 ）元の保険契約の保険料払込期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が80歳を超えるとき、または元の保険契約の保険料払込期間が終身のときは、80歳となる契約応当日の前日とします。

第29条（払済保険への変更および復旧）

（1）保険料払込期間中は、保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、次回以後の保険料払込みを中止し、次の①および②に定める内容の保険料払込済の保険（以下「払済保険」といいます。）に変更することができます。この場合、払済保険は、当会社所定の書類（別表 1 ）を当会社が受け付けた日（以下「払済保険への変更日」とします。）から効力を生じるものとします。

① 保険期間は終身とします。
② 保険金額は、払済保険への変更日の解約返戻金および未経過保険料（注１）を充当して計算します。ただし、このとき計算した保険金額が元の保険契約の保険金額（注２）を超えるときは、元の保険契約の保険金額（注２）と同額とし、解約返戻金および未経過保険料（注１）の残額を保険契約者に支払います。

（2）払済保険に変更した後の保険金の支払については、この約款に定めるところによります。
（3）本条（1）②に定める払済保険の保険金額が当会社の定めた金額に満たない場合には、払済保険への変更は取り扱いません。
（4）払済保険に変更後３年以内は、保険契約者は、当会社の承諾を得て、元の保険契約に復旧することができます。この場合には、当会社所定の金額を払い込んでください。
（5）払済保険への変更または復旧を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（6）本条（4）の復旧をする場合、第９条（当会社の責任開始期）（1）の規定は、本条の復旧部分に準用します。

（注１）当会社の定める特約が付加されている場合にはその解約返戻金および未経過保険料を含み、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。
（注２）当会社の定める特約が付加されている場合にはその保険金額を含みます。

第30条 （保険料払込期間の変更）

（1）保険契約者は、保険料が払い込まれ有効に継続しているときは、当会社の承諾を得て、保険料払込期間を変更することができます。
（2）保険料払込期間の変更を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（3）保険料払込期間を変更するときは、責任準備金および未経過保険料の差額を授受し、その後の保険料を改めます。
（4）保険料払込期間を変更した場合に、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

13. 契約者貸付

第31条（契約者貸付）

（1）保険契約者は、解約返戻金額の９割（注）の範囲内で、貸付を受けることができます。ただし、貸付金が当会社の定めた金額に満たない場合には、貸付を取り扱いません。
（2）契約者貸付を受けるときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（3）契約者貸付金の利息は、当会社所定の利率で計算します。
（4）保険契約が消滅した場合に、契約者貸付または保険料の振替貸付があるときは、当会社は、支払うべき金額からそれらの元利金を差し引きます。
（5）各月毎に当会社の定める計算日において、当会社の定める判定基準日時点の契約者貸付および保険料の振替貸付の元利金が、同時点の解約返戻金および未経過保険料の合計額を超える場合には、当会社は、事前にその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、当会社の指定した期日までに、当会社所定の金額を払い込んでください。
（6）本条（5）の払込みがなかったときは、保険契約は当会社の指定した期日の翌日から効力を失います。
（7）保険契約者は、いつでも契約者貸付金および保険料の振替貸付の元利金の全部、または当会社所定の金額の範囲内でその一部を返済することができます。

（注）保険料払込済の保険契約については８割とし、また、保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。

14. 保険金の受取人

第32条（保険金の受取人の代表者）

（1）保険金の受取人が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は、他の保険金の受取人を代理するものとします。
（2）本条（1）の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当会社が保険金の受取人の１人に対してした行為は、他の保険金の受取人に対しても効力を生じます。

第33条（死亡保険金受取人の変更）

（1）保険契約者またはその承継人は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡保険金受取人を変更することができます。
（2）本条（1）の通知が当会社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に死亡保険金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡保険金受取人から死亡保険金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。
（3）死亡保険金受取人の変更をするときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

第34条（遺言による死亡保険金受取人の変更）

（1）前条に定めるほか、保険契約者は、死亡保険金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により、死亡保険金受取人を変更することができます。
（2）本条（1）の死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
（3）本条（1）および（2）による死亡保険金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。

（4）遺言による死亡保険金受取人の変更をするときは、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

第35条（死亡保険金受取人の死亡）

（1）死亡保険金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡保険金受取人とします。
（2）本条（1）の規定により死亡保険金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、本条（1）の規定により死亡保険金受取人となった者のうち生存している他の死亡保険金受取人を死亡保険金受取人とします。
（3）本条（1）および（2）により死亡保険金受取人となった者が２人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

15. 保険契約者

第36条（保険契約者の代表者）

（1）保険契約者が２人以上の場合には、代表者１人を定めてください。この場合、その代表者は他の保険契約者を代理するものとします。
（2）本条（1）の代表者が定まらないか、またはその所在が不明のときは、当会社が保険契約者の１人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を生じます。
（3）保険契約者が２人以上の場合には、その責任は連帯とします。

第37条（保険契約者の変更）

（1）保険契約者またはその承継人は、被保険者および当会社の同意を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます
（2）本条（1）の承継により、保険契約者の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（3）本条の規定により保険契約者の変更が行われたときは、保険証券に表示します。

第38条（保険契約者の住所の変更）

（1）保険契約者が住所を変更したときは、すみやかに当会社の本店または当会社の指定した場所に通知してください。
（2）本条（1）の通知がなく、保険契約者の住所を当会社が確認できなかった場合、当会社の知った最終の住所に発した通知は、通常到達するために必要とする期間を経過した時に、保険契約者に到達したものとみなします。

16. 年齢の計算ならびに契約年齢および性別の誤りの取扱い

第39条（年齢の計算）

（1）被保険者の契約年齢は、契約日現在の満年で計算し、１年未満の端数については切り捨てます。
（2）保険契約締結後の被保険者の年齢は、本条（1）の契約年齢に年単位の契約応当日ごとに１歳を加えて計算します。

第40条（契約年齢および性別の誤りの取扱い）

（1）保険契約申込書に記載された被保険者の契約年齢に誤りがあった場合は、次の方法により取り扱います。
① 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲内であったときは、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
② 契約日における実際の年齢が、当会社の定める契約年齢の範囲外であったときは、保険契約を無効とし、既に払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。ただし、契約日においては最低契約年齢に足りなかったが、その事実が発見された日において既に最低契約年齢に達していたときには、最低契約年齢に達した日に契約したものとして当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。
（2）保険契約申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により計算した金額を精算し、保険料を改めます。

17. 契約者配当準備金の積立、契約者配当金の割当および支払

第41条（契約者配当準備金の積立）

当会社は、保険期間の初日の属する事業年度末において責任準備金および運用利率に基づく運用益が当会社の予定した利率（注）に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、当会社の定める方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末においてその事業年度にかかる責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と当会社の予定した利率（注）に基づく運用益との差額のうち当会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

（注）保険料、保険金額等を算出する際に用いた利率をいいます。

第42条（契約者配当金の割当）

（1）当会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の保険契約に対して、当会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、次の④の規定に該当する保険契約については、次の③の規定に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とし、次の②の規定に該当する保険契約についてはこれに準じた金額とします。
① 次の事業年度中に契約日の５年ごとの応当日が到来する保険契約。ただし、契約日の５年ごとの応当日が到来する前に保険金額の減額が行われる保険契約の減額部分を除きます。

② 次の事業年度中に契約日から2年を超えて継続した後、保険金額の減額が行われる保険契約。ただし、前①に該当する保険契約で契約日の5年ごとの応当日が到来した後に保険金額の減額が行われる保険契約を除きます。
③ 次の事業年度中に契約日から1年を超えて継続した後、保険金もしくは責任準備金の支払または保険期間の満了により消滅する保険契約。ただし、前①に該当する保険契約および前②に該当する保険契約の減額部分を除きます。
④ 次の事業年度中に契約日から2年を超えて継続した後、解約または解除により消滅する保険契約。ただし、前①に該当する保険契約および前②に該当する保険契約の減額部分を除きます。

(2) 本条（1）のほか、契約日から当会社所定の年数を経過し、かつ、当会社所定の条件を満たす保険契約に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第43条（契約者配当金の支払）

(1) 当会社は、前条(1)①の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき当会社の定める方法により計算した金額を、次の事業年度の年単位の契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合にかぎり、次の方法で支払います。
① 次の事業年度の年単位の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておいて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。
② 前①の規定によって支払う契約者配当金は、保険金を支払うときは保険金とともにその保険金の受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

(2) 当会社は、前条(1)②の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき当会社の定める方法により計算した金額を、当会社の定める方法により、当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておいて、保険契約が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは保険金とともにその保険金の受取人に支払います。

(3) 当会社は、前条(1)③および④の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき当会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、保険金を支払うときは保険金とともにその保険金の受取人に支払います。

(4) 当会社は、本条（1）～（3）のほか、本条（1）に該当した保険契約がその直後の事業年度末までに減額されたときまたは消滅したときに、当会社の定める方法により、契約者配当金を支払います。

(5) 前条（2）の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める方法により支払います。

(6) 契約者配当金の支払時期および支払場所については、第6条（保険金の請求、支払時期および支払場所）の規定を準用します。

18. 時効

第44条（時効）

保険金、解約返戻金、契約者配当金その他この保険契約に基づく諸支払金の支払または保険料払込みの免除を請求する権利は、3年間請求がない場合には消滅します。

19. 被保険者の業務、転居および旅行

第45条（被保険者の業務、転居および旅行）

保険契約の継続中に、次の①～③の事由が生じた場合であっても、当会社は、保険契約の解除および保険料の変更を行わずに保険契約上の責任を負います。
① 被保険者が従事する業務を変更した場合
② 被保険者が転居した場合
③ 被保険者が旅行した場合

20. 管轄裁判所

第46条（管轄裁判所）

(1) この保険契約における保険金の請求に関する訴訟については、当会社の本店または保険金の受取人（注1）の住所地と同一の都道府県内にある支社（注2）の所在地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

(2) この保険契約における保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、本条（1）の規定を準用します。

（注1）保険金の受取人が2人以上いるときは、その代表者とします。
（注2）同一の都道府県内に支社がないときは、最寄りの支社とします。

21. 契約内容の登録

第47条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。
① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
② 死亡保険金の金額
③ 契約日（注1）
④ 当会社名

(2) 本条（1）の登録の期間は、契約日（注1）から5年（注2）以内とします。

(3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいま

す。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、保険契約（注３）の申込（注４）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（注３）が更新されるときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

(4) 各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に保険契約（注３）の申込（注４）があった場合、本条（3）によって連絡された内容を保険契約（注３）の承諾（注５）の判断の参考とすることができるものとします。

(5) 各生命保険会社等は、契約日（注６）から５年（注２）以内に保険契約（注３）について死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

(6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注５）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

(7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

(8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

(9) 本条（3）～（5）および（注２）～（注６）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

（注１）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には最後の復活または復旧の日とします。

（注２）契約日（注１）において被保険者が15歳未満の場合は、「５年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。

（注３）死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。

（注４）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。

（注５）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

（注６）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取り扱いが行われた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行われた場合には最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

別表１　請求書類

（1）保険金、保険料払込免除の請求書類

	項目	提出書類
1	死亡保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。） （3）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）死亡保険金受取人の戸籍謄（抄）本 （5）死亡保険金受取人の印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券
2	高度障害保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）高度障害保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （5）最終の保険料払込みを証する書類 （6）保険証券
3	保険料払込みの免除	（1）当会社所定の請求書 （2）不慮の事故であることを証する書類 （3）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （4）最終の保険料払込みを証する書類 （5）保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

（2）その他の請求書類

	項目	提出書類
1	保険契約の復活	（1）当会社所定の復活請求書 （2）被保険者についての当会社所定の告知書
2	解約返戻金	（1）当会社所定の解約返戻金請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）最終の保険料払込みを証する書類 （4）保険証券
3	契約内容の変更 ・保険金額の減額 ・延長定期保険への変更および復旧 ・払済保険への変更および復旧 ・保険料払込期間の変更	（1）当会社所定の保険契約内容変更請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）最終の保険料払込みを証する書類 （4）保険証券 （5）被保険者についての当会社所定の告知書（復旧の場合）
4	契約者貸付	（1）当会社所定の請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）最終の保険料払込みを証する書類 （4）保険証券
5	死亡保険金受取人の変更（遺言による変更を含みます。）	（1）当会社所定の名義変更請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書（遺言による変更の場合は、遺言書（写）） （3）保険証券
6	保険契約者の変更	（1）当会社所定の名義変更請求書 （2）変更前の保険契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
7	積み立てた契約者配当金の支払	（1）当会社所定の支払請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
8	保険金等の受取人による保険契約の存続の通知	（1）当会社所定の請求書 （2）保険契約者および請求者である保険金等の受取人の印鑑証明書 （3）債権者等に支払うべき金額の支払いを証する書類
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また、1の請求については、当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。		

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
１.鉄道事故	Ｅ800～Ｅ807
２.自動車交通事故	Ｅ810～Ｅ819
３.自動車非交通事故	Ｅ820～Ｅ825
４.その他の道路交通機関事故	Ｅ826～Ｅ829
５.水上交通機関事故	Ｅ830～Ｅ838
６.航空機および宇宙交通機関事故	Ｅ840～Ｅ845
７.他に分類されない交通機関事故	Ｅ846～Ｅ848
８.医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ850～Ｅ858
９.その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒　（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	Ｅ860～Ｅ869
10.外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ870～Ｅ876
11.患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ878～Ｅ879
12.不慮の墜落	Ｅ880～Ｅ888
13.火災および火焔による不慮の事故	Ｅ890～Ｅ899
14.自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（Ｅ900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（Ｅ902）」、「旅行および身体動揺（Ｅ903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（Ｅ904）中の飢餓、渇」は除外します。	Ｅ900～Ｅ909
15.溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（Ｅ911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（Ｅ912）」は除外します。	Ｅ910～Ｅ915
16.その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（Ｅ927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（Ｅ928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	Ｅ916～Ｅ928
17.医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ930～Ｅ949
18.他殺および他人の加害による損傷	Ｅ960～Ｅ969
19.法的介入 ただし、「処刑（Ｅ978）」は除外します。	Ｅ970～Ｅ978
20.戦争行為による損傷	Ｅ990～Ｅ999

別表 3　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	

別表４　対象となる身体障害の状態

対象となる身体障害の状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる身体障害状態	備考
1	１眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、１眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	両耳の聴力を全く永久に失ったもの	(1) 聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年８月14日改定）に準拠したオージオメータで行います。 (2)「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、 １／４（ａ＋２ｂ＋ｃ） の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。
3	脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	(1)「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部から見て明らかにわかる程度以上のものをいいます。 (2)「脊柱の著しい運動障害」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 頸椎における完全強直の場合 ② 胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の３種の運動のうち、２種以上の運動が生理的範囲の２分の１以下に制限された場合
4	１上肢を手関節以上で失ったかまたは１上肢の用もしくは１上肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの	(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ３大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合 (2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 関節の完全強直で回復の見込のない場合 ② 人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合
5	１下肢を足関節以上で失ったかまたは１下肢の用もしくは１下肢の３大関節中の２関節の用を全く永久に失ったもの	
6	１手の５手指を失ったかまたは第１指（母指）および第２指（示指）を含んで４手指を失ったもの	「手指を失ったもの」とは、第１指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。
7	10手指の用を全く永久に失ったもの	「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、次のいずれかの場合をいいます。 ① 手指の末節の２分の１以上を失った場合 ② 手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第１指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の２分の１以下で回復の見込のない場合
8	10足指を失ったもの	「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

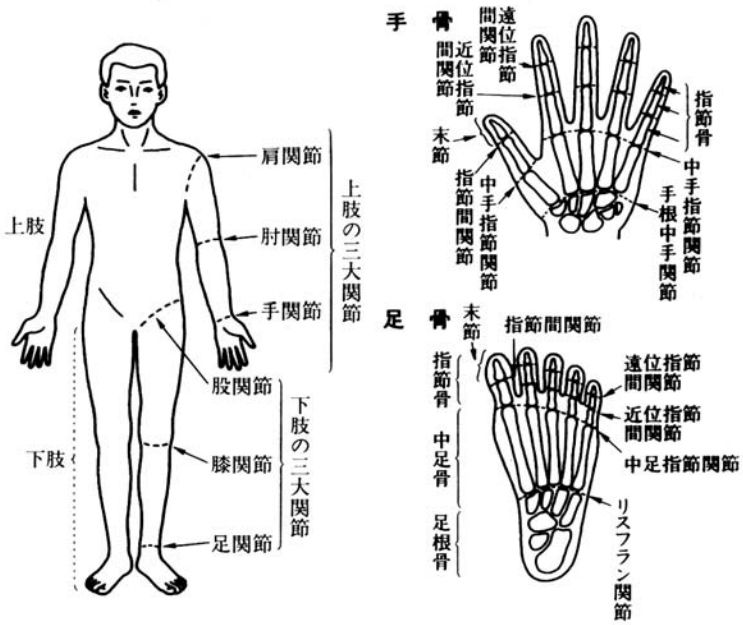

平準定期保険特約条項　目次

第１条　特約保険金の支払
第２条　特約保険金の支払に関する補則
第３条　特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い
第４条　特約保険金の請求、支払時期および支払場所
第５条　特約保険料の払込免除
第６条　特約の締結
第７条　特約の責任開始期
第８条　特約の保険期間および保険料払込期間
第９条　特約保険料の払込み
第10条　猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い
第11条　特約の失効
第12条　特約の復活
第13条　詐欺による取消および不法取得目的による無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除
第14条　重大事由による解除
第15条　特約の解約
第16条　特約の返戻金
第17条　特約の消滅とみなす場合
第18条　特約保険金額の減額
第19条　特約の復旧
第20条　特約の更新
第21条　特約の契約者配当
第22条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第23条　主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱い
第24条　主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い
第25条　管轄裁判所
第26条　契約内容の登録
第27条　主約款の規定の準用
第28条　終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第29条　５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第30条　養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第31条　５年ごと利差配当特約の不適用

平準定期保険特約条項

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うこと、および所定の条件を満たした場合にその後の特約保険料の払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

第１条（特約保険金の支払）

この特約において支払う特約保険金は、次のとおりです。

①　特約死亡保険金

支払額	特約保険金額
受取人	特約死亡保険金受取人（※１）
特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．この特約の責任開始期（※２）の属する日（以下「責任開始日」といいます。）からその日を含めて３年以内の自殺 イ．保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 ウ．戦争その他の変乱

（※１）特約死亡保険金受取人は主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（※２）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。

② 特約高度障害保険金

支払額	特約保険金額
受取人	特約高度障害保険金受取人（※１）
支払事由	被保険者がこの特約の責任開始期（※２）以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表２）に該当したとき。この場合、責任開始期（※２）前に既に生じていた障害状態に責任開始期（※２）以後の傷害または疾病（※３）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表２）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意 イ．戦争その他の変乱

（※１）特約高度障害保険金受取人は主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。
（※２）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。
（※３）責任開始期（※２）前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

第２条（特約保険金の支払に関する補則）

（1）被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。
（2）当会社が特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなします。
（3）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注１）前に発病した疾病または被った傷害（以下、本（3）において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期（注１）以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用し、本条（5）の規定は適用しません。
① この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）
② この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注２）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
③ 責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期（注１）前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
ア．責任開始期（注１）前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
イ．責任開始期（注１）前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。
（4）特約高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当会社は、特約高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める特約死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは特約死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、特約高度障害保険金を支払った後に特約死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その特約死亡保険金を支払いません。
（5）主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期（注１）前であるときは、以下のとおり取り扱います。
① この特約の特約高度障害保険金は支払いません。
② 被保険者が高度障害状態（別表２）になった時に、この特約は消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金（注３）を特約高度障害保険金受取人に支払います。
（6）特約保険金を支払うときに主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。
（7）この特約が更新されない場合において、次の①～③の全てに該当する場合には、この特約の保険期間の満了時に高度障害状態（別表２）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。
① 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表２）に該当したこと。
② この特約の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、または回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。
③ この特約の保険期間の満了後に、その回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表２）に該当したこと。

（注１）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。
（注２）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。
（注３）主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。

第 3 条（特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）

（1）特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

（2）被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表 2 ）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

（3）次のいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

① この特約の責任開始日からその日を含めて 3 年以内に被保険者が自殺したとき。

② 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。

③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

（4）保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、本条（1）および（3）の規定にかかわらず、当会社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

第 4 条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

（1）特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

（2）特約保険金の支払事由が生じたときは、その特約保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表 1 ）を提出して、その特約保険金を請求してください。

（3）主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

第 5 条（特約保険料の払込免除）

（1）主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。

（2）本条（1）のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

① 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。

（3）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、本条（1）、（2）の規定は適用しません。

第 6 条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第 7 条（特約の責任開始期）

（1）当会社は、下表の「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

（2）この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第 8 条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第 9 条（特約保険料の払込み）

（1）この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。

（3）この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときのこの特約の未経過部分の保険料（以下「未経過保険料」といいます。）の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。

（4）本条（1）に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日（注）以後その日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

（5）主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

（6）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後におい

て払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。
（7）本条（6）の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。
（8）本条（6）に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（注）月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。

第10条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）
保険料払込みの猶予期間中に、特約保険金の支払事由が発生した場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第11条（特約の失効）
主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第12条（特約の復活）
（1）主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
（2）当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第13条（詐欺による取消および不法取得目的による無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除）
この特約の締結、復活または復旧に際しては主約款の以下①～③の規定を準用します。
① 詐欺による取消に関する規定
② 不法取得目的による無効に関する規定
③ 告知義務および告知義務違反による解除に関する規定

第14条（重大事由による解除）
（1）当会社は、次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向ってこの特約を解除することができます。
① 保険契約者または特約死亡保険金受取人が、特約死亡保険金（注）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
② 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
③ 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
④ この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約死亡保険金（注）の保険金額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑥ 次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
ア．主契約が重大事由によって解除されたとき。
イ．保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。
（2）当会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込みの免除事由が生じた後でも、本条（1）の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による特約保険金および特約保険料の払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。
① 特約保険金は支払いません。また、既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求します。
② 特約保険料の払込みは免除しません。また、既に特約保険料の払込みを免除していたときは、その特約保険料の払込みはなかったものとします。
（3）本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。
（4）本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（注）本条（1）①および⑤においては、保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。

第15条（特約の解約）
保険契約者は、いつでも将来に向ってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第16条（特約の返戻金）
（1）この特約の解約返戻金は、当会社の定める計算方法に従い計算します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
（2）この特約が次条①の規定により消滅したとき（注）は、本条（1）と同様に取り扱います。
（3）この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。

（4）主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

（注）第２条（特約保険金の支払に関する補則）（5）および第３条（特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）（4）の場合は除きます。

第17条（特約の消滅とみなす場合）

次の①または②の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

① 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

② 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

第18条（特約保険金額の減額）

（1）保険契約者は、当会社の定める単位にて、特約保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約保険金額は、当会社の定める金額以上であることを必要とします。

（2）本条（1）の規定によって、この特約の保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第19条（特約の復旧）

（1）延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第17条（特約の消滅とみなす場合）②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

（2）当会社が本条（1）の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第20条（特約の更新）

（1）この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の２か月前までにこの特約を継続しない旨を通知した場合には更新しません。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、本条（1）の更新を取り扱いません。

① この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。

② この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一、またはこれを超えているとき。

③ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

（3）更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更します。

① 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。

② 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えるとき。

（4）本条（3）のほか、この特約は、当会社の定める取扱方法により、保険期間を変更して更新することがあります。

（5）更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

（6）更新されたこの特約の保険期間は更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

（7）更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（注）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか第９条（特約保険料の払込み）（5）の規定を準用します。

（8）更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

（9）更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに次の①～③のいずれかに該当した場合には、第９条（特約保険料の払込み）（4）および第10条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

① この特約の保険金の支払事由が生じたとき。

② 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき。

③ 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由が生じたとき。

（10）この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①および②によって取り扱います。

① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

ア．第１条（特約保険金の支払）

イ．第13条（詐欺による取消および不法取得目的による無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除）③

（11）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条（1）の規定は適用せず、次の①、②のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、この特約の更新を取り扱います。

② 前①の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、本条（2）～（4）、（6）および（10）の規定によるほか、次のとおりとします。

ア．本条（5）、（7）および（8）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第９条（特約保険料の払込み）（5）の規定を準用します。

イ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、本条（9）の規定は適用せず、第９条（特約保険料の払込み）（4）および第10条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

（12）更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の特約により更新されることがあります。

（注）主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）とします。

第21条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

（1）主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、主契約の保険金額に対するこの特約の保険金額（注１）の割合が、当会社所定の限度を超えることとなるときは、当会社の定める方法により、その限度まで特約保険金額を減額します。ただし、減額後の特約保険金額が当会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

（3）本条（2）の規定によって、特約保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

（4）主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日を超えることとなるときは、主契約の保険期間の終期に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

（5）主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

（6）本条（4）および（5）の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金（注２）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

（7）主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

（注１）主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表３）を含みます。

（注２）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第23条（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱い）

（1）主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金（注）を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

（2）本条（1）の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行うものとします。

（注）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第24条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い）

主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金（注）を、主契約の解約返戻金に加え、この特約の保険金額を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

（注）第９条（特約保険料の払込み）（3）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、第９条（特約保険料の払込み）（3）の規定にかかわらず、当会社は未経過保険料を支払わず、その金額を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第25条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第26条（契約内容の登録）

（1）当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。

① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

② 特約死亡保険金の金額

③ 契約日（注１）

④ 当会社名

（2）本条（1）の登録の期間は、契約日（注１）から５年（注２）以内とします。

（3）協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、保険契約（注３）の申込（注４）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（注３）が更新されるときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

（4）各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に保険契約（注３）の申込（注４）があった場合、本条（3）によ

って連絡された内容を保険契約（注３）の承諾（注５）の判断の参考とすることができるものとします。
（5）各生命保険会社等は、契約日（注６）から５年（注２）以内に保険契約（注３）について死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
（6）各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注５）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
（7）協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
（8）保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
（9）この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から５年間（注２）を登録の期間とします。
（10）本条（3）～（5）および（注２）～（注６）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

（注１）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には最後の復活または復旧の日とします。また、主契約の契約日以後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日とします。
（注２）契約日（注１）において被保険者が15歳未満の場合は、「５年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。
（注３）死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
（注４）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。
（注５）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
（注６）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取り扱いが行われた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行われた場合には最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第27条（主約款の規定の準用）
この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第28条（終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）
（1）この特約を終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①または②のとおり取り扱います。
① この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、次のとおりとします。
ア．主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものとして取り扱います。
イ．主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分（注）が解約その他の事由によって消滅したときは、第17条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。
ウ．主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額（主契約が５年ごと利差配当付総合終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合には、年金支払に移行しない部分の基本保険金額）」と読み替えて第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（2）の規定を適用します。
② この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に５年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前①中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「５年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前①ア．～ウ．の規定を適用します。
（2）本条（1）のほか、この特約を終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合で、この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものとして取り扱います。
（3）本条（1）および（2）のほか、この特約を５年ごと利差配当付総合終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻

金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① 第５条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用します。

② 第20条（特約の更新）（11）中「主契約の保険料の払込みが免除されたときは」とあるのは「主契約の保険料の払込みが免除されている期間中は」と読み替えます。

③ 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の保険金額等を減額した場合」と、また、（2）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

④ ５年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、次のとおりとします。

ア．第１条（特約保険金の支払）①（※１）に「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「５年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の死亡保険金受取人」と、また、②（※１）に「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「５年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

イ．５年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約のうち終身保障移行部分の解約返戻金に加えません。

ウ．５年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付がある場合には、主約款の規定による契約者貸付がある場合の規定を準用します。

（注）残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。

第29条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑨のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間は、第８条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

② 第１条（特約保険金の支払）①（※１）に「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡給付金受取人」と、また、②（※１）に「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。

③ 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

④ 第４条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）（3）中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。

⑤ 第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）および（2）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。

⑥ 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第22条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）および（2）の規定を準用して取り扱います。

⑦ 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。

⑧ 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第24条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金（注）を、主契約について当会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

⑨ 特約高度障害保険金の請求に必要な書類については、主約款に定める死亡給付金の請求に関する規定を準用します。

（注）第９条（特約保険料の払込み）（3）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、第９条（特約保険料の払込み）（3）の規定にかかわらず、当会社は未経過保険料を支払わず、その金額を主契約について当会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

第30条（養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しないかぎり、この特約は主契約と同時に更新されます。

② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法　（回数）と同一とします。

ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

第31条（５年ごと利差配当特約の不適用）

この特約を５年ごと利差配当特約とあわせて主契約に付加した場合、５年ごと利差配当特約条項の規定にかかわらず、この特約は５年ごと利差配当特約に定める対象特約に該当しないものとします。

別表１　請求書類

	項目	提出書類
1	特約死亡保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。） （3）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）特約死亡保険金受取人の戸籍謄（抄）本 （5）特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券
2	特約高度障害保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （5）最終の保険料払込みを証する書類 （6）保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表２　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合 （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ①　上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ②　上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

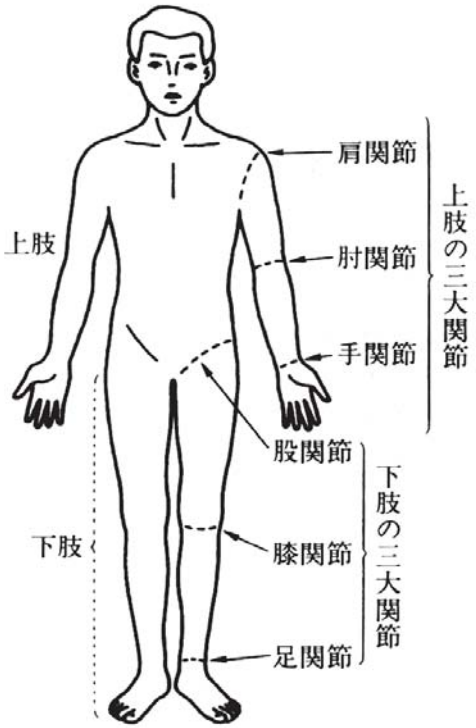

別表３　対象となる保険金額等

（1）平準定期保険特約の特約保険金額
（2）生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
（3）逓減定期保険特約の特約基本保険金額
（4）逓増定期保険特約の最終保険年度における特約保険金額
（5）収入保障特約の保険金換算額

逓減定期保険特約条項　目次

第１条　用語の意義
第２条　特約保険金の支払
第３条　特約保険金の支払に関する補則
第４条　特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い
第５条　特約保険金の請求、支払時期および支払場所
第６条　特約保険料の払込免除
第７条　特約の締結
第８条　特約の責任開始期
第９条　特約の保険期間および保険料払込期間
第10条　特約保険料の払込み
第11条　猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い
第12条　特約の失効
第13条　特約の復活
第14条　詐欺による取消および不法取得目的による無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除
第15条　重大事由による解除
第16条　特約の解約
第17条　特約の返戻金
第18条　特約の消滅とみなす場合
第19条　特約基本保険金額の減額
第20条　特約の復旧
第21条　特約の更新
第22条　特約の契約者配当
第23条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第24条　主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱い
第25条　主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い
第26条　管轄裁判所
第27条　契約内容の登録
第28条　主約款の規定の準用
第29条　定期保険に付加した場合の特則
第30条　終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第31条　５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第32条　養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第33条　５年ごと利差配当特約の不適用

逓減定期保険特約条項

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者がこの特約の保険期間中に死亡し、または所定の高度障害状態になった場合に、特約死亡保険金または特約高度障害保険金を支払うこと、および所定の条件を満たした場合に、その後の特約保険料の払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。なお、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の支払額である特約保険金額は、保険期間の経過とともに逓減します。

第１条（用語の意義）

この特約条項において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

用語	用語の意義
特約基本保険金額	特約締結の際、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約基本保険金額が変更されたときまたはこの特約が更新されたときは、変更後または更新後の金額をいいます。
特約保険金額	特約基本保険金額を基準として、経過年数に応じて次の算式により得られる金額をいいます。この場合、特約保険金額に1,000円未満の端数が生じたときは、100円の位を切り上げて1,000円単位とします。 特約基本保険金額×（１－$\frac{1-\text{最終保険金額割合}}{\text{特約の保険期間の年数}-1}$×経過年数）
最終保険金額割合	特約の保険期間の満了する日を含む保険年度に適用する特約保険金額の特約基本保険金額に対する割合をいい、特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた特約の型に応じて次のとおりとします。 ①　特約の型が20%型の場合　20% ②　特約の型が40%型の場合　40% ③　特約の型が60%型の場合　60%
経過年数	次の①または②の日（この特約が更新されたときは更新日とします。）を０年とし、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年単位の契約応当日ごとに１年を加えて計算した年数をいいます。この場合、１年未満の端数については切り捨てます。 ①　主契約締結の際、主契約に付加する場合 主契約の契約日 ②　主契約の契約日後、主契約に付加する場合 この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日（以下「責任開始日」といいます。）が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始日とします。

第２条（特約保険金の支払）

この特約において支払う特約保険金は、次のとおりです。

①　特約死亡保険金

支払額	被保険者が死亡した時における特約保険金額
受取人	特約死亡保険金受取人（※１）
特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．この特約の責任開始期（※２）の属する日（以下「責任開始日」といいます。）からその日を含めて３年以内の自殺 イ．保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 ウ．戦争その他の変乱

（※１）特約死亡保険金受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（※２）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。

②　特約高度障害保険金

支払額	被保険者が高度障害状態（別表２）に該当した時における特約保険金額
受取人	特約高度障害保険金受取人（※１）
支払事由	被保険者がこの特約の責任開始期（※２）以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表２）に該当したとき。この場合、責任開始期（※２）前に既に生じていた障害状態に責任開始期（※２）以後の傷害または疾病（※３）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表２）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意 イ．戦争その他の変乱

（※１）特約高度障害保険金受取人は主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（※２）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。

（※３）責任開始期（※２）前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

第３条（特約保険金の支払に関する補則）

（1）被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。

（2）当会社が特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態に該当した時に消滅したものとみなします。

（3）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注１）前に発病した疾病または被った傷害（以下、本（3）において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期（注１）以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用し、本条（5）の規定は適用しません。

①　この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）

②　この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注２）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

③　責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期（注１）前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア．責任開始期（注１）前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ．責任開始期（注１）前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。

（4）特約高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当会社は、特約高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める特約死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは特約死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、特約高度障害保険金を支払った後に特約死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その特約死亡保険金を支払いません。

（5）主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期（注１）前であるときは、以下のとおり取り扱います。

①　この特約の特約高度障害保険金は支払いません。

② 被保険者が高度障害状態（別表２）になった時に、この特約は消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金（注３）を特約高度障害保険金受取人に支払います。

(6) 特約保険金を支払うときに主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特約保険金からそれらの元利金を差し引きます。

(7) この特約が更新されない場合において、次の①～③の全てに該当する場合には、この特約の保険期間の満了時に高度障害状態（別表２）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。

① 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表２）に該当したこと。

② この特約の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、または回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。

③ この特約の保険期間の満了後に、その回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表２）に該当したこと。

（注１）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。

（注２）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

（注３）主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。

第４条（特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）

(1) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。

(2) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表２）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

(3) 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

① この特約の責任開始日からその日を含めて３年以内に被保険者が自殺したとき。

② 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。

③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

(4) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、本条（1）および（3）の規定にかかわらず、当会社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

第５条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

(1) 特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金の受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

(2) 特約保険金の支払事由が生じたときは、その特約保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表１）を提出して、その特約保険金を請求してください。

(3) 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

第６条（特約保険料の払込免除）

(1) 主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。

(2) 本条（1）のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

① 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。

(3) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、本条（1）、（2）の規定は適用しません。

第７条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第８条（特約の責任開始期）

(1) 当会社は、下表の「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

(2) この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第９条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

第10条（特約保険料の払込み）

（1）この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。

（3）この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときのこの特約の未経過部分の保険料（以下「未経過保険料」といいます。）の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。

（4）本条（1）に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日（注）以後その日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。

（5）主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

（6）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。

（7）本条（6）の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。

（8）本条（6）に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（注）月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。

第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）

保険料払込みの猶予期間中に、特約保険金の支払事由が発生した場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。

第12条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第13条（特約の復活）

（1）主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

（2）当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第14条（詐欺による取消および不法取得目的による無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しては主約款の以下①～③の規定を準用します。

① 詐欺による取消に関する規定

② 不法取得目的による無効に関する規定

③ 告知義務および告知義務違反による解除に関する規定

第15条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向ってこの特約を解除することができます。

① 保険契約者または特約死亡保険金受取人が、特約死亡保険金（注）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

② 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

④ この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約死亡保険金（注）の保険金額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑥ 次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

ア．主契約が重大事由によって解除されたとき。

イ．保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

（2）当会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込みの免除事由が生じた後でも、本条（1）の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による特約保険金および特約保険料の払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。

① 特約保険金は支払いません。また、既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求します。

② 特約保険料の払込みは免除しません。また、既に特約保険料の払込みを免除していたときは、その特約保険料の払込みはなかったものとします。

(3) 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

(4) 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注) 本条 (1) ①および⑤においては、保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。

第16条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向ってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第17条（特約の返戻金）

(1) この特約の解約返戻金は、当会社の定める計算方法に従い計算します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(2) この特約が次条①の規定により消滅したとき（注）は、本条（1）と同様に取り扱います。

(3) この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。

(4) 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

(注) 第 3 条（特約保険金の支払に関する補則）(5) および第 4 条（特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）(3) の場合は除きます。

第18条（特約の消滅とみなす場合）

次の①または②の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

① 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

② 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

第19条（特約基本保険金額の減額）

(1) 保険契約者は、当会社の定める単位にて、特約基本保険金額を減額することができます。ただし、減額後の特約基本保険金額は、当会社の定める金額以上であることを必要とします。

(2) 本条 (1) の規定によって、この特約の特約基本保険金額が減額された場合には、減額分は解約されたものとして取り扱います。

第20条（特約の復旧）

(1) 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第18条（特約の消滅とみなす場合）②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

(2) 当会社が本条 (1) の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第21条（特約の更新）

(1) この特約の保険期間が満了する場合、この特約の型が60%型のときは、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の 2 か月前までにこの特約を継続しない旨を通知した場合には更新しません。

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、本条（1）の更新を取り扱いません。

① この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。

② この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日と同一、またはこれを超えているとき。

③ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

(3) 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更します。更に、更新後のこの特約の保険期間が当会社の定める保険期間に満たないときは、当会社の定めるところにより、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとし、本条（5）～（12）までの規定を準用します。

① 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。

② 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えるとき。

(4) 本条（3）のほか、この特約は、当会社の定める取扱方法により、保険期間を変更して更新することがあります。

(5) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

(6) 更新後の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が当会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。

(7) 更新されたこの特約の保険期間は更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

(8) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（注）と同一とし、更新後のこの特約の第 1 回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか第10条（特約保険料の払込み）(5) の規定を準用します。

(9) 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
(10) 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに次の①～③のいずれかに該当した場合には、第10条（特約保険料の払込み）(4) および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
① この特約の保険金の支払事由が生じたとき。
② 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき。
③ 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由が生じたとき。
(11) この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①および②によって取り扱います。
① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
ア. 第2条（特約保険金の支払）
イ. 第14条（詐欺による取消および不法取得目的による無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除）③
(12) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条(1)の規定は適用せず、次の①、②のとおり取り扱います。
① 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、この特約の更新を取り扱います。
② 前①の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、本条(2)～(4)、(6)、(7) および (11) の規定によるほか、次のとおりとします。
ア. 本条(5)、(8) および (9) の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約保険料の払込み）(5) の規定を準用します。
イ. 更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、本条 (10) の規定は適用せず、第10条（特約保険料の払込み）(4) および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
(13) 更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の特約により更新されることがあります。
(14) この特約の型が20%型または40%型の場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとして前各項の規定を準用します。

(注) 主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）とします。

第22条（特約の契約者配当）
この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）
(1) 主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
(2) 本条 (1) の規定にかかわらず、主契約の保険金額に対する特約基本保険金額（注1）の割合が、当会社所定の限度を超えることとなるときは、当会社の定める方法により、その限度まで特約基本保険金額を減額します。ただし、減額後の特約基本保険金額が当会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
(3) 本条 (2) の規定によって、特約基本保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。
(4) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日を超えることとなるときは、主契約の保険期間の終期に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。
(5) 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。
(6) 本条 (4) および (5) の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金（注2）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
(7) 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

(注1) 主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表3）を含みます。
(注2) 主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第24条（主契約について保険料の振替貸付の規定を適用する場合の取扱い）
(1) 主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金（注）を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
(2) 本条 (1) の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行うものとします。

(注) 主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第25条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い）

主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金（注）を、主契約の解約返戻金に加え、主契約を延長定期保険または払済保険に変更した日のこの特約の特約保険金額の80％を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

（注）第10条（特約保険料の払込み）（3）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、第10条（特約保険料の払込み）（3）の規定にかかわらず、当会社は未経過保険料を支払わず、その金額を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第26条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第27条（契約内容の登録）

（1）当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。

① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

② 特約保険金の金額（特約基本保険金額）

③ 契約日（注１）

④ 当会社名

（2）本条（1）の登録の期間は、契約日（注１）から５年以内とします。

（3）協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、保険契約（注２）の申込（注３）を受けた場合、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

（4）各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に保険契約（注２）の申込（注３）があった場合、本条（3）によって連絡された内容を保険契約（注２）の承諾（注４）の判断の参考とすることができるものとします。

（5）各生命保険会社等は、契約日（注５）から５年以内に保険契約（注２）について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

（6）各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注４）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

（7）協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

（8）保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

（9）この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から５年間を登録の期間とします。

（10）本条（3）～（5）および（注２）～（注５）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

（注１）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には最後の復活または復旧の日とします。また、主契約の契約日以後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日とします。

（注２）死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。

（注３）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。

（注４）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

（注５）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取り扱いが行われた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行われた場合には最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第28条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第29条（定期保険に付加した場合の特則）

この特約の型が60％型で、この特約を定期保険に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の

更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しないかぎり、この特約は主契約と同時に更新されます。

② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

エ．更新後のこの特約の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が当会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。

③ この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、前①の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。

ア．保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行ったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

イ．前ア．の場合、前②イ．およびウ．の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約保険料の払込み）（5）の規定を準用します。

ウ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の保険金の支払事由が生じたときは、第10条（特約保険料の払込み）（4）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

第30条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①または②のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、次のとおりとします。

ア．主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものとして取り扱います。

イ．主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分（注）が解約その他の事由によって消滅したときは、第18条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。

ウ．主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない部分の保険金額（主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合には、年金支払に移行しない部分の基本保険金額）」と読み替えて第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（2）の規定を適用します。

② この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前①中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前①ア．～ウ．の規定を適用します。

（2）本条（1）のほか、この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合で、この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものとして取り扱います。

（3）本条（1）および（2）のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① 第6条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用します。

② 第21条（特約の更新）（12）中「主契約の保険料の払込みが免除されたときは」とあるのは「主契約の保険料の払込みが免除されている期間中は」と読み替えます。

③ 第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の保険金額等を減額した場合」と、また、（2）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本保険金額」と読み替えます。

④ 5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、次のとおりとします。

ア．第2条（特約保険金の支払）①（※1）に「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の死亡保険金受取人」と、また、②（※1）に「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

イ．5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約のうち終身保障移行部分の解約返戻金に加えません。

ウ．5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付がある場合には、主約款の規定による契約者貸付がある場合の規定を準用します。

（注）残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。

第31条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑨のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間は、第９条（特約の保険期間および保険料払込期間）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。
② 第２条（特約保険金の支払）①（※１）に「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、また、②（※１）に「主契約の高度障害保険金の受取人」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。
③ 特約高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。
④ 第５条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）（3）中「主約款に定める保険金」とあるのは「主約款に定める死亡給付金」と読み替えます。
⑤ 第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）および（2）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。
⑥ 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の特約基本保険金額の割合が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度まで特約基本保険金額を減額します。この場合、第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）および（2）の規定を準用して取り扱います。
⑦ 主契約の年金支払開始日を繰り下げたときでも、この特約の保険期間は変更しません。
⑧ 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合には、第25条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い）の規定は適用せず、この特約の解約返戻金（注）を、主契約について当会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。
⑨ 特約高度障害保険金の請求に必要な書類については、主約款に定める死亡給付金の請求に関する規定を準用します。

（注）第10条（特約保険料の払込み）（3）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、第10条（特約保険料の払込み）（3）の規定にかかわらず、当会社は未経過保険料を支払わず、その金額を主契約について当会社の定めた方法で計算した金額に加えて取り扱います。

第32条（養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

（1）この特約の型が60％型で、この特約を養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
① この特約の保険期間満了の日と主契約の保険期間満了の日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しないかぎり、この特約は主契約と同時に更新されます。
② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
エ．更新後のこの特約の特約基本保険金額は、更新前のこの特約の保険期間満了の日の特約保険金額と同額とします。ただし、更新後の特約基本保険金額が当会社の定める金額に満たないときは、更新を取り扱いません。
（2）この特約の型が20％型または40％型で、この特約を養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、この特約は平準定期保険特約に変更して更新されるものとして、本条（1）の規定を準用します。

第33条（５年ごと利差配当特約の不適用）

この特約を５年ごと利差配当特約とあわせて主契約に付加した場合、５年ごと利差配当特約条項の規定にかかわらず、この特約は５年ごと利差配当特約に定める対象特約に該当しないものとします。

別表１　請求書類

	項目	提出書類
1	特約死亡保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。） （3）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）特約死亡保険金受取人の戸籍謄（抄）本 （5）特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券
2	特約高度障害保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （5）最終の保険料払込みを証する書類 （6）保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表２　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 （2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 （3）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ①　語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ②　脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③　声帯全部のてき出により発音が不能な場合 （2）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ①　上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ②　上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

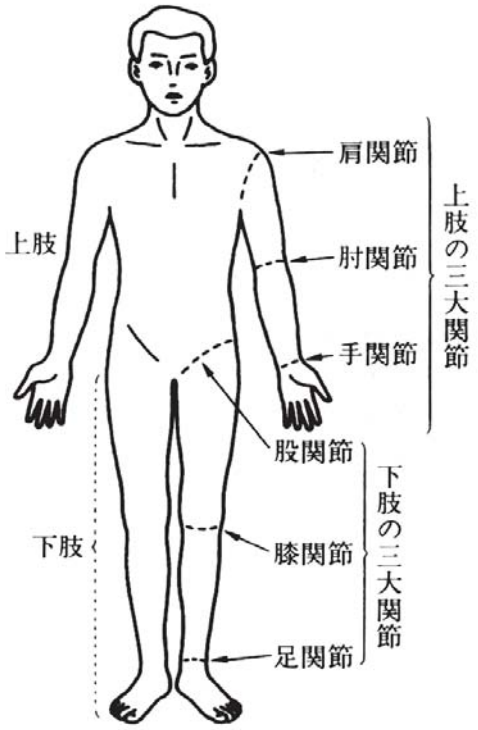

別表 3　対象となる保険金額等

（1）平準定期保険特約の特約保険金額
（2）生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
（3）逓減定期保険特約の特約基本保険金額
（4）逓増定期保険特約の最終保険年度における特約保険金額
（5）収入保障特約の保険金換算額

家計保障定期保険特約条項　目次

第１条　用語の意義
第２条　特約保険金の支払
第３条　特約保険金の支払に関する補則
第４条　特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い
第５条　特約保険金の月払給付
第６条　特約保険金すえ置支払の選択
第７条　特約保険金の請求、支払時期および支払場所
第８条　特約保険料の払込免除
第９条　特約の締結
第10条　特約の責任開始期
第11条　特約の保険期間および保険料払込期間
第12条　特約保険料の払込み
第13条　猶予期間
第14条　特約の失効
第15条　特約の復活
第16条　詐欺による取消および不法取得目的による無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除
第17条　重大事由による解除
第18条　特約の解約
第19条　特約の返戻金
第20条　特約の消滅とみなす場合
第21条　特約基準給付金月額の減額
第22条　特約の復旧
第23条　特約の契約者配当
第24条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第25条　主契約について保険料の振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱い
第26条　主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い
第27条　管轄裁判所
第28条　契約内容の登録
第29条　主約款の規定の準用
第30条　５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第31条　債権者等からの解約通知による解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が生じた場合の取扱い

家計保障定期保険特約条項

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、下表の給付および保険料払込みの免除を行うことを主な内容とするものです。ただし、特約保険金の受取人から特約保険金の一時支払またはすえ置支払を選択する旨の申出がない場合には、特約保険金の月払給付を行います。なお、特約死亡保険金額および特約高度障害保険金額は同額です。

	内容
特約死亡保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したときに支払います。
特約高度障害保険金	被保険者がこの特約の保険期間中に所定の高度障害状態になったときに支払います。
保険料払込みの免除	被保険者がこの特約の保険料払込期間中に不慮の事故によって所定の身体障害の状態になったときに、その後の特約保険料の払込みを免除します。

第１条（用語の意義）

この特約条項において使用される次の用語の意義は、それぞれ下表のとおりとします。

	用語	用語の意義
カ	家計保障期間	特約保険金の月払給付を行う場合に給付金を支払う期間をいい、この特約の保険期間と同一とします。
ケ	経過年数	次の①または②の日（以下「特約の契約日」といいます。）を０年とし、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の年単位の契約応当日ごとに１年を加えて計算した年数をいいます。この場合、１年未満の端数については切り捨てます。 ①　主契約締結の際、主契約に付加する場合 主契約の契約日 ②　主契約の契約日後、主契約に付加する場合 この特約の責任開始期の直前の主契約の年単位の契約応当日。ただし、この特約の責任開始期の属する日（以下「責任開始日」といいます。）が主契約の年単位の契約応当日であるときはその責任開始日とします。
ケ	契約の型	特約締結の際、保険契約者の申出によって定めた、定額型または逓増型のいずれかの型をいいます。
サ	最低支払保証期間	特約保険金の月払給付を行う場合に、給付金を支払う最低保証年数として、特約締結の際、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた期間をいいます。
サ	残存期間	家計保障期間中の各時点から家計保障期間満了日までの期間をいいます。この場合、１か月未満の端数については切り上げます。ただし、家計保障期間中の各時点から家計保障期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合は、最低支払保証期間と同じ期間とします。

	用語	用語の意義
ト	特約基準給付金月額	特約保険金額または特約保険金の月払給付を行う場合の給付金の月額を算出する際に基準となる金額として、特約締結の際、当会社の定める取扱範囲により保険契約者の申出によって定めた金額をいいます。ただし、特約基準給付金月額が変更されたときは、変更後の金額をいいます。
ト	特約保険金額	特約基準給付金月額を基準として、契約の型、残存期間、経過年数に応じて、当会社が定める方法によって算出した係数を乗じて得られる金額をいいます。この場合、特約保険金額に1,000円未満の端数が生じたときは、100円の位を切り上げて1,000円単位とします。

第２条（特約保険金の支払）

この特約において支払う特約保険金は、次のとおりです。ただし、特約保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）が生じた時以後、特約保険金の受取人から特約保険金の一時支払またはすえ置支払を選択する旨の申出がない場合には、特約保険金の月払給付を行います。

①　特約死亡保険金

支払額	被保険者が死亡した時における特約保険金額
受取人	特約死亡保険金受取人（※１）
支払事由	被保険者がこの特約の保険期間中に死亡したとき。
支払事由に該当しても特約保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．この特約の責任開始期（※２）の属する日（以下「責任開始日」といいます。）からその日を含めて３年以内の自殺 イ．保険契約者または特約死亡保険金受取人の故意 ウ．戦争その他の変乱

（※１）特約死亡保険金受取人は主契約の死亡保険金受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（※２）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。

②　特約高度障害保険金

支払額	被保険者が高度障害状態（別表２）に該当した時における特約保険金額
受取人	特約高度障害保険金受取人（※１）
支払事由	被保険者がこの特約の責任開始期（※２）以後の傷害または疾病を原因として、この特約の保険期間中に高度障害状態（別表２）に該当したとき。この場合、責任開始期（※２）前に既に生じていた障害状態に責任開始期（※２）以後の傷害または疾病（※３）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表２）に該当したときを含みます。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由が生じたとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意 イ．戦争その他の変乱

（※１）特約高度障害保険金受取人は主契約の高度障害保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（※２）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。

（※３）責任開始期（※２）前に既に生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のない傷害または疾病に限ります。

第３条（特約保険金の支払に関する補則）

（1）被保険者の生死が不明の場合でも、当会社が死亡したものと認めたときは、特約死亡保険金を支払います。

（2）当会社が特約高度障害保険金を支払った場合には、この特約は、被保険者が高度障害状態（別表２）に該当した時に消滅したものとみなします。ただし、特約保険金の月払給付を行うときを除きます。

（3）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注１）前に発病した疾病または被った傷害（以下、本（3）において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期（注１）以後に生じたものとみなして前条②の規定を適用し、本条（5）の規定は適用しません。

①　この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）

②　この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注２）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

③　責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期（注１）前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア．責任開始期（注１）前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ．責任開始期（注１）前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾

患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。)による異常の指摘を受けたことがない。

(4) 特約高度障害保険金を支払う前に被保険者が死亡したときは、当会社は、特約高度障害保険金を支払いません。ただし、前条①に定める特約死亡保険金の免責事由に該当した場合もしくは特約死亡保険金の請求がなされないことが確定した場合にはこの限りではありません。また、特約高度障害保険金を支払った後に特約死亡保険金の請求を受けても、当会社は、その特約死亡保険金を支払いません。

(5) 主契約の締結後にこの特約を付加したときで、主契約の高度障害保険金が支払われる場合でも、その支払事由の原因の発生が、この特約の責任開始期（注１）前であるときは、以下のとおり取り扱います。

① この特約の特約高度障害保険金は支払いません。

② 被保険者が高度障害状態（別表２）になった時に、この特約は消滅したものとみなして、当会社は、この特約の責任準備金（注３）を特約高度障害保険金受取人に支払います。

(6) 特約保険金を支払うときに主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定による保険料の振替貸付または主契約について契約者貸付がある場合で、主約款および主契約に付加されているその他の特約の特約条項の規定による貸付金の元利金の差引を行った後に差し引けない残額があるときは、当会社はこの特約の特約保険金からその元利金の残額を差し引きます。

(7) 次の①～③の全てに該当する場合には、この特約の保険期間の満了時に高度障害状態（別表２）に該当したものとみなして特約高度障害保険金を支払います。

① 被保険者がこの特約の保険期間中に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表２）に該当したこと。

② この特約の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、または回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。

③ この特約の保険期間の満了後に、その回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表２）に該当したこと。

（注１）復活の取扱いが行われた場合は、復活における責任開始期とし、複数回復活の取扱いが行われた場合は、最後の復活における責任開始期とし、また、復旧の取扱いが行われた後の復旧部分の責任開始期についてもこれと同様とします。

（注２）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

（注３）主約款の規定による保険料の振替貸付または主契約について契約者貸付があるときは、この特約の責任準備金からそれらの元利金を差し引きます。

第４条（特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）

(1) 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合で、その受取人がこの特約死亡保険金の一部の受取人であるときは、特約死亡保険金の残額を他の特約死亡保険金受取人に支払い、支払わない部分の責任準備金を保険契約者に支払います。この場合、特約死亡保険金の残額をもとに特約基準給付金月額を改めます。

(2) 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡し、または高度障害状態（別表２）に該当した場合でも、その原因によって死亡し、または高度障害状態に該当した被保険者の数の増加について、当会社がこの特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、その程度に応じ、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。この場合、特約死亡保険金または特約高度障害保険金の金額を削減して支払うときは、その削減の割合に応じて特約基準給付金月額を改めます。

(3) 次のいずれかの免責事由に該当したことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、当会社は、この特約の責任準備金を保険契約者に支払います。

① この特約の責任開始日からその日を含めて３年以内に被保険者が自殺したとき。

② 特約死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させたとき。

③ 戦争その他の変乱によって被保険者が死亡したとき。

(4) 保険契約者が故意に被保険者を死亡させたことによって、特約死亡保険金が支払われないときは、本条（1）および（3）の規定にかかわらず、当会社は責任準備金その他の返戻金を支払いません。

第５条（特約保険金の月払給付）

(1) 支払事由の生じた特約保険金の受取人（以下本条において「特約保険金受取人」といいます。）が、その特約保険金の支払事由が生じた時以後、特約保険金の一時支払またはすえ置支払を選択する旨の申出を行わない場合には、特約保険金の月払給付を行います。この場合、特約保険金の支払事由が生じた時以後であってもこの特約は消滅せず、次の①および②のとおり取り扱います。

① その特約保険金の支払事由が生じた時以後、主契約の全部についての消滅事由が生じた場合であっても、主約款の規定にかかわらず、主契約は消滅しないものとします。

② 前①の場合、前①に定める主契約の全部についての消滅事由が生じた時（以下本条において「主契約消滅事由発生時」といいます。）に主契約が消滅するものとみなして主約款および主契約に付加されているその他の特約の特約条項を適用します。ただし、主約款に定める次の規定は、主契約消滅事由発生時以後も、なおその効力を有します。

ア．詐欺による取消に関する規定

イ．告知義務および告知義務違反に関する規定

ウ．重大事由による解除に関する規定

エ．管轄裁判所に関する規定

オ．時効に関する規定

(2) 月払給付される特約保険金（以下「給付金」といいます。）の支払方法は、次のとおりとします。

① 給付金は、特約保険金の支払事由が生じた日以後最初に到来する主契約の月単位の契約応当日の前日を第１回の給付金の支払日とし、以後この特約の家計保障期間満了日（注１）まで、毎月の主契約の契約応当日の前日に特約

保険金受取人に支払います。

② 前①の規定により支払う給付金の月額（以下「給付金月額」といいます。）は、特約基準給付金月額を基準として、契約の型に応じて次の算式により得られる金額とします。この場合、給付金月額に10円未満の端数が生じたときは、１円の位を切り上げて10円単位とします。

ア．契約の型が定額型の場合
　特約基準給付金月額

イ．契約の型が逓増型の場合
　特約基準給付金月額×当会社が定める方法により算出した係数

③ 前②の規定にかかわらず、第３条（特約保険金の支払に関する補則）の規定により、特約保険金から主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付の元利金が差し引かれたときは、それらの元利金を差し引いた後の金額がその特約保険金の支払事由が生じた時の特約保険金額となるように特約基準給付金月額を改め、前②の規定を適用します。ただし、給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、特約保険金の月払給付を取り扱いません。

④ 特約保険金の月払給付を行う場合において、既に支払日が到来している給付金があるときは、その給付金は、特約保険金受取人に一時に支払います。

⑤ 特約保険金の月払給付を行う場合において、その特約保険金の支払事由が生じた日から、最終回の給付金の支払日までの期間（以下本条において「給付金支払期間」といいます。）中に、特約保険金受取人が死亡したときは、特約保険金受取人は死亡した特約保険金受取人の法定相続人に変更されたものとします。この場合、法定相続人が２人以上であるときは、その受取割合はそれぞれの法定相続分に応じた割合とします。

（3）本条（1）の規定にかかわらず、本条（2）②に定める給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、特約保険金の月払給付を取り扱わず、特約保険金を一時に支払います。また、給付金の未支払分の現価の一部が一時に支払われる場合で、残存する給付金月額が当会社の定める金額に満たない場合は、残存する給付金についても月払給付を行わず、残存する給付金の未支払分の現価を一時に支払います。

（4）特約保険金の月払給付を行う場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① その特約保険金の支払事由が生じた日後に到来する主約款の保険料払込みに関する規定に定める保険料期間に対するこの特約の保険料の払込みを必要としません。

② その特約保険金の支払事由が生じた時以後、契約内容の変更、特約の解約、特約死亡保険金受取人の変更および保険契約者の変更に関する規定を適用しません。

③ その特約保険金の支払事由が生じた時に、この特約上の一切の権利義務が特約保険金受取人に承継されます。

（5）特約高度障害保険金の月払給付を行う場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 被保険者がその高度障害状態（別表２）に該当した時から、特約死亡保険金を請求する権利は消滅したものとします。

② 被保険者が高度障害状態（別表２）に複数該当することとなる場合でも、当会社は、特約高度障害保険金を重複しては支払いません。

（6）特約保険金受取人は、給付金支払期間中、将来の給付金の支払にかえて、給付金の未支払分の現価（注２）の一時支払を請求することができます。この場合、次の①および②のとおり取り扱います。

① 特約保険金受取人は当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

② 当会社が、給付金の未支払分の現価を一時に支払った場合には、この特約（注３）は消滅します。

（注１）第１回の給付金の支払日からこの特約の家計保障期間満了日までの期間が最低支払保証期間に満たない場合には、第１回の給付金の支払日から最低支払保証期間を経過する日とします。

（注２）特約保険金受取人が２人以上であるときは、特約保険金の支払事由が生じた時（本条（2）⑤の規定により、特約保険金受取人が変更された場合はその変更時とします。）に定められていたその特約保険金受取人の受取割合に対応する給付金の未支払分の現価とします。

（注３）特約保険金受取人が２人以上であるときは、一時支払の請求を受けた部分とします。

第６条（特約保険金すえ置支払の選択）

保険契約者（注）は、特約保険金の一時支払または月払給付にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内ですえ置支払を選択することができます。

（注）特約保険金の支払事由発生後は特約保険金の受取人とします。

第７条（特約保険金の請求、支払時期および支払場所）

（1）特約保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその特約保険金の受取人はすみやかに当会社に通知してください。

（2）特約保険金の支払事由が生じたときは、その特約保険金の受取人は、当会社所定の書類（別表１）を提出して、その特約保険金を請求してください。この場合、特約保険金の一時支払またはすえ置支払の選択を行うときは、併せて申出を行ってください。

（3）特約保険金の月払給付を行う場合、第２回以後の給付金の支払日が到来したときは、その受取人は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

（4）当会社は、特約保険金の月払給付を行うときは、支払うべき給付金について月払給付証書を作成して、その受取人に交付します。

（5）主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による保険金の支払の場合に準用します。

第 8 条（特約保険料の払込免除）

（1）主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。

（2）本条（1）のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

① 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。

（3）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、本条（1）、（2）の規定は適用しません。

第 9 条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第10条（特約の責任開始期）

（1）当会社は、下表の「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

（2）この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第11条（特約の保険期間および保険料払込期間）

この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めてください。

第12条（特約保険料の払込み）

（1）この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。

（2）本条（1）で払い込むべき保険料は、保険料の払込方法（回数）に応じ、それぞれの主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日（注１）から翌契約応当日の前日までの期間に対応する保険料とします。

（3）この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときの未経過部分のこの特約の未経過部分の保険料（以下「未経過保険料」といいます。）の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。

（4）本条（1）の保険料が契約応当日（注１）の前日までに払い込まれ、かつ、その日までにこの特約が消滅したとき、または保険料の払込みを必要としなくなったときには、当会社は、その払い込まれた保険料を保険契約者（注２）に払い戻します。

（5）本条（1）に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、契約応当日（注１）以後その日の属する月の末日までに特約保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。ただし、特約保険金の月払給付を行う場合は、当会社は、未払込保険料を第１回の給付金から差し引きます。この場合、差し引いた金額が未払込保険料に満たないときは、差し引いた金額の累計が未払込保険料に達するまで、順次その次の回の給付金から差し引きます。

（6）本条（1）の保険料が払い込まれないまま、契約応当日（注１）以後その日の属する月の末日までに保険料払込みの免除事由が生じたときには、保険契約者は、未払込保険料を払い込んでください。

（7）本条（6）の場合、未払込保険料の払込みについては主約款に定める保険料払込みの猶予期間の規定を準用します。

（8）主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

（9）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。

（10）本条（9）の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。

（11）本条（9）に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（12）この特約の保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）は、主契約の保険料の払込方法（回数）および払込方法（経路）と同一とし、主契約の保険料の払込方法（回数）または払込方法（経路）が変更された場合は、この特約の保険料の払込方法（回数）または払込方法（経路）も同時に変更されるものとします。

（13）主契約の保険料を前納（一括払を含みます。）するときは、この特約の保険料についても同時に前納（主契約の保険料を一括払するときは、一括払）することを必要とします。

（14）本条（1）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。

（15）本条（13）または（14）の場合には、主約款に定める保険料の前納または一括払の規定を準用します。

（注１）月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。

（注２）特約保険金を支払うときは特約保険金の受取人とします。

第13条（猶予期間）

（1）この特約の保険料の猶予期間については、主約款の保険料の猶予期間に関する規定を準用します。

（2）保険料払込みの猶予期間中に、特約保険金の支払事由が発生した場合には、当会社は、特約保険金から未払込保険料を差し引きます。ただし、特約保険金の月払給付を行う場合は、当会社は、未払込保険料を第１回の給付金から差し引きます。この場合、差し引いた金額が未払込保険料に満たないときは、差し引いた金額の累計が未払込保険料に達するまで、順次その次の回の給付金から差し引きます。

（3）猶予期間中に保険料払込みの免除事由が生じたときは、保険契約者はその猶予期間満了の日までに未払込保険料を払い込んでください。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、免除事由の発生により免除すべき保険料の払込みを免除しません。

第14条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第15条（特約の復活）

（1）主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

（2）当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第16条（詐欺による取消および不法取得目的による無効ならびに告知義務および告知義務違反による解除）

この特約の締結、復活または復旧に際しては主約款の以下①～③の規定を準用します。

① 詐欺による取消に関する規定

② 不法取得目的による無効に関する規定

③ 告知義務および告知義務違反による解除に関する規定

第17条（重大事由による解除）

（1）当会社は、次の①～⑥のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向ってこの特約を解除することができます。

① 保険契約者または特約死亡保険金受取人が、特約死亡保険金（注）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

② 保険契約者または被保険者が、この特約の特約高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

④ この特約の特約保険金の請求に関し、特約保険金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

⑤ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる特約死亡保険金（注）の保険金額の合計が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑥ 次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～⑤に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

ア．主契約が重大事由によって解除されたとき。

イ．保険契約者、被保険者または特約保険金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

（2）当会社は、特約保険金の支払事由または特約保険料払込みの免除事由が生じた後でも、本条（1）の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑥に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による特約保険金および特約保険料の払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。

① 特約保険金は支払いません。また、既に特約保険金を支払っていたときは、特約保険金の返還を請求します。

② 特約保険料の払込みは免除しません。また、既に特約保険料の払込みを免除していたときは、その特約保険料の払込みはなかったものとします。

（3）本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または特約保険金の受取人に通知します。

（4）本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金と同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（注）本条（1）①および⑤においては、保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の死亡保険金を含みます。

第18条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向ってこの特約を解約し、解約返戻金を請求することができます。

第19条（特約の返戻金）

（1）この特約の解約返戻金は、当会社の定める計算方法に従い計算します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または主契約について契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

（2）この特約が次条①の規定により消滅したとき（注）は、本条（1）と同様に取り扱います。

（3）この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。

（4）保険契約者は、解約返戻金を請求するときは当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（5）解約返戻金は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌営業日からその日を含めて５営業日以内に当会社の本店で支払います。

（注）第３条（特約保険金の支払に関する補則）（5）および第４条（特約保険金支払の免責事由に該当した場合の取扱い）（3）の場合は除きます。

第20条（特約の消滅とみなす場合）

次の①または②の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
① 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。ただし、特約保険金の月払給付を行う場合を除きます。
② 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

第21条（特約基準給付金月額の減額）

（1）保険契約者は、当会社の定める単位にて、特約基準給付金月額を減額することができます。ただし、減額後の特約基準給付金月額は、当会社の定める金額以上であることを必要とします。
（2）特約基準給付金月額の減額を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。
（3）特約基準給付金月額を減額したときは、減額分は解約したものとして取り扱います。
（4）特約基準給付金月額を減額した場合に、主約款の規定による保険料の振替貸付または主契約について契約者貸付があるときは、この場合の返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

第22条（特約の復旧）

（1）延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第20条（特約の消滅とみなす場合）②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
（2）当会社が本条（1）の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第23条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

（1）主契約の保険金額を減額した場合でも、この特約はそのまま有効に継続します。
（2）主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了する日を超えることとなるときは、主契約の保険期間の終期に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約が当会社の取扱範囲外となるときは、この特約は解約されたものとします。
（3）主契約の保険料払込期間を変更した場合で、次のいずれかに該当するときは、この特約の保険料払込期間の満了日が変更後の主契約の保険料払込期間の満了日（注１）と同一となるように、この特約の保険料払込期間を変更します。ただし、変更後のこの特約が当会社の取扱範囲外となるときは、この特約は解約されたものとします。
① 変更前の主契約の保険料払込期間の満了日がこの特約の保険料払込期間の満了日と同一であるとき。
② 変更前の主契約の保険料払込期間の満了日がこの特約の保険料払込期間の満了日後の場合で、変更後の主契約の保険料払込期間の満了日がこの特約の保険料払込期間の満了日前となるとき。
（4）本条（2）または（3）の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金（注２）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または主契約について契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
（5）主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

（注１）この特約の保険期間の満了日を超えるときは、この特約の保険期間の満了日とします。
（注２）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第25条（主契約について保険料の振替貸付または契約者貸付の規定を適用する場合の取扱い）

（1）主契約について主約款の保険料の振替貸付の規定（注１）を適用する場合、貸付限度額の計算にあたっては、この特約の解約返戻金（注２）を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
（2）本条（1）の場合、保険料の振替貸付の規定（注１）の適用は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除くこの特約の保険料との合計額について行うものとします。
（3）主契約について主約款の契約者貸付の規定を適用する場合、貸付限度額の計算にあたっては、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えません。

（注１）保険料の振替貸付の取消の規定を含みます。
（注２）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第26条（主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合の取扱い）

主約款の規定により主契約を延長定期保険または払済保険に変更する場合には、この特約の解約返戻金（注）を、主契約の解約返戻金に加え、主契約を延長定期保険または払済保険に変更した日のこの特約の特約保険金額の80％を、主契約の保険金額に加えて取り扱います。

（注）第12条（特約保険料の払込み）（3）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、第12条（特約保

険料の払込み）（3）の規定にかかわらず、当会社は未経過保険料を支払わず、その金額を加えて取り扱います。

第27条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第28条（契約内容の登録）

（1）当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。

① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

② 責任開始期の特約死亡保険金の金額

③ 契約日（注１）

④ 当会社名

（2）本条（1）の登録の期間は、契約日（注１）から５年以内とします。

（3）協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、保険契約（注２）の申込（注３）を受けた場合、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

（4）各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に保険契約（注２）の申込（注３）があった場合、本条（3）によって連絡された内容を保険契約（注２）の承諾（注４）の判断の参考とすることができるものとします。

（5）各生命保険会社等は、契約日（注５）から５年以内に保険契約（注２）について死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

（6）各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注４）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

（7）協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

（8）保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

（9）この特約を主契約の契約日後付加した場合は、主契約、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の契約内容の登録については、主約款、特約死亡保険金のある特約または災害死亡保険金のある特約の規定にかかわらず、この特約の付加の日から５年間を登録の期間とします。

（10）本条（3）～（5）および（注２）～（注５）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

（注１）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には最後の復活または復旧の日とします。また、主契約の契約日以後にこの特約を付加した場合は、この特約の付加の日とします。

（注２）死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。

（注３）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。

（注４）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。

（注５）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取り扱いが行われた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行われた場合には最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第29条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第30条（５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①または②のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加したときは、次のとおりとします。

ア．主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものとして取り扱います。

イ．主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分（残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。以下同じ。）が解約その他の事由によって消滅したときは、第20条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。ただし、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分が死亡保険金または高度障害保険金の支払により消滅した場合で、特約保険金の月払給付を行うときを除きます。

ウ．主契約の一部について年金支払に移行した場合、「主契約の保険金額」とあるのを「年金支払に移行しない終身保険部分の保険金額（主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合には、年金支払に移行しない総合終身保険部分の基本保険金額）」と読み替えて第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）の規定を適用します。

② この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前①中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前①ア．～ウ．までの規定を適用します。

（2）本条（1）のほか、この特約を5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合で、この特約の保険期間中に、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、この特約の保険期間は保険料の払込完了日の前日までとします。この場合、この特約は保険料の払込完了日の前日に消滅したものとして取り扱います。

（3）本条（1）および（2）のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① 第8条（特約保険料の払込免除）の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用します。

② 第24条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額した場合」とあるのは「主契約の保険金額等を減額した場合」と読み替えます。

③ 5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、次のとおりとします。

ア．第2条（特約保険金の支払）①（※1）に「主契約の死亡保険金受取人」とあるのは「5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の死亡保険金受取人」と、また②表中受取人欄に「主契約の高度障害保険金受取人」とあるのは「5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の高度障害保険金の受取人」と読み替えます。

イ．5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約のうち終身保障移行部分の解約返戻金に加えません。

ウ．5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付がある場合には、主約款の規定による契約者貸付がある場合の規定を準用します。

第31条（債権者等からの解約通知による解約の効力が生じる前に特約保険金の支払事由が生じた場合の取扱い）

（1）債権者等（注1）による保険契約の解約の通知が当会社に到達し、かつ、主約款または主契約に付加された特約の特約条項（以下、本条において「主約款等」といいます。）の規定により解約の効力が生じるまでまたは主約款等の規定により効力が生じなくなるまでに、この特約の特約保険金の支払事由が生じた場合で、特約保険金の一時支払を選択する旨の申出がなかったときは、主約款等の規定によるほか、次のとおり取り扱います。

① 主契約またはこれに付加されている特約（この特約を除きます。以下本（1）において同じ。）により支払うべき保険金等（注2）がある場合には、その支払うべき金額から主約款等に規定する債権者等（注1）に支払うべき金額を差し引きます。

② 前①の場合で、主約款等に規定する債権者等（注1）に支払うべき金額のうち差し引けない残額があるときは、この特約の特約保険金は月払給付とし、第1回の給付金として支払うべき金額からその残額を差し引きます。

③ 主契約またはこれに付加されている特約により支払うべき保険金等（注2）がない場合には、この特約の特約保険金は月払給付とし、第1回の給付金として支払うべき金額から主約款等に規定する債権者等（注1）に支払うべき金額を差し引きます。

④ 前②または③の場合、主約款等に規定する債権者等（注1）に支払うべき金額のうち差し引けない残額があるときまたは第1回の給付金の支払日が主約款に規定する解約の効力が生じる日の翌日以後となるときは、前②または③の規定にかかわらず、特約保険金の月払給付を取り扱わず、特約保険金の一時支払を行います。

（2）本条（1）の規定は、保険法施行日（平成22年4月1日）以後の債権者等（注1）による解約の通知に対し効力を生じます。

（注1）保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者をいいます。

（注2）名称がいかなる場合であっても、この特約が付加された保険契約において、被保険者の死亡、傷害または疾病に関し、一定の事由が生じたことを条件として保険給付することを定めた金銭をいいます。

別表１　請求書類

（1）特約保険金の請求書類

	項目	提出書類
1	・特約保険金の一時支払 ・特約保険金の月払給付 （第１回の給付金） ・特約保険金のすえ置支払	ア．特約死亡保険金 （1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。） （3）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）特約死亡保険金受取人の戸籍謄（抄）本 （5）特約死亡保険金受取人の印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券 イ．特約高度障害保険金 （1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）特約高度障害保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （5）最終の保険料払込みを証する書類 （6）保険証券
2	特約保険金の月払給付 （第２回以後の給付金または給付金の未支払分の現価の一時支払）	（1）当会社所定の請求書 （2）特約保険金の受取人の戸籍謄（抄）本 （3）特約保険金の受取人の印鑑証明書 （4）月払給付証書
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

（2）その他の請求書類

	項目	提出書類
1	解約返戻金	（1）当会社所定の解約返戻金請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）最終の保険料払込みを証する書類 （4）保険証券
2	契約内容の変更 ・特約基準給付金月額の減額	（1）当会社所定の保険契約内容変更請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）最終の保険料払込みを証する書類 （4）保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。また１の請求については当会社の指定した医師に被保険者の診断を行わせることがあります。		

別表２　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

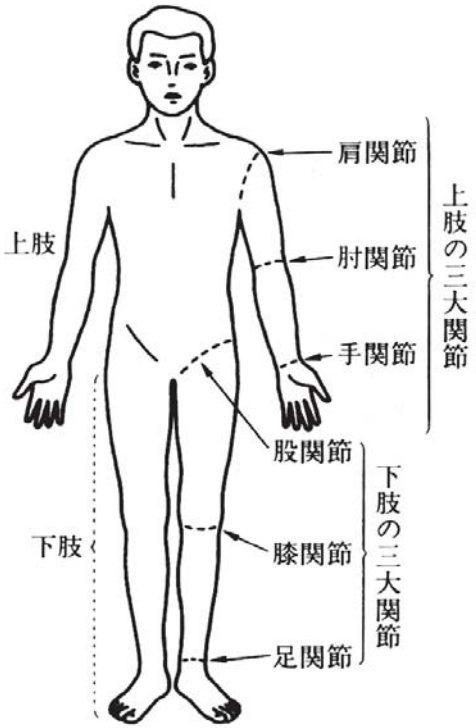

〈参考〉特約保険金額・給付金月額計算方法

1．特約保険金額（1,000円未満の端数については、100円の位を切り上げて1,000円単位）
（1）契約の型が定額型の場合
特約基準給付金月額×係数１
（2）契約の型が逓増型の場合
特約基準給付金月額×（係数１×係数２＋係数３＋係数４）

2．給付金月額（10円未満の端数については、１円の位を切り上げて10円単位）
（1）契約の型が定額型の場合
特約基準給付金月額
（2）契約の型が逓増型の場合
特約基準給付金月額×係数２

係数１
（1）保険料の払込方法（回数）が年払・半年払・月払の場合
残存期間を年数と月数（０か月から11か月まで）に分け、その年数と月数に応じた係数とします。

	月数					
年数	0	1	2	3	4	5
0		1.0085	2.0156	3.0213	4.0254	5.0282
1	12.0068	12.9980	13.9877	14.9761	15.9630	16.9485
2	23.8071	24.7812	25.7540	26.7253	27.6952	28.6638
3	35.4044	36.3618	37.3178	38.2724	39.2257	40.1776
4	46.8023	47.7432	48.6828	49.6210	50.5578	51.4933
5	58.0041	58.9289	59.8523	60.7743	61.6951	62.6145
6	69.0133	69.9221	70.8296	71.7359	72.6408	73.5444
7	79.8331	80.7263	81.6182	82.5089	83.3982	84.2863
8	90.4669	91.3447	92.2213	93.0966	93.9706	94.8434
9	100.9177	101.7804	102.6419	103.5022	104.3612	105.2190
10	111.1888	112.0367	112.8834	113.7289	114.5731	115.4161
11	121.2833	122.1166	122.9487	123.7796	124.6093	125.4379
12	131.2041	132.0231	132.8409	133.6575	134.4730	135.2872
13	140.9543	141.7592	142.5630	143.3655	144.1670	144.9672
14	150.5368	151.3279	152.1178	152.9066	153.6942	154.4807
15	159.9545	160.7320	161.5083	162.2835	163.0576	163.8306
16	169.2102	169.9743	170.7373	171.4992	172.2600	173.0197
17	178.3068	179.0577	179.8076	180.5564	181.3041	182.0507
18	187.2469	187.9849	188.7219	189.4578	190.1926	190.9264
19	196.0332	196.7585	197.4828	198.2061	198.9283	199.6494
20	204.6684	205.3813	206.0931	206.8039	207.5137	208.2224
21	213.1551	213.8557	214.5553	215.2539	215.9514	216.6480
22	221.4958	222.1844	222.8719	223.5585	224.2441	224.9287
23	229.6931	230.3698	231.0456	231.7203	232.3941	233.0669
24	237.7494	238.4145	239.0786	239.7417	240.4039	241.0652
25	245.6671	246.3208	246.9735	247.6252	248.2760	248.9259
26	253.4487	254.0911	254.7325	255.3731	256.0127	256.6514
27	261.0964	261.7278	262.3582	262.9877	263.6163	264.2440
28	268.6126	269.2331	269.8527	270.4714	271.0892	271.7061
29	275.9995	276.6093	277.2183	277.8263	278.4335	279.0398
30	283.2594	283.8587	284.4572	285.0548	285.6515	286.2474
31	290.3944	290.9834	291.5716	292.1589	292.7454	293.3310
32	297.4067	297.9856	298.5636	299.1408	299.7172	300.2928
33	304.2984	304.8673	305.4354	306.0027	306.5692	307.1348
34	311.0715	311.6307	312.1890	312.7465	313.3033	313.8592
35	317.7282	318.2777	318.8265	319.3744	319.9215	320.4679
36	324.2704	324.8104	325.3497	325.8883	326.4260	326.9630
37	330.7000	331.2308	331.7608	332.2901	332.8186	333.3463
38	337.0191	337.5408	338.0617	338.5818	339.1012	339.6199
39	343.2295	343.7422	344.2541	344.7653	345.2758	345.7855
40	349.3331	349.8369	350.3401	350.8425	351.3442	351.8451

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
0	6.0294	7.0293	8.0276	9.0246	10.0201	11.0142
1	17.9325	18.9152	19.8964	20.8762	21.8545	22.8315
2	29.6309	30.5966	31.5610	32.5239	33.4855	34.4456
3	41.1281	42.0772	43.0249	43.9713	44.9163	45.8600
4	52.4275	53.3603	54.2917	55.2218	56.1506	57.0780
5	63.5326	64.4493	65.3648	66.2789	67.1917	68.1031
6	74.4467	75.3477	76.2473	77.1457	78.0428	78.9386
7	85.1730	86.0585	86.9427	87.8257	88.7073	89.5877
8	95.7149	96.5852	97.4542	98.3220	99.1885	100.0537
9	106.0755	106.9308	107.7849	108.6377	109.4893	110.3397
10	116.2579	117.0985	117.9379	118.7760	119.6130	120.4487
11	126.2652	127.0913	127.9163	128.7400	129.5625	130.3839
12	136.1003	136.9123	137.7230	138.5326	139.3410	140.1482
13	145.7663	146.5643	147.3611	148.1567	148.9512	149.7446
14	155.2661	156.0503	156.8334	157.6154	158.3962	159.1759
15	164.6025	165.3732	166.1428	166.9113	167.6788	168.4451
16	173.7782	174.5357	175.2921	176.0474	176.8016	177.5548
17	182.7962	183.5407	184.2841	185.0264	185.7676	186.5078
18	191.6591	192.3907	193.1213	193.8509	194.5794	195.3068
19	200.3695	201.0886	201.8066	202.5236	203.2396	203.9545
20	208.9302	209.6369	210.3425	211.0472	211.7509	212.4535
21	217.3436	218.0381	218.7317	219.4242	220.1157	220.8063
22	225.6122	226.2949	226.9765	227.6571	228.3368	229.0154
23	233.7387	234.4096	235.0795	235.7484	236.4164	237.0834
24	241.7254	242.3848	243.0431	243.7006	244.3570	245.0126
25	249.5748	250.2228	250.8698	251.5159	252.1611	252.8054
26	257.2891	257.9260	258.5619	259.1969	259.8310	260.4642
27	264.8708	265.4967	266.1217	266.7458	267.3689	267.9912
28	272.3221	272.9372	273.5514	274.1648	274.7772	275.3888
29	279.6452	280.2497	280.8534	281.4562	282.0581	282.6592
30	286.8424	287.4365	288.0298	288.6222	289.2138	289.8045
31	293.9157	294.4997	295.0828	295.6650	296.2464	296.8270
32	300.8675	301.4414	302.0144	302.5866	303.1580	303.7286
33	307.6996	308.2637	308.8269	309.3892	309.9508	310.5116
34	314.4143	314.9686	315.5221	316.0748	316.6268	317.1779
35	321.0135	321.5582	322.1022	322.6455	323.1879	323.7295
36	327.4991	328.0346	328.5692	329.1031	329.6361	330.1685
37	333.8733	334.3995	334.9249	335.4496	335.9735	336.4967
38	340.1378	340.6549	341.1713	341.6870	342.2019	342.7161
39	346.2945	346.8028	347.3103	347.8171	348.3231	348.8285
40	352.3454	352.8449	353.3437	353.8418	354.3391	354.8358

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
41	355.3317	355.8269	356.3214	356.8151	357.3082	357.8005
42	361.2271	361.7138	362.1998	362.6851	363.1696	363.6535
43	367.0211	367.4995	367.9771	368.4540	368.9303	369.4058
44	372.7155	373.1856	373.6550	374.1238	374.5918	375.0592
45	378.3120	378.7740	379.2353	379.6960	380.1560	380.6153
46	383.8122	384.2662	384.7196	385.1724	385.6245	386.0759
47	389.2178	389.6640	390.1096	390.5546	390.9989	391.4426
48	394.5304	394.9690	395.4069	395.8442	396.2809	396.7169
49	399.7517	400.1827	400.6131	401.0429	401.4720	401.9006
50	404.8831	405.3067	405.7297	406.1521	406.5739	406.9951
51	409.9263	410.3426	410.7584	411.1735	411.5880	412.0020
52	414.8828	415.2919	415.7005	416.1085	416.5159	416.9227
53	419.7540	420.1561	420.5577	420.9586	421.3590	421.7588
54	424.5414	424.9366	425.3313	425.7253	426.1189	426.5118
55	429.2465	429.6349	430.0228	430.4101	430.7968	431.1830
56	433.8707	434.2524	434.6336	435.0142	435.3943	435.7739
57	438.4153	438.7905	439.1651	439.5392	439.9128	440.2858
58	442.8818	443.2505	443.6187	443.9864	444.3535	444.7201
59	447.2715	447.6338	447.9957	448.3570	448.7178	449.0781
60	451.5856	451.9418	452.2974	452.6525	453.0071	453.3612
61	455.8256	456.1756	456.5251	456.8741	457.2226	457.5706
62	459.9926	460.3366	460.6801	461.0231	461.3656	461.7077
63	464.0880	464.4261	464.7637	465.1008	465.4374	465.7735
64	468.1129	468.4452	468.7770	469.1083	469.4391	469.7695
65	472.0686	472.3952	472.7213	473.0469	473.3720	473.6967
66	475.9563	476.2772	476.5977	476.9177	477.2373	477.5564
67	479.7771	480.0925	480.4075	480.7220	481.0360	481.3496
68	483.5322	483.8422	484.1517	484.4608	484.7695	485.0777
69	487.2227	487.5274	487.8316	488.1354	488.4387	488.7416
70	490.8497					

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
41	358.2922	358.7831	359.2733	359.7628	360.2516	360.7397
42	364.1367	364.6192	365.1010	365.5820	366.0624	366.5421
43	369.8807	370.3549	370.8284	371.3012	371.7733	372.2448
44	375.5259	375.9919	376.4573	376.9220	377.3860	377.8493
45	381.0740	381.5320	381.9894	382.4461	382.9021	383.3575
46	386.5267	386.9768	387.4263	387.8752	388.3233	388.7709
47	391.8856	392.3280	392.7698	393.2109	393.6513	394.0912
48	397.1523	397.5871	398.0213	398.4548	398.8877	399.3200
49	402.3285	402.7558	403.1825	403.6086	404.0340	404.4589
50	407.4156	407.8356	408.2550	408.6737	409.0918	409.5094
51	412.4153	412.8280	413.2402	413.6517	414.0626	414.4730
52	417.3289	417.7346	418.1396	418.5441	418.9480	419.3513
53	422.1581	422.5567	422.9548	423.3523	423.7493	424.1456
54	426.9042	427.2960	427.6872	428.0779	428.4680	428.8575
55	431.5686	431.9537	432.3382	432.7221	433.1055	433.4884
56	436.1529	436.5313	436.9092	437.2865	437.6633	438.0396
57	440.6582	441.0302	441.4016	441.7724	442.1428	442.5125
58	445.0861	445.4517	445.8167	446.1812	446.5451	446.9085
59	449.4379	449.7971	450.1559	450.5141	450.8718	451.2289
60	453.7148	454.0679	454.4204	454.7725	455.1240	455.4750
61	457.9181	458.2651	458.6116	458.9576	459.3031	459.6481
62	462.0492	462.3902	462.7307	463.0708	463.4103	463.7494
63	466.1092	466.4443	466.7790	467.1132	467.4469	467.7802
64	470.0993	470.4287	470.7577	471.0861	471.4141	471.7416
65	474.0209	474.3446	474.6679	474.9907	475.3130	475.6349
66	477.8750	478.1931	478.5109	478.8281	479.1449	479.4612
67	481.6628	481.9755	482.2877	482.5995	482.9109	483.2217
68	485.3855	485.6928	485.9996	486.3061	486.6121	486.9176
69	489.0441	489.3461	489.6477	489.9489	490.2496	490.5499

（2）保険料の払込方法（回数）が一時払の場合
残存期間を年数と月数（0か月から11か月まで）に分け、その年数と月数に応じた係数とします。

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
0		1.0087	2.0162	3.0225	4.0275	5.0312
1	12.0228	13.0166	14.0092	15.0006	15.9907	16.9797
2	23.8678	24.8470	25.8249	26.8017	27.7772	28.7515
3	35.5379	36.5026	37.4660	38.4283	39.3894	40.3493
4	47.0354	47.9859	48.9351	49.8832	50.8301	51.7758
5	58.3631	59.2995	60.2347	61.1688	62.1017	63.0334
6	69.5234	70.4459	71.3673	72.2875	73.2067	74.1246
7	80.5187	81.4276	82.3354	83.2420	84.1475	85.0520
8	91.3515	92.2470	93.1413	94.0346	94.9267	95.8178
9	102.0242	102.9065	103.7876	104.6677	105.5467	106.4245
10	112.5392	113.4085	114.2766	115.1436	116.0096	116.8745
11	122.8989	123.7552	124.6105	125.4648	126.3179	127.1701
12	133.1054	133.9491	134.7917	135.6334	136.4739	137.3135
13	143.1611	143.9923	144.8225	145.6517	146.4798	147.3070
14	153.0682	153.8871	154.7050	155.5220	156.3379	157.1528
15	162.8288	163.6357	164.4415	165.2464	166.0502	166.8531
16	172.4452	173.2402	174.0341	174.8271	175.6190	176.4100
17	181.9196	182.7027	183.4849	184.2662	185.0464	185.8257
18	191.2538	192.0254	192.7961	193.5658	194.3345	195.1023
19	200.4502	201.2104	201.9696	202.7280	203.4853	204.2418
20	209.5106	210.2596	211.0076	211.7547	212.5009	213.2462
21	218.4372	219.1751	219.9121	220.6481	221.3833	222.1175
22	227.2318	227.9588	228.6849	229.4101	230.1344	230.8578
23	235.8965	236.6127	237.3281	238.0425	238.7561	239.4688
24	244.4331	245.1387	245.8435	246.5474	247.2505	247.9526
25	252.8435	253.5387	254.2331	254.9266	255.6193	256.3111
26	261.1297	261.8146	262.4987	263.1820	263.8644	264.5460
27	269.2934	269.9682	270.6422	271.3154	271.9877	272.6592
28	277.3364	278.0013	278.6653	279.3285	279.9909	280.6525
29	285.2606	285.9157	286.5699	287.2233	287.8759	288.5277
30	293.0677	293.7131	294.3576	295.0014	295.6443	296.2865
31	300.7594	301.3952	302.0303	302.6645	303.2980	303.9306
32	308.3374	308.9639	309.5895	310.2144	310.8385	311.4618
33	315.8035	316.4207	317.0371	317.6527	318.2676	318.8817
34	323.1592	323.7673	324.3745	324.9811	325.5869	326.1919
35	330.4062	331.0053	331.6036	332.2012	332.7980	333.3941
36	337.5461	338.1363	338.7258	339.3146	339.9026	340.4899
37	344.5805	345.1620	345.7428	346.3228	346.9021	347.4807
38	351.5110	352.0838	352.6560	353.2275	353.7983	354.3683
39	358.3390	358.9034	359.4671	360.0301	360.5925	361.1541
40	365.0661	365.6222	366.1776	366.7323	367.2863	367.8396
41	371.6938	372.2416	372.7888	373.3353	373.8812	374.4263
42	378.2235	378.7633	379.3024	379.8408	380.3786	380.9157
43	384.6568	385.1886	385.7197	386.2502	386.7800	387.3092
44	390.9949	391.5189	392.0422	392.5648	393.0868	393.6081
45	397.2395	397.7556	398.2712	398.7861	399.3004	399.8140
46	403.3917	403.9002	404.4082	404.9155	405.4222	405.9282
47	409.4530	409.9540	410.4545	410.9543	411.4535	411.9520
48	415.4247	415.9184	416.4114	416.9038	417.3956	417.8868
49	421.3082	421.7945	422.2803	422.7654	423.2500	423.7339
50	427.1047	427.5839	428.0625	428.5404	429.0178	429.4946
51	432.8156	433.2877	433.7592	434.2301	434.7004	435.1701
52	438.4421	438.9072	439.3717	439.8356	440.2990	440.7618
53	443.9854	444.4436	444.9013	445.3584	445.8149	446.2709

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
0	6.0338	7.0350	8.0350	9.0338	10.0314	11.0277
1	17.9673	18.9538	19.9391	20.9231	21.9059	22.8875
2	29.7246	30.6965	31.6672	32.6366	33.6049	34.5720
3	41.3081	42.2656	43.2219	44.1771	45.1311	46.0838
4	52.7204	53.6637	54.6059	55.5470	56.4868	57.4256
5	63.9640	64.8934	65.8217	66.7488	67.6748	68.5997
6	75.0415	75.9572	76.8717	77.7852	78.6975	79.6086
7	85.9552	86.8574	87.7585	88.6584	89.5572	90.4549
8	96.7077	97.5966	98.4843	99.3709	100.2565	101.1409
9	107.3013	108.1770	109.0516	109.9252	110.7976	111.6690
10	117.7383	118.6011	119.4628	120.3234	121.1830	122.0414
11	128.0211	128.8711	129.7201	130.5680	131.4148	132.2606
12	138.1519	138.9894	139.8258	140.6612	141.4955	142.3288
13	148.1330	148.9581	149.7822	150.6052	151.4272	152.2482
14	157.9667	158.7795	159.5914	160.4023	161.2121	162.0210
15	167.6549	168.4558	169.2557	170.0545	170.8524	171.6493
16	177.2000	177.9891	178.7771	179.5642	180.3503	181.1354
17	186.6041	187.3814	188.1578	188.9333	189.7078	190.4813
18	195.8691	196.6350	197.3999	198.1639	198.9270	199.6890
19	204.9973	205.7518	206.5055	207.2582	208.0099	208.7607
20	213.9905	214.7339	215.4764	216.2180	216.9586	217.6984
21	222.8509	223.5833	224.3148	225.0454	225.7751	226.5039
22	231.5803	232.3019	233.0226	233.7424	234.4613	235.1793
23	240.1806	240.8916	241.6016	242.3108	243.0191	243.7265
24	248.6539	249.3544	250.0539	250.7526	251.4504	252.1474
25	257.0020	257.6921	258.3813	259.0697	259.7572	260.4439
26	265.2267	265.9066	266.5856	267.2638	267.9412	268.6177
27	273.3299	273.9997	274.6687	275.3369	276.0042	276.6707
28	281.3133	281.9732	282.6323	283.2906	283.9481	284.6048
29	289.1787	289.8289	290.4782	291.1268	291.7746	292.4215
30	296.9279	297.5684	298.2082	298.8472	299.4854	300.1228
31	304.5625	305.1936	305.8240	306.4535	307.0823	307.7102
32	312.0844	312.7061	313.3272	313.9474	314.5669	315.1856
33	319.4950	320.1076	320.7195	321.3305	321.9408	322.5504
34	326.7962	327.3997	328.0025	328.6046	329.2059	329.8064
35	333.9895	334.5841	335.1780	335.7711	336.3635	336.9552
36	341.0764	341.6622	342.2473	342.8317	343.4154	343.9983
37	348.0586	348.6358	349.2123	349.7880	350.3630	350.9374
38	354.9377	355.5063	356.0743	356.6415	357.2080	357.7738
39	361.7150	362.2753	362.8348	363.3937	363.9518	364.5093
40	368.3923	368.9442	369.4955	370.0461	370.5960	371.1452
41	374.9708	375.5146	376.0577	376.6002	377.1420	377.6831
42	381.4521	381.9879	382.5230	383.0574	383.5912	384.1243
43	387.8377	388.3655	388.8927	389.4192	389.9451	390.4704
44	394.1288	394.6489	395.1683	395.6870	396.2052	396.7226
45	400.3270	400.8394	401.3511	401.8622	402.3727	402.8825
46	406.4336	406.9384	407.4426	407.9461	408.4490	408.9513
47	412.4500	412.9473	413.4440	413.9401	414.4356	414.9305
48	418.3774	418.8674	419.3568	419.8455	420.3337	420.8212
49	424.2173	424.7000	425.1821	425.6637	426.1446	426.6250
50	429.9708	430.4464	430.9214	431.3958	431.8697	432.3429
51	435.6393	436.1079	436.5759	437.0433	437.5101	437.9764
52	441.2240	441.6857	442.1468	442.6073	443.0672	443.5266
53	446.7262	447.1811	447.6353	448.0890	448.5422	448.9948

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
54	449.4468	449.8982	450.3491	450.7995	451.2493	451.6985
55	454.8275	455.2723	455.7165	456.1602	456.6033	457.0459
56	460.1286	460.5669	461.0045	461.4417	461.8782	462.3143
57	465.3515	465.7832	466.2144	466.6451	467.0752	467.5048
58	470.4971	470.9225	471.3473	471.7716	472.1954	472.6186
59	475.5667	475.9858	476.4043	476.8224	477.2399	477.6569
60	480.5614	480.9743	481.3866	481.7985	482.2098	482.6207
61	485.4823	485.8890	486.2953	486.7011	487.1063	487.5111
62	490.3304	490.7312	491.1314	491.5312	491.9305	492.3293
63	495.1069	495.5017	495.8961	496.2900	496.6833	497.0762
64	499.8128	500.2018	500.5903	500.9784	501.3659	501.7530
65	504.4492	504.8324	505.2152	505.5975	505.9794	506.3607
66	509.0170	509.3946	509.7717	510.1484	510.5246	510.9003
67	513.5174	513.8894	514.2609	514.6320	515.0027	515.3728
68	517.9512	518.3177	518.6838	519.0494	519.4145	519.7792
69	522.3195	522.6806	523.0413	523.4015	523.7612	524.1205
70	526.6233					

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
54	452.1471	452.5953	453.0428	453.4898	453.9362	454.3821
55	457.4879	457.9294	458.3704	458.8107	459.2506	459.6899
56	462.7498	463.1847	463.6192	464.0530	464.4864	464.9192
57	467.9339	468.3624	468.7904	469.2179	469.6448	470.0712
58	473.0414	473.4636	473.8852	474.3064	474.7270	475.1471
59	478.0734	478.4893	478.9048	479.3197	479.7341	480.1480
60	483.0310	483.4408	483.8501	484.2589	484.6672	485.0750
61	487.9154	488.3191	488.7224	489.1251	489.5274	489.9291
62	492.7275	493.1253	493.5226	493.9194	494.3158	494.7116
63	497.4686	497.8605	498.2520	498.6429	499.0334	499.4233
64	502.1396	502.5257	502.9114	503.2966	503.6812	504.0654
65	506.7416	507.1220	507.5020	507.8814	508.2604	508.6390
66	511.2756	511.6504	512.0247	512.3986	512.7720	513.1449
67	515.7425	516.1118	516.4806	516.8489	517.2168	517.5842
68	520.1435	520.5073	520.8706	521.2335	521.5960	521.9580
69	524.4794	524.8378	525.1958	525.5533	525.9104	526.2671

係数 2

経過年数	係数
0 年	1.00
1 年	1.03
2 年	1.06
3 年	1.09
4 年	1.12
5 年	1.15
6 年	1.18
7 年	1.21
8 年	1.24
9 年	1.27
10年	1.30
11年	1.33
12年	1.36
13年	1.39
14年	1.42
15年	1.45
16年	1.48
17年	1.51
18年	1.54
19年	1.57
20年	1.60
21年	1.63
22年	1.66
23年	1.69
24年	1.72
25年	1.75
26年	1.78
27年	1.81
28年	1.84
29年	1.87
30年	1.90
31年	1.93
32年	1.96
33年	1.99
34年	2.02
35年	2.05
36年	2.08
37年	2.11
38年	2.14
39年	2.17
40年	2.20
41年	2.23
42年	2.26
43年	2.29
44年	2.32
45年	2.35
46年	2.38
47年	2.41
48年	2.44
49年	2.47
50年	2.50

経過年数	係数
51年	2.53
52年	2.56
53年	2.59
54年	2.62
55年	2.65
56年	2.68
57年	2.71
58年	2.74
59年	2.77
60年	2.80
61年	2.83
62年	2.86
63年	2.89
64年	2.92
65年	2.95
66年	2.98
67年	3.01
68年	3.04
69年	3.07
70年	3.10
71年	3.13
72年	3.16
73年	3.19
74年	3.22
75年	3.25
76年	3.28
77年	3.31
78年	3.34
79年	3.37

係数 3

（1）保険料の払込方法（回数）が年払・半年払・月払の場合

残存期間を年数と月数（0か月から11か月まで）に分け、その年数と月数に応じた係数とします。

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
0		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
1	0.0000	0.3597	0.3592	0.3586	0.3581	0.3576
2	0.3540	1.0667	1.0651	1.0636	1.0621	1.0605
3	1.0498	2.1089	2.1059	2.1028	2.0998	2.0968
4	2.0757	3.4747	3.4697	3.4647	3.4597	3.4547
5	3.4199	5.1525	5.1451	5.1377	5.1302	5.1228
6	5.0713	7.1313	7.1210	7.1107	7.1005	7.0902
7	7.0188	9.4002	9.3866	9.3731	9.3595	9.3460
8	9.2519	11.9486	11.9314	11.9141	11.8969	11.8797
9	11.7601	14.7663	14.7449	14.7236	14.7024	14.6811
10	14.5333	17.8432	17.8174	17.7916	17.7659	17.7403
11	17.5616	21.1695	21.1389	21.1084	21.0779	21.0474
12	20.8355	24.7359	24.7001	24.6644	24.6288	24.5932
13	24.3456	28.5329	28.4917	28.4506	28.4095	28.3684
14	28.0828	32.5518	32.5048	32.4578	32.4109	32.3641
15	32.0382	36.7836	36.7305	36.6774	36.6244	36.5715
16	36.2033	41.2200	41.1604	41.1009	41.0416	40.9823
17	40.5696	45.8525	45.7863	45.7201	45.6541	45.5881
18	45.1291	50.6732	50.6000	50.5269	50.4539	50.3810
19	49.8737	55.6741	55.5937	55.5134	55.4332	55.3531
20	54.7958	60.8478	60.7599	60.6721	60.5844	60.4969
21	59.8878	66.1867	66.0911	65.9956	65.9002	65.8050
22	65.1424	71.6836	71.5800	71.4766	71.3734	71.2703
23	70.5526	77.3316	77.2198	77.1083	76.9969	76.8856
24	76.1115	83.1237	83.0036	82.8837	82.7640	82.6444
25	81.8123	89.0534	88.9248	88.7963	88.6680	88.5399
26	87.6484	95.1143	94.9769	94.8396	94.7026	94.5658
27	93.6136	101.3000	101.1536	101.0075	100.8616	100.7159
28	99.7018	107.6045	107.4490	107.2938	107.1388	106.9840
29	105.9068	114.0218	113.8571	113.6926	113.5283	113.3643
30	112.2228	120.5462	120.3721	120.1982	120.0245	119.8511
31	118.6444	127.1722	126.9885	126.8050	126.6218	126.4389
32	125.1658	133.8943	133.7008	133.5077	133.3148	133.1222
33	131.7818	140.7072	140.5039	140.3009	140.0982	139.8958
34	138.4872	147.6058	147.3926	147.1796	146.9670	146.7547
35	145.2770	154.5852	154.3619	154.1389	153.9162	153.6939
36	152.1463	161.6406	161.4070	161.1739	160.9410	160.7085
37	159.0903	168.7672	168.5234	168.2799	168.0368	167.7940
38	166.1045	175.9605	175.7063	175.4525	175.1990	174.9459
39	173.1844	183.2162	182.9515	182.6872	182.4233	182.1597
40	180.3255	190.5299	190.2546	189.9798	189.7053	189.4313
41	187.5239	197.8975	197.6116	197.3261	197.0411	196.7564
42	194.7753	205.3150	205.0184	204.7222	204.4265	204.1311
43	202.0757	212.7785	212.4711	212.1642	211.8577	211.5516
44	209.4215	220.2843	219.9660	219.6482	219.3309	219.0141
45	216.8088	227.8286	227.4994	227.1708	226.8426	226.5149
46	224.2341	235.4079	235.0678	234.7282	234.3891	234.0505
47	231.6938	243.0187	242.6677	242.3171	241.9670	241.6174
48	239.1846	250.6579	250.2958	249.9342	249.5731	249.2125
49	246.7032	258.3220	257.9488	257.5762	257.2041	256.8325
50	254.2464	266.0081	265.6238	265.2401	264.8569	264.4742
51	261.8112	273.7130	273.3176	272.9227	272.5285	272.1347
52	269.3946	281.4339	281.0274	280.6214	280.2160	279.8111

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
1	0.3571	0.3566	0.3561	0.3555	0.3550	0.3545
2	1.0590	1.0575	1.0559	1.0544	1.0529	1.0514
3	2.0937	2.0907	2.0877	2.0847	2.0817	2.0787
4	3.4497	3.4447	3.4397	3.4347	3.4298	3.4248
5	5.1154	5.1080	5.1007	5.0933	5.0859	5.0786
6	7.0800	7.0697	7.0595	7.0493	7.0391	7.0290
7	9.3325	9.3190	9.3056	9.2921	9.2787	9.2653
8	11.8626	11.8454	11.8283	11.8112	11.7942	11.7771
9	14.6599	14.6387	14.6176	14.5965	14.5754	14.5543
10	17.7146	17.6891	17.6635	17.6380	17.6125	17.5871
11	21.0170	20.9867	20.9564	20.9261	20.8959	20.8657
12	24.5577	24.5222	24.4868	24.4514	24.4161	24.3808
13	28.3274	28.2865	28.2456	28.2048	28.1641	28.1234
14	32.3173	32.2706	32.2240	32.1775	32.1310	32.0846
15	36.5187	36.4659	36.4133	36.3606	36.3081	36.2557
16	40.9231	40.8640	40.8049	40.7460	40.6871	40.6283
17	45.5222	45.4565	45.3908	45.3252	45.2597	45.1944
18	50.3082	50.2355	50.1629	50.0905	50.0181	49.9458
19	55.2731	55.1933	55.1136	55.0339	54.9544	54.8750
20	60.4095	60.3222	60.2351	60.1481	60.0612	59.9744
21	65.7100	65.6150	65.5202	65.4256	65.3311	65.2367
22	71.1673	71.0645	70.9618	70.8593	70.7569	70.6547
23	76.7746	76.6637	76.5529	76.4423	76.3319	76.2216
24	82.5250	82.4058	82.2867	82.1679	82.0491	81.9306
25	88.4120	88.2843	88.1567	88.0294	87.9022	87.7752
26	94.4292	94.2928	94.1566	94.0205	93.8847	93.7491
27	100.5704	100.4251	100.2800	100.1351	99.9904	99.8460
28	106.8294	106.6751	106.5210	106.3671	106.2134	106.0600
29	113.2005	113.0370	112.8737	112.7106	112.5478	112.3852
30	119.6780	119.5051	119.3324	119.1600	118.9879	118.8160
31	126.2562	126.0738	125.8917	125.7098	125.5282	125.3469
32	132.9299	132.7379	132.5461	132.3546	132.1634	131.9725
33	139.6937	139.4919	139.2904	139.0892	138.8882	138.6876
34	146.5427	146.3310	146.1196	145.9085	145.6977	145.4872
35	153.4718	153.2501	153.0287	152.8076	152.5869	152.3664
36	160.4763	160.2445	160.0130	159.7818	159.5510	159.3205
37	167.5516	167.3096	167.0679	166.8265	166.5855	166.3448
38	174.6931	174.4408	174.1888	173.9371	173.6858	173.4349
39	181.8966	181.6338	181.3714	181.1093	180.8477	180.5864
40	189.1576	188.8843	188.6114	188.3390	188.0669	187.7952
41	196.4721	196.1883	195.9049	195.6219	195.3392	195.0570
42	203.8362	203.5418	203.2477	202.9541	202.6609	202.3681
43	211.2460	210.9408	210.6361	210.3318	210.0279	209.7245
44	218.6977	218.3817	218.0662	217.7512	217.4366	217.1225
45	226.1876	225.8608	225.5345	225.2087	224.8834	224.5585
46	233.7123	233.3747	233.0375	232.7009	232.3647	232.0290
47	241.2684	240.9198	240.5718	240.2242	239.8772	239.5306
48	248.8525	248.4930	248.1340	247.7755	247.4176	247.0601
49	256.4615	256.0909	255.7210	255.3515	254.9826	254.6143
50	264.0922	263.7106	263.3296	262.9492	262.5693	262.1900
51	271.7416	271.3490	270.9570	270.5656	270.1747	269.7844
52	279.4069	279.0032	278.6002	278.1977	277.7958	277.3945

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
53	276.9937	289.1680	288.7502	288.3331	287.9165	287.5006
54	284.6057	296.9124	296.4835	296.0552	295.6274	295.2004
55	292.2280	304.6646	304.2245	303.7850	303.3461	302.9079
56	299.8579	312.4220	311.9706	311.5199	311.0699	310.6205
57	307.4929	320.1821	319.7195	319.2576	318.7964	318.3359
58	315.1305	327.9425	327.4688	326.9957	326.5233	326.0516
59	322.7685	335.7010	335.2160	334.7318	334.2482	333.7653
60	330.4046	343.4553	342.9591	342.4636	341.9689	341.4748
61	338.0365	351.2032	350.6958	350.1892	349.6833	349.1781
62	345.6622	358.9427	358.4241	357.9063	357.3893	356.8730
63	353.2796	366.6718	366.1420	365.6131	365.0849	364.5575
64	360.8867	374.3885	373.8476	373.3075	372.7682	372.2297
65	368.4817	382.0909	381.5389	380.9877	380.4373	379.8877
66	376.0626	389.7774	389.2143	388.6520	388.0905	387.5299
67	383.6278	397.4461	396.8720	396.2986	395.7261	395.1544
68	391.1756	405.0955	404.5102	403.9259	403.3423	402.7596
69	398.7042	412.7238	412.1275	411.5321	410.9376	410.3439
70	406.2122					

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
53	287.0852	286.6705	286.2563	285.8428	285.4298	285.0175
54	294.7739	294.3480	293.9228	293.4982	293.0742	292.6508
55	302.4702	302.0333	301.5969	301.1612	300.7261	300.2917
56	310.1718	309.7237	309.2762	308.8294	308.3832	307.9377
57	317.8760	317.4167	316.9582	316.5003	316.0430	315.5865
58	325.5805	325.1102	324.6405	324.1715	323.7032	323.2355
59	333.2831	332.8016	332.3208	331.8407	331.3613	330.8826
60	340.9815	340.4889	339.9970	339.5058	339.0154	338.5256
61	348.6736	348.1699	347.6669	347.1647	346.6631	346.1623
62	356.3574	355.8426	355.3285	354.8152	354.3026	353.7907
63	364.0308	363.5049	362.9797	362.4553	361.9317	361.4088
64	371.6919	371.1549	370.6187	370.0833	369.5487	369.0148
65	379.3389	378.7909	378.2437	377.6972	377.1516	376.6067
66	386.9700	386.4110	385.8527	385.2953	384.7387	384.1829
67	394.5835	394.0135	393.4443	392.8759	392.3083	391.7415
68	402.1778	401.5967	401.0166	400.4372	399.8587	399.2811
69	409.7511	409.1592	408.5681	407.9778	407.3884	406.7999

（2）保険料の払込方法（回数）が一時払の場合
残存期間を年数と月数（0か月から11か月まで）に分け、その年数と月数に応じた係数とします。

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
0		0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
1	0.0000	0.3602	0.3598	0.3593	0.3589	0.3585
2	0.3554	1.0701	1.0687	1.0674	1.0661	1.0648
3	1.0556	2.1191	2.1164	2.1138	2.1112	2.1086
4	2.0903	3.4971	3.4927	3.4884	3.4841	3.4797
5	3.4497	5.1941	5.1877	5.1812	5.1748	5.1684
6	5.1237	7.2005	7.1915	7.1826	7.1737	7.1648
7	7.1028	9.5066	9.4948	9.4830	9.4713	9.4595
8	9.3777	12.1033	12.0883	12.0733	12.0583	12.0433
9	11.9392	14.9813	14.9628	14.9442	14.9257	14.9072
10	14.7783	18.1319	18.1094	18.0870	18.0646	18.0422
11	17.8861	21.5464	21.5196	21.4930	21.4663	21.4397
12	21.2543	25.2161	25.1849	25.1537	25.1225	25.0913
13	24.8743	29.1330	29.0969	29.0608	29.0248	28.9888
14	28.7381	33.2888	33.2475	33.2063	33.1651	33.1240
15	32.8376	37.6757	37.6290	37.5823	37.5357	37.4892
16	37.1650	42.2858	42.2334	42.1810	42.1287	42.0765
17	41.7126	47.1117	47.0533	46.9950	46.9367	46.8785
18	46.4731	52.1460	52.0813	52.0168	51.9523	51.8879
19	51.4392	57.3814	57.3103	57.2392	57.1682	57.0974
20	56.6036	62.8109	62.7331	62.6553	62.5776	62.5000
21	61.9595	68.4277	68.3428	68.2581	68.1735	68.0889
22	67.5001	74.2249	74.1329	74.0410	73.9492	73.8575
23	73.2188	80.1961	80.0967	79.9974	79.8982	79.7991
24	79.1091	86.3349	86.2278	86.1209	86.0141	85.9075
25	85.1646	92.6349	92.5200	92.4053	92.2907	92.1763
26	91.3792	99.0901	98.9672	98.8445	98.7219	98.5995
27	97.7469	105.6945	105.5634	105.4325	105.3018	105.1712
28	104.2618	112.4423	112.3028	112.1636	112.0245	111.8856
29	110.9181	119.3278	119.1798	119.0320	118.8844	118.7370
30	117.7103	126.3454	126.1888	126.0323	125.8760	125.7200
31	124.6328	133.4899	133.3243	133.1590	132.9939	132.8290
32	131.6804	140.7558	140.5812	140.4069	140.2328	140.0589
33	138.8478	148.1380	147.9543	147.7708	147.5876	147.4046
34	146.1299	155.6315	155.4385	155.2458	155.0533	154.8610
35	153.5219	163.2314	163.0290	162.8269	162.6250	162.4233
36	161.0188	170.9330	170.7210	170.5093	170.2979	170.0867
37	168.6159	178.7315	178.5098	178.2885	178.0674	177.8466
38	176.3087	186.6224	186.3910	186.1598	185.9290	185.6985
39	184.0927	194.6012	194.3599	194.1189	193.8782	193.6378
40	191.9634	202.6638	202.4125	202.1615	201.9108	201.6605
41	199.9166	210.8057	210.5443	210.2833	210.0225	209.7621
42	207.9482	219.0230	218.7514	218.4802	218.2093	217.9387
43	216.0541	227.3116	227.0297	226.7482	226.4671	226.1863
44	224.2303	235.6676	235.3754	235.0835	234.7921	234.5009
45	232.4731	244.0872	243.7846	243.4823	243.1804	242.8789
46	240.7786	252.5668	252.2536	251.9408	251.6284	251.3164
47	249.1432	261.1026	260.7789	260.4555	260.1326	259.8100
48	257.5633	269.6913	269.3569	269.0229	268.6893	268.3561
49	266.0356	278.3293	277.9841	277.6395	277.2952	276.9514
50	274.5564	287.0133	286.6574	286.3019	285.9469	285.5924
51	283.1228	295.7401	295.3734	295.0071	294.6413	294.2760
52	291.7312	304.5065	304.1289	303.7518	303.3752	302.9990
53	300.3788	313.3094	312.9209	312.5329	312.1454	311.7584

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
0	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000	0.0000
1	0.3580	0.3576	0.3571	0.3567	0.3562	0.3558
2	1.0634	1.0621	1.0608	1.0595	1.0582	1.0569
3	2.1060	2.1033	2.1007	2.0981	2.0955	2.0929
4	3.4754	3.4711	3.4668	3.4625	3.4582	3.4539
5	5.1620	5.1556	5.1492	5.1428	5.1364	5.1301
6	7.1559	7.1470	7.1382	7.1293	7.1205	7.1117
7	9.4478	9.4361	9.4244	9.4127	9.4010	9.3894
8	12.0284	12.0135	11.9986	11.9837	11.9689	11.9540
9	14.8887	14.8702	14.8518	14.8334	14.8150	14.7966
10	18.0198	17.9974	17.9751	17.9528	17.9306	17.9083
11	21.4131	21.3866	21.3600	21.3336	21.3071	21.2807
12	25.0602	25.0291	24.9981	24.9671	24.9361	24.9052
13	28.9528	28.9169	28.8811	28.8453	28.8095	28.7738
14	33.0829	33.0419	33.0010	32.9600	32.9192	32.8783
15	37.4427	37.3962	37.3499	37.3036	37.2573	37.2111
16	42.0243	41.9722	41.9202	41.8682	41.8163	41.7644
17	46.8204	46.7623	46.7043	46.6464	46.5886	46.5308
18	51.8235	51.7593	51.6951	51.6310	51.5670	51.5030
19	57.0266	56.9558	56.8852	56.8147	56.7442	56.6739
20	62.4225	62.3451	62.2678	62.1906	62.1135	62.0365
21	68.0045	67.9202	67.8360	67.7519	67.6679	67.5839
22	73.7659	73.6744	73.5831	73.4919	73.4007	73.3097
23	79.7002	79.6014	79.5027	79.4041	79.3056	79.2073
24	85.8010	85.6946	85.5883	85.4822	85.3762	85.2703
25	92.0620	91.9479	91.8338	91.7200	91.6062	91.4927
26	98.4773	98.3552	98.2332	98.1114	97.9898	97.8683
27	105.0408	104.9106	104.7805	104.6506	104.5208	104.3912
28	111.7469	111.6083	111.4699	111.3317	111.1937	111.0558
29	118.5898	118.4428	118.2959	118.1492	118.0027	117.8564
30	125.5641	125.4084	125.2529	125.0976	124.9425	124.7875
31	132.6643	132.4998	132.3355	132.1714	132.0075	131.8439
32	139.8853	139.7118	139.5386	139.3656	139.1928	139.0202
33	147.2218	147.0393	146.8570	146.6749	146.4930	146.3114
34	154.6690	154.4772	154.2857	154.0944	153.9033	153.7125
35	162.2219	162.0208	161.8199	161.6192	161.4188	161.2187
36	169.8758	169.6652	169.4548	169.2447	169.0349	168.8253
37	177.6261	177.4059	177.1859	176.9662	176.7468	176.5276
38	185.4682	185.2382	185.0086	184.7792	184.5500	184.3212
39	193.3977	193.1579	192.9184	192.6792	192.4403	192.2017
40	201.4104	201.1607	200.9112	200.6621	200.4133	200.1648
41	209.5020	209.2422	208.9828	208.7237	208.4649	208.2064
42	217.6685	217.3986	217.1290	216.8598	216.5909	216.3223
43	225.9058	225.6257	225.3459	225.0665	224.7874	224.5087
44	234.2102	233.9197	233.6297	233.3400	233.0507	232.7617
45	242.5777	242.2769	241.9765	241.6765	241.3768	241.0775
46	251.0048	250.6936	250.3827	250.0723	249.7622	249.4525
47	259.4879	259.1661	258.8448	258.5238	258.2033	257.8831
48	268.0234	267.6911	267.3591	267.0276	266.6965	266.3658
49	276.6080	276.2650	275.9224	275.5803	275.2386	274.8973
50	285.2383	284.8846	284.5313	284.1785	283.8262	283.4742
51	293.9111	293.5467	293.1827	292.8191	292.4561	292.0934
52	302.6233	302.2480	301.8733	301.4990	301.1251	300.7517
53	311.3718	310.9857	310.6001	310.2150	309.8303	309.4462

年数	月数					
	0	1	2	3	4	5
54	309.0625	322.1459	321.7465	321.3475	320.9491	320.5511
55	317.7792	331.0130	330.6026	330.1927	329.7833	329.3743
56	326.5261	339.9080	339.4865	339.0656	338.6451	338.2252
57	335.3005	348.8279	348.3954	347.9634	347.5320	347.1010
58	344.0995	357.7703	357.3266	356.8836	356.4411	355.9991
59	352.9206	366.7323	366.2776	365.8234	365.3698	364.9168
60	361.7612	375.7116	375.2457	374.7804	374.3157	373.8516
61	370.6188	384.7056	384.2286	383.7522	383.2763	382.8011
62	379.4909	393.7120	393.2238	392.7362	392.2493	391.7629
63	388.3751	402.7284	402.2290	401.7303	401.2321	400.7346
64	397.2693	411.7525	411.2420	410.7320	410.2228	409.7141
65	406.1711	420.7822	420.2605	419.7394	419.2189	418.6991
66	415.0784	429.8153	429.2824	428.7501	428.2185	427.6875
67	423.9891	438.8498	438.3056	437.7622	437.2194	436.6772
68	432.9011	447.8836	447.3282	446.7736	446.2196	445.6663
69	441.8125	456.9148	456.3482	455.7824	455.2172	454.6528
70	450.7212					

年数	月数					
	6	7	8	9	10	11
54	320.1536	319.7567	319.3602	318.9642	318.5687	318.1737
55	328.9659	328.5580	328.1506	327.7437	327.3374	326.9315
56	337.8058	337.3870	336.9686	336.5508	336.1335	335.7167
57	346.6706	346.2408	345.8115	345.3827	344.9544	344.5267
58	355.5577	355.1168	354.6765	354.2367	353.7974	353.3588
59	364.4643	364.0124	363.5610	363.1102	362.6600	362.2103
60	373.3880	372.9251	372.4627	372.0008	371.5396	371.0789
61	382.3264	381.8524	381.3789	380.9060	380.4337	379.9620
62	391.2771	390.7920	390.3074	389.8234	389.3401	388.8573
63	400.2377	399.7415	399.2458	398.7508	398.2563	397.7625
64	409.2061	408.6987	408.1919	407.6858	407.1803	406.6754
65	418.1799	417.6614	417.1435	416.6263	416.1097	415.5937
66	427.1572	426.6275	426.0985	425.5702	425.0425	424.5155
67	436.1358	435.5950	435.0549	434.5154	433.9767	433.4385
68	445.1137	444.5618	444.0106	443.4600	442.9101	442.3610
69	454.0891	453.5260	452.9637	452.4020	451.8410	451.2808

係数４

（1）保険料の払込方法（回数）が年払・半年払・月払の場合

（ア）残存期間が最低支払保証期間をこえる場合

残存期間、最低支払保証期間にかかわらず、０とします。

（イ）残存期間が最低支払保証期間と同じ場合

家計保障期間中の各時点から家計保障期間満了日までの期間（１か月未満の端数については、切り上げます。）を年数と月数（０か月から11か月まで）に分けたときの月数および最低支払保証期間に応じて下表のとおりとします。

		月数											
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
最低支払保証期間	1	0.0000	0.3299	0.2997	0.2696	0.2394	0.2094	0.1793	0.1493	0.1194	0.0895	0.0596	0.0298
	2	0.0000	0.6542	0.5943	0.5345	0.4748	0.4151	0.3556	0.2961	0.2367	0.1774	0.1182	0.0590
	5	0.0000	1.5940	1.4480	1.3023	1.1567	1.0114	0.8663	0.7214	0.5767	0.4322	0.2879	0.1439
	10	0.0000	3.0555	2.7757	2.4963	2.2173	1.9388	1.6606	1.3828	1.1055	0.8285	0.5519	0.2758

（2）保険料の払込方法（回数）が一時払の場合

（ア）残存期間が最低支払保証期間をこえる場合

残存期間、最低支払保証期間にかかわらず、０とします。

（イ）残存期間が最低支払保証期間と同じ場合

家計保障期間中の各時点から家計保障期間満了日までの期間（１か月未満の端数については、切り上げます。）を年数と月数（０か月から11か月まで）に分けたときの月数および最低支払保証期間に応じて下表のとおりとします。

		月数											
		0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
最低支払保証期間	1	0.0000	0.3304	0.3002	0.2700	0.2399	0.2097	0.1797	0.1496	0.1196	0.0897	0.0597	0.0299
	2	0.0000	0.6560	0.5960	0.5360	0.4762	0.4164	0.3567	0.2971	0.2375	0.1780	0.1186	0.0593
	5	0.0000	1.6040	1.4573	1.3107	1.1644	1.0182	0.8722	0.7264	0.5807	0.4353	0.2900	0.1449
	10	0.0000	3.0929	2.8100	2.5274	2.2452	1.9633	1.6818	1.4006	1.1198	0.8393	0.5592	0.2794

災害割増特約条項　目次

第１条　災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払
第２条　災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払に関する補則
第３条　災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所
第４条　特約保険料の払込免除
第５条　特約の締結
第６条　特約の責任開始期
第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み
第８条　猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い
第９条　特約の失効
第10条　特約の復活
第11条　告知義務および告知義務違反
第12条　重大事由による解除
第13条　特約の解約
第14条　特約の返戻金
第15条　特約の消滅とみなす場合
第16条　災害死亡保険金額の減額
第17条　特約の復旧
第18条　特約の更新
第19条　特約の契約者配当
第20条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第21条　管轄裁判所
第22条　契約内容の登録
第23条　主約款の規定の準用
第24条　この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則
第25条　定期保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則
第26条　終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第27条　５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第28条　養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則

災害割増特約条項

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症によって、死亡または所定の高度障害状態になった場合に、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払）

この特約において支払う保険金は、次のとおりです。

①　災害死亡保険金

支払額	災害死亡保険金額
受取人	主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者には変更することはできません。）
保険金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	この特約の保険期間中に被保険者が次のいずれかに該当したとき。 ア．この特約の責任開始期（※１）以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 イ．この特約の責任開始期（※１）以後に発病した感染症（別表５）を直接の原因として死亡したとき。
支払事由に該当した場合であっても保険金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。 ウ．被保険者の犯罪行為 エ．被保険者の精神障害を原因とする事故 オ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 カ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 キ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ク．地震、噴火または津波 ケ．戦争その他の変乱

② 災害高度障害保険金

支払額	災害死亡保険金額と同額の災害高度障害保険金額
受取人	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）（被保険者または保険契約者以外の者には変更することができません。）
支払事由	この特約の保険期間中に被保険者が次のいずれかに該当したとき。 ア．この特約の責任開始期（※１）以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に高度障害状態（別表３）に該当したとき（※２）。 イ．この特約の責任開始期（※１）以後に発病した感染症（別表５）を直接の原因として、高度障害状態（別表３）に該当したとき（※２）。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．被保険者の犯罪行為 ウ．被保険者の精神障害を原因とする事故 エ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ．地震、噴火または津波 ク．戦争その他の変乱

（※１）復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。
（※２）この特約の責任開始期（※１）前に既に生じていた障害状態にこの特約の責任開始期（※１）以後の傷害または責任開始期（※１）以後に発病した感染症（別表５）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態（別表３）に該当したときも同様とします。

第２条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払に関する補則）

（1）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注１）前に発生した不慮の事故（別表２）によって被った傷害または発病した感染症（別表５）（以下、本（1）において「責任開始期前の傷害等」といいます。）を、この特約の責任開始期（注１）以後に生じたものとみなして前条の規定を適用します。
① この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の傷害等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の傷害等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）
② この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の傷害等について、保険媒介者（注２）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
③ 責任開始期前の傷害等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期（注１）前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
ア．責任開始期（注１）前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
イ．責任開始期（注１）前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。

（2）この特約が更新されない場合において、次の①～③のすべてに該当する場合には、この特約の保険期間の満了時に高度障害状態（別表３）に該当したものとみなして前条②の規定を適用します。
① 被保険者がこの特約の保険期間中（注３）に、回復の見込みの有無を除いては高度障害状態（別表３）に該当したこと。
② この特約の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、あるいは回復の可能性の有無の判断ができない場合において、満了後も引き続きその状態が継続したこと。
③ この特約の保険期間の満了後に、その回復の見込みがないことが明らかになって高度障害状態（別表３）に該当したこと。

（3）災害高度障害保険金を支払う前に災害死亡保険金の請求を受け、災害死亡保険金が支払われるときは、当会社は、災害高度障害保険金を支払いません。また、災害高度障害保険金を支払った後に災害死亡保険金の請求を受けても、当会社は、災害死亡保険金を支払いません。

（4）被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡し、または高度障害状態（別表３）に該当した被保険者の数の増加について、当会社が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

（注１）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。
（注２）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。
（注３）不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因とする場合には、その事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第３条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所）

（1）災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当会社に通知してください。

（2）災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、その災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を請求してください。

（3）主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金支払の時期および場所に関する規定は、この特約による災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払の場合に準用します。

第４条（特約保険料の払込免除）

（1）主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。

（2）本条（1）のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

① 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。

（3）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、本条（1）および（2）の規定は適用しません。

第５条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第６条（特約の責任開始期）

（1）この特約の責任開始期は、下表のとおりとし、「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

（2）この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）

（1）この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

（2）この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

（3）本条（2）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。

（4）この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときのこの特約の未経過部分の保険料（以下「未経過保険料」といいます。）の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。

（5）本条（2）に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日（注）以後その日の属する月の末日までにこの特約による保険金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。

（6）主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

（7）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。

（8）本条（7）の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。

（9）本条（7）に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（注）月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。

第８条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）

保険料払込みの猶予期間中に、この特約による災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が発生した場合には、当会社は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金から未払込保険料を差し引きます。

第９条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第10条（特約の復活）

（1）主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

（2）当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第11条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）

（1）当会社は次の①～⑤のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または災害死亡保険金の受取人がこの特約の災害死亡保険金（注１）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合

② 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

③ この特約の災害死亡保険金（注１）の請求に関し、災害死亡保険金（注１）の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

④ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる保険金額等（注２）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤ 次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または災害死亡保険金（注１）の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～④に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

ア．主契約が重大事由によって解除されたとき。

イ．保険契約者、被保険者または災害死亡保険金（注１）の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

（2）災害死亡保険金（注１）の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当会社は、本条（1）の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑤に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による災害死亡保険金（注１）および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。

① 災害死亡保険金（注１）は支払いません。また、既に災害死亡保険金（注１）を支払っていたときは、災害死亡保険金（注１）の返還を請求します。

② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

（3）本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または災害死亡保険金もしくは災害高度障害保険金の受取人に通知します。

（4）本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（注１）災害高度障害保険金を含みます。

（注２）保険種類および保険金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の保険金等を含みます。

第13条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第14条（特約の返戻金）

（1）この特約が解約または解除されたときは、当会社は、当会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

（2）この特約が次条①の規定によって消滅したときは、本条（1）と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。

（3）本条（2）の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

（4）この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。

（5）主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第15条（特約の消滅とみなす場合）

次の①または②の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

① 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

② 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

第16条（災害死亡保険金額の減額）

（1）保険契約者は、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のその災害死亡保険金額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。

（2）本条（1）の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第17条（特約の復旧）

（1）延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第15条（特約の消滅とみなす場合）②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

（2）当会社が本条（1）の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第18条（特約の更新）

（1）この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、本条（1）の更新を取り扱いません。

① この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。

② この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えているとき。

③ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

（3）更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更することがあります。

① 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。

② 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えるとき。

（4）本条（3）のほか、この特約は、当会社の定める取扱方法により、保険期間を変更して更新することがあります。

（5）更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

（6）更新されたこの特約の保険期間は更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。

（7）更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（注）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（6）の規定を準用します。

（8）更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。

（9）更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに次の①～③のいずれかに該当した場合には、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第8条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

① この特約の災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたとき。

② 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき。

③ 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由が生じたとき。

（10）本条（7）～（9）の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、次の①および②のとおりとします。

① 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。この場合、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定ならびに本条（9）の規定を準用します。

② 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前①に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

（11）この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①および②によって取り扱います。

① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。

② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。

ア．第1条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払）

イ．第2条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払に関する補則）

ウ．第11条（告知義務および告知義務違反）

（12）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条（1）の規定は適用せず、次の①、②のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

② 前①の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、本条（2）～（4）、（6）および（11）の規定によるほか、次のとおりとします。

ア．本条（5）、（7）および（8）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（6）の規定を準用します。

イ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、本条（9）の規定は適用せず、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第8条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

ウ．主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、本条（10）および前ア．、イ．の規定を適用せず、次のとおりとします。

（ア）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込みの猶予期間の規定によるほか、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第８条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

（イ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ア）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

（13）更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の特約により更新されることがあります。

（注）主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）とします。

第19条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

（1）主契約の保険金額を減額したとき（注１）に、減額後の主契約の保険金額（注２）に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が、当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。

（2）本条（1）の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとします。

（3）主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日を超えることとなるときは、主契約の保険期間に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

（4）主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

（5）本条（3）または（4）の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金（注３）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

（6）主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

（注１）主契約に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または家計保障定期保険特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額、特約基本年金月額もしくは特約基準給付金月額が減額されたときを含みます。

（注２）主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表４）を含みます。

（注３）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第21条（管轄裁判所）

この特約における保険金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条（契約内容の登録）

（1）当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。

① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

② 災害死亡保険金の金額

③ 契約日（注１）

④ 当会社名

（2）本条（1）の登録の期間は、契約日（注１）から５年（注２）以内とします。

（3）協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、保険契約（注３）の申込（注４）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（注３）が更新されるときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。

（4）各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に保険契約（注３）の申込（注４）があった場合、本条（3）によって連絡された内容を保険契約（注３）の承諾（注５）の判断の参考とすることができるものとします。

（5）各生命保険会社等は、契約日（注６）から５年（注２）以内に保険契約（注３）について死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。

（6）各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注５）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。

（7）協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。

（8）保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。

(9) 本条（3）～（5）および（注２）～（注６）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

（注１）復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には、最後の復活または復旧の日とします。また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。
（注２）契約日（注１）において被保険者が15歳未満の場合は、「５年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。
（注３）死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
（注４）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。
（注５）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
（注６）復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取扱いが行なわれた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行なわれた場合には、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第23条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）

（1）次の①および②について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
① 保険料の振替貸付
② 延長定期保険または払済保険への変更
（2）本条（1）①の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。
（3）第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（4）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、次のとおり本条（1）の規定を適用します。
① 本条（1）①の場合は、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
② 本条（1）②の場合は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（4）の規定にかかわらず、当会社はこの特約の未経過保険料を支払わず、その金額を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第25条（定期保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を定期保険または家計保障定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。
① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
③ 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
④ この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、前①の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。
ア．保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
イ．前ア．の場合、前②イ．およびウ．の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（6）の規定を準用します。
ウ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払事由が生じたときは、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第８条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
（2）本条（1）のほか、この特約を家計保障定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基準給付金月額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基準給付金月額をもとに計算した主契約の責任開始期の保険金額」と読み替えます。

② 主契約の保険金支払事由が発生し、保険金の月払給付を行なう場合、この特約はその保険金支払事由の発生時に消滅したものとみなします。

第26条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、年金支払に移行したときは、次のとおりとします。

ア．主契約の全部について年金支払に移行した場合には、この特約の保険期間は年金支払開始日の前日までとします。この場合、この特約は年金支払開始日の前日に消滅したものとします。

イ．主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分（注1）が解約その他の事由によって消滅したときは、第15条（特約の消滅とみなす場合）の規定によるほか、この特約は消滅します。

ウ．主契約の一部について年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない終身保険部分の保険金額または総合終身保険部分（注1）の基本保険金額（注2）に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。

② この特約の保険期間中に、保険契約者が主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行したときは、前①中「年金支払」とあるのは「介護保障」と、「年金支払開始日」とあるのは「5年ごと利差配当付介護保障移行特約の締結日」と読み替えて前①ア．～ウ．の規定を適用します。

（2）本条（1）のほか、この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、次のとおりとします。

ア．保険契約者は、当会社の定める取扱範囲により、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

イ．この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第18条（特約の更新）（2）および（3）中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第18条（特約の更新）（1）～（3）、（6）、（11）および（13）の規定を適用します。

ウ．保険契約者は、保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料を、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納すること、または当会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込みを完了することを必要とします。一括して前納した場合には、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を、払込みを完了した場合には、主約款に定める保険料の払込完了の規定をそれぞれ準用します。

エ．前ウ．に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

② 第4条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了した場合、保険料の払込完了日以後も、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

（3）本条（1）および（2）のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① 第4条（特約保険料の払込免除）および本条（2）②の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用します。

② 第18条（特約の更新）（12）中「主契約の保険料の払込みが免除されたときは」とあるのは「主契約の保険料の払込みが免除されている期間中は」と読み替えます。

③ 第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の保険金額等を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

④ 5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、次のとおりとします。

ア．第1条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払）①中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の死亡保険金受取人」と、第1条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

イ．第14条（特約の返戻金）（3）中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

ウ．前イ．の規定にかかわらず、5年ごと利差配当付終身保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、第14条（特約の返戻金）（2）中「主約款の規定」および第14条（特約の返戻金）（3）中「主約款の規定」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定」と読み替えます。

エ．5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、

主契約のうち終身保障移行部分の解約返戻金に加えません。

オ．5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付がある場合には、主約款の規定による契約者貸付がある場合の規定を準用します。

（注1）残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。
（注2）主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表4）を含みます。

第27条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑨のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間は、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）の規定にかかわらず、主契約の年金支払開始日の前日を限度とします。

② 第1条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払）①中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「主契約の死亡給付金受取人」と、第1条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者であるときは、保険契約者）」と読み替えます。

③ 災害高度障害保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

④ 第3条（災害死亡保険金・災害高度障害保険金の請求、支払時期および支払場所）（3）中「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金」とあるのは「主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡給付金」と読み替えます。

⑤ 第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約の基本年金額」と読み替えます。

⑥ 主契約の年金支払開始日を繰り下げた場合、この特約の保険期間は変更せず、そのまま有効に継続します。

⑦ 主契約の基本年金額が主契約の契約内容の変更により減額された場合、主契約の基本年金額に対するこの特約の保険金額の割合が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度まで特約保険金額を減額します。この場合、第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）の規定を準用して取り扱います。

⑧ 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第24条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）（1）および（3）中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について当会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

⑨ 災害高度障害保険金の請求に必要な書類については、主約款に定める死亡給付金の請求に関する規定を準用します。

第28条（養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または5年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③ 災害死亡保険金および災害高度障害保険金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

別表１　請求書類

項目	提出書類
災害死亡保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）不慮の事故であることを証する書類
災害高度障害保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）不慮の事故であることを証する書類
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
1．鉄道事故	E 800～E 807
2．自動車交通事故	E 810～E 819
3．自動車非交通事故	E 820～E 825
4．その他の道路交通機関事故	E 826～E 829
5．水上交通機関事故	E 830～E 838
6．航空機および宇宙交通機関事故	E 840～E 845
7．他に分類されない交通機関事故	E 846～E 848
8．医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 850～E 858
9．その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	E 860～E 869
10．外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 870～E 876
11．患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 878～E 879
12．不慮の墜落	E 880～E 888
13．火災および火焔による不慮の事故	E 890～E 899
14．自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（E 900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（E 902）」、「旅行および身体動揺（E 903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（E 904）中の飢餓、渇」は除外します。	E 900～E 909
15．溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（E 911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（E 912）」は除外します。	E 910～E 915
16．その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（E 927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（E 928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	E 916～E 928
17．医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	E 930～E 949
18．他殺および他人の加害による損傷	E 960～E 969
19．法的介入 ただし、「処刑（E 978）」は除外します。	E 970～E 978
20．戦争行為による損傷	E 990～E 999

別表 3　対象となる高度障害状態

対象となる高度障害状態とは、次のいずれかの状態をいいます。

	対象となる高度障害状態	備考
1	両眼の視力を全く永久に失ったもの	(1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1 眼ずつ、きょう正視力について測定します。 (2)「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
2	言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	(1)「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の 3 つの場合をいいます。 ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の 4 種のうち、3 種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合 ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合 ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 (2)「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
3	中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの	「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。
4	両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったもので次のいずれかの場合をいいます。 ① 上・下肢の完全運動麻ひで回復の見込みのない場合 ② 上・下肢においてそれぞれ 3 大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合
5	両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
6	1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
7	1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの	

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

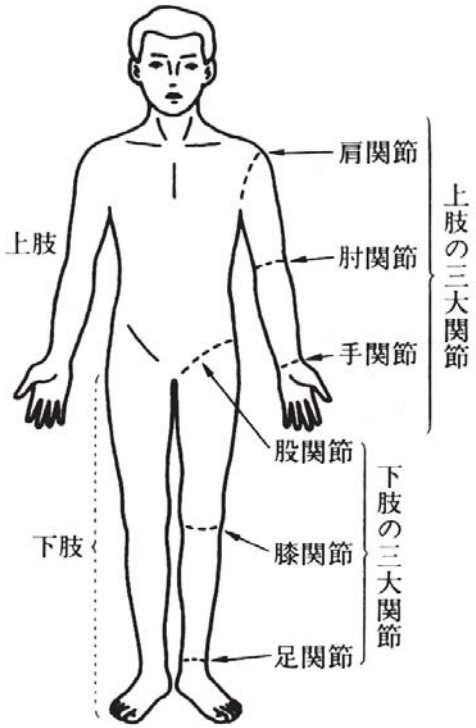

別表４　対象となる保険金額等

（1）平準定期保険特約の特約保険金額
（2）生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
（3）逓減定期保険特約の特約基本保険金額
（4）逓増定期保険特約の特約基本保険金額
（5）収入保障特約の保険金換算額
（6）家計保障定期保険特約の責任開始期の特約保険金額

別表５　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
１. コレラ	A00
２. 腸チフス	A01.0
３. パラチフスＡ	A01.1
４. 細菌性赤痢	A03
５. 腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
６. ペスト	A20
７. ジフテリア	A36
８. 急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
９. ラッサ熱	A96.2
10. クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
11. マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
12. エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
13. 痘瘡	B03
14. 重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

傷害特約条項（本人型）　目次

第１条　災害死亡保険金・障害給付金の支払
第２条　災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する補則
第３条　災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所
第４条　特約保険料の払込免除
第５条　特約の締結
第６条　特約の責任開始期
第７条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み
第８条　猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い
第９条　特約の失効
第10条　特約の復活
第11条　告知義務および告知義務違反
第12条　重大事由による解除
第13条　特約の解約
第14条　特約の返戻金
第15条　特約の消滅とみなす場合
第16条　災害死亡保険金額の減額
第17条　特約の復旧
第18条　特約の更新
第19条　特約の契約者配当
第20条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第21条　管轄裁判所
第22条　契約内容の登録
第23条　主約款の規定の準用
第24条　この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則
第25条　定期保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則
第26条　終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第27条　５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第28条　養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則

傷害特約条項（本人型）

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が不慮の事故または感染症によって死亡した場合には災害死亡保険金を支払い、また、不慮の事故によって身体に障害を受けた場合には、所定の障害給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）

この特約において支払う保険金・給付金は、次のとおりです。

①　災害死亡保険金

支払額	災害死亡保険金額
受取人	主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人（主契約の死亡保険金受取人以外の者には変更することはできません。）
保険金・給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	この特約の保険期間中に、被保険者が次のア．またはイ．のいずれかに該当したとき。 ア．この特約の責任開始期（※）以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。 イ．この特約の責任開始期（※）以後に発病した感染症（別表６）を直接の原因として死亡したとき。
支払事由に該当した場合であっても保険金・給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当会社はその残額をその他の受取人に支払います。 ウ．被保険者の犯罪行為 エ．被保険者の精神障害を原因とする事故 オ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 カ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 キ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ク．地震、噴火または津波 ケ．戦争その他の変乱

② 障害給付金

支払額	ア．被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表３）の１種目のみに該当する場合 災害死亡保険金額 × 給付割合表（別表３）のその該当する種目に対応する給付割合 イ．被保険者の身体障害の状態が給付割合表（別表３）の２種目以上に該当する場合 その該当する各種目ごと（ただし、身体の同一部位（別表４）に生じた２種目以上の障害については、そのうち最も上位の種目のみとします。）に前ア．の規定を適用して得られる金額の合計額 ただし、この特約による障害給付金の支払は、支払割合を通算して100％をもって限度とします。
受取人	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）（被保険者または保険契約者以外の者には変更することはできません。）
支払事由	被保険者が、この特約の責任開始期（※）以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内で、かつ、この特約の保険期間中に、給付割合表（別表３）に定めるいずれかの身体障害の状態に該当したとき。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．被保険者の犯罪行為 ウ．被保険者の精神障害を原因とする事故 エ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ．地震、噴火または津波 ク．戦争その他の変乱

（※）復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。

第２条（災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する補則）

（1）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注１）前に発生した不慮の事故（別表２）によって被った傷害または発病した感染症（別表６）（以下、本（1）において「責任開始期前の傷害等」といいます。）を、この特約の責任開始期（注１）以後に生じたものとみなして前条の規定を適用します。

① この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の傷害等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の傷害等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）

② この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の傷害等について、保険媒介者（注２）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合

③ 責任開始期前の傷害等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期（注１）前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合

ア．責任開始期（注１）前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。

イ．責任開始期（注１）前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。

（2）当会社は、前条①の規定によって災害死亡保険金を支払う場合に、前条②に規定する障害給付金について、次の①または②のいずれかに該当する事実があるときは、被保険者について定められた災害死亡保険金額にその該当する障害給付金の給付割合を乗じて得られる金額の合計額を、その災害死亡保険金から差し引きます。

① 被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表２）と同一の不慮の事故による障害給付金を既に支払っているとき。

② 被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表２）と同一の不慮の事故による障害給付金の支払請求を受け、まだ支払っていないとき。

（3）前条①の規定によって災害死亡保険金が支払われた場合には、その支払後に、被保険者について、災害死亡保険金の支払原因となった不慮の事故（別表２）と同一の不慮の事故による障害給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

（4）この特約が更新されない場合において、次の①～③のすべてに該当する場合には、この特約の保険期間の満了時に身体障害の状態に該当したものとみなして前条②の規定を適用します。

① 被保険者がこの特約の保険期間中（注３）に、回復の見込みの有無を除いては身体障害の状態に該当し、満了後も引き続きその状態が継続したこと。

② この特約の保険期間の満了時にその回復の可能性が少しでもあるか、あるいは回復の可能性の有無の判断ができないこと。

③ この特約の保険期間の満了後にその回復の見込みがないことが明らかになって身体障害の状態に該当したこと。

（5）前条②「支払額」の適用にあたっては、既に給付割合表（別表３）に該当する身体障害のあった身体の同一部位（別表４）に生じた身体障害については、既にあった身体障害（本（5）において「前障害」といいます。）を含めた新たな身体障害の状態が該当する最も上位の種目に対応する給付割合から、その前障害の状態に対応する給付割合（２

種目以上に該当する場合には、最も上位の種目に対応する給付割合）を差し引いて得られる割合を、その身体障害についての給付割合とします。

(6) 被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により死亡し、または身体障害の状態（別表３）に該当した被保険者の数の増加について、当会社が、この特約の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、災害死亡保険金または障害給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

（注１）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。
（注２）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。
（注３）事故の日からその日を含めて180日以内であることを必要とします。

第３条（災害死亡保険金・障害給付金の請求、支払時期および支払場所）

(1) 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者またはその受取人は、すみやかに当会社に通知してください。
(2) 災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、その受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、災害死亡保険金または障害給付金を請求してください。
(3) 主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による災害死亡保険金および障害給付金の支払の場合に準用します。

第４条（特約保険料の払込免除）

(1) 主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。
(2) 本条（1）のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。
① 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。
(3) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、本条（1）および（2）の規定は適用しません。

第５条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第６条（特約の責任開始期）

(1) この特約の責任開始期は、下表のとおりとし、「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

(2) この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）

(1) この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。
(2) この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。
(3) 本条（2）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。
(4) この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときのこの特約の未経過部分の保険料（以下「未経過保険料」といいます。）の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。
(5) 本条（2）に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日（注）以後その日の属する月の末日までにこの特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、障害給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。
(6) 本条（5）ただし書きに定める場合において、未払込保険料の払込みについては、保険契約者は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき障害給付金を支払いません。
(7) 主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。
(8) この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後におい

て払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。
（9）本条（8）の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。
（10）本条（8）に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（注）月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。

第 8 条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）
（1）保険料払込みの猶予期間中に、この特約による災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、その支払うべき金額から未払込保険料を差し引きます。
（2）障害給付金が本条（1）の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき障害給付金を支払いません。

第 9 条（特約の失効）
主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第10条（特約の復活）
（1）主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
（2）当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第11条（告知義務および告知義務違反）
この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第12条（重大事由による解除）
（1）当会社は次の①～⑤のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。
① 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金（注）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
② 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合
③ この特約の給付金（注）の請求に関し、給付金（注）の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
④ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等（注）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
⑤ 次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または給付金（注）の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～④に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
ア．主契約が重大事由によって解除されたとき。
イ．保険契約者、被保険者または給付金の受取人（注）が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。
（2）給付金（注）の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当会社は、本条（1）の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑤に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による給付金（注）および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。
① 給付金（注）は支払いません。また、既に給付金（注）を支払っていたときは、給付金（注）の返還を請求します。
② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。
（3）本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金（注）の受取人に通知します。
（4）本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

（注）災害死亡保険金を含みます。また、本条（1）④の給付金額等には、保険種類および給付金の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の給付金等を含みます。

第13条（特約の解約）
保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第14条（特約の返戻金）
（1）この特約が解約または解除されたときは、当会社は、当会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
（2）この特約が次条①の規定によって消滅したときは、本条（1）と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によっ

て主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
(3) 本条(2)の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
(4) この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
(5) 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第15条（特約の消滅とみなす場合）

次の①または②の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
① 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
② 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

第16条（災害死亡保険金額の減額）

(1) 保険契約者は、災害死亡保険金額を減額することができます。ただし、減額後のその災害死亡保険金額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。
(2) 本条(1)の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第17条（特約の復旧）

(1) 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第15条（特約の消滅とみなす場合）②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
(2) 当会社が本条(1)の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第18条（特約の更新）

(1) この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。
(2) 本条（1）の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、本条（1）の更新を取り扱いません。
① この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
② この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えているとき。
③ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
(3) 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更することがあります。
① 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
② 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えるとき。
(4) 本条（3）のほか、この特約は、当会社の定める取扱方法により、保険期間を変更して更新することがあります。
(5) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
(6) 更新されたこの特約の保険期間は更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
(7) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（注）と同一とし、更新後のこの特約の第1回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。
(8) 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
(9) 更新後のこの特約の第1回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに次の①～③のいずれかに該当した場合には、第7条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第8条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
① この特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたとき。
② 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき。
③ 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由が生じたとき。
(10) 本条（7）～（9）の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、次の①および②のとおりとします。
① 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法(回数)にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。この場合、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定ならびに本条（9）の規定を準用します。
② 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前①に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
(11) この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①および②によって取り扱います。
① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
ア．第1条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）
イ．第2条（災害死亡保険金・障害給付金の支払に関する補則）

ウ．第11条（告知義務および告知義務違反）

（12）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条（1）の規定は適用せず、次の①、②のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。

② 前①の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、本条（2）～（4）、（6）および（11）の規定によるほか、次のとおりとします。

ア．本条（5）、（7）および（8）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。

イ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、本条（9）の規定は適用せず、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第８条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

ウ．主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、本条（10）および前ア．、イ．の規定を適用せず、次のとおりとします。

（ア）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込みの猶予期間の規定によるほか、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第８条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

（イ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ア）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。

（13）更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の特約により更新されることがあります。

（注）主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）とします。

第19条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

（1）主契約の保険金額を減額したとき（注１）に、減額後の主契約の保険金額（注２）に対するこの特約の災害死亡保険金額の割合が、当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度までこの特約の災害死亡保険金額を減額します。

（2）本条（1）の規定によって、災害死亡保険金額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとします。

（3）主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日を超えることとなるときは、主契約の保険期間に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

（4）主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。

（5）本条（3）または（4）の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金（注３）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

（6）主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

（注１）主契約に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または家計保障定期保険特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額、特約基本年金月額もしくは特約基準給付金月額が減額されたときを含みます。

（注２）主契約に付加されている他の特約の保険金額等（別表５）を含みます。

（注３）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第21条（管轄裁判所）

この特約における災害死亡保険金、障害給付金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第22条（契約内容の登録）

（1）当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。

① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）

② 災害死亡保険金の金額

③ 契約日（注１）

④ 当会社名

(2) 本条（1）の登録の期間は、契約日（注１）から５年（注２）以内とします。
(3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、保険契約（注３）の申込（注４）を受けたときまたは更新日において被保険者が満15歳未満の場合に保険契約（注３）が更新されるときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
(4) 各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に保険契約（注３）の申込（注４）があった場合、本条（3）によって連絡された内容を保険契約（注３）の承諾（注５）の判断の参考とすることができるものとします。
(5) 各生命保険会社等は、契約日（注６）から５年（注２）以内に保険契約（注３）について死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会し、その結果を死亡保険金、災害死亡保険金または高度障害保険金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
(6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注５）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
(7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
(8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
(9) 本条（3）～（5）および（注２）～（注６）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
保険契約	共済契約
死亡保険金	死亡共済金
災害死亡保険金	災害死亡共済金
保険金額	共済金額
高度障害保険金	後遺障害共済金

(注１) 復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には、最後の復活または復旧の日とします。また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。
(注２) 契約日（注１）において被保険者が15歳未満の場合は、「５年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。
(注３)死亡保険金または災害死亡保険金のある保険契約をいいます。また、死亡保険金または災害死亡保険金のある特約を含みます。
(注４) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。
(注５) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
(注６) 復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の取扱いが行なわれた場合は、各々の復活、復旧、保険金額の増額または特約中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行なわれた場合には、最後の復活、復旧、保険金額の増額または特約の中途付加の日とします。

第23条（主約款の規定の準用）
この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第24条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）
(1) 次の①および②について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
① 保険料の振替貸付
② 延長定期保険または払済保険への変更
(2) 本条（1）①の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。
(3) 第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（4）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、次のとおり本条（1）の規定を適用します。
① 本条（1）①の場合は、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
② 本条（1）②の場合は、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（4）の規定にかかわらず、当会社はこの特約の未経過保険料を支払わず、その金額を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第25条（定期保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則）
(1) この特約を定期保険または家計保障定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。
① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③　災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

④　この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、前①の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。

ア．保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

イ．前ア．の場合、前②イ．およびウ．の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。

ウ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の災害死亡保険金または障害給付金の支払事由が生じたときは、第７条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第８条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

（2）本条（1）のほか、この特約を家計保障定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

①　第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基準給付金月額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基準給付金月額をもとに計算した主契約の責任開始期の保険金額」と読み替えます。

②　主契約の保険金支払事由が発生し、保険金の月払給付を行なう場合、この特約はその保険金支払事由の発生時に消滅したものとみなします。

第26条（終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

①　保険契約者が、主契約に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、次のとおりとします。

ア．年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。

イ．前ア．により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

ウ．第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）①中「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

②　保険契約者が、主契約に５年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分（残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、次のとおりとします。

ア．年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前①ア．およびイ．の規定を適用します。ただし、主契約に５年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

イ．第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）①中「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「保険契約者」と、第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分または総合終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に５年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

③　保険契約者が、主契約に５年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

④　次のア．またはイ．の場合には、第14条（特約の返戻金）（3）中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

ア．主契約の全部について、５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。

イ．主契約の一部について、５年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または５年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分または総合終身保険部分（残存する死亡保障部分または総合終身保険の保障部分をいいます。）が消滅したとき。

⑤　第４条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が、主契約に５年ごと利差配当付年金支払移行特約または５年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

（2）本条（1）のほか、この特約を終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険または５

年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、次のとおりとします。

ア．保険契約者は、当会社の定める取扱範囲により、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

イ．この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第18条（特約の更新）（2）および（3）中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第18条（特約の更新）（1）～（3）、（6）、（11）および（13）の規定を適用します。

ウ．保険契約者は、保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料を、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納すること、または当会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込みを完了することを必要とします。一括して前納した場合には、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を、払込みを完了した場合には、主約款に定める保険料の払込完了の規定をそれぞれ準用します。

エ．前ウ．に規定する前納が行われなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

② 第４条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了した場合で、保険料の払込完了日以後の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

（3）本条（1）および（2）のほか、この特約を５年ごと利差配当付総合終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① 第４条（特約保険料の払込免除）および本条（1）⑤の規定にかかわらず、この特約の保険料の払込免除については、主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用します。

② 第18条（特約の更新）（12）中「主契約の保険料の払込みが免除されたときは」とあるのは「主契約の保険料の払込みが免除されている期間中は」と読み替えます。

③ 第20条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の保険金額等を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基本保険金額」と読み替えます。

④ ５年ごと利差配当付終身介護保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、次のとおりとします。

ア．第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）①中「主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは「５年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の死亡保険金受取人」と、第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、５年ごと利差配当付終身介護保障移行特約の締結時の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

イ．第14条（特約の返戻金）（3）中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

ウ．前イ．の規定にかかわらず、５年ごと利差配当付終身保障移行特約が主契約に付加して締結されている場合には、第14条（特約の返戻金）（2）および（3）中「主約款の規定」とあるのは「５年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定」と読み替えます。

エ．5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約のうち終身保障移行部分の解約返戻金に加えません。

オ．5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付がある場合には、主約款の規定による契約者貸付がある場合の規定を準用します。

第27条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑧のとおり取り扱います。

① 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。

② 前①により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金（注１）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

③ 第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）①中「主たる保険契約（以下、「主契約」といいます。）の死亡保険金受取人」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金受取人」、年金支払開始日以後においては「主契約の年金受取人（年金受取人が被保険者のときはその法定相続人）」と読み替えます。

④ この特約の災害死亡保険金については、主約款に定める死亡給付金支払方法の選択の規定を準用して、一時支払にかえて、当会社所定の金額、期間等の範囲内で、すえ置支払または年金支払を選択することができます。

⑤ 主契約の基本年金額を減額したとき（注２）に、主契約の被保険者について定められた災害死亡保険金額が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度の額までその災害死亡保険金額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。

⑥ 主約款に定める契約者貸付の規定の適用により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前⑤の規定を準用して取り扱います。

⑦ 保険契約者が法人で、かつ、次のア．またはイ．に該当するときは、第１条（災害死亡保険金・障害給付金の支払）②の規定にかかわらず、障害給付金の受取人は、保険契約者とします。

ア．主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（注３）が保険契約者であるとき。

イ．主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死

亡給付金受取人（注３）が保険契約者であるとき。

⑧　主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第24条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）（1）および（3）中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について当会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（注１）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。
（注２）主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。
（注３）死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

第28条（養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。

①　この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

②　更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③　災害死亡保険金および障害給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

別表１　請求書類

	項目	提出書類
1	災害死亡保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）不慮の事故であることを証する書類 （3）当会社所定の様式による医師の死亡証明書（ただし、事実確認が可能な場合には、医師の死亡診断書または死体検案書をもってこれに代えることができます。） （4）被保険者の死亡事実が記載された住民票（ただし、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （5）災害死亡保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券
2	障害給付金	（1）当会社所定の請求書 （2）不慮の事故であることを証する書類 （3）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （4）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） （5）障害給付金の受取人の戸籍抄本と印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
１.鉄道事故	Ｅ800～Ｅ807
２.自動車交通事故	Ｅ810～Ｅ819
３.自動車非交通事故	Ｅ820～Ｅ825
４.その他の道路交通機関事故	Ｅ826～Ｅ829
５.水上交通機関事故	Ｅ830～Ｅ838
６.航空機および宇宙交通機関事故	Ｅ840～Ｅ845
７.他に分類されない交通機関事故	Ｅ846～Ｅ848
８.医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ850～Ｅ858
９.その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒　（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	Ｅ860～Ｅ869
10.外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ870～Ｅ876
11.患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ878～Ｅ879
12.不慮の墜落	Ｅ880～Ｅ888
13.火災および火焔による不慮の事故	Ｅ890～Ｅ899
14.自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（Ｅ900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（Ｅ902）」、「旅行および身体動揺（Ｅ903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（Ｅ904）中の飢餓、渇」は除外します。	Ｅ900～Ｅ909
15.溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（Ｅ911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（Ｅ912）」は除外します。	Ｅ910～Ｅ915
16.その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（Ｅ927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（Ｅ928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	Ｅ916～Ｅ928
17.医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ930～Ｅ949
18.他殺および他人の加害による損傷	Ｅ960～Ｅ969
19.法的介入 ただし、「処刑（Ｅ978）」は除外します。	Ｅ970～Ｅ978
20.戦争行為による損傷	Ｅ990～Ｅ999

別表 3　給付割合表

等級	身体障害	給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を必要とするもの 4. 両上肢とも手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用をまったく永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、または第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指（母指）及び第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

備考

1．常に介護を必要とするもの
「常に介護を必要とするもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいず

れもが自分ではできず、常に他人の介護を必要とする状態をいいます。

2．日常生活動作が著しく制限されるもの

「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を必要とする状態をいいます。

3．眼の障害（視力障害）

（1）視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。

（2）「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（3）「視力に著しい障害を永久に残すもの」とは、視力が0.06以下になって回復の見込のない場合をいいます。

（4）視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

4．言語またはそしゃくの障害

（1）「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。

① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合

② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意志の疎通が不可能となり、その回復の見込がない場合

③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合

（2）「言語の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、語音構成機能障害、脳言語中枢の損傷、発声器官の障害のため、身振り、書字その他の補助動作がなくては、音声言語による意志の疎通が困難となり、その回復の見込のない場合をいいます。

（3）「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

（4）「そしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、かゆ食またはこれに準ずる程度の飲食物以外のものはとることができず、その回復の見込がない場合をいいます。

5．耳の障害（聴力障害）

（1）聴力の測定は、日本工業規格（昭和57年8月14日改定）に準拠したオージオメータで行ないます。

（2）「聴力を全く永久に失ったもの」とは、周波数500・1,000・2,000ヘルツにおける聴力レベルをそれぞれａ・ｂ・ｃデシベルとしたとき、

１／４（ａ＋２ｂ＋ｃ）

の値が90デシベル以上（耳介に接しても大声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

（3）「聴力に著しい障害を永久に残すもの」とは、上記の（2）の１／４（ａ＋２ｂ＋ｃ）の値が70デシベル以上（40cmを超えると話声語を理解しえないもの）で回復の見込のない場合をいいます。

6．鼻の障害

（1）「鼻を欠損し」とは、鼻軟骨の2分の1以上を欠損した場合をいいます。

（2）「機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、両側の鼻呼吸困難またはきゅう覚脱失で回復の見込のない場合をいいます。

7．上・下肢の障害

（1）「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻ひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

（2）「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で回復の見込のない場合、または人工骨頭もしくは人工関節をそう入置換した場合をいいます。

（3）「関節の機能に著しい障害を永久に残すもの」とは、関節の運動範囲が、生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

8．脊柱の障害

（1）「脊柱の著しい奇形」とは、脊柱の奇形が通常の衣服を着用しても外部からみて明らかにわかる程度以上のものをいいます。

（2）「脊柱の著しい運動障害」とは、頸椎における完全強直の場合、または胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち、2種以上の運動が生理的範囲の2分の1以下に制限された場合をいいます。

（3）「脊柱（頸椎を除く）の運動障害」とは、胸椎以下における前後屈、左右屈および左右回旋の3種の運動のうち2種以上の運動が生理的範囲の3分の2以下に制限された場合をいいます。

9．手指の障害

（1）手指の障害については、5手指をもって1手として取扱い、個々の指の障害につき、それぞれ等級を定めてこれを合わせることはありません。

（2）「手指を失ったもの」とは、第1指（母指）においては指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。

（3）「手指の用を全く永久に失ったもの」とは、手指の末節の2分の1以上を失った場合、または手指の中手指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）においては指節間関節）の運動範囲が生理的運動範囲の2分の1以下で回復の見込のない場合をいいます。

10．足指の障害

（1）「足指を失ったもの」とは、足指全部を失ったものをいいます。

（2）「足指の用を全く永久に失ったもの」とは、第1指（母指）は末節の2分の1以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失った場合または中足指節関節もしくは近位指節間関節（第1指（母指）にあっては指節間関節）が強直し、その回復の見込のない場合をいいます。

別表４　身体の同一部位

（1）１上肢については、肩関節以下すべて同一部位とします。
（2）１下肢については、また関節以下すべて同一部位とします。
（3）眼については、両眼を同一部位とします。
（4）耳については、両耳を同一部位とします。
（5）脊柱については、頸椎以下をすべて同一部位とします。
（6）別表３の第１級の４、５、６もしくは７、第２級の８、９もしくは10、第３級の16または第４級の26の障害に該当する場合には、両上肢、両下肢、１上肢と１下肢、10手指または10足指をそれぞれ同一部位とします。

身体部位の名称は、次の図のとおりとします。

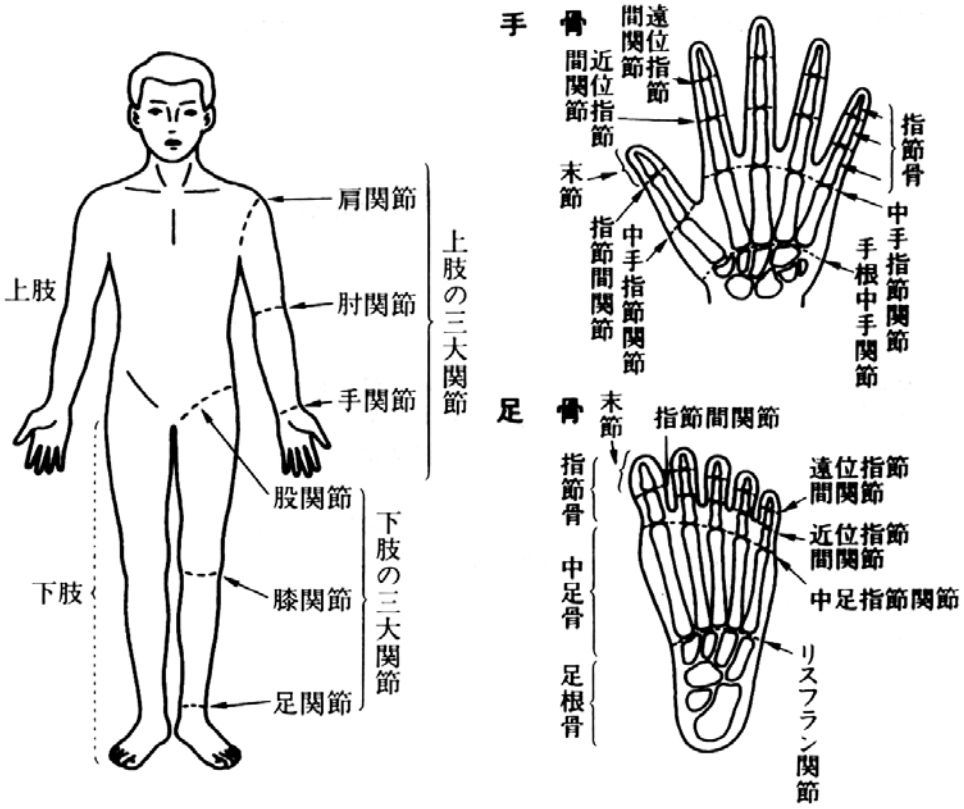

別表５　対象となる保険金額等

（1）平準定期保険特約の特約保険金額
（2）生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
（3）逓減定期保険特約の特約基本保険金額
（4）逓増定期保険特約の特約基本保険金額
（5）収入保障特約の保険金換算額
（6）家計保障定期保険特約の責任開始期の特約保険金額

別表６　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
１．コレラ	A00
２．腸チフス	A01.0
３．パラチフスＡ	A01.1
４．細菌性赤痢	A03
５．腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
６．ペスト	A20
７．ジフテリア	A36
８．急性灰白髄炎＜ポリオ＞	A80
９．ラッサ熱	A96.2
10．クリミア・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	A98.0
11．マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	A98.3
12．エボラ＜Ebola＞ウイルス病	A98.4
13．痘瘡	B03
14．重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	U04

災害入院特約条項（本人型）　目次

第１条　入院給付金の支払限度の型
第２条　入院給付金の支払
第３条　入院給付金の支払に関する補則
第４条　同一事由で複数回の入院を行った場合の取扱い
第５条　複数の事由で入院を行った場合の取扱い
第６条　入院給付金の請求、支払時期および支払場所
第７条　特約保険料の払込免除
第８条　特約の締結
第９条　特約の責任開始期
第10条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み
第11条　猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い
第12条　特約の失効
第13条　特約の復活
第14条　告知義務および告知義務違反
第15条　重大事由による解除
第16条　特約の解約
第17条　特約の返戻金
第18条　特約の消滅とみなす場合
第19条　入院給付金日額の減額
第20条　特約の復旧
第21条　特約の更新
第22条　特約の契約者配当
第23条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第24条　管轄裁判所
第25条　契約内容の登録
第26条　主約款の規定の準用
第27条　この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則
第28条　疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則
第29条　定期保険、家計保障定期保険または疾病入院保険に付加した場合の特則
第30条　終身保険、５年ごと利差配当付終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
第31条　５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第32条　養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第33条　保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則

災害入院特約条項（本人型）

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が不慮の事故による傷害の治療を目的として入院した場合に、入院日数に応じて入院給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条（入院給付金の支払限度の型）

（1）この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じ下表のとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、次のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

入院給付金の支払限度の型	同一の不慮の事故（別表２）による入院についての支払日数（※１）の限度	入院給付金の通算支払限度（※２）
120日型	120日	730日
360日型	360日	730日
730日型	730日	730日

（※１）入院給付金を支払う日数をいいます。
（※２）入院給付金の保険期間を通じての支払日数の通算限度をいいます。

（2）本条（1）により選択された支払限度の型は変更することができません。

第２条（入院給付金の支払）

この特約において支払う給付金は、次のとおりです。

支払額	同一の不慮の事故による入院１回につき、以下により計算した金額 保険証券に記載された入院給付金日額 × （ 入院日数 － 入院開始日からその日を含めての４日 ） ただし、支払限度は、第１条（入院給付金の支払限度の型）において選択した型に応じて、「同一の不慮の事故（別表２）による入院についての支払日数の限度」および「入院給付金の通算支払限度」のとおりとします。
受取人	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）（被保険者または保険契約者以外の者には変更することはできません。）

給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。 ア．この特約の責任開始期（※１）以後に発生した不慮の事故（別表２）による傷害の治療を目的とすること（※２）。 イ．前ア．の事故の日からその日を含めて180日以内に開始され、かつ、病院または診療所（※３）における入院（※４）であること。 ウ．入院の日数が、ア．の傷害の治療を目的としてこの特約の保険期間中に継続して５日以上となったこと。
支払事由に該当した場合であっても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．被保険者の犯罪行為 ウ．被保険者の精神障害を原因とする事故 エ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ．地震、噴火または津波 ク．戦争その他の変乱

（※１）復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。
（※２）美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。
（※３）「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとします。
① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。（患者が入院するための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。
② 前①の場合と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設
（※４）医師（※５）による治療（※６）が必要であり、かつ、自宅等（※７）での治療（※６）が困難なため、病院または診療所（※３）に入り、常に医師（※５）の管理下において治療（※６）に専念することをいいます。
（※５）柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師をいいます。
（※６）柔道整復師による施術を含みます。
（※７）老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。

第３条（入院給付金の支払に関する補則）

（1）入院給付金の支払額の計算にあたって、入院給付金日額の変更があった場合には、各入院日現在の入院給付金日額を基準とします。
（2）次の①または②の場合には、①または②に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条の規定を適用します。
① 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき。
② 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）①の規定によってこの特約が消滅したとき。
（3）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注１）前に発生した不慮の事故（別表２）によって被った傷害（以下、本（3）において「責任開始期前の傷害」といいます。）を、この特約の責任開始期（注１）以後に生じたものとみなして前条の規定を適用します。
① この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の傷害について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の傷害について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）
② この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の傷害について、保険媒介者（注２）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
③ 責任開始期前の傷害について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期（注１）前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
ア．責任開始期（注１）前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
イ．責任開始期（注１）前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。
（4）被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、入院給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

（注１）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。

（注２）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。

第４条（同一事由で複数回の入院を行った場合の取扱い）

（1）被保険者が不慮の事故（別表２）により入院し、その入院の退院後に同一の不慮の事故（別表２）による入院を開始した場合で、その退院日と入院の開始日の間の日数が30日以内のときは、これらの入院を継続した１回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第２条（入院給付金の支払）の規定を適用します。

（2）被保険者が同一の不慮の事故（別表２）により、第２条（入院給付金の支払）に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上した場合には、それらの入院を１回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第２条（入院給付金の支払）の規定を適用します。ただし、その事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院に限ります。

第５条（複数の事由で入院を行った場合の取扱い）

被保険者が２以上の不慮の事故（別表２）により入院した場合は、入院開始の直接の原因となった不慮の事故（以下本条において「主たる不慮の事故」といいます。）に対し入院給付金を支払い、主たる不慮の事故以外の不慮の事故（以下本条において「異なる不慮の事故」といいます。）に対し入院給付金を支払いません。ただし、その入院中に主たる不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了したときは、異なる不慮の事故に対する入院給付金を支払います。この場合、異なる不慮の事故に対して支払う入院給付金の支払額は、第２条（入院給付金の支払）の規定にかかわらず、以下により計算した金額とします。

異なる不慮の事故に対して支払う入院給付金の支払額 ＝ 入院給付金日額 × 主たる不慮の事故に対する入院給付金の支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数

第６条（入院給付金の請求、支払時期および支払場所）

（1）入院給付金の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。

（2）入院給付金の支払事由が生じたときは、入院給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、入院給付金を請求してください。

（3）本条（2）の場合に、入院給付金の受取人が被保険者であり、かつ、その被保険者に入院給付金を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合には、被保険者と生計を一にする親族）が、請求に必要な書類（別表１）およびその事情を証明する書類を提出し、被保険者のために被保険者に代わって入院給付金を請求することができます。この場合において、当会社が入院給付金を支払った後に、重複して入院給付金の請求を受けたとしても、当会社は、入院給付金を支払いません。

① 傷害または疾病により、入院給付金を請求する意思表示ができないこと。

② 傷病名の告知を受けていないこと。

③ その他前①または②に準じた状態であること。

（4）主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める保険金、給付金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による入院給付金の支払の場合に準用します。

（5）入院給付金の受取人が被保険者で、その被保険者が死亡した場合の入院給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の①または②に定める１人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

① 被保険者の戸籍上の配偶者

② 前①に該当する者がいない場合には、法定相続人の協議により定めた者

第７条（特約保険料の払込免除）

（1）主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。

（2）本条（1）のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

① 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。

（3）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、本条（1）および（2）の規定は適用しません。

第８条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第９条（特約の責任開始期）

（1）この特約の責任開始期は、下表のとおりとし、「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

（2）この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）

（1）この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

（2）この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

（3）本条（2）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。

（4）この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときのこの特約の未経過部分の保険料（以下「未経過保険料」といいます。）の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。

（5）本条（2）に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日（注）以後その日の属する月の末日までにこの特約による入院給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

（6）本条（5）ただし書きに定める場合において、未払込保険料の払込みについては、保険契約者は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金を支払いません。

（7）主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

（8）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。

（9）本条（8）の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。

（10）本条（8）に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（注）月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。

第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）

（1）保険料払込みの猶予期間中に、この特約による入院給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、入院給付金から未払込保険料を差し引きます。

（2）入院給付金が本条（1）の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金を支払いません。

第12条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第13条（特約の復活）

（1）主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

（2）当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

（1）当会社は次の①～⑤のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

② 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

③ この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

④ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等（注）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤　次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～④に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合
ア．主契約が重大事由によって解除されたとき。
イ．保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

(2) 入院給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当会社は、本条(1)の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条(1)①～⑤に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による入院給付金および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。
①　入院給付金は支払いません。また、既に入院給付金を支払っていたときは、入院給付金の返還を請求します。
②　保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。

(3) 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。

(4) 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注) 保険種類および給付の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の給付金等を含みます。

第16条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第17条（特約の返戻金）

(1) この特約が解約または解除されたときは、当会社は、当会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。

(2) この特約が次条①および③の規定によって消滅したときは、本条(1)と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。

(3) 本条(2)の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。

(4) この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。

(5) 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第18条（特約の消滅とみなす場合）

次の①～③の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
①　主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
②　主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。
③　第2条（入院給付金の支払）の規定による主契約の被保険者にかかわる入院給付金の支払日数が通算して730日に達したとき。

第19条（入院給付金日額の減額）

(1) 保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院給付金日額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。

(2) 本条(1)の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第20条（特約の復旧）

(1) 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第18条（特約の消滅とみなす場合）②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

(2) 当会社が本条(1)の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第21条（特約の更新）

(1) この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の2か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。

(2) 本条（1）の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、本条（1）の更新を取り扱いません。
①　この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
②　この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えているとき。
③　主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

(3) 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更することがあります。
①　更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
②　更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えるとき。

(4) 本条（3）のほか、この特約は、当会社の定める取扱方法により、保険期間を変更して更新することがあります。

(5) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
(6) 更新されたこの特約の保険期間は更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
(7) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（注）と同一とし、更新後のこの特約の第１回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。
(8) 更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
(9) 更新後のこの特約の第１回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までに次の①～③のいずれかに該当した場合には、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
① この特約の入院給付金の支払事由が生じたとき。
② 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき。
③ 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由が生じたとき。
(10) 本条（7）～（9）の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、次の①および②のとおりとします。
① 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。この場合、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定ならびに本条（9）の規定を準用します。
② 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前①に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
(11) この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①および②によって取り扱います。
① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
ア．第２条（入院給付金の支払）
イ．第３条（入院給付金の支払に関する補則）
ウ．第４条（同一事由で複数回の入院を行った場合の取扱い）
エ．第５条（複数の事由で入院を行った場合の取扱い）
オ．第14条（告知義務および告知義務違反）
(12) この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条（1）の規定は適用せず、次の①、②のとおり取り扱います。
① 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
② 前①の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、本条（2）～（4）、（6）および（11）の規定によるほか、次のとおりとします。
ア．本条（5）、（7）および（8）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。
イ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、本条（9）の規定は適用せず、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
ウ．主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、本条（10）および前ア．、イ．の規定を適用せず、次のとおりとします。
（ア）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
（イ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ア）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
(13) 更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の特約により更新されることがあります。

（注）主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）とします。

第22条（特約の契約者配当）

この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）

(1) 主契約の保険金額を減額したとき（注１）に、減額後の主契約の保険金額（注２）に対するこの特約の入院給付金日額の割合が、当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度までその入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のその入院給付金日額が当会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。

(2) 本条（1）の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとします。
(3) 主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日を超えることとなるときは、主契約の保険期間に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。
(4) 主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。
(5) 本条（3）または（4）の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金（注３）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
(6) 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

（注１）主契約に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または家計保障定期保険特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額、特約基本年金月額もしくは特約基準給付金月額が減額されたときを含みます。
（注２）主契約に付加されている他の保険金額等（別表３）を含みます。
（注３）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第24条（管轄裁判所）

この特約における入院給付金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。
① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
② 入院給付金の種類
③ 入院給付金の日額
④ 契約日（注１）
⑤ 当会社名
(2) 本条（1）の登録の期間は、契約日（注１）から５年（注２）以内とします。
(3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（注３）の申込（注４）を受けた場合、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
(4) 各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に入院給付金のある特約（注３）の申込（注４）があった場合、本条（3）によって連絡された内容を入院給付金のある特約（注３）の承諾（注５）の判断の参考とすることができるものとします。
(5) 各生命保険会社等は、契約日（注６）から５年（注２）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条（1）の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
(6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注５）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
(7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
(8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
(9) 本条（3）～（5）および（注２）～（注６）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
入院給付金	入院共済金
保険契約	共済契約

（注１）復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には、最後の復活または復旧の日とします。また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。
（注２）契約日（注１）において被保険者が15歳未満の場合は、「５年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。
（注３）入院給付金のある保険契約を含みます。
（注４）復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。
（注５）復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
（注６）復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の取扱いが行なわれた場合は、各々の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行なわれた場合には、最後の復活、

復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）

（1）次の①および②について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

① 保険料の振替貸付

② 延長定期保険または払済保険への変更

（2）本条（1）①の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。

（3）第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（4）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、次のとおり本条（1）の規定を適用します。

① 本条（1）①の場合は、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

② 本条（1）②の場合は、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（4）の規定にかかわらず、当会社はこの特約の未経過保険料を支払わず、その金額を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第28条（疾病入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を疾病入院特約（疾病入院特約（本人型）を含みます。以下本条において同じ。）とあわせて主契約に付加した場合、この特約から支払う入院給付金の金額は、第２条（入院給付金の支払）の規定にかかわらず、次の①および②のとおりとします。

① 疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、不慮の事故（別表２）により治療を開始したときは、この特約から支払う入院給付金の支払金額は次に定めるところによるものとします。

ア．この特約の入院給付金日額が疾病入院特約の入院給付金日額以上である場合

（ア）疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて５日目以降に不慮の事故により治療を開始したとき。

入院給付金の支払金額 ＝ 入院給付金日額 × 不慮の事故により治療を開始した日からその日を含めた入院日数

（イ）疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めて４日以内に不慮の事故により治療を開始したとき。

入院給付金の支払金額 ＝ 入院給付金日額 × （疾病の治療のために入院を開始した日からその日を含めた入院日数 － 入院開始日からその日を含めて４日）

イ．この特約の入院給付金日額が疾病入院特約の入院給付金日額未満である場合で、疾病入院特約の規定による入院給付金の支払われる期間が終了したとき。

入院給付金の支払金額 ＝ 入院給付金日額 × 疾病入院特約の規定による入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数

② この特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる治療を開始したときは、疾病入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

第29条（定期保険、家計保障定期保険または疾病入院保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を定期保険、家計保障定期保険または疾病入院保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。

② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。

ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。

イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。

ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。

③ 入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

④ この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、前①の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。

ア．保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。

イ．前ア．の場合、前②イ．およびウ．の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険

料の払込み）（7）の規定を準用します。

ウ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。

（2）本条（1）のほか、この特約を家計保障定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基準給付金月額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基準給付金月額をもとに計算した主契約の責任開始期の保険金額」と読み替えます。

② 主契約の保険金支払事由が発生し、保険金の月払給付を行なう場合、この特約はその保険金支払事由の発生時に消滅したものとみなします。

（3）本条（1）のほか、この特約を疾病入院保険に付加した場合には、次の①～⑨のとおり取り扱います。

① 第1条（入院給付金の支払限度の型）（1）は次のとおり読み替えます。

「（1）この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じ下表のとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、次のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

入院給付金の支払限度の型	同一の不慮の事故（別表2）による入院についての支払日数（※1）の限度	入院給付金の通算支払限度（※2）
60日型	60日	730日
120日型	120日	730日
360日型	360日	730日
730日型	730日	730日

（※1）入院給付金を支払う日数をいいます。

（※2）入院給付金の保険期間を通じての支払日数の通算限度をいいます。

」

② 第2条（入院給付金の支払）中「法人」とあるのは「法人または個人事業主」と、「高度障害保険金」とあるのは「給付金」と読み替えます。

③ 第2条（入院給付金の支払）表中の「支払額」の規定を次のとおり読み替えます。

「同一の不慮の事故による入院1回につき、以下により計算した金額

保険証券に記載された入院給付金日額 × 入院日数

ただし、支払限度は、第1条（入院給付金の支払限度の型）において選択した型に応じて、「同一の不慮の事故（別表2）による入院についての支払日数の限度」および「入院給付金の通算支払限度」のとおりとします。」

④ 第2条（入院給付金の支払）表中の「給付金を支払う場合」の規定中「継続して5日以上」とあるのは「1日以上」と読み替えます。

⑤ この特約の入院給付金と主契約の入院給付金の支払事由が重複する場合には、次のとおり取り扱います。

ア．この特約の入院給付金日額が主契約の入院給付金日額以上である場合

主契約の入院給付金の支払事由が生じた場合でも、この特約の入院給付金が支払われる期間に対しては、主約款の規定にかかわらず、主契約の入院給付金は支払いません。

イ．この特約の入院給付金日額が主契約の入院給付金日額未満である場合

この特約の入院給付金の支払事由が生じた場合でも、主契約の入院給付金が支払われる期間に対しては、第5条（入院給付金の支払）の規定にかかわらず、この特約の入院給付金は支払いません。

⑥ 第17条（特約の返戻金）（1）の規定にかかわらず、この特約の解約返戻金はありません。この特約が第18条（特約の消滅とみなす場合）①および③の規定によって消滅した場合も同様とします。

⑦ 第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の入院給付金日額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の入院給付金日額」と読み替えます。

⑧ 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了する場合には、次条（2）①イ.～エ．の規定を準用します。

⑨ 第33条（保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則）の規定にかかわらず、保険期間が終身のこの特約への変更は取り扱いません。

第30条 （終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、次のとおりとします。

ア．年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。

イ．前ア．により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

ウ．第2条（入院給付金の支払）中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保

険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

② 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、次のとおりとします。

ア．年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前①ア．およびイ．の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

イ．第2条（入院給付金の支払）中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

③ 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条（入院給付金の支払）中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

④ 次のア．またはイ．の場合には、第17条（特約の返戻金）（3）中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

ア．主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。

イ．主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。

⑤ 第7条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

(2) 本条（1）のほか、この特約を終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、次のとおりとします。

ア．保険契約者は、当会社の定める取扱範囲により、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

イ．この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条（特約の更新）（2）および（3）中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第21条（特約の更新）（1）～（3）、（6）、（11）および（13）の規定を適用します。

ウ．保険契約者は、保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料を、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納すること、または当会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込みを完了することを必要とします。一括して前納した場合には、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を、払込みを完了した場合には、主約款に定める保険料の払込完了の規定をそれぞれ準用します。

エ．前ウ．に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

② 第7条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了した場合で、保険料の払込完了日以後の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

第31条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑦のとおり取り扱います。

① 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。

② 前①により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金（注1）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

③ 第3条（入院給付金の支払に関する補則）（2）②中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第17条（特約の返戻金）（3）中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

④ 主契約の基本年金額を減額したとき（注2）に、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度の額までその入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。

⑤ 主約款に定める契約者貸付の規定の適用により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前④の規定を準用して取り扱います。

⑥ 保険契約者が法人で、かつ、次のア．またはイ．に該当するときは、第2条（入院給付金の支払）の規定にかかわらず、入院給付金の受取人は、保険契約者とします。

ア．主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（注3）が保険

契約者であるとき。
イ．主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人（注３）が保険契約者であるとき。
⑦　主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）（1）および（3）中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について当会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（注１）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。
（注２）主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。
（注３）死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

第32条（養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。
①　この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
②　更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
③　入院給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第33条（保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則）

（1）保険契約者は、次のすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、当会社の定める取扱範囲により、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。
①　主契約の保険期間が終身のとき。
②　被保険者の年齢が69歳以下のとき。
③　契約日（更新の取扱いが行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき。
（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の場合には、当会社は本条の変更を取り扱いません。
①　主契約またはこの特約の保険料の払込みが免除されている場合
②　主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
（3）変更後特約の入院給付金日額は、変更前の入院給付金日額と同額とします。
（4）変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
（5）変更後特約の保険料は、次の①～③のいずれかの方法で払い込むことを必要とします。ただし、次の③に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限ります。
①　変更日の前日までに一括して払い込む方法
②　当会社の定めるところにより分割して払い込む方法
③　主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、当会社の定める取扱範囲により変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第１回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。
（6）本条（5）①および②の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
（7）変更後特約について、入院給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたものとします。
（8）本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、当会社は、責任準備金（注）があるときにはこれを保険契約者に支払います。
（9）本条（1）の規定にかかわらず、変更日に当会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、当会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、当会社の定める取扱範囲により、本条の取扱いに準じて、変更日に当会社の定める他の特約へ変更されます。

（注）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

別表１　請求書類

項目	提出書類
入院給付金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 （4）不慮の事故であることを証する書類 （5）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） （6）入院給付金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （7）最終の保険料払込みを証する書類 （8）保険証券 第６条（入院給付金の請求、支払時期および支払場所）（3）の規定により代理して請求を行なう際に、上記に追加して必要となる書類 （9）代理して請求する者の住民票と戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （10）被保険者および代理して請求する者の健康保険証の写し等代理して請求する者が被保険者と生計を一にしていることが確認できる書類（ただし、代理して請求する者が被保険者の戸籍上の配偶者の場合は不要。）
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

別表２　対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については、「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要、昭和54年版」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
１.鉄道事故	Ｅ800～Ｅ807
２.自動車交通事故	Ｅ810～Ｅ819
３.自動車非交通事故	Ｅ820～Ｅ825
４.その他の道路交通機関事故	Ｅ826～Ｅ829
５.水上交通機関事故	Ｅ830～Ｅ838
６.航空機および宇宙交通機関事故	Ｅ840～Ｅ845
７.他に分類されない交通機関事故	Ｅ846～Ｅ848
８.医薬品および生物学的製剤による不慮の中毒 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ850～Ｅ858
９.その他の固体、液体、ガスおよび蒸気による不慮の中毒 ただし、洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒　（ブドー球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食餌性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。	Ｅ860～Ｅ869
10.外科的および内科的診療上の患者事故 ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ870～Ｅ876
11.患者の異常反応あるいは後発合併症を生じた外科的および内科的処置で処置時事故の記載のないもの ただし、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ878～Ｅ879
12.不慮の墜落	Ｅ880～Ｅ888
13.火災および火焔による不慮の事故	Ｅ890～Ｅ899
14.自然および環境要因による不慮の事故 ただし、「過度の高温（Ｅ900）中の気象条件によるもの」、「高圧、低圧および気圧の変化（Ｅ902）」、「旅行および身体動揺（Ｅ903）」および「飢餓、渇、不良環境曝露および放置（Ｅ904）中の飢餓、渇」は除外します。	Ｅ900～Ｅ909
15.溺水、窒息および異物による不慮の事故 ただし、疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の「食物の吸入または嚥下による気道閉塞または窒息（Ｅ911）」、「その他の物体の吸入または嚥下による気道の閉塞または窒息（Ｅ912）」は除外します。	Ｅ910～Ｅ915
16.その他の不慮の事故 ただし、「努力過度および激しい運動（Ｅ927）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動」および「その他および詳細不明の環境的原因および不慮の事故（Ｅ928）中の無重力環境への長期滞在、騒音暴露、振動」は除外します。	Ｅ916～Ｅ928
17.医薬品および生物学的製剤の治療上使用による有害作用 ただし、外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。また、疾病の診断、治療を目的としたものは除外します。	Ｅ930～Ｅ949
18.他殺および他人の加害による損傷	Ｅ960～Ｅ969
19.法的介入 ただし、「処刑（Ｅ978）」は除外します。	Ｅ970～Ｅ978
20.戦争行為による損傷	Ｅ990～Ｅ999

別表 3　対象となる保険金額等

（1）平準定期保険特約の特約保険金額
（2）生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
（3）逓減定期保険特約の特約基本保険金額
（4）逓増定期保険特約の特約基本保険金額
（5）収入保障特約の保険金換算額
（6）家計保障定期保険特約の責任開始期の特約保険金額

疾病入院特約条項（本人型）　目次

第１条　入院給付金の支払限度の型
第２条　給付金の支払
第３条　給付金の支払に関する補則
第４条　同一事由で複数回の入院を行った場合の取扱い
第５条　複数の事由で入院を行った場合の取扱い
第６条　入院給付金・手術給付金の請求、支払時期および支払場所
第７条　特約保険料の払込免除
第８条　特約の締結
第９条　特約の責任開始期
第10条　特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み
第11条　猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い
第12条　特約の失効
第13条　特約の復活
第14条　告知義務および告知義務違反
第15条　重大事由による解除
第16条　特約の解約
第17条　特約の返戻金
第18条　特約の消滅とみなす場合
第19条　入院給付金日額の減額
第20条　特約の復旧
第21条　特約の更新
第22条　特約の契約者配当
第23条　主契約の内容変更に伴う特約の取扱い
第24条　管轄裁判所
第25条　契約内容の登録
第26条　主約款の規定の準用
第27条　この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則
第28条　災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則
第29条　定期保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則
第30条　終身保険、５年ごと利差配当付終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則
第31条　５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則
第32条　養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則
第33条　保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則

疾病入院特約条項（本人型）

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、被保険者が疾病の治療を目的として入院した場合には入院日数に応じて入院給付金を支払うとともに、手術を受けた場合には所定の手術給付金を支払うことを主な内容とするものです。

第１条（入院給付金の支払限度の型）

（1）この特約の入院給付金の支払限度は、型に応じ下表のとおりとし、保険契約者はこの特約の締結の際、次のいずれかの支払限度の型を選択するものとします。

入院給付金の支払限度の型	１回の入院についての支払日数（※１）の限度	入院給付金の通算支払限度（※２）
120日型	120日	730日
360日型	360日	730日
730日型	730日	730日

（※１）入院給付金を支払う日数をいいます。
（※２）入院給付金の保険期間を通じての支払日数の通算限度をいいます。

（2）本条（1）により選択された支払限度の型は変更することができません。

第２条（給付金の支払）

この特約において支払う給付金は、次のとおりです。

① 入院給付金

支払額	入院1回につき、以下により計算した金額 保険証券に記載された入院給付金日額 × （ 入院日数 － 入院開始日からその日を含めての4日 ） ただし、支払限度は、第1条（入院給付金の支払限度の型）において選択した型に応じて、「1回の入院についての支払日数の限度」および「入院給付金の通算支払限度」のとおりとします。
受取人	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）（被保険者または保険契約者以外の者には変更することはできません。）
給付金を支払う場合（以下「支払事由」といいます。）	被保険者が次の条件のすべてを満たす入院をしたとき。 ア．この特約の責任開始期（※1）以後に発病した疾病の治療を目的とすること（※2）。 イ．病院または診療所（※3）における入院（※4）であること。 ウ．入院の日数が、ア．の疾病の治療を目的としてこの特約の保険期間中に継続して5日以上となったこと。
支払事由に該当した場合であっても給付金を支払わない場合（以下「免責事由」といいます。）	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．被保険者の犯罪行為 ウ．被保険者の精神障害を原因とする事故 エ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ．被保険者の薬物依存（※5） ク．地震、噴火または津波 ケ．戦争その他の変乱

② 手術給付金

支払額	手術1回につき、以下により計算した金額 保険証券に記載された入院給付金日額 × 手術の種類に応じて別表2に定める給付倍率
受取人	被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）（被保険者または保険契約者以外の者には変更することはできません。）
支払事由	被保険者が、この特約の保険期間中に次の条件のすべてを満たす手術を受けたとき。 ア．次のいずれかを直接の原因とする手術であること。 （ア）責任開始期（※1）以後に発病した疾病 （イ）責任開始期（※1）以後に発生した不慮の事故による傷害 （ウ）責任開始期（※1）以後に発生した不慮の事故以外の外因による傷害 イ．前ア．の疾病または傷害の治療を直接の目的とすること（※6）。 ウ．別表2に定めるいずれかの種類の手術であること。 エ．病院または診療所（※3）における手術であること。
免責事由	次のいずれかにより上記の支払事由に該当したとき。 ア．保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 イ．被保険者の犯罪行為 ウ．被保険者の精神障害を原因とする事故 エ．被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 オ．被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 カ．被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 キ．被保険者の薬物依存（※5） ク．地震、噴火または津波 ケ．戦争その他の変乱

（※1）復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。

（※2）美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。

（※3）「病院または診療所」とは、次の①または②のいずれかに該当したものとします。

① 医療法に定める日本国内にある病院または患者が入院するための施設を有する診療所。（患者が入院するための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます。）ただし、介護保険法に定める介護療養型医療施設を除きます。

② 前①の場合と同等と当会社が認めた日本国外にある医療施設

（※４）医師（※７）による治療（※８）が必要であり、かつ、自宅等（※９）での治療（※８）が困難なため、病院または診療所（※３）に入り、常に医師（※７）の管理下において治療（※８）に専念することをいいます。
（※５）「薬物依存」とは、昭和53年12月15日行政管理庁告示第73号に定められた分類項目中の分類番号304に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。
（※６）美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。
（※７）柔道整復師法に定める柔道整復師を含み、被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師をいいます。
（※８）柔道整復師による施術を含みます。
（※９）老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。

第３条（給付金の支払に関する補則）

（1）給付金の支払額の計算にあたって、入院給付金日額の変更があった場合には、各入院日または手術を受けた日（注１）現在の入院給付金日額を基準とします。
（2）次の①または②の場合には、①または②に定める事由の発生時を含んで継続している入院は、この特約の有効中の入院とみなして、前条の規定を適用します。
① 被保険者の入院中にこの特約の保険期間が満了したとき。
② 被保険者の入院中に主契約の保険金支払事由が発生したために主契約が消滅し、第18条（特約の消滅とみなす場合）の規定によってこの特約が消滅したとき。
（3）次の①～③のいずれかに該当する入院は、疾病の治療を目的とする入院（注２）とみなして、前条の規定を適用します。
① 責任開始期（注３）以後に発生した主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める不慮の事故（以下「不慮の事故」といいます。）以外の外因による傷害の治療を目的とする入院（注２）
② 責任開始期（注３）以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院（注２）
③ 責任開始期（注３）以後に開始した異常分娩（別表３）のための入院
（4）次の①～③のいずれかに該当する場合には、当会社は、被保険者がこの特約の責任開始期（注３）前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因によって被った傷害（以下、本（4）において「責任開始期前の疾病等」といいます。）を、この特約の責任開始期（注３）以後に生じたものとみなして前条および本条（3）の規定を適用します。
① この特約の締結、復活または復旧の際、告知等により当会社が責任開始期前の疾病等について知っていた場合、または過失により知らなかった場合（責任開始期前の疾病等について、保険契約者または被保険者から告知されなかったことにより、当会社が事実の一部を知らなかった場合を除きます。）
② この特約の締結、復活または復旧の際、責任開始期前の疾病等について、保険媒介者（注４）が保険契約者または被保険者に対し、告知をすることを妨げた場合、告知しないことを勧めた場合、または事実でないことを告げることを勧めた場合
③ 責任開始期前の疾病等について、次のア．およびイ．を満たし、かつ、責任開始期（注３）前に、被保険者の身体に生じた症状について保険契約者および被保険者の認識および自覚がなかったことが明らかな場合
ア．責任開始期（注３）前に、被保険者が医師の診察を受けたことがない。
イ．責任開始期（注３）前に、被保険者が健康診断（定期健康診断、人間ドック等、健康状態を評価することで疾患の予防・早期発見に役立てることを目的として行う診察・検査・検診をいいます。）による異常の指摘を受けたことがない。
（5）被保険者が責任開始期（注３）前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として入院（注２）した場合でも、責任開始日（注３）からその日を含めて２年を経過した後に開始した入院は、この特約の責任開始期（注３）以後の原因によるものとみなして前条の規定を適用します。
（6）当会社は、被保険者が、同一の機会に２種類以上の手術を受けた場合には、前条の規定にかかわらず、対象となる手術および給付倍率表（別表２）に定める給付倍率の高いいずれか１種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
（7）被保険者が責任開始期（注３）前に発病した疾病または発生した不慮の事故もしくはそれ以外の外因による傷害の治療を目的として手術（注５）を受けた場合でも、責任開始日（注３）からその日を含めて２年を経過した後に受けた手術は、この保険契約の責任開始期（注３）以後の原因によるものとみなして前条の規定を適用します。
（8）被保険者が地震、噴火、津波または戦争その他の変乱により給付金の支払事由に該当した場合でも、これらの事由により給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加について、当会社が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めたときは、当会社は、その程度に応じ、入院給付金または手術給付金の全額を支払い、またはその金額を削減して支払います。

（注１）１回の手術が２日以上にわたった場合には、その手術の開始日現在の入院給付金日額を基準とします。
（注２）美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のための入院、入院治療を必要としない介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とした入院」には該当しません。
（注３）復活または復旧の取扱いが行われた場合は、復活または復旧における責任開始期とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合は、最後の復活または復旧における責任開始期とします。また、責任開始期の属する日を責任開始日といいます。
（注４）当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者をいいます。
（注５）美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断、検査（生検、腹腔鏡検査等）のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

第４条（同一事由で複数回の入院を行った場合の取扱い）

（1）被保険者が疾病により入院し、その入院の退院後に同一の疾病（注）による入院を開始した場合で、その退院日と入院の開始日の間の日数が30日以内のときは、これらの入院を継続した１回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第２条（給付金の支払）の規定を適用します。

（2）被保険者が同一の疾病（注）により、第２条（給付金の支払）に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院を２回以上した場合には、それらの入院を１回の入院とみなし、各入院について日数を合算して第２条（給付金の支払）の規定を適用します。ただし、同一の疾病（注）による入院でも、入院給付金の支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過して開始した入院については、新たな疾病による入院として第２条（給付金の支払）の規定を適用します。

（注）医学上重要な関係があると当会社が認めた疾病は、病名が異なっている場合であっても、これを「同一の疾病」として取り扱います。例えば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患等をいいます。

第５条（複数の事由で入院を行った場合の取扱い）

当会社は、被保険者が第２条（給付金の支払）に規定する入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときに、異なる疾病を併発していた場合、またはその入院中に異なる疾病を併発した場合には、その入院開始の直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、第２条（給付金の支払）の規定を適用します。

第６条（入院給付金・手術給付金の請求、支払時期および支払場所）

（1）入院給付金または手術給付金（以下、この条において「給付金」といいます。）の支払事由が生じたときは、保険契約者または被保険者は、すみやかに当会社に通知してください。

（2）給付金の支払事由が生じたときは、給付金の受取人は、当会社に、請求に必要な書類（別表１）を提出して、給付金を請求してください。

（3）本条（2）の場合に、給付金の受取人が被保険者であり、かつ、その被保険者に給付金を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、被保険者の戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合には、被保険者と生計を一にする親族）が、請求に必要な書類（別表１）およびその事情を証明する書類を提出し、被保険者のために被保険者に代わって給付金を請求することができます。この場合において、当会社が給付金を支払った後に、重複して給付金の請求を受けたとしても、当会社は、給付金を支払いません。

① 傷害または疾病により、給付金を請求する意思表示ができないこと。

② 傷病名の告知を受けていないこと。

③ その他前①または②に準じた状態であること。

（4）主約款に定める保険金、給付金、年金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による給付金の支払の場合に準用します。

（5）給付金の受取人が被保険者で、その被保険者が死亡した場合の給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、次の①または②に定める１人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。

① 被保険者の戸籍上の配偶者

② 前①に該当する者がいない場合には、法定相続人の協議により定めた者

第７条（特約保険料の払込免除）

（1）主約款の規定によって、主契約の保険料払込みが免除された場合には、同時にこの特約の保険料払込みを免除します。

（2）本条（1）のほか、次の①または②の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

① 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。

② この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合で、主契約の保険料払込期間経過後のとき。

（3）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、本条（1）および（2）の規定は適用しません。

第８条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第９条（特約の責任開始期）

（1）この特約の責任開始期は、下表のとおりとし、「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加と承諾の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、この特約を主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、この特約を主契約に付加する場合で、当会社が保険契約者からの特約付加の申込を承諾した場合	当会社所定の保険料および精算額を当会社が受け取った時または告知の時のいずれか遅い時

（2）この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）

（1）この特約の保険期間および保険料払込期間は、主契約の保険期間の満了する日を限度とし、当会社所定の範囲内で定めます。

（2）この特約（特約保険料の払込方法（回数）が一時払の場合を除きます。以下本条において同じ。）の保険料は、主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。保険料の前納または一括払の場合も同様とします。

（3）本条（2）の規定にかかわらず、主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合には、この特約の保険料は、一括して前納することを必要とします。

（4）この特約が保険料払込期間中に消滅したときまたはこの特約の保険料の払込みが免除されたときのこの特約の未経過部分の保険料（以下「未経過保険料」といいます。）の取扱いについては、主約款の規定を準用します。ただし、主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定がない場合には、この特約の未経過保険料の支払いはありません。

（5）本条（2）に定めるこの特約の保険料が払い込まれないまま、主約款の保険料の払込みに関する規定に定める契約応当日（注）以後その日の属する月の末日までにこの特約による入院給付金または手術給付金の支払事由が生じた場合には、当会社は、その支払うべき金額から、未払込保険料を差し引きます。ただし、入院給付金または手術給付金が未払込保険料に不足する場合には、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。

（6）本条（5）ただし書きに定める場合において、未払込保険料の払込みについては、保険契約者は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金および手術給付金を支払いません。

（7）主契約の保険料が払い込まれ、この特約の保険料が払い込まれない場合には、この特約は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

（8）この特約の保険料払込期間と主契約の保険料払込期間とが異なる場合には、主契約の保険料払込期間経過後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、主契約の保険料払込期間の満了日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。

（9）本条（8）の場合には、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を準用します。

（10）本条（8）に規定する前納が行なわれなかった場合には、この特約は、主契約の保険料払込期間が満了した時に解約されたものとします。

（注）月払契約の場合は月単位、半年払契約の場合は半年単位、年払契約の場合は年単位の契約応当日とします。

第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）

（1）保険料払込みの猶予期間中に、この特約による入院給付金または手術給付金の支払事由が発生した場合には、当会社は、入院給付金または手術給付金から未払込保険料を差し引きます。

（2）入院給付金または手術給付金が本条（1）の未払込保険料に不足するときは、保険契約者は、主約款に定める保険料払込みの猶予期間の満了する時までに、未払込保険料を払い込むことを必要とします。この未払込保険料が払い込まれない場合には、当会社は、支払事由の発生により支払うべき入院給付金および手術給付金を支払いません。

第12条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第13条（特約の復活）

（1）主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。

（2）当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第14条（告知義務および告知義務違反）

この特約の締結、復活または復旧に際しての告知義務および告知義務違反については、主約款の告知義務および告知義務違反に関する規定を準用します。

第15条（重大事由による解除）

（1）当会社は次の①～⑤のいずれかに定める事由が生じた場合には、この特約を将来に向って解除することができます。

① 保険契約者、被保険者または給付金の受取人がこの特約の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

② 保険契約者または被保険者が、当会社にこの特約の保険料払込免除をさせる目的で、事故招致（未遂を含みます。）をした場合

③ この特約の給付金の請求に関し、給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合

④ 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等（注）の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

⑤ 次のア．またはイ．に該当する等により、当会社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この特約の存続を困難とする前①～④に掲げる事由と同等の重大な事由がある場合

ア．主契約が重大事由によって解除されたとき。

イ．保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されたとき。

（2）入院給付金、手術給付金の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた後でも、当会社は、本条（1）の規定によってこの特約を解除することができます。この場合には、本条（1）①～⑤に定める事由の発生時以降に生じた支払事由による入院給付金、手術給付金および保険料払込みの免除は、次の①および②のとおり取り扱います。

① 入院給付金および手術給付金は支払いません。また、既に入院給付金または手術給付金を支払っていたときは、

入院給付金および手術給付金の返還を請求します。
② 保険料の払込みは免除しません。また、既に保険料の払込みを免除していたときは、その保険料の払込みはなかったものとします。
(3) 本条の規定によってこの特約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、被保険者または給付金の受取人に通知します。
(4) 本条の規定によってこの特約を解除したときは、当会社は、解約返戻金があるときは、これと同額の返戻金を保険契約者に支払います。

(注) 保険種類および給付の名称がいかなる場合であっても他の保険契約の給付金等を含みます。

第16条（特約の解約）
保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第17条（特約の返戻金）
(1) この特約が解約または解除されたときは、当会社は、当会社の定めた方法で計算した解約返戻金を保険契約者に払い戻します。ただし、主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、この特約の解約返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
(2) この特約が次条①の規定によって消滅したときは、本条 (1) と同様に取り扱います。ただし、主約款の規定によって主契約の責任準備金を払い戻す場合には、この特約の責任準備金を主約款の規定に準じて払い戻します。
(3) 本条 (2) の規定にかかわらず、主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合および主契約の責任準備金その他の返戻金の払戻がない場合には、この特約の責任準備金その他の返戻金の払戻はありません。
(4) この特約の解約返戻金額は、主契約の解約返戻金額とあわせて保険証券に例示します。
(5) 主約款の契約者貸付の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金は、主契約の解約返戻金に加えません。

第18条（特約の消滅とみなす場合）
次の①または②の場合には、この特約は消滅したものとみなします。
① 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。
② 主契約が延長定期保険または払済保険に変更されたとき。

第19条（入院給付金日額の減額）
(1) 保険契約者は、入院給付金日額を減額することができます。ただし、減額後のその入院給付金日額は、当会社の定める範囲内であることを必要とします。
(2) 本条 (1) の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとして取り扱います。

第20条（特約の復旧）
(1) 延長定期保険または払済保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、第18条（特約の消滅とみなす場合）②の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。
(2) 当会社が本条 (1) の規定によって請求された復旧を承諾した場合には、主約款の復旧の規定を準用して、この特約の復旧の取扱いをします。

第21条（特約の更新）
(1) この特約の保険期間が満了する場合、この特約は、保険期間の満了日の翌日に更新して継続されるものとし、この日を更新日とします。ただし、保険契約者がその満了日の 2 か月前までにこの特約を継続しない旨を当会社に通知した場合には更新しません。
(2) 本条 (1) の規定にかかわらず、次の①～③のいずれかに該当する場合は、当会社は、本条 (1) の更新を取り扱いません。
① この特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
② この特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えているとき。
③ 主契約の保険料の払込方法（回数）が一時払のとき。
(3) 更新後のこの特約の保険期間は、更新前のこの特約の保険期間と同一とします。ただし、次の①または②のいずれかに該当する場合は、更新後のこの特約の保険期間を当会社所定の保険期間に変更することがあります。
① 更新後のこの特約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が当会社の定める範囲を超えるとき。
② 更新後のこの特約の保険期間の満了日が主契約の保険料払込期間の満了日を超えるとき。
(4) 本条 (3) のほか、この特約は、当会社の定める取扱方法により、保険期間を変更して更新することがあります。
(5) 更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
(6) 更新されたこの特約の保険期間は更新日からその日を含めて計算するものとし、更新後のこの特約の保険料は、更新日現在の被保険者の年齢によって計算します。
(7) 更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、主契約の保険料の払込方法（回数）（注）と同一とし、更新後のこの特約の第 1 回保険料は、更新日の属する月を払込期月とする主契約の保険料とともに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）(7) の規定を準用します。
(8) 更新後のこの特約の第 1 回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が猶予期間中に払い込まれない場合には、主約款に定める保険料の振替貸付の規定を準用します。
(9) 更新後のこの特約の第 1 回保険料および同時に払い込むべき主契約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶

予期間の満了する日までに次の①～③のいずれかに該当した場合には、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
① この特約の入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたとき。
② 主契約の保険料払込みの免除事由が生じたとき。
③ 主契約に付加されている特約の保険金または給付金の支払事由が生じたとき。
（10）本条（7）～（9）の規定にかかわらず、主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、次の①および②のとおりとします。
① 主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、主契約の保険料の払込方法（回数）にかかわらず年払保険料とし、更新日の属する月の末日までに一括して前納することを必要とします。この場合、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定ならびに本条（9）の規定を準用します。
② 更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前①に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
（11）この特約が更新された場合には、その旨を保険契約者に通知し、次の①および②によって取り扱います。
① 更新後のこの特約には更新時の特約条項および保険料率が適用されます。
② 次の規定に関しては、更新前のこの特約の保険期間と更新後のこの特約の保険期間とは継続されたものとします。
ア．第２条（給付金の支払）
イ．第３条（給付金の支払に関する補則）
ウ．第４条（同一事由で複数回の入院を行った場合の取扱い）
エ．第５条（複数の事由で入院を行った場合の取扱い）
オ．第14条（告知義務および告知義務違反）
（12）この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、本条（1）の規定は適用せず、次の①、②のとおり取り扱います。
① 保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、この特約の更新を取り扱います。
② 前①の場合、この特約の保険期間の満了日の翌日を更新日とし、本条（2）～（4）、（6）および（11）の規定によるほか、次のとおりとします。
ア．本条（5）、（7）および（8）の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。
イ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、本条（9）の規定は適用せず、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
ウ．主契約の保険料払込期間の満了日の翌日に更新する場合には、本条（10）および前ア．、イ．の規定を適用せず、次のとおりとします。
（ア）主契約の保険料払込期間の満了後において払い込むべきこの特約の保険料は、一時払保険料とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主約款に定める年払契約の保険料の払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
（イ）更新日以後、猶予期間の満了する日までに、前（ア）に定めるこの特約の保険料が払い込まれなかったときは、この特約の更新はなかったものとし、この特約は更新前のこの特約の保険期間満了時にさかのぼって消滅するものとします。
（13）更新時に当会社がこの特約の締結を取り扱っていないときは、当会社所定の特約により更新されることがあります。

（注）主契約が一時払保険部分と分割払保険部分から構成されている場合は、分割払保険部分の保険料の払込方法（回数）とします。

第22条（特約の契約者配当）
この特約に対しては、契約者配当はありません。

第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）
（1）主契約の保険金額を減額したとき（注１）に、減額後の主契約の保険金額（注２）に対するこの特約の入院給付金日額の割合が、当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度までその入院給付金日額を減額します。ただし、減額後のその入院給付金日額が当会社の定める金額未満となるときは、この特約は解約されたものとします。
（2）本条（1）の規定によって、入院給付金日額が減額された場合には、減額分は、解約されたものとします。
（3）主契約の保険期間を短縮した場合、この特約の保険期間が、主契約の保険期間の満了日を超えることとなるときは、主契約の保険期間に合わせてこの特約の保険期間を変更します。ただし、変更後のこの特約の保険期間が、当会社の定める保険期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。
（4）主契約の保険料払込期間を変更した場合、この特約の保険料払込期間を変更することがあります。ただし、変更後のこの特約の保険料払込期間が、当会社の定める保険料払込期間に満たないときは、この特約は解約されたものとします。
（5）本条（3）または（4）の規定により、この特約の保険期間または保険料払込期間が変更された場合には、責任準備金（注３）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。この場合、主約款の規定による保険料の振替貸付また

は契約者貸付があるときは、返戻金をそれらの元利金の返済にあてます。
(6) 主契約の保険期間を延長した場合、この特約の保険期間は延長せず、そのまま有効に継続します。

(注1) 主契約に平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、収入保障特約または家計保障定期保険特約が付加されている場合には、それらの特約が消滅したときまたはそれらの特約保険金額、特約基本保険金額、特約基本年金月額もしくは特約基準給付金月額が減額されたときを含みます。
(注2) 主契約に付加されている他の保険金額等（別表4）を含みます。
(注3) 主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

第24条（管轄裁判所）

この特約における入院給付金、手術給付金または保険料払込みの免除の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第25条（契約内容の登録）

(1) 当会社は、保険契約者および被保険者の同意を得て、次の事項を社団法人生命保険協会（以下本条において「協会」といいます。）に登録します。
① 保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市、区、郡までとします。）
② 入院給付金の種類
③ 入院給付金の日額
④ 契約日（注1）
⑤ 当会社名
(2) 本条（1）の登録の期間は、契約日（注1）から5年（注2）以内とします。
(3) 協会加盟の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下本条において「各生命保険会社等」といいます。）は、本条（1）の規定により登録された被保険者について、入院給付金のある特約（注3）の申込（注4）を受けた場合、協会に対して本条(1)の規定により登録された内容について照会することができるものとします。この場合、協会からその結果の連絡を受けるものとします。
(4) 各生命保険会社等は、本条（2）の登録の期間中に入院給付金のある特約（注3）の申込（注4）があった場合、本条（3）によって連絡された内容を入院給付金のある特約（注3）の承諾（注5）の判断の参考とすることができるものとします。
(5) 各生命保険会社等は、契約日（注6）から5年（注2）以内に入院給付金の請求を受けたときは、協会に対して本条(1)の規定により登録された内容について照会し、その結果を入院給付金の支払の判断の参考とすることができるものとします。
(6) 各生命保険会社等は、連絡された内容を承諾（注5）の判断または支払の判断の参考とする以外に用いないものとします。
(7) 協会および各生命保険会社等は、登録または連絡された内容を他に公開しないものとします。
(8) 保険契約者または被保険者は、登録または連絡された内容について、当会社または協会に照会することができます。また、その内容が事実と相違していることを知ったときは、その訂正を請求することができます。
(9) 本条（3）～（5）および（注2）～（注6）中の下表「読替前」欄に記載の字句は、農業協同組合法に基づく共済契約においては、それぞれ「読替後」欄に記載の字句に読み替えます。

読替前	読替後
被保険者	被共済者
入院給付金	入院共済金
保険契約	共済契約

(注1) 復活または復旧の取扱いが行なわれた場合は、復活または復旧の日とし、複数回復活または復旧の取扱いが行われた場合には、最後の復活または復旧の日とします。また、主契約の契約日後付加した場合は、この特約の付加の日とします。
(注2) 契約日（注1）において被保険者が15歳未満の場合は、「5年」または「被保険者が満15歳に達する日までの期間」のうちいずれか長い期間とします。
(注3) 入院給付金のある保険契約を含みます。
(注4) 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の申込を含みます。
(注5) 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の承諾を含みます。
(注6) 復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の取扱いが行なわれた場合は、各々の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約中途付加の日とし、複数回各々の取扱いが行なわれた場合には、最後の復活、復旧、入院給付金の日額の増額または特約の中途付加の日とします。

第26条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）

(1) 次の①および②について主約款の規定を適用する場合には、この特約の解約返戻金を、主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
① 保険料の振替貸付
② 延長定期保険または払済保険への変更

(2) 本条（1）①の保険料の振替貸付は、主契約の保険料と、特約保険料の払込方法（回数）が一時払を除くこの特約（更新後のこの特約を含みます。）の保険料との合計額について行なうものとします。
(3) 第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（4）の規定により当会社が支払うべき未経過保険料があるときは、次のとおり本条（1）の規定を適用します。
① 本条（1）①の場合は、この特約の未経過保険料を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。
② 本条（1）②の場合は、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（4）の規定にかかわらず、当会社はこの特約の未経過保険料を支払わず、その金額を主契約の解約返戻金に加えて取り扱います。

第28条（災害入院特約とあわせて主契約に付加した場合の特則）

この特約を災害入院特約（災害入院特約（本人型）を含みます。以下本条において同じ。）とあわせて主契約に付加した場合、この特約から支払う入院給付金の金額は、第２条（給付金の支払）①の規定にかかわらず、次の①および②のとおりとします。
① 災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、疾病の治療を開始したときは、この特約から支払う入院給付金の支払額は次に定めるところによるものとします。
ア．この特約の入院給付金日額が災害入院特約の入院給付金日額を超える場合
（ア）不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めて５日目以降に疾病の治療を開始したとき。

入院給付金の支払金額 ＝ 入院給付金日額 × 疾病の治療を開始した日からその日を含めた入院日数

（イ）不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めて４日以内に疾病の治療を開始したとき。

入院給付金の支払金額 ＝ 入院給付金日額 × （不慮の事故による治療のために入院を開始した日からその日を含めた入院日数 － 入院開始日からその日を含めて４日）

イ．この特約の入院給付金日額が災害入院特約の入院給付金日額以下である場合で、災害入院特約の規定による入院給付金の支払われる期間が終了したとき。

入院給付金の支払金額 ＝ 入院給付金日額 × 災害入院特約の規定による入院給付金が支払われる期間が終了した日の翌日からその日を含めた入院日数

② この特約の規定により入院給付金が支払われる入院中に、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる治療を開始したときは、災害入院特約の規定により入院給付金が支払われる期間に対しては、この特約の入院給付金は支払いません。

第29条（定期保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を定期保険または家計保障定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。
① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
③ 入院給付金および手術給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。
④ この特約の保険料の払込方法（回数）が一時払の場合で、主契約の保険料の払込みが免除されたときは、前①の規定は適用せず、次のとおり取り扱います。
ア．保険契約者が、この特約の保険期間の満了日までにこの特約の更新の請求を行なったときは、主契約と同時にこの特約の更新を取り扱います。
イ．前ア．の場合、前②イ．およびウ．の規定は適用せず、更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は一時払とし、更新日の属する月の末日までに払い込むことを必要とします。この場合、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。
ウ．更新後のこの特約の保険料が払い込まれないまま、更新日以後猶予期間の満了する日までにこの特約の入院給付金または手術給付金の支払事由が生じたときは、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（5）および第11条（猶予期間中の支払事由の発生と保険料の取扱い）の規定を準用します。
（2）本条（1）のほか、この特約を家計保障定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。
① 第23条（主契約の内容変更に伴う特約の取扱い）（1）中「主契約の保険金額を減額したとき」とあるのは「主契約の基準給付金月額を減額したとき」と、「減額後の主契約の保険金額」とあるのは「減額後の主契約の基準給付金月額をもとに計算した主契約の責任開始期の保険金額」と読み替えます。
② 主契約の保険金支払事由が発生し、保険金の月払給付を行なう場合、この特約はその保険金支払事由の発生時に消滅したものとみなします。

第30条 （終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の全部について年金支払に移行した場合には、次のとおりとします。

ア．年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、この特約の保険期間は主契約の保険期間の満了日を限度とします。

イ．前ア．により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

ウ．第2条（給付金の支払）①および②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」、「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは、いずれも「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払開始日前の主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

② 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加し、主契約の一部について年金支払に移行した場合で、年金支払に移行しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。以下同じ。）が消滅したときは、次のとおりとします。

ア．年金支払移行部分の年金の種類が確定年金のみのときは、前①ア．およびイ．の規定を適用します。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

イ．第2条（給付金の支払）①および②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」、「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは、いずれも「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、年金支払に移行しない終身保険部分の消滅時の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。ただし、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約が付加されている場合を除きます。

③ 保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付介護保障移行特約を付加し、介護保障に移行した場合には、第2条（給付金の支払）①および②中「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」、「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、主契約の高度障害保険金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」とあるのは、いずれも「被保険者（保険契約者が法人で、かつ、死亡給付金の受取人が保険契約者である場合には、保険契約者）」と読み替えます。

④ 次のア．またはイ．の場合には、第17条（特約の返戻金）（3）中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。

ア．主契約の全部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したとき。

イ．主契約の一部について、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用した場合で、これらを適用しない終身保険部分（残存する死亡保障部分をいいます。）が消滅したとき。

⑤ 第7条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が、主契約に5年ごと利差配当付年金支払移行特約を付加した場合で、年金支払開始日以後の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

（2）本条（1）のほか、この特約を終身保険または5年ごと利差配当付終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込みを完了する場合には、次のとおりとします。

ア．保険契約者は、当会社の定める取扱範囲により、この特約の保険期間を変更することができます。この場合、責任準備金の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。

イ．この特約の更新日と保険料の払込完了日が同一の場合、第21条（特約の更新）（2）および（3）中「主契約の保険料払込期間の満了日」とあるのは「保険料の払込完了日の前日」と読み替えて、第21条（特約の更新）（1）～（3）、（6）、（11）および（13）の規定を適用します。

ウ．保険契約者は、保険料の払込完了日以後において払い込むべきこの特約の保険料を、保険料の払込完了日の属する月の末日までに一括して前納すること、または当会社所定の金額を一時に払い込み、保険料の払込みを完了することを必要とします。一括して前納した場合には、保険料の払込完了の特則適用前の主契約の保険料の払込方法（回数）に応じて、主約款に定める保険料の払込み、前納および猶予期間の規定を、払込みを完了した場合には、主約款に定める保険料の払込完了の規定をそれぞれ準用します。

エ．前ウ．に定める金額が払い込まれなかった場合には、この特約は、猶予期間が満了した時から将来に向って解約されたものとします。

② 第7条（特約保険料の払込免除）の規定によるほか、保険契約者が、主約款に定める保険料の払込完了の特則により保険料の払込を完了した場合で、保険料の払込完了日以後の場合にも主約款の保険料払込みの免除に関する規定を準用して、この特約の保険料の払込みを免除します。

第31条（5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑦のとおり取り扱います。

① 主契約の年金の種類もしくは年金支払期間の変更または年金支払開始日の繰下げが行なわれた場合には、この特約の保険期間が変更されることがあります。

② 前①により、この特約の保険期間が変更された場合、責任準備金（注１）の差額を授受し、その後の特約保険料を改めます。
③ 第３条（給付金の支払に関する補則）（2）②中「主契約の保険金支払事由が発生したために」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主契約の死亡給付金支払事由が発生したために」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡したために」と、第17条（特約の返戻金）（3）中「主約款の規定によって主契約の保険金を支払う場合」とあるのは、主契約の年金支払開始日前においては「主約款の規定によって主契約の死亡給付金を支払う場合」、年金支払開始日以後においては「主契約の被保険者が死亡した場合」と読み替えます。
④ 主契約の基本年金額を減額したとき（注２）に、主契約の被保険者について定められた入院給付金日額が当会社所定の限度を超えることとなるときは、その限度の額までその入院給付金日額が減額されます。この場合、減額分は解約されたものとして取り扱います。
⑤ 主約款に定める契約者貸付の規定の適用により、主契約の基本年金額が新たに定められたときは、前④の規定を準用して取り扱います。
⑥ 保険契約者が法人で、かつ、次のア．またはイ．に該当するときは、第２条（給付金の支払）①および②の規定にかかわらず、入院給付金および手術給付金の受取人は、保険契約者とします。
ア．主契約の年金支払開始日前においては、主契約の年金受取人および主契約の死亡給付金受取人（注３）が保険契約者であるとき。
イ．主契約の年金支払開始日以後においては、主契約の年金受取人および主契約の年金支払開始日前の主契約の死亡給付金受取人（注３）が保険契約者であるとき。
⑦ 主約款の規定により主契約を払済保険に変更する場合、第27条（この特約を付加した場合の主契約の取扱いに関する特則）（1）および（3）中「主契約の解約返戻金」とあるのは「主契約について当会社の定めた方法で計算した金額」と読み替えます。

（注１）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。
（注２）主契約の基本年金額が契約内容の変更により減額されたときを含みます。
（注３）死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。

第32条（養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合の特則）

この特約を養老保険または５年ごと利差配当付養老保険に付加した場合には、次の①～③のとおり取り扱います。
① この特約の保険期間の満了日と主契約の保険期間の満了日が同一の場合で、主契約が主約款に定める保険契約の更新の規定により更新されるときは、保険契約者が特に反対の意思を通知しない限り、この特約は主契約と同時に更新されます。
② 更新後のこの特約は次のとおりとし、主約款に定める保険契約の更新の規定を準用します。
ア．更新後のこの特約の保険期間は、更新後の主契約の保険期間と同一とします。
イ．更新後のこの特約の保険料の払込方法（回数）は、更新後の主契約の保険料の払込方法（回数）と同一とします。
ウ．更新後のこの特約の保険期間と保険料払込期間は同一とします。
③ 入院給付金および手術給付金の支払に関する規定の適用に際しては、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとして取り扱います。

第33条（保険期間が終身のこの特約への変更に関する特則）

（1）保険契約者は、次のすべての条件を満たすいずれかの主契約の月単位の契約応当日に、当会社の定める取扱範囲により、被保険者の同意を得て、保険期間を終身とするこの特約に変更することができます。（以下本条の変更を行なった場合の保険期間が終身のこの特約を「変更後特約」といいます。）この場合、本条の変更を行なった主契約の月単位の契約応当日を変更日とします。
① 主契約の保険期間が終身のとき。
② 被保険者の年齢が69歳以下のとき。
③ 契約日（更新の取扱いが行なわれた後は、最初の契約日）より10年以上経過しているとき。
（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の場合には、当会社は本条の変更を取り扱いません。
① 主契約またはこの特約の保険料の払込みが免除されている場合
② 主契約に特別条件付保険特約を付加している場合
（3）変更後特約の入院給付金日額は、変更前の入院給付金日額と同額とします。
（4）変更後特約には変更時の特約条項を適用し、その保険料は、変更時の保険料率および被保険者の年齢により計算します。
（5）変更後特約の保険料は、次の①～③のいずれかの方法で払い込むことを必要とします。ただし、次の③に規定する方法は、変更日が主契約の保険料払込期間の満了日の前である場合に限ります。
① 変更日の前日までに一括して払い込む方法
② 当会社の定めるところにより分割して払い込む方法
③ 主契約の保険料払込期間の満了する日を限度とし、当会社の定める取扱範囲により変更後特約の保険料払込期間を定め、主契約の保険料とともに払い込む方法。この場合、変更後特約の第１回保険料については、主契約の保険料の払込方法（回数）に応じた保険料払込みの猶予期間の規定によるほか、第10条（特約の保険期間、保険料払込期間および保険料の払込み）（7）の規定を準用します。
（6）本条（5）①および②の場合、変更後特約の保険料が払い込まれないときは、本条による保険期間が終身のこの特約への変更は行なわれなかったものとして取り扱います。
（7）変更後特約について、入院給付金の支払、手術給付金の支払、特約保険料の払込免除ならびに告知義務および告知義務違反に関する規定の適用に際しては、変更前のこの特約の保険期間と変更後特約の保険期間とは継続されたもの

とします。
(8) 本条の変更が行なわれた場合、変更前のこの特約は変更日の前日に消滅します。この場合、当会社は、責任準備金（注）があるときにはこれを保険契約者に支払います。
(9) 本条(1)の規定にかかわらず、変更日に当会社がこの特約の付加を取り扱っていない場合には、当会社は本条の変更を取り扱いません。この場合、この特約は、当会社の定める取扱範囲により、本条の取扱いに準じて、変更日に当会社の定める他の特約へ変更されます。

（注）主約款に未経過保険料の取扱いに関する規定があるときは、この特約の未経過保険料を加えます。

別表１　請求書類

	項目	提出書類
1	入院給付金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）当会社所定の様式による入院した病院または診療所の入院証明書 （4）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） （5）入院給付金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券 第６条（入院給付金・手術給付金の請求、支払時期および支払場所）（3）の規定により代理して請求を行なう際に、上記に追加して必要となる書類 （8）代理して請求する者の住民票と戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （9）被保険者および代理して請求する者の健康保険証の写し等代理して請求する者が被保険者と生計を一にしていることが確認できる書類（ただし、代理して請求する者が被保険者の戸籍上の配偶者の場合は不要。）
2	手術給付金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）当会社所定の様式による手術を受けた病院または診療所の手術証明書 （4）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。） （5）手術給付金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （6）最終の保険料払込みを証する書類 （7）保険証券 第６条（入院給付金・手術給付金の請求、支払時期および支払場所）（3）の規定により代理して請求を行なう際に、上記に追加して必要となる書類 （8）代理して請求する者の住民票と戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （9）被保険者および代理して請求する者の健康保険証の写し等代理して請求する者が被保険者と生計を一にしていることが確認できる書類（ただし、代理して請求する者が被保険者の戸籍上の配偶者の場合は不要。）
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

別表２　対象となる手術および給付倍率表

「手術」とは、治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除等の操作を加えることをいい、下表の手術番号１～88を指します。吸引、穿刺等の処置および神経ブロックは除きます。

手術番号手術の種類	給付倍率
§皮膚・乳房の手術	
１．植皮術（25㎠未満は除く。）	20
２．乳房切断術	20
§筋骨の手術（抜釘術は除く。）	
３．骨移植術	20
４．骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	20
５．頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	20
６．鼻骨観血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く。）	10
７．上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く。）	20
８．脊椎・骨盤観血手術	20
９．鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
10．四肢切断術（手指・足指を除く。）	20
11．切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	20
12．四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
13．筋・腱・靱帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎・結節腫・粘液腫手術は除く。）	10
§呼吸器・胸部の手術	
14．慢性副鼻腔炎根本手術	10
15．喉頭全摘除術	20
16．気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術（※２）を伴うもの。）	20
17．胸郭形成術	20
18．縦隔腫瘍摘出術	40
§循環器・脾の手術	
19．観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く。）	20
20．静脈瘤根本手術	10
21．大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術（※２）（※３）を伴うもの。）	40
22．心膜切開・縫合術	20
23．直視下心臓内手術	40
24．体内用ペースメーカー埋込術	20
25．脾摘除術	20
§消化器の手術	
26．耳下腺腫瘍摘出術	20
27．顎下腺腫瘍摘出術	10
28．食道離断術	40
29．胃切除術	40
30．その他の胃・食道手術（開胸・開腹術（※２）（※３）を伴うもの。）	20
31．腹膜炎手術	20
32．肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	20
33．ヘルニア根本手術	10
34．虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35．直腸脱根本手術	20
36．その他の腸・腸間膜手術（開腹術（※３）を伴うもの。）	20
37．痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く。）	10
§尿・性器の手術	
38．腎移植手術（受容者に限る。）	40
39．腎臓・腎盂・尿管・膀胱・観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
40．尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
41．尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	20
42．陰茎切断術	40
43．睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	20
44．陰嚢水腫根本手術	10
45．子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘等の子宮全摘除術は除く。）	40
46．子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47．帝王切開娩出術	10

手術番号手術の種類	給付倍率
48. 子宮外妊娠手術	20
49. 子宮脱・膣脱手術	20
50. その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	20
51. 卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く。）	20
52. その他の卵管・卵巣手術	10
§内分泌器の手術	
53. 下垂体腫瘍摘除術	40
54. 甲状腺手術	20
55. 副腎全摘除術	20
§神経の手術	
56. 頭蓋内観血手術	40
57. 神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	20
58. 観血的脊髄腫瘍摘出手術	40
59. 脊髄硬膜内外観血手術	20
§感覚器・視器の手術（屈折異常に対する手術は除く。）	
60. 眼瞼下垂症手術	10
61. 涙小管形成術	10
62. 涙嚢鼻腔吻合術	10
63. 結膜嚢形成術	10
64. 角膜移植術	10
65. 観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
66. 虹彩前後癒着剥離術	10
67. 緑内障観血手術	20
68. 白内障・水晶体観血手術	20
69. 硝子体観血手術	10
70. 網膜剥離症手術	10
71. レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10
72. 眼球摘除術・組織充填術	20
73. 眼窩腫瘍摘出術	20
74. 眼筋移植術	10
§感覚器・聴器の手術	
75. 観血的鼓膜・鼓室形成術	20
76. 乳様洞削開術	10
77. 中耳根本手術	20
78. 内耳観血手術	20
79. 聴神経腫瘍摘出術	40
§悪性新生物の手術	
80. 悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	40
81. 悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10
82. その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術を除く。）	20
§上記以外の手術	
83. 上記以外の開頭術（※１）	20
84. 上記以外の開胸術（※２）	20
85. 上記以外の開腹術（※３）	10
86. 衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	20
87. ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査･処置は含まない。施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10
§新生物根治放射線照射	
88. 新生物根治放射線照射（50グレイ以上の照射で、施術の開始日から60日の間に１回の給付を限度とする。）	10

（※１）「開頭術」とは、頭蓋を開き、脳を露出させる手術をいいます。
（※２）「開胸術」とは、胸腔を開く手術であって、膿胸手術、胸膜、肺臓、心臓、横隔膜、縦隔洞、食道手術等、胸腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

（※３）「開腹術」とは、腹壁を切開し、腹腔を開く手術であって、胃、十二指腸、小腸、大腸、虫垂、肝臓および胆道、膵臓、脾臓、卵巣および子宮手術等、腹腔内に操作を加える際に行なうものをいいます。

別表３　異常分娩

「異常分娩」とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中、次の基本分類コードに規定される内容を伴う分娩とし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年度版）準拠」によるものとします。

分　類　項　目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょく＜褥＞における浮腫、たんぱく＜蛋白＞尿および高血圧性障害	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障害	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩の合併症	O60～O75
分娩（単胎自然分娩（O80）は除く）	O81～O84
主として産じょく＜褥＞に関連する合併症	O85～O92
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O94～O99

別表４　対象となる保険金額等

（1）平準定期保険特約の特約保険金額
（2）生存給付金付定期保険特約の特約保険金額
（3）逓減定期保険特約の特約基本保険金額
（4）逓増定期保険特約の特約基本保険金額
（5）収入保障特約の保険金換算額
（6）家計保障定期保険特約の責任開始期の特約保険金額

リビング・ニーズ特約条項　目次

第１条　特定状態保険金の支払
第２条　特定状態保険金の支払に関する補則
第３条　特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所
第４条　特定状態保険金を支払わない場合
第５条　特約の締結
第６条　特約の責任開始期
第７条　特約保険料
第８条　特約の失効
第９条　特約の復活
第10条　告知義務および告知義務違反による解除
第11条　重大事由による解除
第12条　特約の解約
第13条　特約の解約返戻金
第14条　特約の消滅とみなす場合
第15条　特約の復旧
第16条　指定代理請求人の変更
第17条　主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱い
第18条　管轄裁判所
第19条　主約款の規定の準用
第20条　主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則
第21条　主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則
第22条　主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則
第23条　主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則
第24条　主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則
第25条　主契約に収入保障特約が付加されている場合の特則
第26条　主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則
第27条　主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則
第28条　主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱い
第29条　定期保険、養老保険、５年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則
第30条　逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則
第31条　終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則
第32条　５年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則
第33条　５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則

リビング・ニーズ特約条項

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の保険金の支払にかえて、主契約の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の余命が６か月以内と判断される場合に特定状態保険金を支払うことを目的としたものです。

第１条（特定状態保険金の支払）

（1）当会社は、被保険者の余命が６か月以内と判断されるときは、特定状態保険金を特定状態保険金の受取人に支払います。ただし、特定状態保険金の請求日（第３条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）（1）に規定する当会社所定の書類が当会社に到着した日をいいます。以下同じ。）が主契約の保険期間の満了する日の直前の年単位の契約応当日以後である場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。

（2）特定状態保険金の金額は、次の金額とします。

特定状態保険金の金額 ＝ 主契約の保険金額のうち、当会社の定める範囲内で特定状態保険金の受取人が指定した金額（以下「指定保険金額」といいます。） － 当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）

（1）特定状態保険金の受取人は、被保険者とし、それ以外の者に変更することはできません。

（2）保険契約者が法人で、かつ、主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）が保険契約者（その法人）である場合には、本条（1）の規定にかかわらず、保険契約者（その法人）を特定状態保険金の受取人とし、それ以外の者に変更することはできません。

（3）主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

（4）主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、指定保険金額分が特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとして取り扱います。

（5）本条（4）の場合、主契約の保険金額は、主契約の保険金額から指定保険金額を差し引いた金額に改めます。

(6) 特定状態保険金を支払う前に、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受けたときは、当会社は、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱います。
(7) 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金の請求を受け、その保険金を支払うときは、当会社は、特定状態保険金を支払いません。
(8) 主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合には、その支払後に特定状態保険金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。
(9) 特定状態保険金を支払うときに主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、当会社は、特定状態保険金からそれらの元利金を差し引きます。

第 3 条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）

(1) 特定状態保険金の受取人は、特定状態保険金を請求（注）する場合には、当会社所定の書類（別表 1 ）を提出してください。
(2) 特定状態保険金の受取人が特定状態保険金を請求（注）できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定または第16条（指定代理請求人の変更）の規定により変更した 1 人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、当会社所定の書類（別表 1 ）およびその事情を証明する書類を提出して、特定状態保険金の受取人の代理人として特定状態保険金を請求（注）することができます。ただし、特定状態保険金の受取人が法人である場合を除きます。
① 傷害または疾病により、特定状態保険金を請求（注）する意思表示ができないこと。
② 傷病名の告知を受けていないこと。
③ その他前①または②に準じた状態であること。
(3) 指定代理請求人が本条（2）の特定状態保険金の請求（注）を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを必要とします。
① 被保険者の戸籍上の配偶者
② 被保険者の直系血族
③ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の 3 親等内の親族
(4) 本条（2）および（3）の規定により当会社が特定状態保険金を指定代理請求人に支払ったときは、その後特定状態保険金の請求（注）を受けても、当会社は、これを支払いません。
(5) 主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約による特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（注）第 1 条（特定状態保険金の支払）（2）の規定による主契約の保険金額の指定を含みます。

第 4 条（特定状態保険金を支払わない場合）

被保険者が次の①～③のいずれかによって第 1 条（特定状態保険金の支払）（1）の規定に該当した場合には、当会社は、特定状態保険金を支払いません。ただし、次の②の場合で、被保険者から請求があったときは、この限りではありません。
① 保険契約者または被保険者の故意
② 指定代理請求人の故意
③ 戦争その他の変乱

第 5 条（特約の締結）

保険契約者は、主契約の契約日以後、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。

第 6 条（特約の責任開始期）

(1) 当会社は、下表の「特約上の責任が開始される時（責任開始期）」からこの特約上の責任を負います。

	特約の付加の時期	特約上の責任が開始される時 （責任開始期）
①	主契約締結の際、主契約に付加する場合	主契約の責任開始期と同一
②	主契約の契約日後、主契約に付加する場合	当会社が特約付加の申込を承諾した時

(2) この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第 7 条（特約保険料）

この特約に対する保険料はありません。

第 8 条（特約の失効）

主契約が効力を失った場合には、この特約も同時に将来に向って効力を失います。

第 9 条（特約の復活）

(1) 主契約の復活請求の際には、この特約についても同時に復活の請求があったものとします。
(2) 当会社は、本条（1）の規定によって請求された特約の復活を承諾した場合には、主約款の復活の規定を準用して、この特約の復活の取扱いをします。

第10条（告知義務および告知義務違反による解除）

（1）主約款の告知義務および告知義務違反による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。

（2）本条（1）の場合、主契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第11条（重大事由による解除）

（1）主約款の重大事由による解除の規定は、特定状態保険金の支払の場合に準用します。この場合、保険金の受取人に指定代理請求人を含めます。

（2）本条（1）の場合、主契約を解除するときは、当会社は、その旨を保険契約者に通知します。ただし、保険契約者またはその住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって保険契約者に通知できない場合には、被保険者または保険金の受取人に通知し、正当な理由によって保険契約者、被保険者または保険金の受取人のいずれにも通知できない場合には、指定代理請求人に通知します。

第12条（特約の解約）

保険契約者は、いつでも将来に向って、この特約を解約することができます。

第13条（特約の解約返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第14条（特約の消滅とみなす場合）

次の①～③の場合には、この特約は消滅したものとみなします。

① 第１条（特定状態保険金の支払）の規定により特定状態保険金が支払われたとき。

② 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき。

③ 主契約が延長定期保険に変更されたとき。

第15条（特約の復旧）

延長定期保険に変更された主契約について元の保険契約への復旧の請求があった場合には、前条③の規定によって消滅したこの特約も同時に復旧の請求があったものとします。

第16条（指定代理請求人の変更）

（1）保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更することができます。ただし、変更後の指定代理請求人は、第３条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）（3）の規定の範囲内の者であることを必要とします。

（2）本条（1）の変更を請求するときは、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

（3）本条（1）の変更は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することができません。

第17条（主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用する場合の取扱い）

特定状態保険金の支払に際しては、指定保険金額分に対して、主契約の死亡保険金を支払うときの取扱いに準じて、主約款の契約者配当金の割当および支払の規定を適用します。

第18条（管轄裁判所）

この特約における特定状態保険金の請求に関する訴訟については、主約款の管轄裁判所の規定を準用します。

第19条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第20条（主契約に特別条件付保険特約に規定する保険金削減支払法が適用されている場合の特則）

主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が主契約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

特定状態保険金の金額 ＝ 指定保険金額 × 特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合 － 当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑥のとおり取り扱います。

① 第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める主契約の保険金額に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額を加えます。

② 第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約、平準

定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約の保険金額から、特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

③　特定状態保険金の支払に際しては、第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）の規定を準用します。

④　平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約および特定疾病保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（注１）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。

⑤　主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

特定状態保険金の金額	＝	指定保険金額	×	特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合	－	当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

⑥　特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合には、次のとおりとします。

ア．この特約と特定疾病保障定期保険特約の指定代理請求人は、同一人であることを必要とします。

イ．この特約と特定疾病保障定期保険特約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（注２）が行われたときは、他の特約についても同一の指定または変更（注２）が行われたものとします。

ウ．特定疾病保障定期保険特約条項に定める特約特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

（注１）それぞれの特約条項の規定により特約が更新される場合を除きます。
（注２）指定代理請求人を指定しない場合を含みます。

第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

①　第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める主契約の保険金額に逓減定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓減定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における保険金額とします。

②　第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における逓減定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

③　特定状態保険金の支払に際しては、第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（1）、（2）および（6）～（9）までの規定を準用するほか、次のとおりとします。

ア．特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における逓減定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ．特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における逓減定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓減定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ．前イ．の場合、逓減定期保険特約の特約基本保険金額は、逓減定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

④　逓減定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（注２）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。

⑤　主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が逓減定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、前条⑤の規定を適用します。

（注１）応当日のない場合は、その月の末日とします。
（注２）逓減定期保険特約条項の規定により逓減定期保険特約が更新される場合を除きます。

第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

①　第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める主契約の保険金額に逓増定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、逓増定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日における保険金額とします。

②　第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

③　特定状態保険金の支払に際しては、第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（1）、（2）および（6）～（9）までの規定を準用するほか、次のとおりとします。

ア．特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ．特定状態保険金の請求日における逓増定期保険特約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ．前イ．の場合、逓増定期保険特約の特約基本保険金額は、逓増定期保険特約の特約基本保険金額から指定保険金額に対応する特約基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

④　逓増定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日（注）の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。

⑤　主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が逓増定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）⑤の規定を適用します。

（注）逓増定期保険特約条項の規定により逓増定期保険特約が更新される場合を除きます。

第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

①　第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める主契約の保険金額に家計保障定期保険特約の保険金額を加えます。この場合、家計保障定期保険特約の保険金額は、特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における保険金額（注２）とします。

②　第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額および特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における家計保障定期保険特約の保険金額（注２）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

③　特定状態保険金の支払に際しては、第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（1）、（2）および（6）～（9）までの規定を準用するほか、次のとおりとします。

ア．特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における家計保障定期保険特約の保険金額（注２）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ．特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における家計保障定期保険特約の保険金額（注２）の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険特約は指定保険金額に対応する特約基準給付金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ．前イ．の場合、家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額は、家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額から指定保険金額に対応する特約基準給付金月額を差し引いた金額に改められます。

エ．特定状態保険金については、家計保障定期保険特約条項に定める特約保険金の月払給付に関する規定を適用しません。

④　家計保障定期保険特約については、特定状態保険金の請求日が特約保険期間満了日の直前の主契約の年単位の契約応当日以後である場合には、本特則は適用しません。

⑤　主契約に特別条件付保険特約が付加され、特別条件付保険特約条項に規定する保険金削減支払法が家計保障定期保険特約に適用されている場合で、保険金削減期間内に特定状態保険金の請求があったときは、当会社は次の金額を特定状態保険金として支払います。

特定状態保険金の金額 ＝ 指定保険金額 × 特定状態保険金の請求日における特別条件付保険特約条項に定める所定の割合 － 当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から６か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料に相当する額

（注１）応当日のない場合は、その月の末日とします。

（注２）特定状態保険金の請求日における特約保険金額を超える場合は特定状態保険金の請求日における特約保険金額とします。

第25条（主契約に収入保障特約が付加されている場合の特則）

主契約に収入保障特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

①　第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）、第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）（1）②ア．または第31条（終身保険、５年ごと利差配当付終身保険、５年ごと利差配当付総合終身保険、５年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または５年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）（2）②ア．の規定により主契約が消滅したときは、収入保障特約は消滅したものとみなし、収入保障特約の責任準備金を払い戻します。

②　第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（4）、（5）、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③の規定により主契約の保険金額（注）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、収入保障特約はそのまま有効に継続します。

（注）主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第26条（主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約に配偶者定期保険特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

①　第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）、第29条（定期保険、養老保険、５年ごと利差配当付養老保険

または家計保障定期保険に付加した場合の特則）（2）②ア．、第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）（1）②ア．または第31条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）（2）②ア．の規定により主契約が消滅したときは、配偶者定期保険特約は消滅したものとみなし、配偶者定期保険特約の責任準備金を払い戻します。

② 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（4）、（5）、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③の規定により主契約の保険金額（注）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、配偶者定期保険特約はそのまま有効に継続します。

（注）主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第27条（主契約にこども定期保険特約が付加されている場合の特則）

主契約にこども定期保険特約が付加されている場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）、第29条（定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則）（2）②ア．、第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）（1）②ア．または第31条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）（2）②ア．の規定により主契約が消滅したときは、こども定期保険特約は消滅したものとみなし、こども定期保険特約の責任準備金を払い戻します。

② 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（4）、（5）、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③の規定により主契約の保険金額（注）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、こども定期保険特約はそのまま有効に継続します。

（注）主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。

第28条（主契約に付加されている入院給付金のある特約等の取扱い）

（1）第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）、第29条（定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則）（2）②ア．、第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）（1）②ア．もしくは第31条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）（2）②ア．の規定により主契約が消滅したときまたは第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（4）、（5）、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③の規定により主契約の保険金額（注1）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額もしくは家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときは、次の①および②のとおり取り扱います。

① 入院給付金または療養給付金のある当会社所定の特約については、主契約が消滅した場合、主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院であるときは、それぞれの特約条項の主契約の消滅時を含んで継続している入院またはその後の退院の取扱いの規定を準用します。

② 入院給付金、手術給付金、療養給付金または災害死亡保険金等のある当会社所定の特約については、主契約の保険金額（注1）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、これらの特約はそのまま有効に継続します。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、主契約に保障開始条件付配偶者医療保障特約が付加されている場合は、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）、第29条（定期保険、養老保険、5年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則）（2）②ア．または第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）（1）②ア．の規定により主契約が消滅したときは、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項の特約の消滅に関する規定にかかわらず、保障開始条件付配偶者医療保障特約は消滅しません。

② 特定状態保険金を支払うときは、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項の医療保障開始期に関する規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注2）を医療保障開始期とみなします。ただし、特定状態保険金の請求日から6か月後の月単位の応当日（注2）が特約保険期間満了日（注3）を超えるときはこの限りではありません。

③ 前①の場合、特定状態保険金の金額は、第1条（特定状態保険金の支払）（2）の規定にかかわらず、指定保険金額から、当会社の定めた方法で計算した特定状態保険金の請求日から6か月間の指定保険金額に対応する利息および保険料ならびに保障開始条件付配偶者医療保障特約の保険料に相当する額を差し引いた金額とします。

④ 第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（4）、（5）、第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定

期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）③、第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）③および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）③の規定により主契約の保険金額（注１）、逓減定期保険特約もしくは逓増定期保険特約の特約基本保険金額または家計保障定期保険特約の特約基準給付金月額が改められるときでも、保障開始条件付配偶者医療保障特約はそのまま有効に継続します。

⑤　前①～④の規定にかかわらず、特定状態保険金の請求日から医療保障開始期までの間に、保障開始条件付配偶者医療保障特約条項に定める特約の消滅とみなす事由に該当した場合（注４）は、保障開始条件付配偶者医療保障特約は消滅したものとみなします。また、保障開始条件付配偶者医療保障特約の被保険者の故意により、特定状態保険金が支払われる場合は、保障開始条件付配偶者医療保障特約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとし、保障開始条件付配偶者医療保障特約の責任準備金を保険契約者に返戻します。

（注１）主契約に付加されている平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約の保険金額を含みます。
（注２）応当日のない場合は、その月の末日とします。
（注３）特約が更新される場合を除きます。
（注４）主契約の被保険者が死亡または主約款に定める高度障害状態に該当した場合を除きます。

第29条（定期保険、養老保険、５年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を定期保険、養老保険、５年ごと利差配当付養老保険または家計保障定期保険に付加した場合には、第１条（特定状態保険金の支払）（1）中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

（2）本条（1）のほか、この特約を家計保障定期保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

①　第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における主契約の保険金額（注２）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

②　特定状態保険金の支払に際しては、次のとおり取り扱います。

ア．特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における家計保障定期保険の保険金額（注２）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ．特定状態保険金の請求日から６か月後の月単位の応当日（注１）における家計保障定期保険の保険金額（注２）の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、家計保障定期保険は指定保険金額に対応する基準給付金月額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ．前イ．の場合、家計保障定期保険の基準給付金月額は、家計保障定期保険の基準給付金月額から指定保険金額に対応する基準給付金月額を差し引いた金額に改められます。

エ．特定状態保険金については、家計保障定期保険普通保険約款に定める保険金の月払給付に関する規定を適用しません。

（注１）応当日のない場合は、その月の末日とします。
（注２）特定状態保険金の請求日における保険金額を超える場合は特定状態保険金の請求日における保険金額とします。

第30条（逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

①　第１条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額（注）から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

②　特定状態保険金の支払に際しては、第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（1）、（2）および（6）～（9）までの規定を準用するほか、次のとおりとします。

ア．特定状態保険金の請求日における逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険の保険金額（注）の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

イ．特定状態保険金の請求日における逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険の保険金額（注）の一部が指定保険金額として特定状態保険金が支払われた場合には、逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険は指定保険金額に対応する基本保険金額分が、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとします。

ウ．前イ．の場合、逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険の基本保険金額は、逓増定期保険または低解約返戻金型逓増定期保険の基本保険金額から指定保険金額に対応する基本保険金額を差し引いた金額に改められます。

③　主約款の規定により払済保険への変更の際に保険契約者に支払うべき金額を当会社が支払った後に、次のいずれかに該当していたことが判明した場合には、特定状態保険金の金額は、払済保険への変更の際に支払った金額を差し引いた金額とします。

ア．被保険者が主約款に定める危篤状態に該当していること。

イ．被保険者が余命６か月以内と判断されていること。

④　前③の場合、主約款の規定にかかわらず、被保険者が死亡したときに、当会社は、死亡保険金から払済保険への変更の際に支払った金額を差し引きません。ただし、払済保険への変更の際に支払った金額が、前③の規定により差し引いた金額を超えている場合には、その超えている金額を被保険者が死亡したときに死亡保険金から差し引きます。

（2）本条（1）のほか、この特約を逓増定期保険に付加した場合には、第１条（特定状態保険金の支払）（1）中「主契約

の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

（注）低解約返戻金型逓増定期保険において、支払うべき死亡保険金が解約返戻金を下回り、解約返戻金と同額を死亡保険金として支払うべき場合には、その死亡保険金の額とします。

第31条（終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を終身保険、5年ごと利差配当付終身保険、5年ごと利差配当付総合終身保険、5年ごと利差配当付低解約返戻金型終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①および②のとおり取り扱います。

① 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、この特約は消滅します。

② 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項または5年ごと利差配当付介護保障移行特約条項を適用したときは、第14条（特約の消滅とみなす場合）②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、年金支払移行部分および介護保障移行部分を除いた部分」と読み替えます。

（2）本条（1）のほか、この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① 第1条（特定状態保険金の支払）（2）に定める指定保険金額は、特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額から特定状態保険金の受取人が指定した金額とします。

② 特定状態保険金の支払に際しては、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）～（5）までの規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

ア．特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の全部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約は、特定状態保険金の請求日にさかのぼって消滅したものとし、その支払後に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金または介護給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

イ．特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額の一部が指定保険金額として指定され、特定状態保険金が支払われた場合には、主契約の保険金額、基本保険金額、最低保証保険金額、給付金日額および残存保険金額は、それぞれ特定状態保険金の請求日における主契約の保険金額に対する指定保険金額の割合だけ特定状態保険金の請求日にさかのぼって減額されたものとみなし、その支払後に主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金または介護給付金の請求を受けても、減額分については、当会社は、これを支払いません。この場合、減額分の解約返戻金はありません。

ウ．前イ．の場合、主約款に定める減額後の保険金額、残存保険金額、入院給付金および介護給付金の規定を準用します。

③ 主契約の全部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項を適用したとき、または、主契約の一部について保険契約者が5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項を適用した場合で、あわせて5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項を適用しなかったときは、この特約は消滅します。

④ 主契約の一部について、保険契約者が、5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項を適用したときは、次のア．～オ．のとおり取り扱います。

ア．第1条（特定状態保険金の支払）（2）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分の特約保険金額」と読み替えます。

イ．第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（2）中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「5年ごと利差配当付終身保障移行特約の特約死亡保険金受取人（特約死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

ウ．第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（3）、（4）および（5）中「主契約の保険金額」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分の特約保険金額」と、第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（6）、（7）および（8）中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項に定める特約死亡保険金または特約高度障害保険金」と読み替えます。

エ．第2条（特定状態保険金の支払に関する補則）（9）中「主約款の規定による保険料の振替貸付または契約者貸付」とあるのは「5年ごと利差配当付終身保障移行特約条項の規定による契約者貸付」と読み替えます。

オ．第14条（特約の消滅とみなす場合）②中「主契約」とあるのは「主契約のうち、終身保障移行部分」と読み替えます。

第32条（5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険または特定疾病保障定期保険に付加した場合には、次の①～④のとおり取り扱います。

① この特約と主契約の指定代理請求人は同一人であることを必要とします。

② この特約と主契約のいずれかにおいて、指定代理請求人の指定または変更（注）が行われたときは、他の特約または主契約についても同一の指定または変更（注）が行われたものとします。

③ 主約款に定める特定疾病保険金の請求と特定状態保険金の請求を重ねてうけた場合には、特定状態保険金の請求はなかったものとして取り扱い、特定状態保険金は支払いません。

④ 特定疾病保障定期保険に付加した場合には、第1条（特定状態保険金の支払）（1）中「主契約の保険期間の満了する日」とあるのは「主契約の保険期間の満了する日（主約款の規定により主契約が更新される場合を除きます。）」と読み替えます。

（注）指定代理請求人を指定しない場合も含みます。

第33条（５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合の特則）

この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加した場合には、次の①～⑤のとおり取り扱います。

① この特約を５年ごと利差配当付個人年金保険に付加する場合、平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約または家計保障定期保険特約の付加を必要とします。

② 第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（2）中「主契約の死亡保険金受取人（死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の満期保険金受取人（満期保険金の一部の受取人である場合を含みます。）」とあるのは、「主契約の死亡給付金受取人（死亡給付金の一部の受取人である場合を含みます。）および主契約の年金受取人（年金の一部の受取人である場合を含みます。）」と読み替えます。

③ 第２条（特定状態保険金の支払に関する補則）（6）、（7）および（8）中「主約款に定める死亡保険金または高度障害保険金」とあるのは「平準定期保険特約条項、逓減定期保険特約条項、逓増定期保険特約条項、生存給付金付定期保険特約条項、特定疾病保障定期保険特約条項または家計保障定期保険特約条項に定める特約死亡保険金、特約高度障害保険金または特約特定疾病保険金」と読み替えます。

④ 第14条（特約の消滅とみなす場合）に定めるほか、主契約に付加している平準定期保険特約、逓減定期保険特約、逓増定期保険特約、生存給付金付定期保険特約、特定疾病保障定期保険特約および家計保障定期保険特約がすべて消滅したとき（家計保障定期保険特約の場合は、特約保険金の月払給付を行う場合を含みます。）も、この特約は消滅します。

⑤ 第21条（主契約に平準定期保険特約、生存給付金付定期保険特約または特定疾病保障定期保険特約が付加されている場合の特則）、第22条（主契約に逓減定期保険特約が付加されている場合の特則）、第23条（主契約に逓増定期保険特約が付加されている場合の特則）および第24条（主契約に家計保障定期保険特約が付加されている場合の特則）の規定の適用にあたっては、主契約の保険金額はないものとみなします。

別表１　請求書類

（1）特定状態保険金の請求書類

	項目	提出書類
1	特定状態保険金	（1）当会社所定の請求書 （2）当会社所定の様式による医師（被保険者が医師の場合には、被保険者以外の医師）の診断書 （3）被保険者の住民票（ただし、受取人と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本） （4）特定状態保険金の受取人の戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （5）最終の保険料払込みを証する書類 （6）保険証券
2	特定状態保険金の 指定代理請求	（1）上記１. 特定状態保険金に定める請求書類 （2）指定代理請求人の住民票と戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （3）被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類（ただし、指定代理請求人が第３条（特定状態保険金の請求、支払時期および支払場所）（3）①または②に該当する場合は不要。）
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

（2）その他の請求書類

項目	提出書類
指定代理請求人の変更	（1）当会社所定の名義変更請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。	

指定代理請求特約条項　目次

第１条　特約の締結
第２条　特約の対象となる保険金等
第３条　指定代理請求人による保険金等の請求
第４条　指定代理請求人の変更および指定の撤回
第５条　告知義務違反による解除等の通知
第６条　特約の解約
第７条　主約款等の代理請求に関する規定の不適用
第８条　主約款の規定の準用
第９条　５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則
第10条　一時払終身介護保険に付加した場合の特則

指定代理請求特約条項

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、保険金等の受取人が保険金等を請求できない当会社所定の事情がある場合に、あらかじめ指定された指定代理請求人が保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することを可能とするためのものです。

第１条（特約の締結）

この特約は、主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の被保険者（以下「被保険者」といいます。）の同意を得て、保険契約者の申出により、主契約に付加して締結します。

第２条（特約の対象となる保険金等）

この特約の対象となる保険金、年金または給付金（保険料の払込免除を含み、以下「保険金等」といいます。保険金等には、保険金等が支払われるときに、その受取人に支払われる契約者配当金、保険料前納金の残額等を含みます。）は、次の①～⑭に定めるとおりとします。ただし、被保険者と保険金等の受取人（保険料の払込免除の場合には、保険契約者。以下同じ。）が同一人である場合に限ります。

① 高度障害保険金（注１）
② 特定疾病保険金（注２）
③ 障害給付金
④ 特定状態保険金
⑤ 死亡保険金（注３）
⑥ 満期保険金
⑦ 年金
⑧ 祝金
⑨ 介護給付金（注２）
⑩ 特約生存給付金
⑪ 健康祝金
⑫ 生存祝金
⑬ 長期継続特約給付金
⑭ 保険料の払込免除

（注１）名称がいかなる場合であっても、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主契約に付加される特約（以下「主特約」といいます。）の特約条項に定める高度障害状態に該当したことにより支払われる保険金等を含みます。
（注２）名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。
（注３）名称がいかなる場合であっても、死亡したことにより支払われる保険金等を含みます。ただし、５年ごと利差配当付こども保険、配偶者定期保険特約およびこども定期保険特約の保険金等に限ります。

第３条（指定代理請求人による保険金等の請求）

（1）保険金等の受取人が保険金等を請求できない次の①～③に定めるいずれかの事情があるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した１人の者（以下「指定代理請求人」といいます。）が、当会社所定の書類（別表１）およびその事情を証明する書類を提出し、当会社の承諾を得て、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
① 傷害または疾病により、保険金等を請求する意思表示ができないこと。
② 傷病名の告知を受けていないこと。
③ その他前①または②に準じた状態であること。

（2）指定代理請求人が本条（1）の請求を行う場合、指定代理請求人は請求時において次のいずれかに該当することを必要とします。
① 被保険者の戸籍上の配偶者
② 被保険者の直系血族
③ 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の３親等内の親族

（3）本条（1）および（2）により、保険金等が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払後にその保険金等の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。

（4）本条（1）にかかわらず、故意に保険金等の支払事由（注１）を生じさせた者または故意に保険金等の受取人を本条（1）①もしくは③に定める状態（注２）に該当させた者は、指定代理請求人としての取扱いを受けることができません。

（注１）保険料の払込免除の事由を含みます。
（注２）本条（1）③については、本条（1）①に準じた状態に限ります。
（注３）保険料の払込みを免除しないことを含みます。

第４条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）

（1）保険契約者またはその承継人は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を変更し、または指定代理請求人の指定を撤回することができます。この場合、保険契約者またはその承継人は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。なお、指定代理請求人の指定が撤回された場合には、指定代理請求人が指定されていないものとして取り扱います。

（2）本条（1）の変更または撤回は、保険証券に表示を受けてからでなければ、当会社に対抗することができません。

第５条（告知義務違反による解除等の通知）

当会社が、主契約または主特約について告知義務違反による解除または重大事由による解除をする場合において、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先またはこれらの者の住所もしくは居所が不明であるか、その他正当な理由によって、保険契約者および主約款もしくは主特約の特約条項に定める通知先に通知できないときは、指定代理請求人に通知することがあります。

第６条（特約の解約）

この特約のみの解約は、取り扱いません。

第７条（主約款等の代理請求に関する規定の不適用）

この特約が付加された場合（注１）には、主約款または主特約の特約条項による指定代理請求人は撤回されたものとし、指定代理請求人に関する規定または介護年金および介護給付金（注２）の受取人の代理人による請求に関する規定は適用しません。

（注１）その後に第４条（指定代理請求人の変更および指定の撤回）の規定により指定代理請求人の指定が撤回された場合を含みます。
（注２）名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。

第８条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのないときは、主約款を準用します。

第９条（５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を５年ごと利差配当付こども保険に付加した場合には、以下のとおり読み替えます。

	該当条文	読替前	読替後
①	第２条（特約の対象となる保険金等）	被保険者	保険契約者または被保険者
②	第３条（指定代理請求人による保険金等の請求）（2）	被保険者	保険契約者
③	別表１	被保険者	保険契約者

（2）５年ごと利差配当付こども保険が払済保険に変更された場合は、指定代理請求人の指定は撤回されたものとみなします。

第10条（一時払終身介護保険に付加した場合の特則）

この特約を一時払終身介護保険に付加した場合、第２条（特約の対象となる保険金等）（注２）中「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含みます。」とあるのは「名称がいかなる場合であっても、同様の給付を含み、介護保険金の年金支払特則の適用を請求する権利を含みます。」と読み替えます。

別表１　請求書類

	項目	提出書類
1	指定代理請求	（1）主約款または主特約の特約条項に定める保険金等の請求書類 （2）指定代理請求人の住民票と戸籍謄（抄）本と印鑑証明書 （3）被保険者および指定代理請求人の健康保険証の写し等指定代理請求人が被保険者と同居または生計を一にしていることが確認できる書類（ただし、指定代理請求人が第３条（指定代理請求人による保険金等の請求）（2）①または②に該当する場合は不要。）
2	指定代理請求人の変更および指定の撤回	（1）当会社所定の名義変更請求書 （2）保険契約者の印鑑証明書 （3）保険証券
（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。		

5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項　目次

第1条　特約の締結
第2条　年金支払日
第3条　基本年金額の計算
第4条　年金の種類
第5条　年金の型
第6条　年金の支払
第7条　年金の分割支払
第8条　年金の一括払
第9条　年金の請求、支払時期および支払場所
第10条　解約、減額等の取扱い
第11条　年金支払移行部分の契約者配当準備金の積立
第12条　年金支払移行部分の契約者配当金の割当
第13条　年金支払移行部分の契約者配当金の支払
第14条　主約款の規定の準用
第15条　終身保険に付加した場合の特則
第16条　5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則

5年ごと利差配当付年金支払移行特約条項

（平成22年3月2日改定）

（この特約の概要）

（1）この特約は、既に締結されている主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の全部または一部について、将来の死亡保険金および高度障害保険金の支払にかえて年金の支払を行なうことを目的とし、その場合の取扱いについて定めたものです。

（2）この特約は、年金支払に移行した部分の責任準備金等の運用益が当会社の予定した運用益を超えた場合、主契約の契約日から5年ごとの応当日が到来したとき、年金支払期間が満了したときまたは年金支払に移行した部分が消滅したときに、その超えた部分の運用益に基づき契約者配当金の支払を行ないます。

第1条（特約の締結）

（1）保険契約者は、主契約の契約日以後当会社所定の期間経過後のいずれかの主契約の年単位の契約応当日（以下「契約応当日」といいます。）に、当会社の定める取扱範囲により、被保険者の同意を得て、この特約を主契約に付加して締結することができます。この場合、この特約を締結した日（以下「締結日」といいます。）を年金支払開始日とします。

（2）主契約の一部を年金支払に移行する場合、保険契約者は、当会社の定める取扱範囲内で年金支払に移行しない部分（介護保障移行部分は除きます。以下同じ。）の保険金額を指定することを必要とします。

（3）主契約が延長定期保険に変更されているときは、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

（4）この特約の締結日以後の主契約は、次に定めるところによります。

①　主契約のうち年金支払に移行した部分（以下「年金支払移行部分」といいます。）には、死亡保険金および高度障害保険金はありません。

②　年金支払に移行しない部分については、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）を適用します。この場合、主約款中「保険契約」とあるのは「保険契約のうち年金支払に移行しない部分」と読み替えます。

（5）この特約が締結されたときは、年金証書を保険契約者に交付します。年金証書には、次の①～⑥事項を記載します。

①　当会社名
②　年金受取人の氏名または名称その他のその受取人を特定するために必要な事項
③　年金の型および種類
④　年金支払期間
⑤　基本年金額
⑥　年金証書を作成した年月日

第2条（年金支払日）

第1回の年金支払日は、前条（1）に規定する年金支払開始日をいい、第2回以後の年金支払日は、年金支払開始日の年単位の応当日とします。

第3条（基本年金額の計算）

（1）第1条（特約の締結）の規定によりこの特約を締結したときは、当会社の定める計算方法により、主契約における次の①～④の金額の合計額（注1）の全部または一部をもとに、年金支払開始日における当会社の定める率により年金額を定めます。（以下「基本年金額」といいます。）

①　主契約の責任準備金（注2）
②　年金支払開始日に支払われる契約者配当金
③　年金支払開始日までに積み立てられた契約者配当金
④　当会社の定める範囲内で保険契約者が払い込む金額

（2）基本年金額が当会社の定める金額に満たない場合には、第1条（特約の締結）の規定にかかわらず、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

（注1）保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引きます。
（注2）この特約を付加する際に消滅する特約の責任準備金を含みます。

第４条（年金の種類）

年金の種類は次のとおりとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。

① 確定年金

② 保証期間付終身年金

第５条（年金の型）

年金の型は下表のとおりとし、この特約の締結の際、保険契約者が指定するものとします。ただし、年金の種類が確定年金の場合は、定額型に限ります。

	年金の型	内容
①	定額型	毎年の年金額は、基本年金額と同額とします。
②	逓増型	第１回の年金額は、基本年金額と同額とし、第２回以後の年金額は、前回の年金額に基本年金額の５％相当額を加算した金額とします。

第６条（年金の支払）

（1）年金は、保険契約者が指定した年金の種類・型に応じて、次の①または②のとおり保険契約者に支払います。なお、年金の受取人を保険契約者以外の者に変更することはできません。

① 年金の種類が確定年金の場合

被保険者が年金支払期間中の年金支払日に生存しているときは、第３条（基本年金額の計算）、第４条（年金の種類）および第５条（年金の型）の規定によって定められた年金を支払います。ただし、被保険者が年金支払期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、当会社の定める計算方法により計算した年金支払期間中の未払年金の現価を支払います。

② 年金の種類が保証期間付終身年金の場合

被保険者が年金支払日に生存しているときは、第３条（基本年金額の計算）、第４条（年金の種類）および第５条（年金の型）の規定によって定められた年金を支払います。ただし、被保険者が保証期間中の最後の年金支払日前に死亡したときは、当会社の定める計算方法により計算した保証期間中の未払年金の現価を支払います。

（2）当会社は、年金を支払うときに未払込保険料があるときは、年金から差し引きます。

第７条（年金の分割支払）

（1）年金支払開始日以後保険契約者から請求があったときは、当会社の定める取扱範囲により、年金額を等分して支払います。ただし、年金額が当会社の定める金額に満たないときは、年金の分割支払は取り扱いません。

（2）本条（1）の規定により、年金額を分割して支払うときは、当会社所定の利率により計算した利息をつけて支払います。

第８条（年金の一括払）

（1）保険契約者は、確定年金においては、年金支払開始日以後年金支払期間の最後の年金支払日前にかぎり、年金支払期間の将来の年金の支払にかえて、残余年金支払期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、当会社の定める計算方法によって算出する金額とし、年金支払移行部分は年金の一括払を行ったときに消滅します。

（2）保険契約者は、保証期間付終身年金においては、年金支払開始日以後保証期間中の最後の年金支払日前にかぎり、保証期間中の将来の年金の支払にかえて、残余保証期間の未払年金の一括払を請求することができます。この場合の支払額は、当会社の定める計算方法によって算出する金額とします。

（3）本条（2）の規定により、年金の一括払が行われたときは、次の①～③のとおり取り扱います。

① 保証期間経過後の毎年の年金支払日に被保険者が生存しているときは、年金を継続して支払います。

② 年金の一括払が行われた後、残余保証期間中に被保険者が死亡したときは、被保険者の死亡時に年金支払移行部分は消滅します。

③ 年金の一括払をした場合には、年金証書に表示します。

第９条（年金の請求、支払時期および支払場所）

（1）年金を請求するときは、保険契約者は、当会社所定の書類（別表１）を提出してください。

（2）主約款に定める保険金の支払時期および支払場所に関する規定は、この特約の年金の支払の場合に準用します。

第10条（解約、減額等の取扱い）

（1）年金支払移行部分の解約は、取り扱いません。

（2）基本年金額の減額は、取り扱いません。

（3）年金支払移行部分については、契約者貸付を取り扱いません。

第11条（年金支払移行部分の契約者配当準備金の積立）

当会社は、この特約の締結日の直後の事業年度末において年金支払移行部分の責任準備金および運用利率に基づく運用益が当会社の予定した利率（注）に基づく運用益を超えた場合、その超えた部分の運用益のうち、当会社の定める方法により計算された金額を契約者配当準備金として積み立てます。さらに、その翌事業年度以後の毎事業年度末においてその事業年度にかかる年金支払移行部分の責任準備金、契約者配当準備金および運用利率に基づく運用益と当会社の予定した利率（注）に基づく運用益との差額のうち当会社の定める方法により計算された金額を前事業年度末の契約者配当準備金に積み増しまたは取り崩します。

（注）保険料、基本年金額等を算出する際に用いた利率をいいます。

第12条（年金支払移行部分の契約者配当金の割当）

（1）当会社は、前条の規定によって積み立てた契約者配当準備金のうちから、毎事業年度末に、次の年金支払移行部分に対して、当会社の定める方法により計算した契約者配当金を割り当てます。この場合、次の③の規定に該当する保険契約については、次の②の規定に該当した場合に割り当てる金額を下回る金額とします。

① 次の事業年度中に主契約の契約日の5年ごとの応当日が到来する年金支払移行部分

② 年金の種類が確定年金で次の事業年度中に年金支払期間が満了する年金支払移行部分または次の事業年度中に被保険者の死亡により消滅する年金支払移行部分。ただし、前①に該当する年金支払移行部分を除きます。

③ 次の事業年度中に第8条（年金の一括払）（1）の規定により消滅する年金支払移行部分。ただし、前①に該当する年金支払移行部分を除きます。

（2）本条（1）のほか、主契約の契約日から当会社所定の年数を経過し、かつ、当会社所定の条件を満たす年金支払移行部分に対しても、契約者配当金を割り当てることがあります。

第13条（年金支払移行部分の契約者配当金の支払）

（1）当会社は、前条（1）①の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき当会社の定める方法により計算した金額を、次の事業年度の契約応当日に年金支払移行部分が有効に継続している場合にかぎり、次の方法で支払います。

① 次の事業年度の契約応当日から当会社所定の利率による複利計算の利息をつけて当会社に積み立てておいて、年金支払移行部分が消滅したとき、または保険契約者から請求があったときに支払います。

② 前①の規定によって支払う契約者配当金は、主契約の死亡保険金を支払うときは死亡保険金とともに主契約の死亡保険金受取人に、その他のときは保険契約者に支払います。

（2）当会社は、前条（1）②および③の規定によって割り当てた契約者配当金に基づき当会社の定める方法により計算した金額を、保険契約者に支払います。ただし、主契約の死亡保険金を支払うときは死亡保険金とともに主契約の死亡保険金受取人に支払います。

（3）当会社は、本条（1）および（2）のほか、本条（1）に該当した年金支払移行部分がその直後の事業年度末までに消滅したときに、当会社の定める方法により、契約者配当金を支払います。

（4）前条（2）の規定によって割り当てた契約者配当金は、当会社の定める方法により支払います。

第14条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款の規定を準用します。

第15条（終身保険に付加した場合の特則）

この特約を終身保険に付加した場合、次の①および②のとおり取り扱います。

① 第3条（基本年金額の計算）（1）②および③は適用しません。

② 第12条（年金支払移行部分の契約者配当金の割当）（2）中「主契約の契約日」とあるのは「この特約の締結日」と読み替えます。

第16条（5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合の特則）

この特約を5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険に付加した場合、次の①～④のとおり取り扱います。

① 主約款に定める介護給付金の支払事由が生じている期間中は、保険契約者は、この特約を締結することはできません。

② 第1条（特約の締結）（4）①中「死亡保険金および高度障害保険金」とあるのは「主約款に定める死亡保険金、高度障害保険金、入院給付金および介護給付金」と読み替えます。

③ 主契約の一部を年金支払に移行した場合、年金支払に移行しない部分の保険金額、基本保険金額、最低保証保険金額、給付金日額および残存保険金額（以下本条において「保険金額等」といいます。）は、主契約の保険金額等にこの特約の締結日における主契約の保険金額に対する保険契約者が指定した年金支払に移行しない部分の保険金額の割合をそれぞれ乗じて得た金額に減額されたものとみなします。この場合、減額分の解約返戻金はありません。

④ 前③の場合、主約款に定める減額後の保険金額、残存保険金額、入院給付金および介護給付金の規定を準用します。

別表１　　請求書類

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">項目</th><th>提出書類</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">年金</td><td>第１回の年金</td><td>（1）当会社所定の請求書
（2）被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本）
（3）保険契約者の戸籍謄（抄）本
（4）保険契約者の印鑑証明書
（5）最終の保険料払込みを証する書類
（6）保険証券</td></tr>
<tr><td>第２回以後の年金</td><td>（1）当会社所定の請求書
（2）被保険者の住民票（ただし、保険契約者と同一の場合は不要。また、事実確認が必要な場合は戸籍謄（抄）本）
（3）保険契約者の戸籍謄（抄）本
（4）保険契約者の印鑑証明書
（5）年金証書</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">積み立てた契約者配当金の支払</td><td>（1）当会社所定の支払請求書
（2）保険契約者の印鑑証明書
（3）年金証書</td></tr>
<tr><td colspan="4">（注）当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。</td></tr>
</table>

保険契約の変換に関する特約条項　目次

第１条　特約の締結
第２条　変換後契約の取扱い
第３条　被変換契約の消滅
第４条　特約の解約
第５条　特約の解約返戻金
第６条　特約の消滅
第７条　主約款等の規定の準用

保険契約の変換に関する特約条項

（平成22年３月２日改定）

（この特約の概要）

この特約は、既に締結され有効に継続している当会社の定める保険契約（その一部が変換される場合には、その一部を指すものとします。以下「被変換契約」といいます。）を当会社の定める他の保険契約（以下「変換後契約」といいます。）に変換する場合の取扱いについて定めたものです。

第１条（特約の締結）

この特約は、保険契約者から、被変換契約を変換後契約に変換する旨の申出があり、被保険者の同意を得たときに、会社の定める取扱範囲内で、変換後契約の主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）に付加して締結します。この場合、主契約および主契約に付加される当会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款および主特約の特約条項（以下「主約款等」といいます。）のほか、この特約条項を適用します。

第２条（変換後契約の取扱い）

（1）変換後契約の保険金額（注１）は以下の金額を上限とします。

変換後契約の保険金額（注１）の上限額　＝　変換日（主契約の責任開始期の属する日をいいます。以下同じ。）における被変換契約の換算保険金額　－　次条の規定により支払われるべき解返戻金額（注２）

（2）本条（1）の変換日における被変換契約の換算保険金額は、被変換契約の保険金額（注３）を、下表の「保険の種類または特約」に応じて、「換算後の金額」に換算し、その金額を合計した額とします。

保険の種類または特約	換算後の金額
定期保険	変換日における保険金額または特約保険金額
逓増定期保険	
低解約返戻金型逓増定期保険契約	
平準定期保険特約	
逓増定期保険特約	
生存給付金付定期保険特約	
家計保障定期保険	変換日における保険金額、特約保険金額または特約年金現価（注４）の８割
逓減定期保険特約	
収入保障特約	
家計保障定期保険特約	

（3）主約款等の規定にかかわらず、被保険者が変換後契約の責任開始期の属する日からその日を含めて３年以内に自殺した場合でも、変換後契約については、これを変換後契約の死亡保険金（注５）についての免責事由とはしません。

（4）被保険者が変換後契約の責任開始期以後に、主約款等に規定する高度障害状態に該当した場合で、被変換契約に含まれる主たる保険契約または特約（以下「被変換契約の保険契約等」といいます。）の全部について、被変換契約の保険契約等の責任開始期（注６）以後、変換後契約の責任開始期前に、その高度障害状態の原因となる傷害または疾病が生じていたときは、変換後契約については、原因となった傷害または疾病は変換後契約の責任開始期以後に生じたものとみなします。

（5）本条（3）および（4）の規定にかかわらず、変換後契約において、既に復活または復旧が行われている場合には、本条（3）および（4）に定める取扱いは行いません。

（6）主約款等の規定にかかわらず、当会社は、主契約の締結の際、変換後契約については、被保険者に関し、書面による告知を求めず、または口頭による医師の質問を行いません。

（注１）主特約の責任開始期における特約保険金額または特約基本保険金額を含みます。
（注２）保険料の振替貸付または契約者貸付があるときは、それらの元利金を差し引く前の金額とし、当会社の定める特約の解約返戻金額を含みます。
（注３）特約保険金額または特約年金現価（注４）を含みます。
（注４）特約年金の支払事由が発生した場合に支払うべき特約年金の未支払分の現価をいいます。
（注５）特約死亡保険金を含みます。
（注６）被変換契約の保険契約等において、復活または復旧が行われた場合は、最後の復活または復旧の際の責任開始期

とします。

第 3 条（被変換契約の消滅）

被変換契約は主契約の責任開始期に解約されたものとして取り扱います。ただし、被変換契約の保険料振替貸付の取消の規定は適用しません。

第 4 条（特約の解約）

この特約のみの解約はできません。

第 5 条（特約の解約返戻金）

この特約に対する解約返戻金はありません。

第 6 条（特約の消滅）

主契約が解約その他の事由によって消滅した場合には、この特約は消滅したものとみなします。

第 7 条（主約款等の規定の準用）

この特約に別段の定めのない場合には、主約款等の規定を準用します。

特別条件付保険特約条項　目次

第１条　特別条件の適用
第２条　特別条件
第３条　主約款および特約条項の規定の適用除外
第４条　解約

特別条件付保険特約条項

（平成22年３月２日改定）

第１条（特別条件の適用）

（1）主たる保険契約（以下「主契約」といいます。）の締結もしくは復活の際または主契約の契約日後に当会社の定める特約を付加する際、主契約の被保険者の健康状態その他が当会社の定めた基準に適合しないときは、主契約または主契約に付加される当会社の定める特約（以下「主特約」といいます。）について、主契約の普通保険約款（以下「主約款」といいます。）または主特約の特約条項のほか、この特約条項を適用します。

（2）本条（1）の規定により、この特約条項に規定する特別条件を適用する場合、次の日を適用日とします。

	特別条件を適用する場合	適用日
①	主契約の締結の際	主契約の契約日
②	主契約の復活の際	復活の際の責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）
③	主契約の契約日後に当会社の定める特約を付加する際	付加する特約の責任開始日。

（3）この特約に関する保険証券の交付については、主約款または他の特約条項の規定によります。

第２条（特別条件）

（1）この特約により主契約または主特約に適用する特別条件は、その危険の程度に応じて、次の①～⑤のうちいずれか１つまたは２つ以上の方法によります。

①　保険金削減支払法

ア．当会社の定める保険金削減期間内に、主契約の被保険者が次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当するときは、次の算式で求められる金額を保険金として支払います。

（ア）死亡したこと。
（イ）特定の疾病により所定の状態に該当したこと。
（ウ）高度障害状態になったこと。

支払金額　＝　主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額　×　下表の経過期間に応じた割合

ただし、保険料の払込済の主契約もしくは主特約または保険契約の復活の際にこの特別条件を適用した主契約もしくは主特約については、次の金額を支払います。

支払金額　＝　（主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき保険金額　－　支払事由に該当した時における責任準備金）　×　下表の経過期間に応じた割合　＋　支払事由に該当した時における責任準備金

適用日からその日を含めて保険金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	１年	２年	３年	４年	５年
１年以内	50%	30%	25%	20%	15%
１年超２年以内		60%	50%	40%	30%
２年超３年以内			75%	60%	45%
３年超４年以内				80%	60%
４年超５年以内					80%

イ．前ア．の規定にかかわらず、主契約の被保険者が災害または感染症（別表２）により、死亡しまたは高度障害状態になったときは、支払うべき保険金の全額を支払います。

②　給付金削減支払法

当会社の定める給付金削減期間内に、主契約の被保険者が次のア．～オ．のいずれかに該当するときは、次の算式で求められる金額を基準として、給付金を支払います。ただし、災害または感染症（別表２）による場合は、この限りではありません。

ア．入院をしたこと。
イ．手術を受けたこと。
ウ．入院をしたのちに退院したこと。
エ．通院をしたこと。
オ．要介護状態となったこと。

給付金の基準とする金額 ＝ 主約款または主特約の特約条項の規定により支払うべき給付金額 × 下表の経過期間に応じた割合

適用日からその日を含めて給付金の支払事由に該当した時までの経過期間	削減期間				
	1年	2年	3年	4年	5年
1年以内	50%	30%	25%	20%	15%
1年超2年以内		60%	50%	40%	30%
2年超3年以内			75%	60%	45%
3年超4年以内				80%	60%
4年超5年以内					80%

③　特別保険料領収法

ア．主契約または主特約の保険料に当会社の定める特別保険料を加算した金額を払い込むべき主契約または主特約の保険料とします。

イ．主約款または主特約の特約条項の規定によって保険料の払込みが免除された場合は、同時に特別保険料の払込みを免除します。

ウ．この特別条件が適用された主契約または主特約の解約返戻金は、特別保険料の計算の基礎に基づいて計算するものとし、主契約と合算して、保険証券に例示します。

④　特定疾病・部位不担保法

当会社が定める不担保期間（注1）内に、別表1に定める特定疾病（注2）・身体部位のうち、この特別条件を適用する際に当会社が指定した特定疾病（注2）または身体部位に生じた疾病により主契約の被保険者が次のア．～オ．のいずれかに該当するときは、給付金を支払いません。ただし、感染症（別表2）による場合は、この限りではありません。また、主契約の被保険者が当会社の定めた不担保期間の満了日を含んで継続して入院したときは、その入院については、その満了日の翌日を入院の開始日とみなして給付金を支払います。

ア．入院をしたこと。

イ．手術を受けたこと。

ウ．入院をしたのちに退院したこと。

エ．通院をしたこと。

オ．要介護状態となったこと。

⑤　特定障害不担保法

保険期間（注3）中に、主契約の被保険者が主約款または主特約の特約条項に定める高度障害状態または身体障害の状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったもの」、「1眼の視力を全く永久に失ったもの」または「両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの」に該当し、主約款または主特約の特約条項に定める高度障害保険金（注4）の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じた場合でも、当会社は高度障害保険金（注4）の支払または保険料払込みの免除を行いません。

(2) 給付金削減支払法が適用された5年ごと利差配当付総合終身保険普通保険約款、5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項の規定により入院給付金、介護給付金または終身介護給付金を支払うときは本条（1）②の規定を準用します。

(3) 特定疾病・部位不担保法が適用された5年ごと利差配当付総合終身保険普通保険約款、5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険普通保険約款または5年ごと利差配当付終身介護保障移行特約条項の規定により入院給付金、介護給付金または終身介護給付金を支払うときは本条（1）④の規定を準用します。

(4) 保険金削減支払法が適用された収入保障特約条項の規定により特約遺族年金、特約高度障害年金またはこれらの現価を支払うときは本条（1）①の規定を準用します。

(5) 保険金削減支払法が適用された家計保障定期保険普通保険約款の規定により保険金を支払うときは、その保険金支払事由発生時の保険金額が本条（1）①の規定により支払われる金額となるように基準給付金月額を変更します。この場合、変更後の基準給付金月額を基準として、家計保障定期保険普通保険約款の保険金の月払給付の規定により計算される給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、保険金の月払給付を取り扱いません。

(6) 保険金削減支払法が適用された家計保障定期保険特約条項の規定により特約保険金を支払うときは、その特約保険金支払事由発生時の特約保険金額が本条（1）①の規定により支払われる金額となるように特約基準給付金月額を変更します。この場合、変更後の特約基準給付金月額を基準として家計保障定期保険特約条項の特約保険金の月払給付の規定により計算される給付金月額が当会社の定める金額に満たないときは、特約保険金の月払給付を取り扱いません。

（注1）適用日からその日を含めて計算します。また、保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

（注2）これと医学上重要な関係にあると当会社が認めた疾病を含みます。

（注3）保険契約が更新された場合、更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続されたものとします。

（注4）本条（1）⑤においては、名称がいかなる場合であっても、高度障害状態または身体障害の状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等を含みます。

第3条（主約款および特約条項の規定の適用除外）

(1) この特約に定める特別条件を主契約に適用した場合、次の①～⑥の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。

① 延長定期保険への変更。ただし、主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合で、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
② 払済保険への変更。ただし、主契約が5年ごと利差配当付総合終身保険または5年ごと利差配当付低解約返戻金型総合終身保険の場合で、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
③ 保険期間の変更
④ 保険料払込期間の変更
⑤ 保険料の払込完了
⑥ 保険契約の更新

(2) この特約に定める特別条件を主特約に適用した場合、次の①～④の取扱いは行いません。ただし、保険金削減支払法の場合で保険金削減期間経過後のとき、給付金削減支払法の場合で給付金削減期間経過後のとき、特定疾病・部位不担保法のとき、または特定障害不担保法のときはこの限りではありません。
① 延長定期保険への変更。ただし、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
② 払済保険への変更。ただし、給付金削減支払法のときはこの限りではありません。
③ 特別条件を適用した主特約の保険期間の変更、保険料払込期間の変更または保険料払込みの完了を伴う主契約の保険期間もしくは保険料払込期間の変更、特約の付加または特則の適用
④ 特別条件を適用した主特約の更新および復旧

第4条（解約）

保険契約者は、主契約と同時でなければ、この特約を解約することはできません。

別表１　特定疾病・部位不担保法により不担保とする疾病・部位

	身体部位の名称
1	眼球および眼球附属器
2	耳（内耳、中耳、外耳、聴神経を含みます。）および乳様突起
3	鼻（副鼻腔を含みます。）
4	咽頭および喉頭
5	口腔、歯、歯肉、舌、顎下腺、耳下腺および舌下腺
6	甲状腺
7	食道
8	胃、十二指腸および空腸
9	小腸および大腸
10	盲腸（虫様突起を含みます。）
11	直腸および肛門
12	肝臓、胆嚢および胆管
13	膵臓
14	肺臓、胸膜、気管、気管支および胸郭
15	腎臓および尿管
16	膀胱および尿道
17	前立腺、睾丸、副睾丸、精管、精索および精嚢
18	子宮、卵巣および子宮附属器（異常分娩、妊娠異常が生じた場合を含みます。）
19	乳房（乳腺を含みます。）
20	鼠蹊部（鼠蹊ヘルニア、陰嚢ヘルニア、または大腿ヘルニアが生じた場合に限ります。）
21	頸椎部（その神経を含みます。）
22	胸椎部（その神経を含みます。）
23	腰椎部（その神経を含みます。）
24	仙骨部および尾骨部（その神経を含みます。）
25	左肩関節部
26	右肩関節部
27	左鎖骨
28	右鎖骨
29	左股関節部
30	右股関節部
31	左上肢（左肩関節部を除きます。）
32	右上肢（右肩関節部を除きます。）
33	左下肢（左股関節部を除きます。）
34	右下肢（右股関節部を除きます。）
35	子宮体部（帝王切開を受けた場合に限ります。）
36	脊椎（その神経を含みます。）
37	皮膚（頭皮を含みます。）

	特定疾病の名称
38	異常妊娠・異常分娩（帝王切開を含みます。）
39	胆石・胆嚢炎
40	腎・尿路結石
41	痔瘻・痔核・脱肛・肛門周囲膿瘍
42	白内障
43	皮膚炎・湿疹（アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎を含みます。）
44	副鼻腔炎・蓄膿症
45	骨折等の内固定具抜去

別表２　対象となる感染症

対象となる感染症とは、平成６年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の下表に記載のものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ＩＣＤ－10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類表番号
１．コレラ	Ａ00
２．腸チフス	Ａ01.0
３．パラチフスＡ	Ａ01.1
４．細菌性赤痢	Ａ03
５．腸管出血性大腸菌感染症	Ａ04.3
６．ペスト	Ａ20
７．ジフテリア	Ａ36
８．急性灰白髄炎＜ポリオ＞	Ａ80
９．ラッサ熱	Ａ96.2
10．クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱	Ａ98.0
11．マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病	Ａ98.3
12．エボラ＜Ebola＞ウイルス病	Ａ98.4
13．痘瘡	Ｂ03
14．重症急性呼吸器症候群［SARS］ （ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限ります。）	Ｕ04

保険料口座振替特約条項　目次

第１条　特約の適用
第２条　責任開始日および契約日の特則
第３条　保険料率
第４条　保険料の払込み
第５条　保険料口座振替不能の場合の取扱い
第６条　諸変更
第７条　特約の消滅
第８条　主約款の適用
第９条　がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則

保険料口座振替特約条項

（平成22年３月２日改定）

第１条（特約の適用）

（1）この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用します。

（2）この特約を適用するには、次の条件を満たすことを必要とします。

①　保険契約者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）が当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。この場合、当会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。）に設置してあること。

②　保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座（当会社が保険料の収納業務を委託している機関の取扱金融機関等の場合には、その委託機関の口座。以下同じ。）へ保険料の口座振替を委任していること。

第２条（責任開始日および契約日の特則）

（1）この特約が適用され、第１回保険料（第１回保険料充当金を含みます。以下同じ。）から口座振替を行う場合、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、第１回保険料の振替日を当会社の責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、第１回保険料の振替日の属する月の翌月１日とします。

（2）この特約による保険料の口座振替を第２回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、当会社の責任開始日の属する月の翌月１日とします。

（3）本条（1）および（2）の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、本条（1）および（2）に規定する契約日を基準として計算します。ただし、当会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当会社が主約款および特約の規定に基づいて保険金もしくは給付金を支払いまたは保険料の払込みを免除すべき事由が発生したときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、支払うべき保険金または給付金があるときは、過不足分をその保険金または給付金と精算します。

（4）保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第３条（保険料率）

（1）この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、次の①または②のいずれかに該当する場合には、普通保険料率を適用します。

①　当月分以後の保険料が３か月分以上一括払されたとき。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

②　保険料の振替貸付が行われたとき。

第４条（保険料の払込み）

（1）保険料は主約款の規定にかかわらず、払込期月中の当会社の定めた日（以下「振替日」といいます。ただし、この定めた日が提携金融機関の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。）に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込まれるものとします。

（2）本条（1）の場合、振替日に保険料の払込みがあったものとします。

（3）同一の指定口座から２件以上の保険契約の保険料を振り替える場合には、保険契約者は当会社に対しその振替順序を指定できないものとします。

（4）保険契約者は、あらかじめ払込保険料相当額を指定口座に預入しておくことを必要とします。

（5）口座振替によって払い込まれた保険料については、当会社はその領収証を発行しません。

第５条（保険料口座振替不能の場合の取扱い）

（1）振替日に第１回保険料の口座振替が不能となった場合は、保険契約者は、その振替日の属する月の翌月末日までに、第１回保険料を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。この場合、第２条（責任開始日および契約日の特則）（1）の規定は適用しません。

（2）振替日に第２回以後の保険料の口座振替が不能となった場合は、次のとおり取り扱います。

①　月払契約の場合、翌月分の振替日に再度翌月分と合わせて２か月分の保険料の口座振替を行います。ただし、指定口座の預入額が２か月分の保険料相当額に満たない場合には、１か月分の保険料の口座振替を行い、払込期月の過ぎた保険料について払込みがあったものとします。

②　年払契約または半年払契約の場合、振替日の翌月の応当日に再度口座振替を行います。

(3) 本条 (2) の規定による保険料口座振替が不能の場合には、保険契約者は、主約款に定める猶予期間内に払込期月が到来している保険料を当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第 6 条（諸変更）

(1) 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座に変更することができます。また、指定口座を設置している金融機関を他の提携金融機関に変更することができます。この場合、あらかじめ当会社およびその金融機関に申し出てください。

(2) 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当会社およびその提携金融機関に申し出て他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

(3) 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合には、保険契約者は指定口座を他の提携金融機関に変更するか他の保険料の払込方法（経路）を選択してください。

(4) 当会社は、当会社または提携金融機関の事情により振替日を変更することがあります。この場合、当会社はその旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第 7 条（特約の消滅）

(1) 次の場合には、この特約は効力を失います。

① 保険契約が消滅または失効したとき。
② 保険料の前納がなされたとき。
③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
⑤ 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき。
⑥ 第 1 条（特約の適用）(2) に定める条件に該当しなくなったとき。

(2) 本条 (1) ③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

第 8 条（主約款の適用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を適用します。

第 9 条（がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則）

この特約をがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①～⑥の取扱いをし、第 2 条（責任開始日および契約日の特則）の規定は適用しません。

① この特約が適用され、第 1 回保険料から口座振替を行う場合、主約款の規定にかかわらず、第 1 回保険料の振替日を保険期間の始期とし、この日を契約日とします。ただし、月払の保険契約の場合の契約日は、保険期間の始期の属する月の翌月 1 日とします。

② この特約による保険料の口座振替を第 2 回以後の保険料から行う場合、月払の保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月 1 日とします。

③ 前①および②の場合、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、前①および②に規定する契約日を基準として計算します。

④ 前①および②に定める保険期間の始期から契約日の前日までの間に、主約款および特約の規定に基づいて保険料の払込みを免除すべき事由が発生したときは、前①～③の規定にかかわらず、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。

⑤ 前①および②の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、前①および②に定める保険期間の始期の属する日を基準として計算します。

⑥ 保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①～⑤の規定にかかわらず、契約日は保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

団体扱特約条項Ⅰ　目次

第１条　取扱いの範囲
第２条　契約日の特則
第３条　保険料率
第４条　保険料の払込み
第５条　月払保険料の一括払
第６条　猶予期間
第７条　特約の失効
第８条　がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則

団体扱特約条項Ⅰ

（平成22年３月２日改定）

第１条（取扱いの範囲）

（1）官公庁、会社、組合、工場その他の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件を満たす場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。

①　保険契約者がその団体から給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払を受ける者である保険契約（以下「個人契約」といいます。）であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者である保険契約（以下「事業保険」といいます。）であること。

②　保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。

（2）本条（1）②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。

（3）本条（1）の取扱いを行うときは、当会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第２条（契約日の特則）

（1）主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

（3）保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条（1）の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第３条（保険料率）

（1）この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、次の①または②のとおりとします。

①　団体が次のいずれかに該当する場合は、団体保険料率Ａを適用します。

ア．その事業所に個人契約の保険契約者数が20名以上あるとき。

イ．その事業所に事業保険の被保険者数が20名以上あるとき。

ウ．その事業所の個人契約の保険契約者数とその事業所の事業保険の被保険者数とが名寄せ合算して20名以上あるとき。

エ．その事業所の個人契約の保険契約者数または事業保険の被保険者数が20名未満であっても前ア．～ウ．のいずれかに該当する事業所が他にあるとき。

②　団体が前①ア．～エ．のいずれにも該当しない場合は、団体保険料率Ｂを適用します。

（2）団体保険料率Ａを適用した場合でも、保険契約者または被保険者の数が本条（1）①に規定する人数未満に減少し、その後６か月を経過しても規定の人数にもどらないときは、当会社は、適用する保険料率を団体保険料率Ｂに変更します。

第４条（保険料の払込み）

（1）第１回保険料（第１回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。

（2）第２回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。

（3）本条（1）および（2）の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者に支払う給与から控除したうえで当会社に払い込む場合には、保険料を給与から控除した日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限ります。

（4）本条（1）および（2）の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで当会社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限ります。

（5）団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

（注）あらかじめ当会社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第５条（月払保険料の一括払）

団体月払取扱いの場合、団体保険料率Ｂが適用されるときは、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、普通保険料率を基準として、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

（注）３か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

第６条（猶予期間）

（1）第２回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払（年２回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで
③	年払（年１回払）	

（2）猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。

（3）保険契約を更新する場合には、更新後第１回保険料の払込みについて本条（2）の規定を準用します。

第７条（特約の失効）

（1）次の場合には、この特約は効力を失います。

① 保険契約者が、その所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。

② 保険契約者または被保険者の数が第１条（取扱いの範囲）（1）および（2）に規定する人数未満に減少し、その後３か月（注）を経過しても規定の人数にもどらないとき。

③ 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が当会社の定めた金額を下回るとき。

④ 保険料の振替貸付を行ったとき。

⑤ 保険料の前納取扱いをしたとき。

⑥ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。

⑦ 当会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。

（2）本条（1）の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更し、保険料率を将来に向って更正します。

（3）団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

（注）団体年払または半年払の取扱いの場合はその後６か月とします。

第８条（がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を団体月払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第２条（契約日の特則）の規定は適用しません。

① 第１回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア．この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

イ．主約款に定める保険期間の始期から前ア．の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料の払込免除事由が発生したときは、前ア．の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。

ウ．主約款および前ア．の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、次のいずれか遅い日とします。

（ア）主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日

（イ）被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

エ．保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア．およびイ．の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

② 第２回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア．この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア．およびイ．の規定を準用します。

イ．前ア．の規定にかかわらず、当会社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。

ウ．保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア．およびイ．の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

（2）この特約を団体年払または半年払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加し、かつ第１回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当会社の責任開始期に関しては、本条（1）①ウ．の規定を準用します。

（3）がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約を付加した場合、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。
（4）がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

団体扱特約条項Ⅱ　目次

第１条　取扱いの範囲
第２条　契約日の特則
第３条　保険料率
第４条　保険料の払込み
第５条　月払保険料の一括払
第６条　猶予期間
第７条　特約の失効
第８条　がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則

団体扱特約条項Ⅱ

（平成22年３月２日改定）

第１条（取扱いの範囲）

（1）組合、連合会、同業団体その他の団体（以下「団体」といいます。）において次の条件を満たす場合は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）のほかこの特約を適用して団体年払、半年払または月払の取扱いをします。

①　保険契約者は、その団体に所属する者であること。ただし、団体が保険契約者であるときは、その団体に所属する者が被保険者であること（以下「事業保険」といいます。）。

②　保険契約者または被保険者の数は10名以上であること。

③　団体を代表する者のあることを必要とし、その代表者によって保険料を一括して徴収することが可能であること。

（2）本条（1）②の人数については、年払および半年払の契約を合算して、または月払の契約のみにより、その人数を満たすことを必要とします。

（3）本条（1）の取扱いを行うときは、当会社は団体代表者と協定書を取りかわします。

第２条（契約日の特則）

（1）主たる保険契約の締結の際に団体月払取扱いを行う保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。以下同じ。）の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、責任開始日から契約日の前日までの間に保険金、給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由が生じたときは、当会社は、責任開始日を契約日として保険契約上の責任を負い、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はこの日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば徴収します。ただし、保険金、給付金等の支払金があるときは、過不足分を支払金と精算します。

（3）保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、本条（1）の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、この日を基準として計算します。

第３条（保険料率）

この特約を適用する半年払または月払の保険契約の保険料率は、団体保険料率Ｂとします。

第４条（保険料の払込み）

（1）第１回保険料（第１回保険料充当金を含みます。以下同じ。）を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合には、団体の代表者が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。

（2）第２回以後の保険料は、団体の代表者が取りまとめて払い込んでください。この場合、団体の代表者が当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込んだ日をもって払込みのあった日とします。

（3）本条（1）および（2）の規定にかかわらず、団体が、保険料を保険契約者または被保険者の指定する口座（以下「指定口座」といいます。）から団体の口座に振り替えたうえで当会社に払い込む場合には、保険料の指定口座から団体の口座への振替日（注）をもって払込みのあった日とします。ただし、当会社と団体とがこの取扱いについて取り決めを行っている場合に限ります。

（4）団体の代表者から保険料が払い込まれた場合には、当会社は、払込金額に対する領収証を団体に交付し、個々の領収証は発行しません。

（注）あらかじめ当会社と団体との間で取り決めることを必要とします。

第５条（月払保険料の一括払）

団体月払取扱いの場合、保険契約者は、当会社の定める方法により、当月分以後の保険料（注）を一括払することができます。この場合、普通保険料率を基準として、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

（注）３か月分以上12か月分以下の保険料に限ります。

第６条（猶予期間）

（1）第２回以後の保険料の払込みについては、下表のとおり「猶予期間」があります。

	保険料の払込方法（回数）	猶予期間
①	月払（年12回払）	払込期月の翌月初日から末日まで
②	半年払（年２回払）	払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日まで ただし、契約応当日が２月、６月、11月の各末日の場合には、それぞれ４月、８月、１月の各末日まで
③	年払（年１回払）	

（2）猶予期間中に保険金、年金、給付金等の支払事由が生じたときは、当会社は、未払込保険料をそれらの支払金から差し引きます。

（3）保険契約を更新する場合には、更新後第１回保険料の払込みについて本条（2）の規定を準用します。

第７条（特約の失効）

（1）次の場合には、この特約は効力を失います。

① 保険契約者がその所属団体から脱退したとき。ただし、事業保険の場合には、被保険者がその所属団体から脱退したとき。

② 保険契約者または被保険者の数が第１条（取扱いの範囲）（1）および（2）に規定する人数未満に減少し、その後３か月（注）を経過しても規定の人数にもどらないとき。

③ 保険金額、年金額または入院給付金日額の減額その他により、保険金額、年金額または入院給付金日額が当会社の定めた金額を下回るとき。

④ 保険料の振替貸付を行ったとき。

⑤ 保険料の前納取扱いをしたとき。

⑥ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。

⑦ 当会社と団体代表者との協議により、団体年払、半年払または月払の取扱いを廃止したとき。

（2）本条（1）の場合には、個人扱の年払、半年払または月払の取扱いに変更します。

（3）団体月払取扱いを個人扱の年払または半年払の取扱いに変更した場合、その保険年度に対する保険料に未払込分があるときは、その未払込分を一時に払い込んでください。

（注）団体年払または半年払の取扱いの場合はその後６か月とします。

第８条（がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合の特則）

（1）この特約を団体月払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加した場合には、次の①または②の取扱いをし、第２条（契約日の特則）の規定は適用しません。

① 第１回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア．この特約を付加した保険契約の契約日は、主約款の規定にかかわらず、主約款に定める保険期間の始期の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

イ．主約款に定める保険期間の始期から前ア．の契約日の前日までの間に、主約款の規定に基づいて保険料の払込免除事由が発生したときは、前ア．の規定にかかわらず契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、主約款に定める保険期間の始期の属する日を契約日とし、その日を基準として再計算し、保険料に超過分があれば払いもどし、不足分があれば領収します。

ウ．主約款および前ア．の規定にかかわらず、当会社の責任開始期は、次のいずれか遅い日とします。

（ア）主約款に定める保険期間の始期の属する日からその日を含めて60日を経過した日の翌日

（イ）被保険者に関する告知の時の属する日からその日を含めて90日を経過した日の翌日

エ．保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア．およびイ．の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

② 第２回以後の保険料から団体の代表者が取りまとめて払い込む場合は、次のとおり取り扱います。

ア．この特約を付加した保険契約の契約日に関しては、前①ア．およびイ．の規定を準用します。

イ．前ア．の規定にかかわらず、当会社の責任開始期の計算にあたっては、主約款に定める保険期間の始期を基準に計算します。

ウ．保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前ア．およびイ．の規定にかかわらず、契約日は主約款に定める保険期間の始期の属する日とし、当会社の責任開始期、契約年齢、保険期間および保険料払込期間の計算にあたっては、この日を基準として計算します。

（2）この特約を団体年払または半年払取扱いを行うがん保険またはがん治療支援保険に付加し、かつ第１回保険料を団体の代表者が取りまとめて払い込む場合、当会社の責任開始期に関しては、本条（1）①ウ．の規定を準用します。

（3）がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約を付加した場合、本条（1）および（2）の規定にかかわらず、当会社の責任開始期に関しては、保険契約の締結の際に適用される主約款および特約条項の規定を適用します。

（4）がん保険契約またはがん治療支援保険契約の締結後にこの特約が効力を失った場合であっても、当会社の責任開始期に関しては、この特約条項の規定を適用します。

保険料クレジットカード払特約条項　目次

第１条　特約の適用
第２条　契約日の特則
第３条　保険料率
第４条　保険料の払込み
第５条　他の保険料の払込方法（経路）への変更
第６条　特約の消滅
第７条　主約款の規定の準用

保険料クレジットカード払特約条項

（平成22年３月２日改定）

第１条（特約の適用）

（1）この特約は保険契約締結の際または保険料払込期間の中途において、保険契約者から、当会社の指定するクレジットカード（以下「クレジットカード」といいます。）により保険料を払い込む旨の申出があり、かつ、当会社がこれを承諾した場合に適用します。

（2）本条（1）のクレジットカードは、保険契約者が、当会社の指定するクレジットカード発行会社（以下「カード会社」といいます。）との間で締結された会員規約等（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与されまたは使用を認められたものに限ります。

（3）当会社は、この特約の適用に際して、カード会社にクレジットカードの有効性および利用限度額内であること等の確認（以下「有効性等の確認」といいます。）を行うものとします。

（4）当会社は、保険契約者がカード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みにクレジットカードを使用した場合にかぎり、この特約に定める取扱いを行います。

第２条（契約日の特則）

保険契約締結の際にこの特約を付加する場合は、次の①～③のとおり取り扱います。

①　この特約が適用される月払の保険契約の契約日は、普通保険約款（以下「主約款」といいます。）の規定にかかわらず、当会社の責任開始日（当会社の保険契約上の責任が開始する日をいいます。ただし、がん保険またはがん治療支援保険に付加した場合は、保険期間の始期とします。以下同じ。）の属する月の翌月１日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として計算します。

②　当会社の責任開始日から契約日の前日までの間に、当会社が主約款および特約の規定に基づく保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が生じたときは、前①の規定にかかわらず、当会社の責任開始日を契約日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間はその日を基準として再計算します。この場合、保険料に超過分があれば払い戻し、不足分があれば領収します。ただし、保険金等の支払があるときは、過不足分を支払金額と精算します。

③　保険契約者から申出があり、かつ当会社がこれを承諾した場合、前①および②の規定にかかわらず、契約日は当会社の責任開始日とし、契約年齢、保険期間および保険料払込期間は、その日を基準として計算します。

第３条（保険料率）

（1）この特約を適用する月払の保険契約の保険料率は、口座振替保険料率とします。

（2）本条（1）の規定にかかわらず、当月分以後の保険料が３か月分以上一括払されたときは、普通保険料率を適用します。この場合、当会社所定の割引率で保険料を割引します。

第４条（保険料の払込み）

（1）第１回保険料（第１回保険料相当額を含みます。以下同じ。）をクレジットカードにより払い込む場合は、当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、クレジットカードによる保険料の払込みを承諾した時（注１）に、当会社が第１回保険料を受け取ったものとします。

（2）本条（1）の場合、当会社が、保険契約の申込を承諾したときは、当会社の責任開始日を保険契約者に通知します。ただし、当会社所定のクレジットカード利用票を使用した場合を除きます。

（3）第２回以後の保険料をクレジットカードにより払い込む場合は、その保険料は、主約款の規定にかかわらず、当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った上で、払込期月中の当会社の定めた日に、当会社に払い込まれるものとします。

（4）保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に支払うことを必要とします。

（5）当会社がクレジットカードの有効性等の確認を行った後でも、次のすべてを満たす場合には、その払込期月中の保険料（注２）については、本条（3）（注３）の規定は適用しません。

①　当会社がカード会社より保険料相当額を領収できないこと。

②　保険契約者がカード会社に対して、保険料相当額を支払っていないこと。

（6）本条（5）の場合、当会社は、保険契約者に保険料を直接請求できるものとします。

（注１）当会社所定のクレジットカード利用票を使用する場合は、当会社がクレジットカード利用票を作成した時とします。

（注２）第１回保険料を含みます。

（注３）第１回保険料の場合は本条（1）とします。

第 5 条（他の保険料の払込方法（経路）への変更）

保険契約者は、あらかじめ当会社に申し出ることにより、クレジットカードによる保険料の払込みを中止して、他の保険料の払込方法（経路）に変更することができます。

第 6 条（特約の消滅）

（1）次の事由に該当したときは、この特約は消滅します。

① 保険契約が消滅または失効したとき。
② 保険料の前納がなされたとき。
③ 保険料の一括払込みがなされたとき。
④ 保険料の払込みを必要としなくなったとき。
⑤ 他の保険料の払込方法（経路）に変更したとき。
⑥ 当会社がカード会社より保険料相当額を領収できないとき。
⑦ 当会社がクレジットカードの有効性を確認できなかったとき。
⑧ カード会社がクレジットカードによる保険料払込みの取扱いを停止したとき。

(2) 本条（1）③の規定にかかわらず、保険契約者から保険料の一括払込み後も引き続きこの特約を適用する旨の申出がなされたときは、この特約は消滅しません。

(3) 本条（1）⑥～⑧までの場合、当会社はその旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、他の保険料の払込方法（経路）への変更を行ってください。

第 7 条（主約款の規定の準用）

この特約に別段の定めがない場合には、主約款の規定を準用します。

MEMO

MEMO

MEMO

保険会社からのお願い

1. 転居、住居表示の変更、その他契約内容変更（名義変更、受取人変更、改姓、証券の紛失）などの場合には、お手数でも、下記総合カスタマーセンター、支社または代理店にお知らせください。
2. ご契約に関する照会、ご通知の際には証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所を明記してください。
3. あらゆるお手続きに保険証券は欠かせないものです。保険証券、領収証は大切に保管してください。

保険契約についてのお問い合わせ、ご相談がございましたら、ご遠慮なく下記総合カスタマーセンター、支社または代理店へお申し出ください。なお、ご照会のときには、必ず保険証券をご準備ください。

あんしん生命 総合カスタマーセンター

0120-016-234

＜受付時間＞ 平日 9:00～19:00
土曜 9:00～17:00
（日・祝日・年末年始を除きます。）

説明事項ご確認のお願い

この冊子は、ご契約にともなう大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申し込みいただくようお願いいたします。

特に・・・

・保険契約の締結と生命保険募集人の権限 …… しおり 16
・クーリング・オフ制度（お申込みの撤回またはご契約の解除） …… しおり 17
・健康状態・職業等の告知義務 …… しおり 18
・保険会社の責任開始期 …… しおり 18
・保険金・給付金等をお支払いできない場合 …… しおり 41
・保険料のお払込み …… しおり 60
・保険料の払込期月と猶予期間および復活について …… しおり 62
・ご契約の解約と解約返戻金 …… しおり 78

などは、ご契約に際して是非ご理解いただきたいことがらですので、告知および保険料の受領など営業社員・代理店の役割も含めて、ご説明の中でわかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。
なお、後ほどお送りする保険証券とともに大切に保存し、ご活用ください。

生命保険についてのご相談・お問い合わせは

あんしん生命　総合カスタマーセンター

0120-016-234

＜受付時間＞　平日 9:00～19:00
土曜 9:00～17:00
（日・祝日・年末年始を除きます。）

TOKIO MARINE NICHIDO

東京海上日動あんしん生命保険株式会社
〒104-0061 東京都中央区銀座5-3-16
ホームページ：http://www.tmn-anshin.co.jp/

＜事務代行会社＞
＜取扱者／代理店＞

募資 '09-KR05-042　D79-11660　10.3.修増（冊）TN